

●データブック●
国際労働比較
Databook of International Labour Statistics

2011

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

は し が き

2010年の世界経済は、国によりペースの違いは見られたものの、2009年に大幅に落ち込んだ状態から穏やかな回復基調を維持したといわれています。しかしながら、先進諸国においてはプラス成長を続けながらも失業率の大きな改善はみられず、高止まったままの状態にあり、かつてのように景気回復が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくくなっています。現在の雇用政策の難しさの1つはこの点にあるようです。

一方で、高齢化は先進国を中心に確実に進行しており、近い将来の労働力不足が懸念されています。こうした中で非正規雇用が世界中で拡大傾向にあり、加えて日本においては円高が進行し雇用問題に新たな課題を生じさせています。

こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、本書はますます政策課題の共通化が進んでいる労働問題、雇用問題における日本と諸外国の実態について、分かりやすく理解できるように編集した「国際比較統計集」です。

本書は年に1度刊行し、すでに10余年を経ています。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）など国際機関を中心とした努力が続けられ、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努めていますが、まだ不十分な点があるかと思います。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様からご意見、ご批判をいただければ幸甚に存じます。

本書が日本の労働問題、労働政策に関する理解の一助となれば幸いです。

平成23年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
国際研究部長 坂井 澄雄

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - － 該当数値がないことを示す。
 （ブランク）数値が不詳、不明であることを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
5. 欧州諸国は、他に注がない場合は以下の国々を指す。

（ユーロ圏）オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、ギリシャ。（2007年1月よりスロベニアも参加）

（EU-15）上記12か国にデンマーク、スウェーデン、イギリスを加えた国々。

（EU-19）上記15か国にチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアを加えた国々。

OECD諸国とは、EU-19か国に以下の15か国を加えたものである。（2011年1月現在）

日本、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカ、カナダ、メキシコ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア。
6. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fwg	former West Germany		

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	海外生産比率（製造業）	34
第1-11表	経常収支・貿易収支	35
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-14表	為替レート	38
第1-15表	卸売物価指数	39
第1-16表	消費者物価指数	40
第1-17表	購買力平価	41
第1-18表	物価水準（GDPベース）	41
第1-19表	購買力平価及び内外価格差	42
第1-20表	労働生産性水準	43
第1-21表	労働分配率	44
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1-23表	単位労働費用（製造業）	45

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2-2	人口増加率	50
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	51

2-4	65歳以上男性の労働力率	52
2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15~64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15~64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	97
第3-3表	産業別雇用者数	98
第3-4表	性別・職業別就業者数	103
第3-5表	就業者の職業別構成比	111
第3-6表	従業上の地位別就業者数	112
第3-7表	就業者の従業上の地位別構成比	112
第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	113

第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	115
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	116
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	117
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	118
第3-13表	従業員の勤続年数	119
第3-14表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	120
第3-15表	職業生活から引退すべき年齢	121
第3-16表	雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率	122
第3-17表	公共職業安定業務	123
第3-18表	有料職業紹介	124
第3-19表	労働者派遣事業	125
第3-20表	高齢者の就業促進施策	128
第3-21表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	131

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	135
4-2	失業率（各国公表値）	136
4-3	長期失業者の割合	137
第4-1表	調整失業率	138
第4-2表	失業率（各国公表値）	139
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	140
第4-4表	年齢階級別失業率	143
第4-5表	長期失業者の割合	144
第4-6表	失業期間別構成比	145
第4-7表	失業者の定義	146
第4-8表	失業保険制度 （参考表）補足的な失業扶助制度	148 152
第4-9表	失業保険給付受給者数	154
第4-10表	雇用調整速度	155
第4-11表	解雇法制	156

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	161
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	162
5-3	年齢階級別賃金格差（製造業）	163
5-4	勤続年数別賃金格差（製造業）	164

第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	165
第5-2表	賃金（製造業）	166
第5-3表	産業別賃金	168
第5-4表	時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）	169
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準	169
第5-6表	労働費用（製造業）	170
第5-7表	労働費用でみた国際競争力（製造業）	171
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	171
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	172
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	173
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	173
第5-12表	年齢階級別賃金格差（製造業）	174
第5-13表	勤続年数別賃金格差（製造業）	175
第5-14表	規模間賃金格差（産業計）	176
第5-15表	所得のジニ係数	176
第5-16表	五分位階級所得割合	177
第5-17表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	177
第5-18表	最低賃金制度	178
第5-19表	最低賃金額の推移	184

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	187
6-2	年間休日数	188
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	189
第6-2表	週労働時間（製造業）	191
第6-3表	長時間労働者の割合	192
第6-4表	年間休日数	193
第6-5表	法定祝日	194
第6-6表	労働時間制度	195

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	205
7-2	労働損失日数	206
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	207
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	208

第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	209
第7-4表	労使紛争処理制度	211
第7-5表	労災被災者数・労働損失日数	221
第7-6表	労働災害の度数率	223

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育機関への進学率	227
第8-1-1表	高等教育機関への進学率：日本	229
第8-1-2表	高等教育機関への進学率：アメリカ	229
第8-1-3表	高等教育機関への進学率：イギリス	230
第8-1-4表	高等教育機関への進学率：ドイツ	231
第8-1-5表	高等教育機関への進学率：フランス	231
第8-1-6表	高等教育機関への進学率：韓国	232
第8-2-1表	日本の学校系統図	232
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	233
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	234
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	235
第8-2-5表	フランスの学校系統図	236
第8-2-6表	ロシアの学校系統図	237
第8-2-7表	中国の学校系統図	238
第8-2-8表	韓国の学校系統図	239
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	240
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	241
第8-5表	困難な状況にある若者に対する施策 (参考表) 若年者に対する最低賃金の特例	248 251

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	255
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体 (NPISH) の受取と支払の構成	256
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	257
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	258
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (日本)	259
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (アメリカ、全世界)	260
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (イギリス、全世界)	261
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (ドイツ、全世界)	262
第9-4表	家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額	263

第9-5表	十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった 回答者の割合	263
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	264
第9-7表	社会保障給付（対国民所得比）	265
第9-8表	国民負担率（対国民所得比）	265
第9-9表	GDPに占める労働市場政策への支出	266
第9-10表	公的年金等制度	267
第9-11表	企業年金等制度	269
第9-12表	社会保険料率の労使負担割合	271
第9-13表	公的扶助制度	272
第9-14表	育児休業制度	274
第9-15表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	277
第9-16表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	279
第9-17表	障害者雇用対策	280
第9-18表	一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）	282
第9-19表	生活・社会・文化水準	283
第9-20-1表	生活時間（正規雇用者）	284
第9-20-2表	生活時間（非正規雇用者）	285
第9-20-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	286
第9-21表	女性の社会参加に関する指標（GEM値）	287

参考

労働統計のホームページアドレス	291
-----------------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Overseas production ratio, manufacturing	34
Table 1-11	Current account and trade balance	35
Table 1-12	FDI Inward flows	36
Table 1-13	FDI Outward flows	37
Table 1-14	Exchange rates	38
Table 1-15	Wholesale price indices	39
Table 1-16	Consumer price indices	40
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-18	Comparative price levels on GDP	41
Table 1-19	Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels	42
Table 1-20	Labour productivity levels	43
Table 1-21	Labour share	44
Table 1-22	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-23	Unit labour cost, manufacturing	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64

Table 2-9	Total fertility rates	65
Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	97
Table 3-3	Paid employment by economic activity	98
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	103
Table 3-5	Occupational composition of employment	111
Table 3-6	Employment by professional status	112
Table 3-7	Composition of employment by professional status	112
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	113
Table 3-9	Women's share in part-time employment	115
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment	116
Table 3-11	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	117
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	118
Table 3-13	Length of service of employees by sex and age group	119
Table 3-14	Youth's views on job changes, 18-24 years old	120
Table 3-15	The age one ought to retire from work	121
Table 3-16	Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates	122
Table 3-17	Public employment security services	123
Table 3-18	Fee-charging employment services	124
Table 3-19	Temporary employment agency services	125
Table 3-20	Measures to promote the employment for older persons	128
Table 3-21	Age-based legal mechanisms including statutory retirement age	131

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	138
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	139
Table 4-3	Unemployment by age group	140
Table 4-4	Unemployment rates by age group	143
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	144
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	145
Table 4-7	Definitions of unemployed	146
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	148
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes	152
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	154
Table 4-10	Employment adjustment speed	155
Table 4-11	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	156

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	165
Table 5-2	Wages, manufacturing	166
Table 5-3	Wages by economic activity	168
Table 5-4	Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing	169
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	169
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	170
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs, manufacturing	171
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing	171
Table 5-9	Hourly labour costs for production workers, manufacturing	172
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	173
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	173
Table 5-12	Wage gap by age group, manufacturing	174
Table 5-13	Wage gap by length of service, manufacturing	175
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	176
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	176
Table 5-16	Income share by quintiles	177
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income	177
	Reference table: Japan's relative poverty rates	177
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	178
Table 5-19	Changes in the minimum wage	184

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	189
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing	191
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender	192
Table 6-4	Number of annual holidays	193
Table 6-5	Legal holidays	194
Table 6-6	Working-time arrangements	195

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	207
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	208
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	209
Table 7-4	Labour dispute resolution mechanisms	211
Table 7-5	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	221
Table 7-6	Incidence rates of occupational accidents	223

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Enrollment rates in higher education, Japan	229
Table 8-1-2	Enrollment rates in higher education, USA	229
Table 8-1-3	Enrollment rates in higher education, UK	230
Table 8-1-4	Enrollment rates in higher education, Germany	231
Table 8-1-5	Enrollment rates in higher education, France	231
Table 8-1-6	Enrollment rates in higher education, Republic of Korea	232
Table 8-2-1	School system, Japan	232
Table 8-2-2	School system, USA	233
Table 8-2-3	School system, UK	234
Table 8-2-4	School system, Germany	235
Table 8-2-5	School system, France	236
Table 8-2-6	School system, Russian Federation	237
Table 8-2-7	School system, China	238
Table 8-2-8	School system, Republic of Korea	239
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	240
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	241
Table 8-5	Measures to tackle the youth employment challenges	248
	Reference table: Sub-minimum wages for youth	251

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	256
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	257
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	258
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	259
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	260
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	261
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	262
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	263
Table 9-5	Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes	263
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	264
Table 9-7	Social security benefits as a percentage of national income	265
Table 9-8	Tax and social security burden as a percentage of national income	265
Table 9-9	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	266
Table 9-10	Public pension schemes	267
Table 9-11	Corporate pension schemes	269
Table 9-12	Employer-employee social insurance contribution rates	271
Table 9-13	Public assistance systems	272
Table 9-14	Childcare leave schemes	274
Table 9-15	Financial support for childcare, including child benefits	277
Table 9-16	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)	279
Table 9-17	Employment measures for the disabled	280
Table 9-18	Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex	282
Table 9-19	Indicators of national power and social infrastructure	283
Table 9-20-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	284
Table 9-20-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	285
Table 9-20-3	Workday/Holiday time use (employees)	286
Table 9-21	Gender Empowerment Measure	287

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金についても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

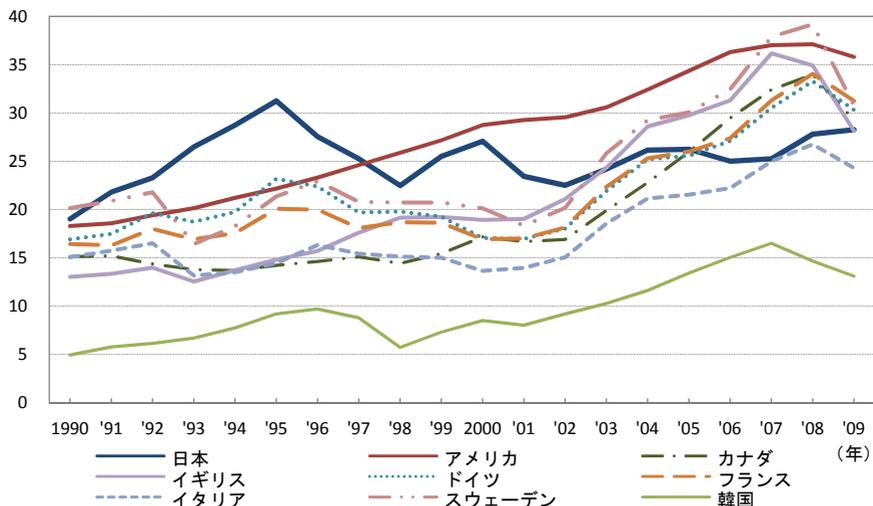
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

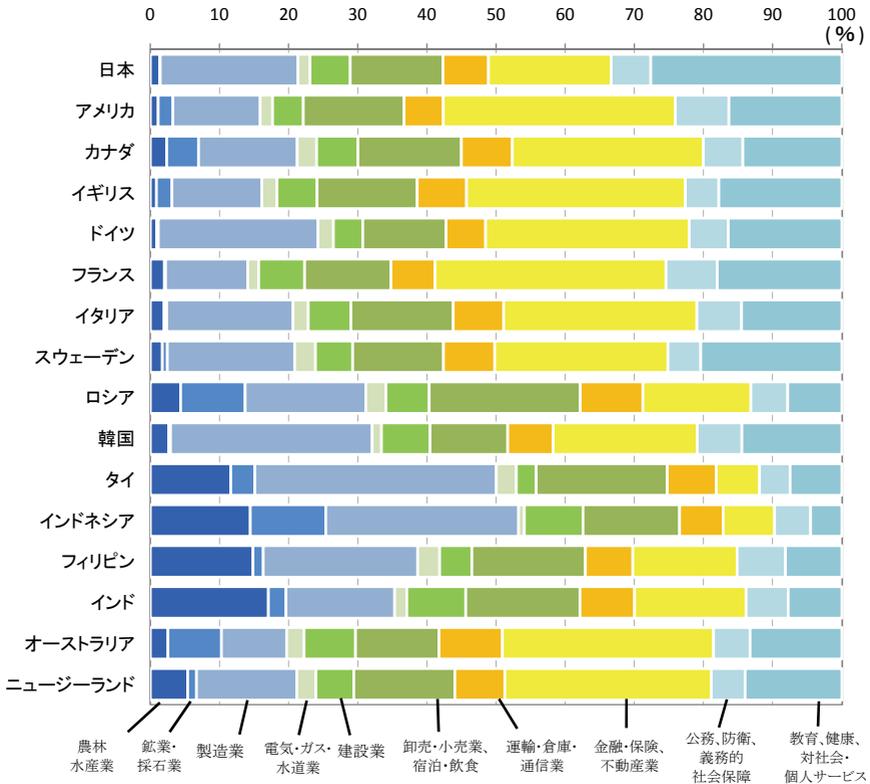
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

日本と主要国との実質成長率は、1996年から2000年の平均で、日本1.0%、アメリカ4.3%、イギリス3.4%、ドイツ2.0%などとなっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)、為替レートも円安に転じたことなどにより、一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが、その後2003年からはスウェーデン、イギリスを下回り、2005年にはドイツ、フランス、カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年以降、G7(先進7か国)の中でイタリア、イギリスに次ぐ下位の水準に落ち込んでいるが、最近の円高の中で各国との比較は流動的である。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比、2008年）

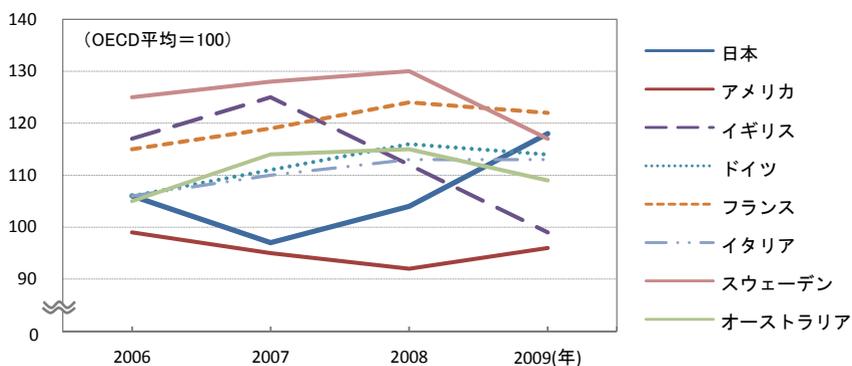


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。
 (注) イギリスは2005年、ニュージーランドは2006年度の数値。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、教育、健康、対地域社会・個人サービスの割合が、先進国のなかでは高い。他方、タイ、インドネシア、フィリピン、インドをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準（GDPベース）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-18表 物価水準（GDPベース）」(p.41)を参照。

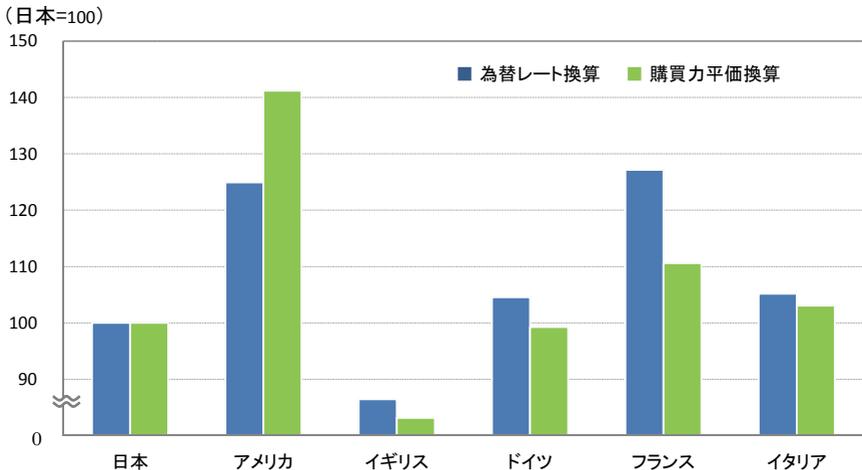
各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば、使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで、物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。これをみると、我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが、その後低下傾向で推移した後、2007年に上昇に転じ、2009年にはフランスに次ぐ高水準となっている。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点(2005年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大(小)きくなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD30か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2008年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-20表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

(注) イギリスは2005年値。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

上記6か国中、日本の労働生産性水準はイギリスよりも高いが、アメリカ、フランスなど主要国より低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009
日本(10億円)	JPN	495,166	502,990	501,734	507,365	515,520	504,378	470,937
アメリカ(10億USDドル)	USA	7,359	9,899	12,580	13,336	13,995	14,297	14,044
カナダ(10億カナダドル)	CAN	810	1,077	1,374	1,450	1,530	1,600	1,527
イギリス(10億ポンド)	GBR	733	977	1,254	1,328	1,405	1,446	1,393
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,848	2,063	2,242	2,327	2,432	2,481	2,397
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,195	1,441	1,726	1,806	1,895	1,949	1,907
イタリア(10億ユーロ)	ITA	947	1,191	1,429	1,485	1,546	1,568	1,521
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,810	2,265	2,769	2,944	3,126	3,204	3,089
ユーロ圏(10億ユーロ) ¹⁾	EUR	5,566	6,785	8,151	8,560	9,018	9,247	8,956
ロシア(10億ルーブル) ²⁾	RUS	1,427	7,298	21,610	26,917	33,248	41,429	39,101
中国(10億元)	CHN	6,079	9,921	18,494	21,631	26,581	31,405	34,051
香港(10億香港ドル)	HKG	1,116	1,318	1,383	1,475	1,615	1,675	1,632
韓国(1兆ウォン)	KOR	410	603	865	909	975	1,026	1,063
シンガポール(100万SGPドル)	SGP	118,963	159,840	201,805	223,315	258,564	266,363	257,640
マレーシア(100万リンギット)	MYS	222,473	356,401	522,445	574,441	639,776	738,677	674,434
タイ(10億バーツ)	THA	4,186	4,923	7,103	7,850	8,530	9,075	9,051
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	455	1,390	2,774	3,339	3,951	4,951	5,613
フィリピン(10億ペソ)	PHL	1,906	3,355	5,444	6,031	6,649	7,409	7,679
インド(10億ルピー)	IND	11,918	21,023	37,065	42,840	49,479	55,745	62,312
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	532	709	1,001	1,091	1,182	1,253	1,273
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	95	117	160	168	181	185	187
ブラジル(10億レアル)	BRA	706	1,179	2,147	2,369	2,661	3,005	3,143
(USDドル換算/in U.S. dollars)								
						(10億USDドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	5,264	4,667	4,552	4,363	4,378	4,880	5,033
アメリカ	USA	7,359	9,899	12,580	13,336	13,995	14,297	14,044
カナダ	CAN	591	725	1,134	1,279	1,424	1,499	1,336
イギリス	GBR	1,157	1,478	2,280	2,444	2,811	2,657	2,169
ドイツ	DEU	2,523	1,900	2,788	2,919	3,329	3,635	3,330
フランス	FRA	1,570	1,328	2,147	2,266	2,594	2,854	2,649
イタリア	ITA	1,126	1,097	1,778	1,863	2,116	2,297	2,113
スウェーデン	SWE	254	247	371	399	463	486	404
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	7,281	6,251	10,136	10,739	12,343	13,545	12,441
ロシア ²⁾	RUS	313	259	764	990	1,300	1,667	1,232
中国	CHN	728	1,198	2,257	2,713	3,494	4,520	4,984
香港	HKG	144	169	178	190	207	215	211
韓国	KOR	531	533	845	952	1,049	931	833
シンガポール	SGP	84	93	121	141	172	188	177
マレーシア	MYS	89	94	138	157	186	221	191
タイ	THA	168	123	177	207	247	272	264
インドネシア	IDN	202	165	286	365	432	511	540
フィリピン	PHL	74	76	99	118	144	167	161
インド	IND	368	468	840	946	1,197	1,281	1,287
オーストラリア	AUS	394	411	764	822	989	1,051	993
ニュージーランド	NZL	62	53	113	109	133	130	117
ブラジル	BRA	769	645	882	1,089	1,367	1,639	1,572

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国,ロシア,中国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在
その他の国,為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*
(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2010年7月現在(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国(p.4参照)。2007年よりスロベニア,2008年よりキプロス及びマルタ,
2009年よりスロバキアも参加。

2) ロシアの1995年は,1998年に実施されたデノミ後の新ルーブルで換算。

1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		(%)								
国・地域 Country or region		1996～ 2000	2001～ 2005	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009 年/Year
(名目/nominal)										
日本	JPN	0.3	0.0	1.1	1.6	0.7	1.1	1.6	-2.2	-6.6
アメリカ	USA	6.1	4.9	6.4	6.5	6.5	6.0	4.9	2.2	-1.8
カナダ	CAN	5.9	5.0	9.6	6.4	6.4	5.6	5.5	4.6	-4.5
イギリス	GBR	5.9	5.1	5.1	5.5	4.2	5.9	5.8	2.9	-3.7
ドイツ	DEU	2.2	1.7	2.5	2.2	1.4	3.8	4.6	2.0	-3.4
フランス	FRA	3.8	3.7	5.4	4.1	4.0	4.7	4.9	2.8	-2.1
イタリア	ITA	4.7	3.7	5.7	4.2	2.7	3.9	4.1	1.4	-3.0
スウェーデン	SWE	4.6	4.1	5.9	4.6	4.1	6.3	6.2	2.5	-3.6
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	4.0	3.7	5.3	4.1	3.7	5.0	5.3	2.5	-3.1
ロシア	RUS	40.9	24.3	51.5	28.9	26.9	24.6	23.5	24.6	-5.6
中国	CHN	10.4	13.3	10.6	17.7	15.7	17.0	22.9	18.1	8.4
香港	HKG	3.6	1.0	4.0	4.6	7.0	6.7	9.5	3.7	-2.6
韓国	KOR	8.2	7.5	9.9	7.8	4.6	5.0	7.3	5.3	3.6
シンガポール	SGP	6.3	5.0	14.2	14.0	8.9	10.7	15.8	3.0	-3.3
マレーシア	MYS	10.1	8.1	18.5	13.2	10.2	10.0	11.4	15.5	-8.7
タイ	THA	3.4	7.6	6.2	9.7	9.2	10.5	8.7	6.4	-0.3
インドネシア	IDN	25.7	14.9	26.4	14.0	20.8	20.4	18.3	25.3	13.4
フィリピン	PHL	12.0	10.2	12.7	12.9	11.8	10.8	10.2	11.4	3.6
インド	IND	12.1	12.1	7.7	17.6	14.4	15.6	15.5	12.7	11.8
オーストラリア	AUS	5.9	7.1	6.8	7.0	8.1	9.0	8.3	6.0	1.6
ニュージーランド	NZL	4.4	6.5	5.6	7.1	5.7	5.0	7.7	2.0	1.2
ブラジル	BRA	10.9	12.7	10.7	14.2	10.6	10.4	12.3	12.9	4.6
(実質/real) ²⁾										
日本 (base year 2000)	JPN	1.0	1.3	2.9	2.7	1.9	2.0	2.4	-1.2	-6.3
アメリカ (2005)	USA	4.3	2.4	4.2	3.6	3.1	2.7	1.9	0.0	-2.7
カナダ (2002)	CAN	4.1	2.5	5.2	3.1	3.0	2.8	2.2	0.5	-2.5
イギリス (2005)	GBR	3.4	2.5	3.9	3.0	2.2	2.8	2.7	-0.1	-5.0
ドイツ (2000)	DEU	2.0	0.6	3.2	1.2	0.8	3.4	2.7	1.0	-4.7
フランス (2000)	FRA	2.8	1.7	3.9	2.5	1.9	2.2	2.4	0.2	-2.6
イタリア (2000)	ITA	1.9	0.9	3.7	1.5	0.7	2.0	1.5	-1.3	-5.0
スウェーデン (2005)	SWE	3.5	2.7	4.5	4.2	3.2	4.3	3.3	-0.6	-5.3
ユーロ圏 (2000) ¹⁾	EUR	2.8	1.5	3.9	2.2	1.7	3.0	2.8	0.4	-4.1
ロシア (2003)	RUS	1.8	6.1	10.0	7.2	6.4	8.2	8.5	5.2	-7.9
中国 (2000)	CHN	8.6	9.8	8.4	10.1	11.3	12.7	14.2	9.6	9.1
香港 (2008)	HKG	2.7	4.2	8.0	8.5	7.1	7.0	6.4	2.2	-2.8
韓国 (2005)	KOR	5.4	4.5	8.8	4.6	4.0	5.2	5.1	2.3	0.2
シンガポール (index:2005=100)	SGP	6.5	4.5	10.1	9.2	7.6	8.7	8.2	1.4	-2.0
マレーシア (index:2005=100)	MYS	5.0	4.8	8.9	6.8	5.3	5.8	6.2	4.6	-1.7
タイ (1988)	THA	0.6	5.0	4.8	6.2	4.5	5.6	4.9	2.5	-2.2
インドネシア (2000)	IDN	1.0	4.7	4.9	5.0	5.7	5.5	6.3	6.0	4.5
フィリピン (index:2005=100)	PHL	3.6	6.7	4.0	6.9	5.4	5.4	7.5	6.4	4.0
インド (index:2005=100)	IND	6.0	7.0	4.4	7.5	9.5	9.7	9.2	6.7	7.2
オーストラリア (FY'07/'08)	AUS	3.9	3.4	2.0	2.8	3.1	3.8	3.7	1.1	1.2
ニュージーランド (FY'95/'96)	NZL	2.7	3.9	2.4	3.7	3.2	0.9	2.9	-1.4	-0.4
ブラジル (index:2005=100)	BRA	2.0	2.8	4.3	5.7	3.2	4.0	6.1	5.1	-0.2

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国,ロシア,中国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在その他の国,為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2010年7月現在

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国(p.4参照)。2007年よりスロベニア,2008年よりキプロス及びマルタ,2009年よりスロバキアも参加。

2) 各国の括弧内の年は,実質値の基準年を示す。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾
Table 1-3: National income per capita

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本(千円)	JPN	2,939	2,916	2,829	2,891	2,909	2,974	2,873	2,645
アメリカ(USドル)	USA	22,166	28,753	32,409	34,368	36,296	37,009	37,109	35,787
カナダ(カナダドル)	CAN	19,509	25,509	29,643	31,466	33,418	34,815	36,252	33,461
イギリス(ポンド)	GBR	9,388	12,478	15,617	16,354	16,960	17,935	18,862	18,094
ドイツ(ユーロ)	DEU	16,989	18,491	20,300	20,557	21,594	22,294	22,716	21,816
フランス(ユーロ)	FRA	15,113	18,075	19,967	20,462	21,380	22,418	22,771	21,964
イタリア(ユーロ)	ITA	12,153	14,813	17,030	17,313	17,717	18,253	18,263	17,496
スウェーデン(千クローナ)	SWE	152.3	184.3	214.9	224.6	239.4	256.1	258.8	237.9
ロシア(ルーブル)	RUS	6.1	35.9	88.2	108.5	135.9	172.7	212.5	—
中国(元) ²⁾	CHN	4,748	7,735	12,241	14,160	16,470	20,146	22,645	24,785
香港(千HKドル) ²⁾	HKG	181.1	199.0	192.0	201.1	217.3	238.9	252.1	239.7
韓国(千ウォン)	KOR	7,087	9,618	13,300	13,742	14,357	15,332	16,157	16,737
シンガポール(SGドル)	SGP	28,434	31,264	32,276	35,319	40,057	45,735	47,483	43,734
マレーシア(リンギット) ²⁾	MYS	10,299	14,071	17,862	19,447	21,348	23,574	26,424	23,727
タイ(バーツ)	THA	52,376	58,307	70,933	76,631	84,953	93,249	99,248	—
インドネシア(千ルピア) ²⁾	IDN	2,304	5,713	9,301	11,162	13,209	15,483	19,610	21,614
フィリピン(ペソ) ³⁾	PHL	25,535	42,357	55,894	61,514	67,009	72,858	82,010	—
インド(ルピー)	IND	9,882	16,591	23,974	27,101	30,975	35,276	39,930	—
オーストラリア(AUドル)	AUS	20,541	25,890	32,101	34,331	36,925	39,649	41,983	—
ニュージーランド(NZドル)	NZL	17,141	20,390	25,428	26,149	26,950	28,770	28,965	—
ブラジル(リアル) ²⁾	BRA	4,301	6,585	10,241	11,209	12,282	13,710	15,279	15,893
(USドル換算 / in U.S. dollars)									
日本	JPN	31,249	27,063	26,150	26,231	25,010	25,258	27,799	28,263
アメリカ	USA	22,166	28,753	32,409	34,368	36,296	37,009	37,109	35,787
カナダ	CAN	14,215	17,176	22,784	25,967	29,460	32,413	33,974	29,272
イギリス	GBR	14,818	18,918	28,608	29,771	31,252	35,900	34,956	28,308
ドイツ	DEU	23,185	17,036	25,205	25,565	27,089	30,513	33,276	30,307
フランス	FRA	19,860	16,652	24,792	25,446	26,820	30,683	33,355	30,512
イタリア	ITA	14,446	13,647	21,146	21,530	22,226	24,982	26,752	24,305
スウェーデン	SWE	21,352	20,117	29,244	30,061	32,443	37,884	39,266	31,080
ロシア	RUS	1,327	1,275	3,060	3,836	4,997	6,750	8,551	—
中国 ²⁾	CHN	569	934	1,479	1,728	2,066	2,648	3,259	3,628
香港 ²⁾	HKG	23,408	25,535	24,659	25,858	27,972	30,622	32,377	30,923
韓国	KOR	9,188	8,504	11,613	13,418	15,037	16,499	14,661	13,108
シンガポール	SGP	20,061	18,135	19,095	21,220	25,210	30,346	33,560	30,068
マレーシア ²⁾	MYS	4,112	3,703	4,700	5,135	5,820	6,858	7,921	6,732
タイ	THA	2,102	1,454	1,764	1,905	2,243	2,701	2,979	—
インドネシア ²⁾	IDN	1,024	678	1,041	1,150	1,442	1,694	2,022	2,080
フィリピン ³⁾	PHL	993	958	997	1,117	1,306	1,579	1,850	—
インド	IND	305	369	529	615	684	853	918	—
オーストラリア	AUS	15,226	15,010	23,608	26,218	27,805	33,177	35,216	—
ニュージーランド	NZL	11,249	9,263	16,854	18,411	17,476	21,144	20,359	—
ブラジル ²⁾	BRA	4,687	3,599	3,501	4,604	5,646	7,041	8,332	7,949

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」
日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在
その他:UN data(<http://data.un.org/>)2011年1月現在
人口・為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*
(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2010年7月現在

- (注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を使用。市場価格表示の国民所得は純間接税(※)を加えたもの。 ※純間接税=生産・輸入品に課される税一補助金
2) 国民総所得(GNI)を使用。固定資本減耗と純間接税を含む。
3) 国民所得(市場価格表示)を使用。純間接税を含む。

1 経済・経営

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	
日本(10億円)	JPN	269,031	271,076	258,452	263,594	262,013	262,509	251,355
アメリカ(10億USDドル)	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	7,483.6	7,863.0	8,068.1	7,819.5
カナダ(100万カナダドル)	CAN	418,825	545,204	695,093	743,392	784,885	818,613	819,066
イギリス(100万ポンド)	GBR	386,035	532,179	677,478	713,008	752,214	769,191	771,010
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	997.8	1,101.7	1,130.8	1,149.8	1,180.4	1,222.5	1,225.8
フランス(10億ユーロ)	FRA	619.2	747.7	898.3	936.9	974.3	1,004.7	1,005.4
イタリア(10億ユーロ)	ITA	391.2	467.4	582.0	608.9	632.7	656.3	652.4
スウェーデン(1000万クローナ)	SWE	94,800	124,084	150,226	155,878	167,806	172,459	170,950
ロシア(10億ルーブル)	RUS	648	2,937	9,474	11,986	15,526	19,553	20,230
香港(100万香港ドル)	HKG	529,546	673,323	689,588	727,154	794,440	—	—
韓国(10億ウォン)	KOR	190,905	258,944	396,338	419,927	448,994	474,954	—
シンガポール(100万SPドル)	SGP	50,471	69,148	83,903	92,205	105,207	116,613	117,647
タイ(10億バーツ)	THA	1,190	1,495	2,080	2,272	2,464	2,628	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	483	859	1,508	1,675	1,851	2,070	—
インド(10億ルピー)	IND	4,232	6,604	10,332	11,516	13,835	15,933	—
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	265,434	353,564	487,157	533,736	575,409	607,511	—
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	39,450	48,163	69,394	73,453	77,567	80,669	—
ブラジル(10億レアル)	BRA	300	477	861	969	1,100	—	—
USDollar換算/in U.S.dollars						(10億ドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	2,860.2	2,515.4	2,344.9	2,266.5	2,225.1	2,539.8	2,686.3
アメリカ	USA	4,199.3	5,793.5	7,071.5	7,483.6	7,863.0	8,068.1	7,819.5
カナダ	CAN	305.2	367.1	573.6	655.3	730.7	767.2	716.5
イギリス	GBR	609.2	805.2	1,231.8	1,311.9	1,505.1	1,414.0	1,201.1
ドイツ	DEU	1,361.7	1,015.0	1,406.3	1,442.4	1,615.6	1,790.7	1,702.9
フランス	FRA	813.7	688.9	1,117.1	1,175.4	1,333.5	1,471.7	1,396.7
イタリア	ITA	465.1	430.6	723.8	763.8	865.9	961.3	906.3
スウェーデン	SWE	132.9	135.4	201.0	211.3	248.3	261.7	223.4
ロシア	RUS	142.1	104.4	335.0	440.8	606.9	786.8	637.3
香港	HKG	68.5	86.4	88.7	93.6	101.8	—	—
韓国	KOR	247.5	229.0	387.0	439.8	483.2	431.0	—
シンガポール	SGP	35.6	40.1	50.4	58.0	69.8	82.4	80.9
タイ	THA	47.8	37.3	51.7	60.0	71.4	78.9	—
フィリピン	PHL	18.8	19.4	27.4	32.6	40.1	46.7	—
インド	IND	130.5	146.9	234.3	254.2	334.6	366.2	—
オーストラリア	AUS	196.8	205.0	372.0	401.9	481.5	509.6	—
ニュージーランド	NZL	25.9	21.9	48.9	47.6	57.0	56.7	—
ブラジル	BRA	327.3	260.9	353.6	445.6	564.9	—	—

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2011年1月現在為替レート:IMF *International Financial Statistics Online* (2010年7月現在)

第1-5表 経済活動別国内総生産(2008年)

Table 1-5: GDP by economic activity, 2008

国 Country		国内 総生産 ^{1) a)}	農林 水産業 ^{b)}	鉱業・ 採石業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	電気・ガス・ 水道業 ^{e)}
(実額/at current prices)						
日本(10億円)	JPN	517,095	7,192	311	102,982	9,000
アメリカ(10億ドル)	USA	14,369	163	307	1,815	255
カナダ(100万カナダドル) ³⁾	CAN	1,233,708	29,320	56,820	175,964	34,503
イギリス(100万ポンド) ⁴⁾	GBR	1,138,578	10,241	25,458	148,097	24,953
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,239,240	20,250	5,730	517,450	49,540
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,750,540	35,738	2,949	208,122	27,499
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,412,909	28,442	5,078	258,142	31,251
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	2,816,088	49,523	19,663	518,832	84,628
ロシア(10億ルーブル)	RUS	35,389	1,555	3,299	6,172	1,035
韓国(10億ウォン)	KOR	919,688	24,686	2,336	268,054	12,299
タイ(100万バーツ)	THA	9,075,493	1,056,838	314,823	3,169,629	262,123
インドネシア(10億ルピー)	IDN	4,951,357	716,065	540,605	1,380,713	40,846
フィリピン(100万ペソ)	PHL	7,423,213	1,102,756	110,989	1,656,524	235,617
インド(千ドルルピー)	IND	5,313,772	907,515	135,912	834,503	92,934
オーストラリア(100万AUDドル) ⁵⁾	AUS	1,156,900	29,551	89,482	109,173	29,281
ニュージーランド(100万NZドル) ⁵⁾	NZL	161,740	8,765	2,047	23,446	4,502
(構成比/as a percentage of total value added)						(%)
日本	JPN	100.0	1.4	0.1	19.9	1.7
アメリカ	USA	100.0	1.1	2.1	12.6	1.8
カナダ	CAN	100.0	2.4	4.6	14.3	2.8
イギリス ⁴⁾	GBR	100.0	0.9	2.2	13.0	2.2
ドイツ	DEU	100.0	0.9	0.3	23.1	2.2
フランス	FRA	100.0	2.0	0.2	11.9	1.6
イタリア	ITA	100.0	2.0	0.4	18.3	2.2
スウェーデン	SWE	100.0	1.8	0.7	18.4	3.0
ロシア	RUS	100.0	4.4	9.3	17.4	2.9
韓国	KOR	100.0	2.7	0.3	29.1	1.3
タイ	THA	100.0	11.6	3.5	34.9	2.9
インドネシア	IDN	100.0	14.5	10.9	27.9	0.8
フィリピン	PHL	100.0	14.9	1.5	22.3	3.2
インド	IND	100.0	17.1	2.6	15.7	1.7
オーストラリア ⁵⁾	AUS	100.0	2.6	7.7	9.4	2.5
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	100.0	5.4	1.3	14.5	2.8

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在その他:UN Data(<http://data.un.org/>)2011年1月現在

- 1) 日本は帰属利子(控除)、輸入税・関税、総資本形成に係る消費税(控除)を含まない。その他は、総付加価値の総計。なお、統計上の不突合が掲載されている場合には、これを含む。
- 2) 日本は、卸売・小売業のみ。他は自動車及び家庭用品修理を含む。
- 3) 固定基準年方式。
- 4) 2005年値。
- 5) オーストラリアは2008年度、ニュージーランドは2006年度。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2008年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2008 (cont.)

国 Country	建設業 ^{f)}	卸売・小売業・宿泊・飲食 ^{g)}	運輸・倉庫・通信業 ^{h)}	金融・保険・不動産業 ⁱ⁾	公務、防衛、義務的社会保障 ^{j)}	教育、健康、対社会・個人サービス ^{k)}
(実額/at current prices)						
日本 JPN	29,998	69,326	34,115	91,658	29,628	142,885
アメリカ USA	639	2,094	813	4,821	1,114	2,347
カナダ ³⁾ CAN	73,865	184,506	91,027	340,605	70,486	176,612
イギリス ⁴⁾ GBR	65,923	164,843	81,059	360,427	54,935	202,642
ドイツ DEU	95,230	269,390	128,040	659,160	126,880	367,570
フランス FRA	116,526	218,286	111,711	584,397	129,972	315,340
イタリア ITA	86,975	209,177	103,127	394,366	91,314	205,038
スウェーデン SWE	151,213	370,302	208,514	704,871	133,633	574,909
ロシア RUS	2,214	7,725	3,210	5,520	1,884	2,775
韓国 KOR	64,612	103,296	60,516	191,458	59,397	133,035
タイ THA	260,717	1,720,694	643,244	566,891	400,439	680,095
インドネシア IDN	419,642	691,495	312,190	368,130	257,548	224,122
フィリピン PHL	346,295	1,218,190	508,828	1,119,848	519,583	604,581
インド IND	452,958	877,339	420,082	856,950	323,308	412,272
オーストラリア ⁵⁾ AUS	85,789	139,728	106,123	353,011	61,331	153,431
ニュージーランド ⁵⁾ NZL	8,840	23,637	11,671	48,306	7,909	22,617
(構成比/as a percentage of total value added)						(%)
日本 JPN	5.8	13.4	6.6	17.7	5.7	27.6
アメリカ USA	4.4	14.6	5.7	33.5	7.7	16.3
カナダ CAN	6.0	15.0	7.4	27.6	5.7	14.3
イギリス ⁴⁾ GBR	5.8	14.5	7.1	31.7	4.8	17.8
ドイツ DEU	4.3	12.0	5.7	29.4	5.7	16.4
フランス FRA	6.7	12.5	6.4	33.4	7.4	18.0
イタリア ITA	6.2	14.8	7.3	27.9	6.5	14.5
スウェーデン SWE	5.4	13.1	7.4	25.0	4.7	20.4
ロシア RUS	6.3	21.8	9.1	15.6	5.3	7.8
韓国 KOR	7.0	11.2	6.6	20.8	6.5	14.5
タイ THA	2.9	19.0	7.1	6.2	4.4	7.5
インドネシア IDN	8.5	14.0	6.3	7.4	5.2	4.5
フィリピン PHL	4.7	16.4	6.9	15.1	7.0	8.1
インド IND	8.5	16.5	7.9	16.1	6.1	7.8
オーストラリア ⁵⁾ AUS	7.4	12.1	9.2	30.5	5.3	13.3
ニュージーランド ⁵⁾ NZL	5.5	14.6	7.2	29.9	4.9	14.0

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2008年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2008 (at current prices)

国 Country	国内 総生産 ^{a)}	政府最終 消費支出 ^{b)}	民間最終 消費支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定資 本形成 ^{e)}	財貨・ サービスの 輸出 ^{f)}	(控除)財貨 ・サービスの 輸入 ^{g)}
(実額/at current prices)							
日本(10億円)	JPN	504,378	93,243	291,596	2,329	116,475	87,758
アメリカ(10億USDドル)	USA	14,297	2,399	10,105	-41	2,545	2,554
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,599,608	314,329	890,351	5,472	364,529	539,012
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,445,580	314,044	928,026	909	240,361	460,665
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,481,200	449,600	1,413,220	-12,430	471,360	1,018,420
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,948,511	451,432	1,110,845	4,991	424,552	563,199
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,567,851	317,281	929,078	5,645	324,874	461,736
スウェーデン (100万クローナ)	SWE	3,204,320	835,164	1,504,777	6,231	641,807	1,498,895
ロシア(10億ルーブル)	RUS	41,429	7,195	20,228	1,593	8,929	9,111
中国(10億元)	CHN	31,405	4,175	11,060	1,024	12,808	8,562
韓国(10億ウォン)	KOR	1,026,452	156,944	561,628	19,575	300,794	556,198
マレーシア (100万リンギット)	MYS	738,677	92,531	334,148	-3,757	145,041	594,655
タイ ¹⁾ (100万バーツ)	THA	9,075,493	1,128,229	4,997,728	131,412	2,488,944	6,692,917
インドネシア ¹⁾ (10億ルピア)	IDN	4,951,357	416,867	3,019,459	7,664	1,369,583	1,418,106
フィリピン ¹⁾ (100万ペソ)	PHL	7,423,213	716,544	5,281,072	41,762	1,089,728	2,872,572
インド ¹⁾ (10億ルピー)	IND	55,744	6,531	32,182	740	18,385	16,140
オーストラリア (100万AUDドル)	AUS	1,253,121	215,613	690,695	-8,525	363,719	279,400
ニュージーランド (100万NZドル)	NZL	184,802	36,798	108,401	909	40,083	59,370
(対GDP比/as a percentage of total value added)							
日本	JPN	100.0	18.5	57.8	0.5	23.1	17.4
アメリカ	USA	100.0	16.8	70.7	-0.3	17.8	17.9
カナダ	CAN	100.0	19.7	55.7	0.3	22.8	33.7
イギリス	GBR	100.0	21.7	64.2	0.1	16.6	31.9
ドイツ	DEU	100.0	18.1	57.0	-0.5	19.0	41.0
フランス	FRA	100.0	23.2	57.0	0.3	21.8	28.9
イタリア	ITA	100.0	20.2	59.3	0.4	20.7	29.5
スウェーデン	SWE	100.0	26.1	47.0	0.2	20.0	46.8
ロシア	RUS	100.0	17.4	48.8	3.8	21.6	22.0
中国	CHN	100.0	13.3	35.2	3.3	40.8	27.3
韓国	KOR	100.0	15.3	54.7	1.9	29.3	54.2
マレーシア	MYS	100.0	12.5	45.2	-0.5	19.6	80.5
タイ	THA	100.0	12.4	55.1	1.4	27.4	73.7
インドネシア	IDN	100.0	8.4	61.0	0.2	27.7	28.6
フィリピン	PHL	100.0	9.7	71.1	0.6	14.7	38.7
インド	IND	100.0	11.7	57.7	1.3	33.0	29.0
オーストラリア	AUS	100.0	17.2	55.1	-0.7	29.0	22.3
ニュージーランド	NZL	100.0	19.9	58.7	0.5	21.7	32.1

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions Less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less Imports of goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本以外のOECD諸国,ロシア,中国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "National Accounts"
2011年1月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2011年2月現在

(注) 1) 民間最終消費支出は,対家計非営利団体(NPISH)を除く。

1 経済・経営

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2008年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2008 (at current prices)

国・地域 Country or region	国内総生産 GDP	雇業者報酬 Compensation of employees	営業余剰・混 合所得(純) Operating surplus and mixed income (net)	固定資本 減耗 Consumption of fixed capital	純間接税 ¹⁾ Taxes less subsidies on products	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN 504,378	262,509	86,492	108,041	39,809	
アメリカ(10億USD)	USA 14,297	8,068	3,323	1,777	992	
カナダ(100万カナダドル)	CAN 1,599,608	818,613	405,668	209,383	165,934	
イギリス(100万ポンド)	GBR 1,445,580	769,191	358,204	151,484	166,701	
ドイツ(100万ユーロ)	DEU 2,481,200	1,222,480	606,620	367,160	284,940	
フランス(100万ユーロ)	FRA 1,948,511	1,004,714	417,498	269,167	257,132	
イタリア(100万ユーロ)	ITA 1,567,851	656,254	456,532	253,908	201,157	
スウェーデン(100万クローナ)	SWE 3,204,320	1,724,586	539,358	416,568	523,808	
ロシア(10億ルーブル)	RUS 41,429	19,553	11,701	1,995	8,180	
韓国(10億ウォン)	KOR 1,026,452	474,954	295,368	135,876	120,254	
シンガポール(100万SGPドル)	SGP 266,363	116,613	95,067	33,972	20,403	
タイ(100万バーツ)	THA 9,075,493	2,627,756	—	—	—	
フィリピン(100万ペソ)	PHL 7,423,213	2,069,554	3,671,987	840,835	840,835	
インド(10億ルピー)	IND 55,744	15,933	30,562	5,752	3,497	
オーストラリア(100万AUD)	AUS 1,253,121	607,511	319,307	197,900	120,763	
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL 184,802	80,669	54,889	26,976	22,268	
ブラジル(100万レアル) ²⁾	BRA 2,661,344	1,099,903	914,913	613,549	32,979	
(構成比/as a percentage of total value added)					(%)	
日本	JPN	100.0	52.0	17.1	21.4	7.9
アメリカ	USA	100.0	56.4	23.2	12.4	6.9
カナダ	CAN	100.0	51.2	25.4	13.1	10.4
イギリス	GBR	100.0	53.2	24.8	10.5	11.5
ドイツ	DEU	100.0	49.3	24.4	14.8	11.5
フランス	FRA	100.0	51.6	21.4	13.8	13.2
イタリア	ITA	100.0	41.9	29.1	16.2	12.8
スウェーデン	SWE	100.0	53.8	16.8	13.0	16.3
ロシア	RUS	100.0	47.2	28.2	4.8	19.7
韓国	KOR	100.0	46.3	28.8	13.2	11.7
シンガポール	SGP	100.0	43.8	35.7	12.8	7.7
タイ	THA	100.0	29.0	—	—	—
フィリピン	PHL	100.0	27.9	49.5	11.3	11.3
インド	IND	100.0	28.6	54.8	10.3	6.3
オーストラリア	AUS	100.0	48.5	25.5	15.8	9.6
ニュージーランド	NZL	100.0	43.7	29.7	14.6	12.0
ブラジル ²⁾	BRA	100.0	41.3	34.4	23.1	1.2

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics” 2011年1月現在その他: UN data (<http://data.un.org/>) 2011年1月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸出入に課される税－補助金。

2) 2007年の数値。ブラジルの営業余剰・混合所得(純)は、営業余剰・混合所得(総)。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

国・地域 Country or region		(%)								
		1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	13.6	9.6	5.7	5.9	7.4	7.4	8.0	4.8	-1.1
アメリカ	USA	5.6	7.1	2.1	2.8	3.2	4.3	1.9	-0.6	-2.9
カナダ	CAN	6.4	12.7	9.5	11.7	12.9	13.6	12.7	12.1	4.1
イギリス	GBR	4.3	4.1	4.6	4.2	3.8	3.4	5.2	5.0	1.0
ドイツ	DEU	7.6	6.3	5.4	8.4	8.4	11.0	13.1	12.2	7.3
フランス	FRA	7.8	10.5	7.3	7.0	6.4	7.0	7.7	6.4	2.1
イタリア	ITA	9.0	7.0	5.6	6.1	4.8	4.8	5.3	2.2	-1.5
スウェーデン	SWE	11.3	12.4	12.9	13.1	14.3	16.4	18.7	18.1	10.2
ロシア	RUS	4.9	30.7	23.5	26.1	26.9	27.9	28.6	28.1	—
香港 ²⁾	HKG	—	31.7	31.9	31.1	32.3	33.6	32.8	33.5	—
韓国	KOR	27.8	22.2	21.7	24.2	21.7	20.2	20.3	20.0	19.2
シンガポール	SGP	43.8	37.1	29.8	32.0	35.6	39.3	43.1	42.3	38.4
マレーシア ²⁾	MYS	36.0	40.0	37.7	38.3	38.0	39.5	39.2	38.7	—
タイ	THA	27.9	19.8	17.7	18.2	17.5	20.4	23.1	20.5	—
フィリピン	PHL	10.4	16.2	19.3	18.8	18.9	18.0	19.1	19.4	—
インド	IND	16.8	15.3	21.2	24.2	25.0	26.5	28.5	23.9	—
オーストラリア	AUS	5.5	6.0	7.5	6.7	8.5	8.9	9.7	9.8	—
ニュージーランド	NZL	4.8	3.6	6.4	5.5	2.5	1.5	2.9	0.3	—
ブラジル ²⁾	NZL	15.7	14.3	16.4	19.0	17.8	18.0	18.4	—	—

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在その他:UN data(<http://data.un.org/>)2011年1月現在

- (注) 1) 国民貯蓄率 = (純貯蓄 / 純国民可処分所得) × 100
 2) 国民貯蓄率 = (粗貯蓄 / 粗国民可処分所得) × 100

1 経済・経営

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

(2005年/Year = 100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	94.0	98.4	98.6	100.0	104.4	107.3	103.8	81.7
アメリカ	USA	75.0	96.7	96.8	100.0	102.3	103.8	101.5	91.6
カナダ	CAN	72.1	88.3	96.9	100.0	102.9	105.5	106.2	103.0
イギリス	GBR	96.5	104.2	101.7	100.0	100.1	100.5	97.5	87.0
ドイツ	DEU	82.5	94.0	96.4	100.0	106.2	113.6	113.9	93.6
フランス	FRA	88.7	100.6	99.8	100.0	101.3	102.5	99.9	87.9
イタリア	ITA	97.3	104.3	100.7	100.0	103.6	105.4	101.7	83.0
スウェーデン	SWE	74.9	91.4	98.1	100.0	105.4	109.6	105.5	85.1
韓国	KOR	47.9	74.3	94.0	100.0	108.4	115.9	119.8	118.9
シンガポール ¹⁾	SGP	57.6	81.4	91.4	100.0	111.9	118.4	113.5	108.7
マレーシア ²⁾	MYS	52.9	78.4	96.1	100.0	105.0	107.3	108.1	99.7
インドネシア ¹⁾	IDN	100.8	84.1	98.8	100.0	98.4	103.8	—	—
フィリピン ¹⁾	PHL	47.2	68.9	90.7	100.0	101.6	98.2	100.9	—
インド ²⁾	IND	54.7	74.9	92.7	100.0	110.3	121.7	126.8	135.1
オーストラリア	AUS	80.6	95.6	98.9	100.0	99.6	101.0	102.9	98.3
ニュージーランド ¹⁾	NZL	83.1	87.8	99.5	100.0	96.4	97.7	96.9	89.4
ブラジル	BRA	78.2	85.7	96.7	100.0	102.9	108.9	112.1	103.9

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2010年7月現在

- (注) 1) 製造業のみ。
2) 季節調整なし。

第1-10表 海外生産比率（製造業）

Table 1-10: Overseas production ratio, manufacturing

(%)

国 Country	1985 年度/FY	1990	1995	1997	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	3.0	6.4	9.0	12.4	11.8	16.2	16.7	18.1	19.1	17.0
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7	27.7						
ドイツ	DEU	—	20.2	25.9	32.1						

資料出所 経済産業省(2010.4)「平成20年度海外事業活動基本調査」

1997年以前の数値:経済産業省(2000.6)「平成10年度海外事業活動基本調査」

(注) 海外生産比率=海外現地法人売上高/(海外現地法人売上高+国内法人売上高)×100

(1997年以前は、海外現地法人売上高/国内法人売上高×100)

(参考) 「海外現地法人」とは、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

第1-11表 経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance

(100万USDドル/million U.S. dollars)

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2007	2008	2009
経常収支/Current account						
日本 JPN	111,044	119,660	165,783	210,490	156,634	142,194
アメリカ USA	-113,561	-417,425	-748,688	-726,571	-706,066	-419,870
カナダ CAN	-4,328	19,622	33,243	27,643	26,504	-22,612
イギリス GBR	-13,436	-38,800	-59,406	-74,729	-39,904	-28,690
ドイツ DEU	-27,897	-32,279	142,768	254,563	246,055	168,019
フランス FRA	10,840	19,674	-10,260	-26,611	-54,795	-51,858
イタリア ITA	25,076	-5,781	-29,744	-51,574	-78,144	-66,199
スウェーデン SWE	4,940	6,617	25,526	38,886	47,767	29,564
ロシア RUS	6,963	46,839	84,602	77,768	103,722	48,971
中国 CHN	1,618	20,518	160,818	371,833	426,107	-
韓国 KOR	-8,665	12,251	14,981	5,876	-5,777	42,668
シンガポール SGP	14,377	10,719	27,418	39,110	27,181	-
マレーシア MYS	-8,644	8,488	19,980	29,243	38,914	-
タイ THA	-13,582	9,313	-7,647	15,678	1,698	20,284
インドネシア IDN	-6,431	7,992	278	10,493	126	10,746
フィリピン PHL	-1,980	-2,225	1,984	7,119	3,631	8,552
インド IND	-5,563	-4,601	-10,284	-11,284	-36,088	-
オーストラリア AUS	-19,277	-14,763	-41,032	-58,032	-47,786	-
ニュージーランド NZL	-3,065	-2,679	-9,229	-10,542	-11,237	-3,694
ブラジル BRA	-18,136	-24,225	13,984	1,551	-28,192	-24,303
	1995	2000	2005	2007	2008	2009
貿易収支/Trade balance						
日本 JPN	131,787	116,716	93,958	104,752	38,131	43,632
アメリカ USA	-172,330	-452,061	-787,056	-826,914	-836,271	-512,693
カナダ CAN	25,855	45,047	63,266	59,410	63,494	11,522
イギリス GBR	-19,006	-49,850	-124,726	-179,740	-173,929	-127,624
ドイツ DEU	64,210	55,466	193,144	270,621	265,097	188,130
フランス FRA	10,998	-3,173	-27,841	-56,808	-87,260	-61,965
イタリア ITA	38,729	9,549	564	4,581	-1,046	3,259
スウェーデン SWE	15,978	15,215	19,701	15,406	17,556	12,125
ロシア RUS	19,816	60,172	118,364	130,915	179,742	111,585
中国 CHN	18,050	34,474	134,189	315,381	360,682	-
韓国 KOR	-4,365	16,954	32,683	28,168	5,669	56,128
シンガポール SGP	8,459	13,956	36,336	47,051	30,912	-
マレーシア MYS	-103	20,827	33,156	37,190	51,261	-
タイ THA	-7,968	11,701	3,388	26,762	17,870	32,731
インドネシア IDN	6,533	25,042	17,534	32,754	22,916	35,133
フィリピン PHL	-8,944	-5,971	-7,773	-8,391	-12,885	-8,878
インド IND	-6,719	-10,641	-32,517	-58,710	-95,808	-
オーストラリア AUS	-4,223	-4,862	-13,372	-17,784	-4,915	-
ニュージーランド NZL	817	609	-2,577	-1,786	-1,612	1,398
ブラジル BRA	-3,157	-698	44,703	40,032	24,836	25,289

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfststatistics.org/imf/>) 2010年7月現在

1 経済・経営

第1-12表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Inward flows

国・地域		(100万ドル/million dollars)							
Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	1,753	42	8,323	7,816	2,775	-6,506	22,549	24,426
アメリカ	USA	48,422	58,772	313,997	135,850	104,809	237,136	271,176	316,112
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,795	-445	25,692	59,761	108,414	44,712
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	55,963	176,006	156,186	183,386	96,939
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,277	-10,188	47,440	57,147	56,407	24,939
フランス	FRA	15,629	23,673	43,252	32,560	84,951	78,154	157,973	117,510
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	16,815	19,975	39,239	40,202	17,032
オランダ	NLD	10,516	12,304	63,854	4,600	47,791	7,450	118,376	-3,492
ベルギー	BEL	8,047	10,689	88,739	43,558	34,370	58,893	110,773	59,680
ルクセンブルク	LUX				5,192	5,980	28,482	-31,692	3,012
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,405	11,018	10,080	27,247	22,070	43,655
スペイン	RUS	13,294	8,070	39,575	24,761	25,020	36,949	28,179	65,539
ロシア	SPN	—	2,066	2,714	15,444	12,886	29,701	55,073	70,320
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	60,630	72,406	72,715	83,521	108,312
香港	HKG	3,275	6,213	61,924	34,032	33,618	45,054	54,365	63,003
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	1,898	1,625	7,424	7,769	5,432
韓国	KOR	759	1,270	9,004	8,997	7,055	4,881	2,628	7,603
シンガポール	SGP	5,575	11,535	16,484	20,054	14,374	27,680	31,550	22,725
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	4,624	4,064	6,060	8,401	8,053
タイ	THA	2,575	2,070	3,349	5,862	8,048	9,460	11,238	10,091
フィリピン	PHL	550	1,459	2,240	688	1,854	2,921	2,916	1,520
インド	IND	237	2,151	3,585	5,771	7,606	20,336	25,127	41,554
オーストラリア	AUS	8,121	11,968	13,963	37,322	-32,080	27,864	44,330	46,774
ニュージーランド	NZL	1,685	2,850	1,347	2,547	1,472	7,758	2,494	1,979
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	18,146	15,066	18,822	34,585	45,058
メキシコ	MEX	2,633	9,526	18,028	23,659	21,922	19,316	27,278	21,950

資料出所 UNCTAD FDI indicators (<http://www.unctad.org/>) 2010年6月現在

第1-13表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI Outward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	48,024	22,630	31,558	30,951	45,781	50,266	73,549	128,020
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	294,905	15,369	224,220	378,362	311,796
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,679	43,347	27,538	44,401	59,637	77,667
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	91,019	80,833	86,271	275,482	111,411
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	20,546	75,895	127,223	179,547	156,457
フランス	FRA	36,233	15,755	177,449	56,735	114,978	121,371	224,652	220,046
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	19,262	41,826	42,068	90,775	43,839
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	29,164	131,816	65,175	28,544	57,571
ベルギー	BEL	6,314	11,603	86,362	34,018	32,658	50,685	93,901	68,278
ルクセンブルク	LUX				6,935	9,039	3,425	57,994	-24,936
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,971	21,116	26,650	23,540	37,797	37,351
スペイン	RUS	3,349	4,670	58,213	60,532	41,829	99,646	96,062	77,317
ロシア	SPN	—	606	3,177	13,782	12,767	23,151	45,916	52,390
中国	CHN	830	2,000	916	5,498	12,261	21,160	22,469	52,150
香港	HKG	2,448	25,000	59,352	45,716	27,201	44,979	61,119	59,920
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	7,145	6,028	7,399	11,107	10,293
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	4,658	4,298	8,127	15,620	12,795
シンガポール	SGP	2,034	6,787	5,915	10,802	11,218	13,298	24,458	8,928
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	2,061	2,972	6,084	11,087	14,059
タイ	THA	154	887	-22	76	503	972	1,857	2,835
フィリピン	IND	22	98	125	579	189	103	3,536	237
インド	PHL	6	119	509	2,179	2,978	14,344	17,281	17,685
オーストラリア	AUS	993	3,283	3,161	10,254	-38,080	23,418	16,806	35,938
ニュージーランド	NZL	2,363	1,784	610	-456	-1,521	501	3,234	100
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	9,807	2,517	28,202	7,067	20,457
メキシコ	MEX	223	-263	363	4,432	6,474	5,758	8,256	686

資料出所 UNCTAD FDI indicators (<http://www.unctad.org/>) 2010年6月現在

1 経済・経営

第1-14表 為替レート

Table 1-14: Exchange rates

		(対USDドル当たり/per U.S. dollar)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本									(円 Yen)	
JPN	94.06	107.77	115.93	108.19	110.22	116.30	117.75	103.36	93.57	
カナダ									(カナダドル Canadian dollars)	
CAN	1.3724	1.4851	1.4011	1.3010	1.2118	1.1344	1.0741	1.0670	1.1431	
イギリス									(ポンド Pound)	
GBR	0.6335	0.6596	0.6119	0.5459	0.5493	0.5427	0.4996	0.5396	0.6392	
ドイツ ¹⁾									(ドイツマルク Mark / ユーロ Euros)	
DEU	1.4331	1.0854	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	
フランス ¹⁾									(フラン Francs / ユーロ Euros)	
FRA	4.9915	1.0854	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	
イタリア ¹⁾									(リラ Lire / ユーロ Euros)	
ITA	1,628.9	1.0854	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	0.7198	
スウェーデン									(クローナ Kronor)	
SWE	7.1333	9.1622	8.0863	7.3489	7.4731	7.3783	6.7588	6.5911	7.6538	
ロシア ²⁾									(ルーブル Rubles)	
RUS	4.5592	28.1292	30.6920	28.8137	28.2844	27.1910	25.5808	24.8529	31.7404	
中国									(元 Yuan)	
CHN	8.3514	8.2785	8.2770	8.2768	8.1943	7.9734	7.6075	6.9487	6.8314	
香港									(香港ドル Hong Kong dollars)	
HKG	7.7358	7.7912	7.7868	7.7880	7.7773	7.7678	7.8014	7.7868	7.7518	
韓国									(ウォン Won)	
KOR	771.27	1,130.96	1,191.61	1,145.32	1,024.12	954.79	929.26	1,102.05	1,276.93	
シンガポール									(シンガポールドル Singapore dollars)	
SGP	1.4174	1.7240	1.7422	1.6902	1.6644	1.5889	1.5071	1.4149	1.4545	
マレーシア									(リンギット Ringgit)	
MYS	2.5044	3.8000	3.8000	3.8000	3.7871	3.6682	3.4376	3.3358	3.5245	
タイ									(バーツ Baht)	
THA	24.915	40.112	41.485	40.222	40.220	37.882	34.518	33.313	34.286	
インドネシア									(ルピア Rupiah)	
IDN	2,248.6	8,421.8	8,577.1	8,938.9	9,704.7	9,159.3	9,141.0	9,699.0	10,389.9	
フィリピン									(ペソ Pesos)	
PHL	25.715	44.192	54.203	56.040	55.086	51.314	46.148	44.323	47.680	
インド									(ルピー Rupees)	
IND	32.427	44.942	46.583	45.317	44.100	45.307	41.349	43.505	48.405	
オーストラリア									(オーストラリアドル Australian dollars)	
AUS	1.3490	1.7248	1.5419	1.3598	1.3095	1.3280	1.1951	1.1922	1.2822	
ニュージーランド									(ニュージーランドドル New Zealand dollars)	
NZL	1.5239	2.2012	1.7221	1.5087	1.4203	1.5421	1.3607	1.4227	1.6002	
ブラジル									(レアル Reals)	
BRA	—	1.8294	3.0775	2.9251	2.4344	2.1753	1.9471	1.8338	1.9994	

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2010年7月現在

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 2000年以降は、ユーロ。

2) 1998年1月1日に、1新ルーブル=1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-15表 卸売物価指数
Table 1-15: Wholesale price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(指数/indices)	(2005年/Year=100)									
日本 ¹⁾	JPN	106.5	102.4	97.1	98.4	100.0	102.2	104.0	108.7	103.0
アメリカ ²⁾	USA	79.3	84.3	87.8	93.2	100.0	104.7	109.7	120.5	109.9
カナダ ³⁾	CAN	89.0	95.8	95.5	98.5	100.0	102.4	104.0	108.5	104.8
イギリス ⁴⁾	GBR	91.0	96.1	96.8	98.2	100.0	102.2	104.8	112.5	113.9
ドイツ ²⁾	DEU	89.0	90.6	94.3	95.8	100.0	105.4	106.8	112.7	108.0
フランス ²⁾	FRA	—	93.3	95.1	97.0	100.0	102.9	105.3	110.3	104.1
イタリア ²⁾	ITA	82.9	90.6	93.6	96.2	100.0	105.6	109.3	114.5	109.2
スウェーデン ⁵⁾	SWE	93.1	90.7	93.1	95.1	100.0	105.4	109.3	115.4	114.2
韓国 ²⁾	KOR	75.7	91.0	92.3	97.9	100.0	100.9	102.3	111.1	110.9
シンガポール	SGP	81.3	87.7	86.8	91.2	100.0	105.0	105.3	113.2	97.5
マレーシア ²⁾	MYS	72.3	83.8	87.5	93.6	100.0	106.7	112.6	124.0	115.0
タイ ²⁾	THA	66.7	79.2	85.9	91.6	100.0	107.1	110.5	124.2	119.5
インドネシア ⁶⁾	IDN	22.5	66.2	80.8	86.8	100.0	113.7	130.4	164.6	161.2
フィリピン ²⁾	PHL	46.2	65.5	81.8	91.7	100.0	111.1	110.4	114.9	113.1
インド	IND	62.1	79.1	89.6	95.5	100.0	104.7	109.8	119.8	122.4
オーストラリア ⁴⁾	AUS	84.5	87.5	90.8	94.4	100.0	107.9	110.5	119.6	113.1
ニュージーランド ⁷⁾	NZL	79.3	89.3	92.2	94.9	100.0	105.2	108.9	119.8	116.7
ブラジル	BRA	30.7	51.2	85.7	94.7	100.0	100.8	106.4	121.0	120.7
		1996~ 2000	2001~ 2005	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
(上昇率/percentage change)										(%)
日本 ¹⁾	JPN	-0.8	-0.5	0.0	1.3	1.7	2.2	1.7	4.6	-5.3
アメリカ ²⁾	USA	1.3	3.5	5.8	6.2	7.3	4.7	4.8	9.8	-8.8
カナダ ³⁾	CAN	1.5	0.9	4.3	3.2	1.5	2.4	1.6	4.3	-3.4
イギリス ⁴⁾	GBR	1.1	0.8	1.5	1.4	1.8	2.2	2.6	7.3	1.3
ドイツ ²⁾	DEU	0.4	2.0	3.3	1.6	4.3	5.4	1.3	5.5	-4.2
フランス ²⁾	FRA	—	1.4	4.4	2.1	3.1	2.9	2.3	4.8	-5.6
イタリア ²⁾	ITA	1.8	2.0	6.0	2.7	4.0	5.6	3.5	4.8	-4.7
スウェーデン ⁵⁾	SWE	-0.5	2.0	0.6	2.1	5.2	5.4	3.7	5.6	-1.0
韓国 ²⁾	KOR	3.8	1.9	2.0	6.1	2.1	0.9	1.4	8.6	-0.2
シンガポール	SGP	1.6	2.7	10.1	5.1	9.7	5.0	0.3	7.5	-13.9
マレーシア ²⁾	MYS	3.1	3.6	3.1	7.0	6.9	6.7	5.5	10.2	-7.3
タイ ²⁾	THA	3.7	4.8	3.9	6.7	9.1	7.1	3.2	12.4	-3.8
インドネシア ⁶⁾	IDN	28.3	8.7	12.5	7.4	15.3	13.7	14.7	26.2	-2.1
フィリピン ²⁾	PHL	7.4	8.9	17.6	12.0	9.1	11.1	-0.7	4.1	-1.6
インド	IND	5.0	4.8	6.6	6.6	4.7	4.7	4.8	9.1	2.2
オーストラリア ⁴⁾	AUS	0.8	2.7	7.1	4.0	6.0	7.9	2.3	8.3	-5.4
ニュージーランド ⁷⁾	NZL	2.5	2.3	8.3	2.9	5.4	5.2	3.6	10.0	-2.6
ブラジル	BRA	10.9	14.6	18.1	10.5	5.6	0.8	5.6	13.7	-0.2

資料出所 IMF International Financial Statistics Online (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2010年7月現在

(注) 卸売物価指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1) 企業物価指数。 | 5) 国内供給価格。 |
| 2) 生産者物価指数。 | 6) 原油を含む。 |
| 3) 生産者販売価格指数。 | 7) 投入物価格:全産業。 |
| 4) 製造業産出物価指数。 | |

第1-16表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(指数/indices)	(2005年/Year=100)									
日本	JPN	100.7	102.2	100.3	100.3	100.0	100.2	100.3	101.7	100.3
アメリカ	USA	78.0	88.2	94.2	96.7	100.0	103.2	106.2	110.2	109.9
カナダ	CAN	81.8	89.2	96.1	97.8	100.0	102.0	104.2	106.7	107.0
イギリス	GBR	77.6	88.7	94.4	97.2	100.0	103.2	107.6	111.9	111.3
ドイツ	DEU	87.1	92.7	96.9	98.5	100.0	101.6	103.9	106.6	107.0
フランス	FRA	85.7	91.0	96.2	98.3	100.0	101.7	103.2	106.1	106.2
イタリア	ITA	78.7	88.7	95.9	98.1	100.0	102.1	104.0	107.4	108.3
スウェーデン	SWE	90.9	93.0	99.2	99.5	100.0	101.4	103.6	107.2	106.9
ロシア	BRA	10.3	50.1	80.1	88.7	100.0	109.7	119.6	136.4	152.3
韓国	KOR	69.9	84.9	94.0	97.3	100.0	102.2	104.8	109.7	112.8
シンガポール	SGP	92.6	96.9	97.9	99.6	100.0	101.0	103.1	109.9	110.1
マレーシア	MYS	78.6	91.7	95.7	97.1	100.0	103.6	105.7	111.5	112.1
タイ	THA	72.7	89.4	93.1	95.7	100.0	104.6	107.0	112.8	111.9
インドネシア	IDN	28.2	64.1	85.2	90.5	100.0	113.1	120.3	132.4	138.5
フィリピン	PHL	56.4	77.0	87.7	92.9	100.0	106.2	109.2	119.4	123.3
インド	IND	57.2	82.3	92.4	95.9	100.0	105.8	112.5	121.9	135.2
オーストラリア	AUS	78.3	86.1	95.2	97.4	100.0	103.5	106.0	110.6	112.6
ニュージーランド	NZL	81.7	88.4	94.5	96.9	100.0	103.2	105.8	109.9	111.4
ブラジル	BRA	46.1	66.0	87.8	93.6	100.0	104.2	108.0	114.1	119.7
		1996~ 2000	2001~ 2005	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
(上昇率/percentage change)										(%)
日本	JPN	0.3	-0.4	-0.7	0.0	-0.3	0.2	0.1	1.4	-1.4
アメリカ	USA	2.5	2.6	3.4	2.7	3.4	3.2	2.9	3.8	-0.4
カナダ	CAN	1.7	2.3	2.7	1.9	2.2	2.0	2.1	2.4	0.3
イギリス	GBR	2.7	2.4	2.9	3.0	2.8	3.2	4.3	4.0	-0.6
ドイツ	DEU	1.3	1.5	1.5	1.7	1.6	1.6	2.3	2.6	0.3
フランス	FRA	1.2	1.9	1.7	2.1	1.7	1.7	1.5	2.8	0.1
イタリア	ITA	2.4	2.4	2.5	2.2	2.0	2.1	1.8	3.3	0.8
スウェーデン	SWE	0.5	1.5	1.0	0.4	0.5	1.4	2.2	3.4	-0.3
ロシア	BRA	39.3	14.9	20.8	10.9	12.7	9.7	9.0	14.1	11.7
韓国	KOR	4.0	3.3	2.3	3.6	2.8	2.2	2.5	4.7	2.8
シンガポール	SGP	0.9	0.6	1.4	1.7	0.4	1.0	2.1	6.5	0.2
マレーシア	MYS	3.1	1.7	1.5	1.5	3.0	3.6	2.0	5.4	0.6
タイ	THA	4.3	2.3	1.6	2.8	4.5	4.6	2.2	5.5	-0.8
インドネシア	IDN	19.4	9.3	3.7	6.2	10.5	13.1	6.3	10.1	4.6
フィリピン	PHL	6.5	5.4	4.0	6.0	7.6	6.2	2.8	9.3	3.2
インド	IND	7.6	4.0	4.0	3.8	4.2	5.8	6.4	8.4	10.9
オーストラリア	AUS	1.9	3.0	4.5	2.3	2.7	3.5	2.3	4.4	1.8
ニュージーランド	NZL	1.6	2.5	3.0	2.6	3.2	3.2	2.6	3.9	1.4
ブラジル	BRA	7.6	8.7	7.0	6.6	6.9	4.2	3.6	5.7	4.9

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2010年7月現在

第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)

国 Country	消費購買 力平価*	GDP購買力平価 ¹⁾ PPPs for GDP							
		2009年	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 JPN	117	155	140	134	130	125	120	117	115
アメリカ USA	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
カナダ CAN	1.247	1.232	1.226	1.230	1.214	1.207	1.210	1.233	1.193
イギリス GBR	0.640	0.636	0.641	0.632	0.636	0.627	0.641	0.632	0.619
ドイツ DEU	0.813	0.967	0.918	0.896	0.867	0.838	0.831	0.818	0.807
フランス FRA	0.881	0.939	0.938	0.940	0.923	0.903	0.893	0.877	0.878
イタリア ITA	0.828	0.817	0.854	0.873	0.867	0.834	0.820	0.801	0.791
スウェーデン SWE	9.140	9.135	9.341	9.103	9.378	9.085	8.892	8.839	8.815
オーストラリア AUS	1.502	1.312	1.352	1.369	1.388	1.409	1.424	1.478	1.464
ニュージーランド NZL	1.467	1.444	1.500	1.514	1.535	1.486	1.504	1.490	1.497

* PPPs for actual individual consumption in 2009 (benchmark year 2005)

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates”2010年7月現在

(注) 1) 2005年基準。

第1-18表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-18: Comparative price levels on GDP

(OECD 30=100)

国 Country	消費物価水準 ¹⁾ *	GDP物価水準 ²⁾ Comparative price levels on GDP at average OECD prices			
		2005年/Year	2006	2007	2008
日本 JPN	114	106	97	104	118
アメリカ USA	97	99	95	92	96
カナダ CAN	97	105	107	106	100
イギリス GBR	115	117	125	112	99
ドイツ DEU	108	106	111	116	114
フランス FRA	112	115	119	124	122
イタリア ITA	106	106	110	113	113
スウェーデン SWE	120	125	128	130	117
オーストラリア AUS	103	105	114	115	109
ニュージーランド NZL	105	97	108	101	95

* Comparative price levels for financial expenditure on GDP at average OECD prices

資料出所 消費物価水準: OECD (2007.12) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures 2007: 2005 Benchmark Year*GDP物価水準: OECD (2010) *Main Economic Indicators, June 2010*

(注) 1) 消費物価水準はSNA分類の数値。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

2) GDP購買力平価を為替レートで除したものの。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1 経済・経営

第1-19表 購買力平価及び内外価格差¹⁾

Table 1-19: Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels

購買力平価(東京)/PPPs (Tokyo) (円/各国通貨²⁾ (yen/national currency)

基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク ³⁾	New York	183.6	182.1	168.5	152.6	153.2	148.8
ロンドン	London	247.1	243.9	239.9	233.6	221.6	207.3
パリ	Paris	25.2	25.4	24.8	24.2	145.1	143.2
フランクフルト	Frankfurt	89.6	88.2	86.3	80.9	147.7	143.2
シンガポール	Singapore	—	132.1	135.9	123.5	122.2	120.9
ジュネーブ	Geneva	81.4	82.9	81.1	78.5		

内外価格差(東京)/comparative price levels (Tokyo) (倍/times)

基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク ³⁾	New York	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15	1.24
ロンドン	London	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14	1.06
パリ	Paris	1.17	1.16	1.47	1.42	1.22	1.13
フランクフルト	Frankfurt	1.23	1.21	1.53	1.41	1.24	1.13
シンガポール	Singapore	—	1.77	2.12	1.80	1.67	1.74
ジュネーブ	Geneva	1.02	0.92	1.07	1.23		

資料出所 経済産業省(2003.7)「2002年度消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査」
ジュネーブ:内閣府国民生活局(2001.6)「生計費調査(2000年)による購買力平価及び内外価格差の概況」

- (注) 1) 各都市=1としたときの東京の価格の倍率。
2) 各国通貨は、ニューヨーク=USDドル、ロンドン=ポンド、パリ=フラン(~2000年)/ユーロ(2001年~)、フランクフルト=マルク(~2000年)/ユーロ(2001年~)、シンガポール=シンガポールドル、ジュネーブ=スイスフラン。
3) 1995年はニューヨークとロサンゼルス平均。

第1-20表 労働生産性水準¹⁾ (2008年)

Table 1-20: Labour productivity levels, 2008

(日本/Japan = 100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	124.9	86.4	104.5	127.2	105.2
農林水産業 ^{b)}	100.0	347.8	188.7	159.4	293.6	194.1
鉱業・採石業 ^{c)}	100.0	560.6	1,092.9	153.0	215.3	285.8
製造業 ^{d)}	100.0	120.0	89.6	109.1	105.4	83.3
電気・ガス・水道業 ^{e)}	100.0	101.7	213.2	126.0	118.3	170.4
建設業 ^{f)}	100.0	106.1	103.4	115.9	172.2	119.8
商業 ^{g)}	100.0	109.6	67.9	80.2	115.7	98.9
運輸・倉庫・通信業 ^{h)}	100.0	108.8	89.3	93.4	114.6	134.1
金融・不動産業 ⁱ⁾	100.0	59.8	33.9	44.1	56.4	48.9
公共事業・国防 ^{j)}	100.0	85.6	40.1	49.0	57.0	67.7
サービス業 ^{4)k)}	100.0	100.8	84.4	102.8	125.0	93.6
換算レート (JPN = 1)		103.36 円/ドル (Yen/US\$)	190.01 円/ポンド (Yen/£)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)	151.40 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	141.2	83.1	99.2	110.6	103.0
農林水産業 ^{b)}	100.0	393.2	181.4	151.3	255.4	190.2
鉱業・採石業 ^{c)}	100.0	633.8	1,051.0	145.2	187.2	280.0
製造業 ^{d)}	100.0	135.7	86.1	103.6	91.6	81.7
電気・ガス・水道業 ^{e)}	100.0	114.9	205.0	119.7	102.9	167.0
建設業 ^{f)}	100.0	120.0	99.4	110.0	149.7	117.3
商業 ^{g)}	100.0	123.9	65.3	76.1	100.6	96.9
運輸・倉庫・通信業 ^{h)}	100.0	123.0	85.9	88.7	99.7	131.4
金融・不動産業 ⁱ⁾	100.0	67.7	32.6	41.9	49.1	47.9
公共事業・国防 ^{j)}	100.0	96.7	38.6	46.5	49.6	66.4
サービス業 ^{4)k)}	100.0	114.0	81.1	97.6	108.7	91.7
換算レート (JPN = 1)		116.85 円/ドル (Yen/US\$)	182.72 円/ポンド (Yen/£)	143.75 円/ユーロ (Yen/Euro)	131.67 円/ユーロ (Yen/Euro)	148.36 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting, forestry, and fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration, defence and compulsory social security; k) Education; health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

その他の国, 為替, 購買力平価: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2011年1月現在

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性 = 粗付加価値の国内総生産 / 総就業者数

経済活動別労働生産性 = 経済活動別国内総生産 / 経済活動別就業者数

2) 2005年の数値。

3) 商業は卸売・小売・自動車及び家庭用品等修理・宿泊・飲食業。

4) サービス業は教育・医療・福祉・社会及び個人サービス事業・その他のサービス業を含む。

第1-21表 労働分配率

TTable 1-21: Labour share

		(%)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	73.0	73.4	72.4	71.1	70.1	71.1	69.2	71.8	74.7
アメリカ	USA	70.0	70.0	70.3	68.9	68.0	67.4	68.8	69.8	69.4
カナダ	CAN	73.3	69.6	70.4	69.3	68.4	68.2	68.4	67.9	72.9
イギリス	GBR	70.8	72.4	69.4	69.0	68.7	69.3	68.4	66.7	69.6
ドイツ	DEU	72.0	72.6	70.9	68.0	66.8	64.6	64.3	65.4	68.4
フランス	FRA	69.9	68.9	70.2	70.2	70.4	70.0	69.0	69.7	71.7
イタリア	ITA	56.3	55.2	56.3	56.0	57.3	58.3	58.4	60.3	62.3
スウェーデン	SWE	70.5	76.0	75.2	75.0	73.8	71.5	71.6	72.5	78.5
ロシア	RUS	72.1	55.8	64.0	61.8	61.0	61.9	63.3	65.1	—
韓国	KOR	60.3	58.0	59.1	58.6	60.6	61.2	61.1	61.0	—
シンガポール	SGP	51.0	55.0	59.6	56.8	55.7	52.7	51.3	53.2	56.8
タイ	THA	37.8	41.1	42.1	41.2	41.2	40.2	39.5	39.3	—
フィリピン ¹⁾	PHL	27.0	26.1	24.8	28.7	28.7	28.7	28.6	27.9	—
インド	IND	44.9	38.2	35.9	34.4	33.7	32.4	33.7	33.8	—
オーストラリア	AUS	71.3	71.2	68.6	69.7	69.6	70.1	69.6	68.7	—
ニュージーランド	NZL	62.5	61.1	60.7	62.4	64.6	65.6	64.3	65.8	—

資料出所 日本:内閣府(2010.12)「平成21年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)2011年1月現在その他:UN data (<http://data.un.org/>)2011年1月現在

(注) 労働分配率=雇用量報酬(※)/要素費用表示の国民所得×100 ※第1-4表(p.28)の数値を使用。

1) =雇用量報酬/(純間接税を含む)市場価格表示の国民所得×100

第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率(製造業)

Table 1-22: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

		(%)						
国・地域 Country or region	1979-'08 年/Year	1979-'90	'90-'95	'95-2000	'00-'08	'06-'07	'07-'08	
日本	JPN	3.5	3.8	3.3	3.4	3.2	3.5	-0.2
アメリカ	USA	3.9	2.8	3.7	5.6	4.6	4.7	1.2
カナダ	CAN	2.3	2.1	3.4	3.8	0.8	2.7	-2.6
イギリス	GBR	3.4	4.1	2.4	2.7	3.6	3.3	0.3
ドイツ ¹⁾	DEU	3.0	2.1	2.9	3.7	3.7	5.0	-0.1
フランス	FRA	3.5	3.8	3.4	4.6	2.6	1.2	-0.8
イタリア	ITA	2.1	3.4	3.8	1.4	-0.2	0.5	-3.4
オランダ	NLD	3.2	3.3	3.7	3.3	2.7	2.7	-1.4
ベルギー	BEL	3.3	4.2	3.1	2.4	2.8	4.4	0.5
デンマーク	DNK	2.1	2.2	2.7	1.8	1.8	0.4	-4.5
スウェーデン	SWE	4.2	2.1	5.5	6.8	4.8	0.6	-3.7
ノルウェー	NOR	1.7	1.9	0.1	1.4	2.7	-0.2	0.7
台湾	TWN	5.6	6.2	4.7	5.5	5.2	8.9	-0.5
韓国	KOR	—	—	9.4	10.8	7.4	7.6	1.2
シンガポール	SGP	—	—	6.9	6.5	0.7	-3.8	-6.6
オーストラリア	AUS	2.1	2.3	1.3	3.4	1.6	1.9	-0.9

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor(2009.10) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2008*

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

第1-23表 単位労働費用(製造業)

Table 1-23: Unit labour cost, manufacturing

		(USDルベース, 各国の2002年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2002=100)							
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	147.7	115.6	98.9	100.1	93.0	86.3	82.2	95.5
アメリカ	USA	107.5	102.1	101.5	96.4	97.7	95.1	94.8	96.4
カナダ ¹⁾	CAN	112.1	99.1	116.1	128.0	138.7	149.5	159.3	168.1
イギリス ¹⁾	GBR	92.3	97.6	109.5	120.6	121.6	124.6	135.2	128.0
ドイツ	DEU	145.6	95.8	118.2	125.9	120.8	117.0	123.7	136.3
フランス ¹⁾	FRA	147.7	95.3	117.2	129.4	128.3	131.5	145.6	162.4
イタリア	ITA	110.2	91.0	126.9	142.2	144.8	146.5	162.5	185.4
オランダ	NLD	136.3	91.9	121.9	130.8	127.2	127.2	139.5	156.8
ベルギー ²⁾	BEL	140.1	92.8	120.3	129.2	129.8	130.8	144.0	158.4
デンマーク	DNK	123.0	89.9	122.9	132.5	135.5	137.1	153.1	177.3
スウェーデン ¹⁾	SWE	146.5	103.5	116.3	118.7	113.7	108.4	123.3	135.2
ノルウェー	NOR	98.9	85.2	108.0	110.6	117.2	127.6	146.6	159.8
台湾 ²⁾	TWN	159.9	122.1	98.9	98.6	98.9	94.4	88.5	93.9
韓国	KOR	168.2	104.0	103.6	111.7	130.4	137.3	139.6	119.0
シンガポール ¹⁾	SGP	143.5	95.9	99.7	94.2	93.1	93.4	101.6	116.4
オーストラリア ¹⁾	AUS	127.7	102.9	122.5	143.6	157.2	164.2	188.8	199.0
		(USDルベース, %) (U.S.dollar basis, %)							
上昇率 (annual percentage change)	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	5.4	-0.4	-1.1	1.2	-7.0	-7.3	-4.8	16.2
アメリカ	USA	-2.1	0.1	1.5	-5.0	1.3	-2.6	-0.4	1.7
カナダ ¹⁾	CAN	0.7	-2.6	16.1	10.2	8.4	7.8	6.5	5.6
イギリス ¹⁾	GBR	6.7	-6.8	9.5	10.1	0.8	2.5	8.5	-5.3
ドイツ	DEU	17.4	-14.8	18.2	6.5	-4.0	-3.1	5.7	10.3
フランス ¹⁾	FRA	10.2	-14.8	17.2	10.4	-0.8	2.5	10.8	11.5
イタリア	ITA	-0.2	-15.5	26.9	12.0	1.8	1.2	11.0	14.1
オランダ	NLD	12.0	-15.3	21.9	7.3	-2.8	0.0	9.7	12.4
ベルギー ²⁾	BEL	11.7	-15.1	20.3	7.4	0.4	0.8	10.1	10.0
デンマーク	DNK	15.8	-15.0	22.9	7.8	2.3	1.2	11.7	15.8
スウェーデン ¹⁾	SWE	7.2	-12.3	16.3	2.0	-4.2	-4.7	13.8	9.7
ノルウェー	NOR	17.9	-9.2	8.0	2.4	5.9	8.9	15.0	9.0
台湾 ²⁾	TWN	0.7	0.0	-1.1	-0.2	0.3	-4.5	-6.2	6.0
韓国	KOR	15.4	5.7	3.6	7.8	16.7	5.3	1.6	-14.8
シンガポール ¹⁾	SGP	5.6	-5.5	-0.3	-5.5	-1.3	0.3	8.8	14.6
オーストラリア ¹⁾	AUS	8.8	-11.2	22.5	17.3	9.4	4.5	15.0	5.4

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor (2009.10) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2008*

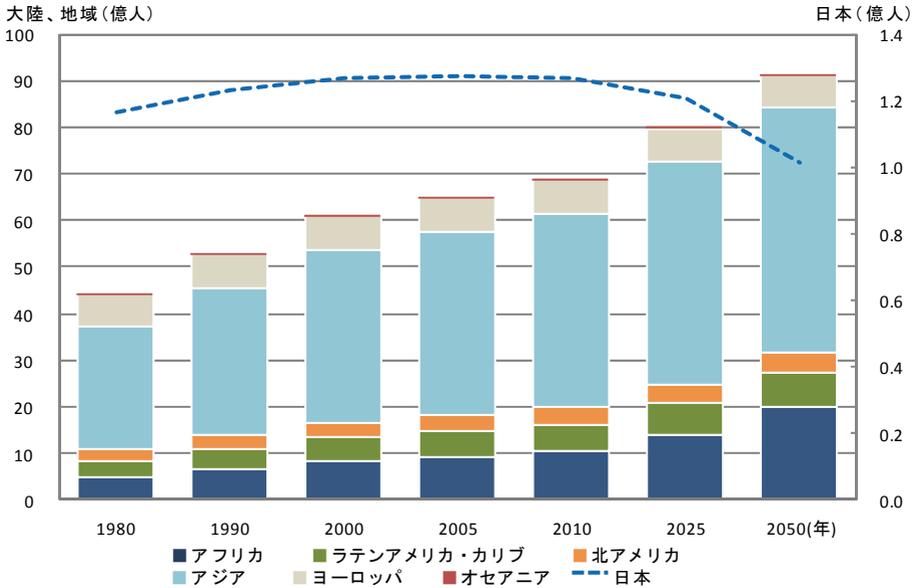
単位労働費用=人時間当たり労働費用/人時間当たり産出額

- (注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため, 政府の補助金や雇用税を調整している。
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

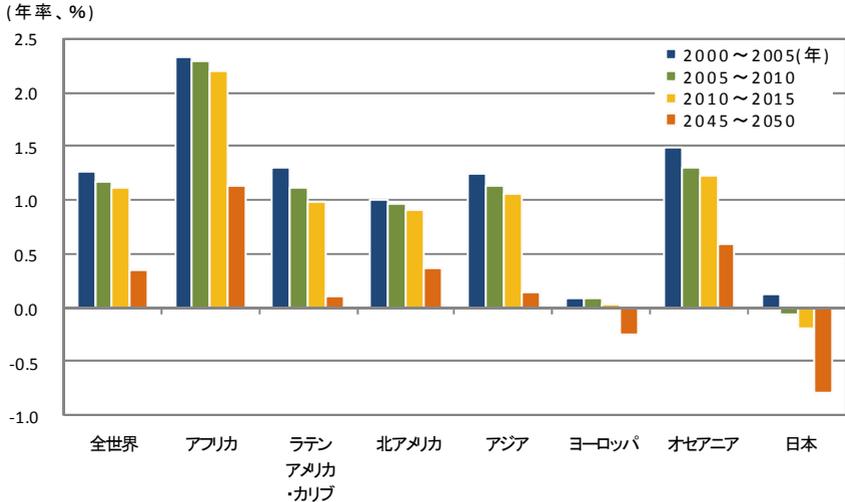
20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1975年以降増加率は低下したものの、2000年には61億人に達し、2010年代の早い時期に70億人を超えると予測されている。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2008年改訂版(本書の資料出所)によれば、2005年から2010年にかけては年率1.18%、年間7,928万人の人口増加が見込まれ、2050年には中位推計で約91億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域であるが、たとえ出生率が低下しても大きな人口増加が見込まれるのは、人口規模の大きいインド、中国、パキスタン、ナイジェリア、アメリカ合衆国、インドネシア、バングラディシュ——の7か国で、世界全体の人口増加の過半数を占める。

現在の先進地域の人口は約12億人で、2050年には約13億人と、ほぼ同水準で推移する予測であるが、年間平均240万人規模と見込まれる途上地域から先進地域への移民規模を下回れば、さらに減少する見通しである。一方、発展途上地域の人口は、2008年時点で55億人であったものが、2050年には79億人に増加する見込みで、とりわけアフガニスタン、ブルンジ共和国、コンゴなどの最後発諸国(LDC)の人口は2倍以上増加する予測である。2050年には、人口の86%が発展途上地域に属すると推測されている。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率

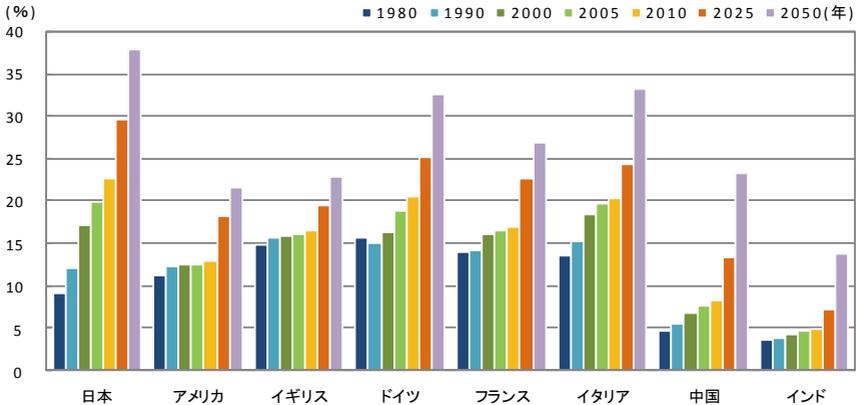


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の2008年版世界人口予測によると、全世界の人口は、2000年の61億人から2005年には65億人(年率1.26%)、その後2010年までに69億人(年率1.18%)、さらに2050年までには91億人と、2005年からの45年間で約26億人の増加が推計(中位推計)されている。2006年版世界人口予測では、2050年の世界人口の中位推計は92億人であったが、今回の推計では4,000万人ほど少ない予測となっている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2000年から2005年の人口増加率は各々0.08%、0.12%と低水準で、2005年以降はマイナスに転じ、2045年～2050年には各々-0.26%、-0.79%へと落ち込む見込みである。他方、アジア地域及び中南米地域については、増加率は低下するものの、2010年までは1%を上回る水準で推移する予測となっている。しかしながら、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2050年までには増加率は各々0.15%、0.1%へと落ち込む予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で、2015年までは年率2%を上回り、2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので、これと対照的に、15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2005年時点で6億6,600万人であった60歳以上人口は、2050年には20億人に達するとされている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、2005年時点の2億4,500万人から2050年には4億200万人とほぼ倍増する一方で、60歳未満人口は9億7,200万人から8億5,900万人に減少すると推計されている。

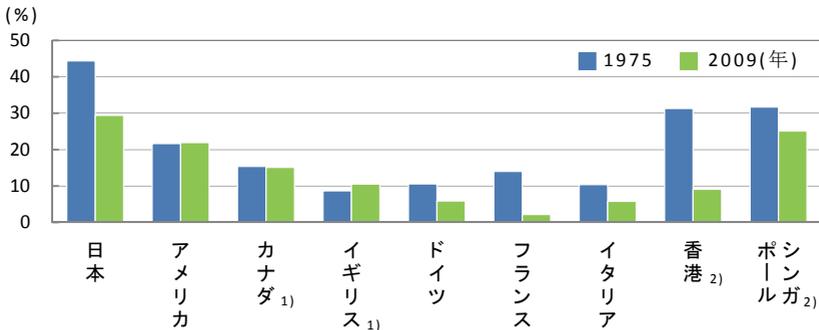
上のグラフは主要国における老年人口(65歳以上)比率の推計を示すものである。2010年における全世界の人口に占める老年人口比率は7.6%(5億2,300万人)であるが、2025年には10.4%(8億3,200万人)に及び、2050年には16.2%(14億8,700万人)に達すると推計されている。このうち特に80歳以上人口の伸びが顕著で、2010年時点の1.5%(1億600万人)から、2050年には4.3%(3億9,500万人)にまで及ぶ見通しである。

このうち先進地域の老年人口の動向をみると、2010年時点で15.9%となっており、2025年には20%を上回るとの推計となっている。上のグラフのとおり、とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い途上地域でも、出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化の進展は急速であるとされており、2010年時点では5.8%に過ぎない老年人口比率は、2050年には14.6%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

(注) 1) 1975年は、カナダ:1976年、イギリス:1984年の数値。

2) 2009年は、2008年の数値。

2009年の65歳以上男性の労働力率は、1975年に比して概ね低下している。こうした傾向の背景としては、経済発展に伴って各国が年金制度を充実させたことに加え、産業構造の変化に応じて雇用者割合の高い第2次、第3次産業の就業者が増加し、高齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業の就業者数が減少しているといった要因が考えられる。

各国・地域の傾向をみると、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

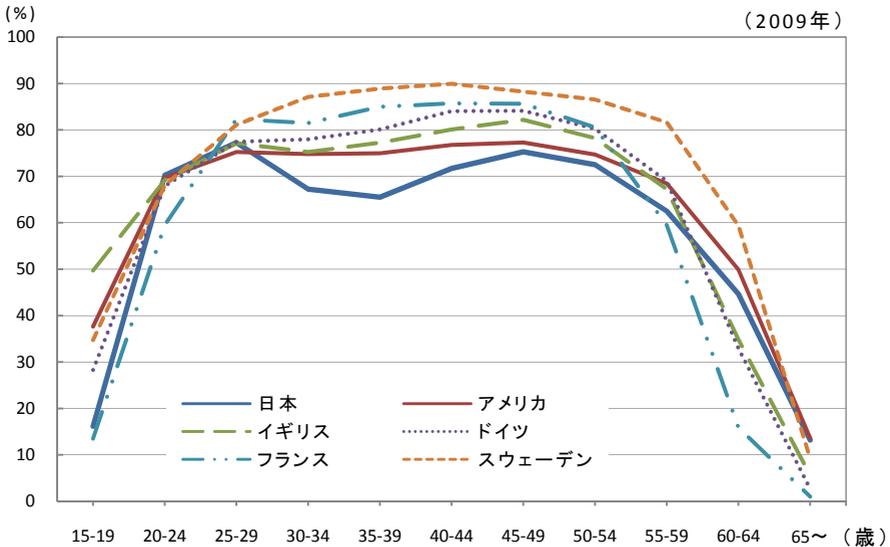
EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも低下の一因である。しかしながら、近年は、雇用における年齢差別撤廃の動きと、それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

今後、各国の高齢化に伴い、高齢者がより重要な労働力になることが予想され、各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1975(年)	44.4	21.6	15.4	8.7	10.6	14.0	10.4	31.3	31.7
2009	29.4	21.9	15.1	10.5	5.9	2.2	5.8	9.1	25.1

2-5 年齢階級別女性労働力率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2009年には77.2%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

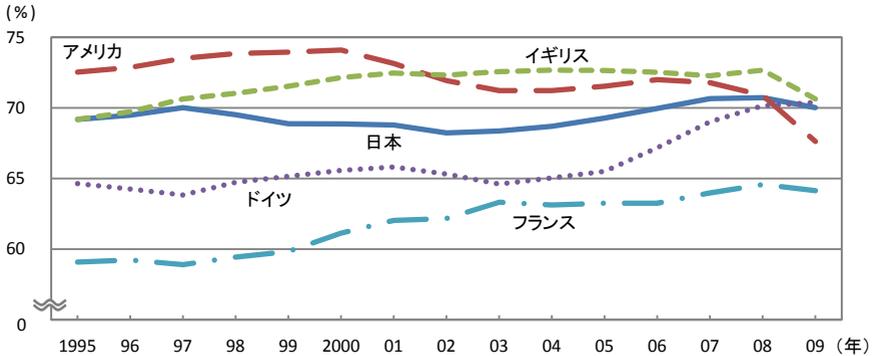
(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2009	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2 人口・労働力人口

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15~64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上を雇用戦略目標(具体的な数値目標は、2010年までにEU全体：70%、女性：60%、高齢者：50%)として掲げている。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働力率(p. 52)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2009年の日本の就業率は男女計で70.0%と、イギリス(70.6%)、ドイツ(70.4%)を下回るが、アメリカ(67.6%)、フランス(64.1%)を上回る水準である。しかし、男女別でみると、男性の就業率は80.2%とグラフ中のいずれの主要国も上回るものの、女性は59.8%と低水準で、いずれの主要国をも下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。また、高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表 総人口
Table 2-1: Total population

		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
全世界 World	4,437,609	5,290,452	6,115,367	6,512,276	6,908,688	8,011,533	9,149,984	
アフリカ Africa	482,236	638,729	819,462	921,073	1,033,043	1,400,184	1,998,466	
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, and the Caribbean	362,655	442,310	521,228	556,512	588,649	669,533	729,184	
北アメリカ Northern America	254,097	282,688	318,654	335,175	351,659	397,522	448,464	
アジア Asia	2,622,565	3,178,810	3,698,296	3,936,536	4,166,741	4,772,523	5,231,485	
ヨーロッパ Europe	693,113	720,989	726,568	729,421	732,759	729,264	691,048	
オセアニア Oceania	22,943	26,926	31,160	33,559	35,838	42,507	51,338	
日本 JPN	116,794	123,191	126,706	127,449	126,995	120,793	101,659	
アメリカ USA	229,469	254,865	287,842	302,741	317,641	358,735	403,932	
カナダ CAN	24,516	27,701	30,687	32,307	33,890	38,659	44,414	
イギリス GBR	56,314	57,237	58,907	60,261	61,899	66,601	72,365	
ドイツ DEU	78,289	79,433	82,075	82,409	82,057	79,258	70,504	
フランス FRA	53,950	56,842	59,128	61,013	62,637	65,769	67,668	
イタリア ITA	56,307	56,998	57,116	58,645	60,098	60,018	57,066	
スウェーデン SWE	8,310	8,559	8,860	9,066	9,293	9,915	10,571	
ロシア RUS	138,655	148,065	146,670	143,170	140,367	132,345	116,097	
中国 CHN	980,929	1,142,090	1,266,954	1,312,253	1,354,146	1,453,140	1,417,045	
香港 HKG	5,039	5,704	6,667	6,883	7,069	7,969	8,623	
韓国 KOR	37,459	42,983	46,429	47,566	48,501	49,484	44,077	
シンガポール SGP	2,415	3,016	4,018	4,267	4,837	5,362	5,221	
マレーシア MYS	13,763	18,103	23,274	25,633	27,914	33,770	39,664	
タイ THA	47,264	56,673	62,347	65,946	68,139	72,628	73,361	
インドネシア IDN	146,582	177,385	205,280	219,210	232,517	263,287	288,110	
フィリピン PHL	48,112	62,427	77,689	85,496	93,617	117,270	146,156	
インド IND	692,637	862,162	1,042,590	1,130,618	1,214,464	1,431,272	1,613,800	
オーストラリア AUS	14,695	17,091	19,171	20,395	21,512	24,703	28,724	
ニュージーランド NZL	3,147	3,386	3,868	4,111	4,303	4,831	5,349	
ブラジル BRA	121,618	149,570	174,174	186,075	195,423	213,802	218,512	

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

参考表 日本の将来推計人口
Reference table: Population prospects of Japan

(千人/thousands)						
2005 年/Year	2007	2008	2009	2010	2015	2020
127,768	127,694	127,568	127,395	127,176	125,430	122,735
2025 年/Year	2030	2035	2040	2045	2050	2055
119,270	115,224	110,679	105,695	100,443	95,152	89,930

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月中位推計)

2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

国・地域 Country or region		(年率/annual percentage change: %)					
		1990～ 1995年/Year	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2045～ 2050
全世界	World	1.54	1.36	1.26	1.18	1.11	0.34
アフリカ	Africa	2.57	2.41	2.34	2.29	2.20	1.14
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	1.73	1.55	1.31	1.12	0.99	0.10
北アメリカ	Northern America	1.19	1.20	1.01	0.96	0.91	0.37
アジア	Asia	1.63	1.40	1.25	1.14	1.05	0.15
ヨーロッパ	Europe	0.18	-0.02	0.08	0.09	0.03	-0.26
オセアニア	Oceania	1.52	1.40	1.48	1.31	1.23	0.59
日本	JPN	0.36	0.20	0.12	-0.07	-0.19	-0.79
アメリカ	USA	1.20	1.23	1.01	0.96	0.90	0.36
カナダ	CAN	1.12	0.92	1.03	0.96	0.92	0.43
イギリス	GBR	0.28	0.30	0.45	0.54	0.52	0.29
ドイツ	DEU	0.54	0.11	0.08	-0.09	-0.17	-0.56
フランス	FRA	0.40	0.39	0.63	0.53	0.40	0.00
イタリア	ITA	0.07	-0.03	0.53	0.49	0.17	-0.28
スウェーデン	SWE	0.62	0.08	0.46	0.49	0.44	0.25
ロシア	RUS	0.06	-0.25	-0.48	-0.40	-0.34	-0.51
中国	CHN	1.17	0.90	0.70	0.63	0.61	-0.33
香港	HKG	1.71	1.41	0.64	0.54	0.91	0.15
韓国	KOR	0.76	0.78	0.48	0.39	0.27	-0.77
シンガポール	SGP	2.86	2.88	1.20	2.51	0.90	-0.45
マレーシア	MYS	2.58	2.45	1.93	1.71	1.47	0.41
タイ	THA	1.19	0.72	1.12	0.65	0.52	-0.12
インドネシア	IDN	1.53	1.39	1.31	1.18	0.98	0.10
フィリピン	PHL	2.28	2.09	1.92	1.82	1.66	0.60
インド	IND	2.01	1.79	1.62	1.43	1.27	0.25
オーストラリア	AUS	1.17	1.13	1.24	1.07	0.99	0.49
ニュージーランド	NZL	1.70	0.97	1.22	0.92	0.86	0.27
ブラジル	BRA	1.56	1.49	1.32	0.98	0.75	-0.13

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1)実数/De facto population aged 0-14		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	27,533	22,569	18,499	17,575	16,756	13,319	11,399
アメリカ	USA	51,576	55,374	62,030	63,062	64,227	66,637	68,879
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,856	5,693	5,529	6,212	6,927
イギリス	GBR	11,832	10,876	11,176	10,826	10,748	11,550	11,882
ドイツ	DEU	14,474	12,775	12,816	11,802	10,955	9,821	8,862
フランス	FRA	12,044	11,402	11,141	11,243	11,518	11,036	10,988
イタリア	ITA	12,509	9,361	8,169	8,323	8,516	7,602	7,690
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,633	1,578	1,531	1,708	1,744
ロシア	RUS	30,018	34,027	26,685	21,602	21,011	21,494	18,804
中国	CHN	348,280	324,117	325,823	288,716	269,411	262,433	216,351
香港	HKG	1,286	1,226	1,123	990	816	948	973
韓国	KOR	12,708	11,013	9,680	9,064	7,863	6,403	5,020
シンガポール	SGP	653	647	875	835	753	666	584
マレーシア	MYS	5,413	6,770	7,789	8,033	8,114	7,937	7,243
タイ	THA	18,642	17,008	15,674	15,127	14,629	14,026	12,690
インドネシア	IDN	59,305	63,520	62,268	62,241	62,029	55,750	50,224
フィリピン	PHL	20,743	25,408	29,334	30,409	31,331	33,050	30,775
インド	IND	272,127	326,416	365,268	374,118	374,159	353,832	293,987
オーストラリア	AUS	3,711	3,760	3,965	4,024	4,062	4,414	4,784
ニュージーランド	NZL	856	781	878	884	871	898	885
ブラジル	BRA	46,318	52,777	51,558	51,257	49,768	39,058	32,098

(2)対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.8	13.2	11.0	11.2
アメリカ	USA	22.5	21.7	21.6	20.8	20.2	18.6	17.1
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.3	16.1	15.6
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	18.0	17.4	17.3	16.4
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	14.3	13.4	12.4	12.6
フランス	FRA	22.3	20.1	18.8	18.4	18.4	16.8	16.2
イタリア	ITA	22.2	16.4	14.3	14.2	14.2	12.7	13.5
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.5	17.2	16.5
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.2	15.1	15.0	16.2	16.2
中国	CHN	35.5	28.4	25.7	22.0	19.9	18.1	15.3
香港	HKG	25.5	21.5	16.9	14.4	11.5	11.9	11.3
韓国	KOR	33.9	25.6	20.8	19.1	16.2	12.9	11.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.8	19.6	15.6	12.4	11.2
マレーシア	MYS	39.3	37.4	33.5	31.3	29.1	23.5	18.3
タイ	THA	39.4	30.0	25.1	22.9	21.5	19.3	17.3
インドネシア	IDN	40.5	35.8	30.3	28.4	26.7	21.2	17.4
フィリピン	PHL	43.1	40.7	37.8	35.6	33.5	28.2	21.1
インド	IND	39.3	37.9	35.0	33.1	30.8	24.7	18.2
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	19.7	18.9	17.9	16.7
ニュージーランド	NZL	27.2	23.1	22.7	21.5	20.2	18.6	16.5
ブラジル	BRA	38.1	35.3	29.6	27.5	25.5	18.3	14.7

資料出所 UN(2009) World Population Prospects: The 2008 Revision

2 人口・労働力人口

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	78,689	85,875	86,365	84,487	81,572	71,652	51,790
アメリカ	USA	152,171	168,053	190,190	202,189	212,260	227,147	247,925
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,961	22,379	23,575	24,531	26,146
イギリス	GBR	36,072	37,358	38,379	39,734	40,883	42,141	43,930
ドイツ	DEU	51,604	54,776	55,835	55,063	54,302	49,542	38,739
フランス	FRA	34,340	37,367	38,448	39,725	40,493	39,864	38,468
イタリア	ITA	36,211	38,988	38,419	38,799	39,297	37,757	30,399
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,704	5,934	6,059	6,055	6,280
ロシア	RUS	94,483	99,094	101,846	101,828	101,236	87,392	70,086
中国	CHN	586,128	755,147	855,056	924,229	973,303	996,521	870,115
香港	HKG	3,427	3,995	4,808	5,051	5,343	5,257	4,841
韓国	KOR	23,305	29,827	33,344	34,073	35,289	33,527	23,981
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,855	3,069	3,590	3,468	2,936
マレーシア	MYS	7,848	10,670	14,583	16,483	18,446	22,884	25,947
タイ	THA	26,789	37,041	42,715	46,134	48,259	49,207	45,827
インドネシア	IDN	82,216	107,107	133,005	144,868	156,355	183,935	184,276
フィリピン	PHL	25,833	35,003	45,632	51,792	58,263	76,481	96,838
インド	IND	395,564	502,790	632,992	704,611	780,571	972,464	1,097,969
オーストラリア	AUS	9,571	11,412	12,802	13,732	14,460	15,570	17,108
ニュージーランド	NZL	1,984	2,228	2,533	2,728	2,875	3,061	3,222
ブラジル	BRA	70,303	90,165	113,063	123,339	132,174	150,299	137,166

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	66.3	64.2	59.3	50.9
アメリカ	USA	66.3	65.9	66.1	66.8	66.8	63.3	61.4
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.3	69.6	63.5	58.9
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	65.9	66.0	63.3	60.7
ドイツ	DEU	65.9	69.0	68.0	66.8	66.2	62.5	54.9
フランス	FRA	63.7	65.7	65.0	65.1	64.6	60.6	56.8
イタリア	ITA	64.3	68.4	67.3	66.2	65.4	62.9	53.3
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.4	65.4	65.2	61.1	59.4
ロシア	RUS	68.1	66.9	69.4	71.1	72.1	66.0	60.4
中国	CHN	59.8	66.1	67.5	70.4	71.9	68.6	61.4
香港	HKG	68.0	70.0	72.1	73.4	75.6	66.0	56.1
韓国	KOR	62.2	69.4	71.8	71.6	72.8	67.8	54.4
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.0	71.9	74.2	64.7	56.2
マレーシア	MYS	57.0	58.9	62.7	64.3	66.1	67.8	65.4
タイ	THA	56.7	65.4	68.5	70.0	70.8	67.8	62.5
インドネシア	IDN	56.1	60.4	64.8	66.1	67.2	69.9	64.0
フィリピン	PHL	53.7	56.1	58.7	60.6	62.2	65.2	66.3
インド	IND	57.1	58.3	60.7	62.3	64.3	67.9	68.0
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	66.8	67.3	67.2	63.0	59.6
ニュージーランド	NZL	63.1	65.8	65.5	66.4	66.8	63.4	60.3
ブラジル	BRA	57.8	60.3	64.9	66.3	67.6	70.3	62.8

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over (千人/thousands)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	10,573	14,746	21,843	25,387	28,667	35,822	38,469
アメリカ	USA	25,722	31,438	35,622	37,490	41,155	64,951	87,127
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,870	4,236	4,786	7,915	11,340
イギリス	GBR	8,410	9,003	9,352	9,700	10,269	12,910	16,553
ドイツ	DEU	12,211	11,882	13,424	15,544	16,799	19,895	22,902
フランス	FRA	7,565	8,074	9,539	10,045	10,626	14,868	18,211
イタリア	ITA	7,587	8,649	10,528	11,523	12,285	14,660	18,977
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,524	1,555	1,702	2,152	2,546
ロシア	RUS	14,154	14,943	18,138	19,740	18,120	23,460	27,207
中国	CHN	46,521	62,826	86,075	99,308	111,432	194,186	330,579
香港	HKG	325	483	735	842	910	1,764	2,809
韓国	KOR	1,446	2,143	3,405	4,429	5,349	9,554	15,076
シンガポール	SGP	114	169	289	363	494	1,229	1,701
マレーシア	MYS	503	663	901	1,117	1,354	2,949	6,474
タイ	THA	1,833	2,625	3,958	4,684	5,251	9,394	14,844
インドネシア	IDN	5,062	6,758	10,007	12,101	14,133	23,602	53,610
フィリピン	PHL	1,536	2,016	2,723	3,295	4,023	7,739	18,543
インド	IND	24,945	32,955	44,330	51,890	59,734	104,976	221,843
オーストラリア	AUS	1,413	1,919	2,404	2,639	2,990	4,718	6,832
ニュージーランド	NZL	307	376	457	499	558	873	1,242
ブラジル	BRA	4,998	6,629	9,554	11,479	13,481	24,444	49,248

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population (%)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	9.1	12.0	17.2	19.9	22.6	29.7	37.8
アメリカ	USA	11.2	12.3	12.4	12.4	13.0	18.1	21.6
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.1	20.5	25.5
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.9	16.1	16.6	19.4	22.9
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.4	18.9	20.5	25.1	32.5
フランス	FRA	14.0	14.2	16.1	16.5	17.0	22.6	26.9
イタリア	ITA	13.5	15.2	18.4	19.6	20.4	24.4	33.3
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.2	18.3	21.7	24.1
ロシア	RUS	10.2	10.1	12.4	13.8	12.9	17.7	23.4
中国	CHN	4.7	5.5	6.8	7.6	8.2	13.4	23.3
香港	HKG	6.5	8.5	11.0	12.2	12.9	22.1	32.6
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	9.3	11.0	19.3	34.2
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.2	8.5	10.2	22.9	32.6
マレーシア	MYS	3.7	3.7	3.9	4.4	4.8	8.7	16.3
タイ	THA	3.9	4.6	6.3	7.1	7.7	12.9	20.2
インドネシア	IDN	3.5	3.8	4.9	5.5	6.1	9.0	18.6
フィリピン	PHL	3.2	3.2	3.5	3.9	4.3	6.6	12.7
インド	IND	3.6	3.8	4.3	4.6	4.9	7.3	13.7
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.5	12.9	13.9	19.1	23.8
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	12.1	13.0	18.1	23.2
ブラジル	BRA	4.1	4.4	5.5	6.2	6.9	11.4	22.5

資料出所 UN(2009) World Population Prospects: The 2008 Revision

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2010年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2010

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	61,834	65,161	156,794	160,847	16,787	17,103	30,388	31,512
0～4歳/Age	2,674	2,533	11,257	10,709	921	876	1,900	1,809
5～9	2,904	2,751	10,856	10,326	918	877	1,768	1,683
10～14	3,017	2,878	10,804	10,275	992	945	1,844	1,746
15～19	3,090	2,948	11,491	10,922	1,147	1,091	2,039	1,924
20～24	3,376	3,221	11,495	10,971	1,160	1,119	2,142	2,042
25～29	3,863	3,690	11,187	10,785	1,174	1,146	2,066	2,019
30～34	4,330	4,146	10,675	10,401	1,172	1,144	1,927	1,936
35～39	4,983	4,859	10,548	10,417	1,167	1,153	2,102	2,124
40～44	4,376	4,302	10,731	10,780	1,219	1,210	2,295	2,339
45～49	4,021	3,977	11,399	11,618	1,393	1,380	2,274	2,328
50～54	3,818	3,825	10,997	11,436	1,309	1,319	1,959	2,011
55～59	4,313	4,398	9,633	10,146	1,130	1,161	1,763	1,820
60～64	4,911	5,129	7,997	8,631	971	1,010	1,839	1,932
65～69	3,818	4,215	5,854	6,553	706	755	1,414	1,523
70～74	3,126	3,675	4,274	5,042	519	586	1,153	1,308
75～79	2,501	3,276	3,229	4,151	406	498	874	1,095
80～	2,715	5,341	4,367	7,686	482	835	1,028	1,873

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,255	41,801	30,461	32,175	29,252	30,846	4,614	4,679
0～4歳/Age	1,717	1,629	1,960	1,879	1,485	1,408	279	264
5～9	1,873	1,778	2,012	1,930	1,465	1,386	258	245
10～14	2,030	1,928	1,916	1,820	1,428	1,345	249	237
15～19	2,183	2,076	1,909	1,813	1,493	1,410	320	306
20～24	2,510	2,403	2,004	1,922	1,531	1,452	312	298
25～29	2,507	2,432	2,016	1,963	1,742	1,661	285	274
30～34	2,444	2,375	1,914	1,892	2,095	2,014	291	282
35～39	2,644	2,565	2,138	2,133	2,462	2,386	320	311
40～44	3,514	3,340	2,131	2,161	2,504	2,452	334	322
45～49	3,638	3,479	2,143	2,214	2,337	2,343	321	309
50～54	3,131	3,054	2,038	2,143	1,983	2,026	295	288
55～59	2,726	2,763	1,980	2,086	1,795	1,879	288	285
60～64	2,225	2,293	1,894	1,998	1,803	1,928	309	310
65～69	2,248	2,422	1,235	1,342	1,475	1,657	262	266
70～74	2,207	2,572	1,085	1,305	1,378	1,664	180	199
75～79	1,352	1,792	932	1,290	1,059	1,457	132	167
80～	1,306	2,901	1,154	2,283	1,217	2,378	179	317

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	64,820	75,547	702,843	651,304	3,348	3,721	24,016	24,485
0～4歳/Age	3,894	3,690	48,149	39,724	121	112	1,187	1,079
5～9	3,581	3,404	47,874	39,113	117	103	1,265	1,170
10～14	3,297	3,145	51,390	43,162	191	172	1,638	1,523
15～19	4,158	3,999	56,886	49,231	241	224	1,804	1,652
20～24	6,148	5,971	64,150	58,396	226	221	1,636	1,493
25～29	6,060	6,049	51,763	48,771	235	260	1,928	1,786
30～34	5,280	5,422	47,820	45,372	230	294	1,826	1,844
35～39	4,860	5,103	59,902	57,114	241	327	2,081	2,096
40～44	4,398	4,719	62,235	59,358	254	341	2,111	2,075
45～49	5,060	5,715	51,012	48,844	315	385	2,069	2,042
50～54	5,106	6,146	40,343	38,329	312	342	1,885	1,950
55～59	4,262	5,522	39,842	38,875	249	261	1,352	1,444
60～64	2,980	4,278	28,023	27,038	194	193	1,065	1,150
65～69	1,570	2,656	19,747	19,250	117	112	821	970
70～74	2,088	4,058	15,343	15,685	111	112	661	879
75～79	1,083	2,496	10,375	11,729	93	104	404	655
80～	994	3,172	7,989	11,313	101	160	282	677

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,429	2,408	14,170	13,744	33,501	34,639	116,062	116,455
0～4歳/Age	102	95	1,400	1,323	2,480	2,370	10,485	10,075
5～9	124	116	1,404	1,327	2,472	2,366	10,700	10,305
10～14	164	153	1,363	1,297	2,523	2,417	10,411	10,054
15～19	193	180	1,358	1,311	2,716	2,612	10,386	10,068
20～24	164	153	1,291	1,254	2,727	2,621	10,352	10,137
25～29	151	140	1,218	1,195	2,747	2,655	10,282	10,251
30～34	149	139	1,062	1,027	2,654	2,644	9,676	9,737
35～39	176	170	976	946	2,613	2,802	8,971	9,042
40～44	206	212	899	870	2,557	2,854	8,112	8,100
45～49	230	231	851	825	2,472	2,710	7,012	6,957
50～54	223	223	730	701	2,212	2,377	5,858	5,822
55～59	185	185	569	546	1,762	1,910	4,454	4,485
60～64	139	142	415	403	1,225	1,392	3,133	3,518
65～69	83	87	266	268	885	1,003	2,513	3,019
70～74	62	70	186	212	695	849	1,872	2,345
75～79	42	52	102	128	439	586	1,123	1,497
80～	38	59	78	113	323	471	722	1,043

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2010年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2010 (cont.)

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	47,149	46,467	627,198	587,266	10,695	10,817	2,126	2,177
0～4歳/Age	5,571	5,308	65,399	60,250	695	660	150	141
5～9	5,287	5,050	65,328	59,911	684	649	147	139
10～14	5,168	4,946	64,340	58,932	706	668	151	142
15～19	4,975	4,781	63,372	57,871	744	705	164	154
20～24	4,544	4,397	58,756	53,978	749	718	159	152
25～29	3,982	3,886	53,819	49,564	749	730	146	142
30～34	3,494	3,432	48,246	44,660	717	713	133	137
35～39	2,991	2,958	42,160	39,114	777	787	136	149
40～44	2,606	2,602	37,208	34,679	753	764	149	162
45～49	2,241	2,261	32,818	30,759	771	783	160	167
50～54	1,874	1,918	28,398	26,884	728	738	145	148
55～59	1,514	1,588	23,618	22,750	656	668	123	125
60～64	1,089	1,130	15,807	16,111	602	607	111	113
65～69	795	881	11,428	12,274	450	456	83	88
70～74	523	633	8,022	9,279	339	361	63	70
75～79	313	400	4,810	5,801	253	294	48	56
80～	181	296	3,672	4,449	322	515	57	94

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
総数/Total	96,199	99,224
0～4歳/Age	7,770	7,457
5～9	8,783	8,446
10～14	8,813	8,499
15～19	8,378	8,132
20～24	8,687	8,524
25～29	8,897	8,841
30～34	7,923	8,125
35～39	6,885	7,223
40～44	6,357	6,733
45～49	5,983	6,425
50～54	4,927	5,388
55～59	3,963	4,422
60～64	2,962	3,397
65～69	2,101	2,507
70～74	1,594	2,008
75～79	1,019	1,373
80～	1,155	1,723

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	23.8	19.0	12.8	9.9	9.4	8.9	8.2	6.9
アメリカ	USA	24.3	15.7	15.5	15.7	14.5	14.2	14.2	12.4
カナダ	CAN	27.8	15.6	14.8	13.8	11.6	10.6	10.6	10.9
イギリス	GBR	15.9	14.5	13.5	13.2	12.2	11.6	12.2	11.9
ドイツ	DEU	16.0	11.4	10.8	10.0	9.5	8.8	8.1	8.1
フランス	FRA	18.9	16.1	14.2	12.7	12.7	12.9	12.2	10.7
イタリア	ITA	18.2	16.3	10.9	9.7	9.2	9.2	9.3	7.7
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	11.3	13.6	10.3	10.8	11.7	11.5
ロシア	RUS	26.5	15.3	16.8	10.9	8.9	9.9	10.8	9.8
中国	CHN	43.8	28.6	21.5	18.9	15.9	14.0	13.5	11.6
香港	HKG	37.7	19.5	15.7	12.4	10.0	8.4	8.2	7.0
韓国	KOR	35.8	30.4	20.4	16.0	13.7	10.4	9.5	8.4
シンガポール	SGP	44.4	21.2	16.7	17.9	14.0	10.2	8.2	8.9
マレーシア	MYS	45.2	34.7	32.6	27.8	24.5	22.6	20.5	15.7
タイ	THA	43.6	34.2	24.6	18.8	16.5	15.3	14.6	12.7
インドネシア	IDN	42.7	39.1	31.8	24.3	22.0	20.7	18.8	14.2
フィリピン	PHL	48.2	39.3	35.7	31.7	28.9	26.4	25.0	19.9
インド	IND	43.4	37.3	34.4	30.7	27.7	25.4	23.0	17.2
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	15.5	14.7	13.4	12.7	12.7	11.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	15.9	16.7	15.0	14.1	13.8	12.3
ブラジル	BRA	44.0	33.7	30.8	22.6	21.6	19.8	16.4	11.8

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	9.4	6.6	6.3	7.0	7.5	7.9	9.1	12.0
アメリカ	USA	9.5	9.2	8.7	8.7	7.9	7.9	7.8	8.2
カナダ	CAN	8.7	7.3	6.9	7.1	7.2	7.2	7.4	8.3
イギリス	GBR	11.7	11.8	11.8	11.0	10.9	10.3	9.9	9.9
ドイツ	DEU	11.1	12.3	12.1	11.2	10.7	10.3	10.3	12.4
フランス	FRA	12.8	10.9	10.4	9.5	9.5	9.1	8.6	9.6
イタリア	ITA	9.9	10.0	10.0	10.0	10.3	9.9	9.9	11.5
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.9	10.7	10.4	10.1	9.9
ロシア	RUS	9.5	9.1	11.4	13.3	14.4	16.0	15.1	14.7
中国	CHN	25.1	6.3	7.3	7.1	6.7	6.6	7.0	8.3
香港	HKG	8.9	5.0	4.8	5.3	5.2	5.4	6.1	7.8
韓国	KOR	16.4	8.8	6.6	5.6	5.6	5.3	5.5	8.3
シンガポール	SGP	10.6	5.2	5.4	4.7	4.9	4.9	5.1	8.2
マレーシア	MYS	19.9	8.8	6.2	5.0	4.7	4.5	4.5	5.4
タイ	THA	14.9	9.1	6.2	6.8	7.8	8.5	8.9	9.7
インドネシア	IDN	26.1	15.9	11.2	8.2	7.2	6.6	6.3	6.6
フィリピン	PHL	18.3	10.4	8.2	6.3	5.5	5.0	4.8	4.9
インド	IND	25.5	15.2	12.0	10.4	9.5	8.9	8.5	7.9
オーストラリア	AUS	9.4	8.5	7.4	7.2	7.1	6.8	6.9	7.5
ニュージーランド	NZL	9.3	8.4	8.2	7.8	7.5	7.1	7.0	7.6
ブラジル	BRA	15.4	9.9	8.3	6.8	6.5	6.4	6.4	7.2

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

2 人口・労働力人口

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

国・地域 Country or region		1950～1955 年/Year			2000～2005			2005～2010		
		平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female
日本	JPN	62.1	60.4	63.9	82.1	78.3	85.7	82.7	79.0	86.2
アメリカ	USA	68.9	66.1	72.0	78.3	75.8	80.6	79.2	76.9	81.4
カナダ	CAN	69.1	66.8	71.7	79.8	77.3	82.3	80.7	78.3	82.9
イギリス	GBR	69.2	66.7	71.8	78.5	76.1	80.7	79.4	77.2	81.6
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	78.7	75.8	81.4	79.9	77.1	82.4
フランス	FRA	67.1	64.1	69.9	79.5	75.8	83.1	81.2	77.6	84.7
イタリア	ITA	66.3	64.4	68.1	80.2	77.2	83.1	81.2	78.1	84.1
スウェーデン	SWE	71.8	70.4	73.3	80.1	77.8	82.3	80.9	78.7	83.0
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	64.8	58.5	71.8	66.5	60.3	73.1
中国	CHN	40.8	39.3	42.3	72.0	70.5	73.7	73.0	71.3	74.8
香港	HKG	61.0	57.2	64.9	81.5	78.6	84.5	82.2	79.4	85.1
韓国	KOR	47.9	46.0	49.9	77.5	73.9	80.9	79.4	75.9	82.5
シンガポール	SGP	60.4	58.8	62.1	78.8	76.8	80.8	80.3	77.9	82.8
マレーシア	MYS	48.5	47.0	50.0	73.0	70.8	75.5	74.2	72.0	76.7
タイ	THA	51.6	49.8	53.5	68.2	64.0	72.8	68.8	65.7	72.0
インドネシア	IDN	37.5	36.9	38.1	68.6	66.7	70.5	70.7	68.7	72.7
フィリピン	PHL	47.8	46.0	49.6	70.3	68.2	72.5	71.7	69.5	74.0
インド	IND	37.9	38.7	37.1	62.0	60.9	63.3	63.5	62.1	65.0
オーストラリア	AUS	69.6	66.9	72.4	80.5	78.0	83.0	81.5	79.1	83.8
ニュージーランド	NZL	69.6	67.5	71.8	79.3	77.0	81.4	80.2	78.2	82.2
ブラジル	BRA	50.9	49.2	52.6	71.0	67.2	74.9	72.3	68.7	76.0

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

年/Year	完全生命表 Complete life table			簡易生命表 Abridged life table			
	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009
	男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.00	79.19	79.29
女性/Female	82.85	84.60	85.52	85.81	85.99	86.05	86.44

資料出所 厚生労働省(2007.3)「第20回完全生命表」、厚生労働省(2010.7)「平成21年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したものの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region	1950 ~1955 年/Year	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2010 ~2015	2015 ~2020	2020 ~2025
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.27	1.27	1.30
アメリカ	USA	3.45	2.03	1.99	2.04	2.09	2.02	1.95
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.57	1.62	1.67
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.70	1.70	1.84	1.85	1.85
ドイツ	DEU	2.16	1.31	1.34	1.35	1.32	1.34	1.39
フランス	FRA	2.73	1.71	1.76	1.88	1.89	1.85	1.85
イタリア	ITA	2.36	1.28	1.22	1.26	1.38	1.41	1.44
スウェーデン	SWE	2.21	2.01	1.56	1.67	1.87	1.85	1.85
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.37	1.46	1.53
中国	CHN	6.11	2.01	1.80	1.77	1.77	1.79	1.84
香港	HKG	4.44	1.29	1.08	0.98	1.02	1.01	1.06
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.22	1.26	1.29
シンガポール	SGP	6.40	1.76	1.57	1.36	1.27	1.29	1.34
マレーシア	MYS	6.83	3.47	3.10	2.85	2.58	2.35	2.16
タイ	THA	6.35	2.05	1.86	1.81	1.81	1.85	1.85
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.38	2.19	2.02	1.88
フィリピン	PHL	7.29	4.14	3.73	3.34	3.11	2.85	2.64
インド	IND	5.91	3.86	3.46	3.11	2.76	2.52	2.30
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.78	1.75	1.83	1.85	1.85
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.02	2.02	1.95
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.70	1.60

資料出所 UN(2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

(注) 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15~49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.05	2.05	2.10	2.12	* 2.01
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.53	1.54	1.59	1.66	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.77	1.78	1.84	1.90	1.96
ドイツ	DEU	*1.45	1.25	1.38	1.36	1.34	1.33	1.37	1.38
フランス	FRA	1.78	1.70	1.89	1.92	1.94	2.00	1.98	2.01
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.33	1.32	1.35	1.37	1.42
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.72	1.71	1.72	1.72	1.77
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.72	1.76	1.80	1.82	1.86
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.78	1.80	1.85	1.84	1.89
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.75	1.77	1.85	1.88	1.91
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.92	0.96	0.98	1.02	1.06
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.15	1.08	1.12	1.25	1.19
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.26	1.28	1.29	1.28
オーストラリア	AUS	1.91	1.82	1.76	1.76	1.79	1.82	1.92	1.96

資料出所 日本:厚生労働省(2010.9)「人口動態統計年報」

アメリカ: Centers for Disease Control and Prevention(2010.12) *National Vital Statistics Reports*

カナダ: カナダ統計局 (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2010年12月現在

欧州: Eurostat (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2010年12月現在

香港: 香港統計局 (http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/) 2011年1月現在

韓国: 韓国統計局 (<http://kosis.kr/>) 2011年1月現在

シンガポール: シンガポール統計局(2010.7) *Yearbook of Statistics 2010 -Demography*

オーストラリア: Australian Bureau of Statistics(2010.11) *Births, Australia, 2009*

国立社会保障・人口問題研究所(2010.1)「2010年版人口統計資料集」

(注) *は暫定値。

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

(千人/thousands)

国 Country or region	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本 JPN	66,660	67,660	66,390	66,500	66,590	66,680	66,490	66,200
(65歳/years old~)	4,450	4,930	4,890	5,040	5,220	5,490	5,650	5,800
アメリカ (65~) USA	132,302	142,583	147,401	149,321	151,429	153,124	154,285	154,140
カナダ (65~) CAN	14,689	15,847	17,183	17,343	17,591	17,946	18,247	18,369
イギリス (65~) GBR	28,026	28,742	29,369	29,556	29,945	30,006	31,119	31,240
ドイツ (65~) DEU	39,376	39,531	39,949	41,042	41,523	41,686	41,775	41,806
フランス (65~) FRA	25,086	25,852	27,241	27,443	27,607	27,843	28,044	28,268
イタリア (65~) ITA	22,868	23,720	24,363	24,448	24,662	24,728	25,097	24,970
スウェーデン (65~74) SWE	4,463	4,493	4,582	4,699	4,751	4,826	4,881	4,907
EU-15 (65~)	167,566	173,614	180,445	183,283	185,710	187,410	190,202	190,741
ロシア (65~72) RUS	2,031	2,077	2,265	2,476	2,598	2,751	2,924	2,997
香港 (65~) HKG	69,517	71,021	72,429	72,894	73,682	74,721	75,310	—
韓国 (60/65~) KOR	570	727	1,037	1,089	1,103	1,156	1,077	—
シンガポール (65~) SGP	3,001	3,383	3,551	3,538	3,581	3,630	3,649	—
タイ ¹⁾ (60~) THA	50	44	44	45	46	44	43	—
インドネシア (60/65~) IDN	20,846	22,134	23,417	23,743	23,978	24,217	24,349	24,395
フィリピン (65~) PHL	741	1,007	1,252	1,361	1,445	1,525	1,541	1,565
オーストラリア (65~) AUS	1,748	2,192	—	2,367	1,881	1,918	1,928	—
ニュージーランド (65~) NZL	23	25	—	33	46	48	52	—
ブラジル (60/65~) BRA	32,749	33,972	36,291	36,843	36,867	37,612	38,345	—
	1,680	1,928	2,516	2,604	2,580	2,787	2,811	—
	86,361	97,433	—	105,802	106,282	109,941	111,947	—
	3,182	5,502	—	8,388	8,012	4,683	4,707	—
	28,040	30,908	35,629	35,494	35,511	35,918	37,058	—
	1,318	1,471	1,483	1,484	1,390	1,423	1,463	—
	9,000	9,590	10,213	10,529	10,771	11,021	11,254	11,448
	122	146	169	197	212	242	266	294
	1,803	1,918	2,109	2,167	2,220	2,257	2,283	2,306
	24	33	51	55	62	71	78	83
	74,138	77,467	92,860	—	97,528	98,846	—	—
	4,246	3,290	2,801	—	3,221	3,151	—	—

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在OECD諸国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2011年1月現在

(注) 各国の労働力人口の定義、調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

高齢者: インドネシアの2005・2006年、ブラジルの1995・2000年は60歳以上。

1) 1995年欄は1996年値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2009年）
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2009

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
日本 ¹⁾ /JPN									
15-19	6,090	3,120	2,970	940	460	480	15.4	14.7	16.2
20-24	6,970	3,580	3,390	4,800	2,420	2,380	68.9	67.6	70.2
25-29	7,540	3,850	3,690	6,470	3,620	2,850	85.8	94.0	77.2
30-34	8,680	4,410	4,270	7,110	4,240	2,870	81.9	96.1	67.2
35-39	9,680	4,900	4,780	7,870	4,740	3,130	81.3	96.7	65.5
40-44	8,540	4,300	4,240	7,210	4,170	3,040	84.4	97.0	71.7
45-49	7,800	3,920	3,880	6,700	3,780	2,920	85.9	96.4	75.3
50-54	7,760	3,870	3,890	6,530	3,710	2,820	84.1	95.9	72.5
55-59	9,280	4,590	4,690	7,170	4,240	2,930	77.3	92.4	62.5
60-64	9,300	4,550	4,750	5,600	3,480	2,120	60.2	76.5	44.6
65-69	8,310	3,970	4,340	3,130	1,960	1,170	37.7	49.4	27.0
70-74	6,920	3,200	3,720	1,530	960	570	22.1	30.0	15.3
75～	13,630	5,160	8,470	1,140	700	440	8.4	13.6	5.2
15-64	81,640	41,090	40,550	60,400	34,860	25,540	74.0	84.8	63.0
65～	28,860	12,330	16,530	5,800	3,620	2,180	20.1	29.4	13.2
計/Total (15～)	110,500	53,420	57,080	66,200	38,480	27,720	59.9	72.0	48.6
計/Total (0～)	127,510	62,130	65,380	—	—	—	—	—	—
アメリカ ²⁾ /USA									
16-19	17,044	8,643	8,401	6,389	3,226	3,163	37.5	37.3	37.7
20-24	20,524	10,284	10,240	14,971	7,839	7,132	72.9	76.2	69.6
25-29	20,873	10,492	10,381	17,138	9,328	7,810	82.1	88.9	75.2
30-34	19,408	9,675	9,733	16,160	8,883	7,277	83.3	91.8	74.8
35-39	20,173	9,963	10,210	16,868	9,215	7,653	83.6	92.5	75.0
40-44	20,745	10,235	10,510	17,370	9,303	8,067	83.7	90.9	76.8
45-49	22,683	11,136	11,547	18,802	9,879	8,923	82.9	88.7	77.3
50-54	21,683	10,596	11,087	17,402	9,121	8,281	80.3	86.1	74.7
55-59	18,881	9,125	9,756	13,799	7,121	6,678	73.1	78.0	68.5
60-64	15,789	7,572	8,217	8,706	4,608	4,098	55.1	60.9	49.9
65-69	11,657	5,448	6,209	3,629	1,975	1,654	31.1	36.3	26.6
70-74	8,875	4,022	4,853	1,635	907	728	18.4	22.6	15.0
75～	17,466	6,944	10,522	1,271	716	555	7.3	10.3	5.3
16-64	197,803	97,721	100,082	147,605	78,523	69,082	74.6	80.4	69.0
65～	37,998	16,414	21,584	6,535	3,598	2,937	17.2	21.9	13.6
計/Total (16～)	235,801	114,135	121,666	154,140	82,121	72,019	65.4	72.0	59.2
計/Total (0～)	307,007	151,450	155,557	—	—	—	—	—	—

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

OECD諸国及びロシア: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2011年1月現在

- (注) 1) 総務省「労働力調査年報」による。国内に3か月以上住む日本人と外国人を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊と矯正施設の被収容者は含む。
- 2) 米国商務省Current Population Survey (CPS)による。16歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2009年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2009 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
カナダ ³⁾ /CAN									
15-19	2,162	1,107	1,055	1,140	569	572	52.8	51.4	54.2
20-24	2,233	1,135	1,097	1,728	897	830	77.4	79.0	75.7
25-29	2,298	1,156	1,142	1,973	1,039	935	85.9	89.9	81.9
30-34	2,247	1,124	1,123	1,950	1,030	920	86.8	91.6	82.0
35-39	2,243	1,127	1,116	1,955	1,042	913	87.2	92.5	81.8
40-44	2,479	1,234	1,245	2,174	1,132	1,042	87.7	91.8	83.6
45-49	2,675	1,322	1,353	2,335	1,199	1,137	87.3	90.6	84.0
50-54	2,576	1,293	1,283	2,161	1,141	1,020	83.9	88.2	79.5
55-59	2,174	1,069	1,105	1,558	817	741	71.7	76.4	67.1
60-64	1,853	908	945	935	521	414	50.4	57.4	43.8
65~69	1,364	659	705	304	191	113	22.3	28.9	16.0
70~74	1,078	502	577	100	69	31	9.3	13.8	5.4
75~	1,928	811	1,117	56	39	17	2.9	4.8	1.5
15-64	22,938	11,474	11,464	17,909	9,386	8,523	78.1	81.8	74.4
65~	4,371	1,972	2,399	460	299	161	10.5	15.2	6.7
計/Total (15~)	27,309	13,447	13,863	18,369	9,685	8,684	67.3	72.0	62.6
計/Total (0~)	33,740	16,732	17,007	—	—	—	—	—	—
イギリス ⁴⁾ /GBR									
15-19	3,156	1,615	1,541	1,599	834	766	50.7	51.6	49.7
20-24	4,199	2,129	2,070	3,122	1,690	1,432	74.4	79.4	69.2
25-29	4,122	2,089	2,033	3,487	1,919	1,568	84.6	91.8	77.2
30-34	3,798	1,897	1,901	3,201	1,770	1,431	84.3	93.3	75.3
35-39	4,316	2,133	2,183	3,669	1,982	1,686	85.0	92.9	77.3
40-44	4,671	2,310	2,361	4,018	2,127	1,891	86.0	92.1	80.1
45-49	4,421	2,171	2,250	3,827	1,978	1,849	86.6	91.1	82.2
50-54	3,850	1,900	1,949	3,194	1,668	1,525	83.0	87.8	78.2
55-59	3,575	1,756	1,819	2,654	1,431	1,223	74.2	81.5	67.2
60-64	3,677	1,793	1,884	1,720	1,064	656	46.8	59.3	34.8
65-69	2,800	1,345	1,455	513	298	214	18.3	22.2	14.7
70-74	2,403	1,128	1,276	165	102	63	6.9	9.1	4.9
75~	4,431	1,809	2,621	72	49	23	1.6	2.7	0.9
15-64	39,784	19,794	19,990	30,490	16,462	14,028	76.6	83.2	70.2
65~	9,634	4,282	5,352	750	450	300	7.8	10.5	5.6
計/Total (15~)	49,418	24,076	25,342	31,240	16,912	14,328	63.2	70.2	56.5
計/Total (0~)	60,930	29,979	30,952	—	—	—	—	—	—

3) カナダ統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。フルタイムの軍人、施設人口、居留地の先住民は含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上の非施設人口を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ドイツ ⁵⁾ /DEU									
15-19	4,454	2,309	2,145	1,408	801	607	31.6	34.7	28.3
20-24	4,886	2,495	2,391	3,477	1,853	1,624	71.2	74.3	67.9
25-29	4,976	2,525	2,451	4,095	2,198	1,897	82.3	87.0	77.4
30-34	4,700	2,363	2,337	4,054	2,232	1,822	86.3	94.5	78.0
35-39	5,401	2,718	2,683	4,752	2,604	2,148	88.0	95.8	80.1
40-44	7,058	3,613	3,445	6,345	3,450	2,895	89.9	95.5	84.0
45-49	6,709	3,378	3,331	5,983	3,182	2,801	89.2	94.2	84.1
50-54	5,927	2,948	2,979	5,074	2,685	2,389	85.6	91.1	80.2
55-59	5,411	2,671	2,740	4,135	2,246	1,889	76.4	84.1	68.9
60-64	4,346	2,141	2,205	1,813	1,087	726	41.7	50.8	32.9
65-69	5,128	2,446	2,682	425	263	162	8.3	10.8	6.0
70-74	4,717	2,190	2,527	166	106	60	3.5	4.8	2.4
75~	6,602	2,529	4,073	79	51	28	1.2	2.0	0.7
15-64	53,868	27,161	26,707	41,136	22,338	18,798	76.4	82.2	70.4
65~	16,447	7,165	9,282	670	420	250	4.1	5.9	2.7
計/Total (15~)	70,315	34,326	35,989	41,806	22,758	19,048	59.5	66.3	52.9
計/Total (0~)	81,904	40,135	41,769	—	—	—	—	—	—
フランス ⁶⁾ /DEU									
15-19	3,680	1,868	1,812	601	356	245	16.3	19.1	13.5
20-24	3,789	1,880	1,910	2,411	1,275	1,136	63.6	67.8	59.5
25-29	3,861	1,900	1,962	3,383	1,769	1,614	87.6	93.1	82.3
30-34	3,773	1,868	1,906	3,350	1,798	1,552	88.8	96.2	81.4
35-39	4,313	2,132	2,181	3,899	2,046	1,853	90.4	96.0	84.9
40-44	4,309	2,122	2,187	3,911	2,036	1,874	90.7	96.0	85.7
45-49	4,288	2,097	2,191	3,846	1,970	1,877	89.7	93.9	85.6
50-54	4,121	1,999	2,122	3,525	1,817	1,708	85.6	90.9	80.5
55-59	4,074	1,972	2,102	2,543	1,294	1,250	62.4	65.6	59.4
60-64	3,631	1,755	1,876	655	357	298	18.0	20.3	15.9
65-69	2,372	1,127	1,245	99	58	41	4.2	5.2	3.3
70-74	2,351	1,053	1,297	32	21	11	1.3	2.0	0.8
75~	5,151	1,968	3,184	15	10	5	0.3	0.5	0.1
15-64	39,840	19,592	20,248	28,123	14,716	13,406	70.6	75.1	66.2
65~	9,874	4,148	5,726	146	89	56	1.5	2.2	1.0
計/Total (15~)	49,714	23,740	25,974	28,268	14,806	13,463	56.9	62.4	51.8
計/Total (0~)	62,631	30,328	32,303	—	—	—	—	—	—

- 5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」及び「EU労働力調査」による。15歳以上の国内居住者を対象。軍人、施設人口を含む。外国の外交官、在留外国軍は含まない。
- 6) 「労働力調査」による15歳以上人口。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2009年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2009 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イタリア ⁷⁾ /ITA									
15-19	2,974	1,528	1,446	275	176	100	9.3	11.5	6.9
20-24	3,107	1,579	1,528	1,493	882	611	48.1	55.9	40.0
25-29	3,538	1,777	1,762	2,496	1,392	1,103	70.5	78.4	62.6
30-34	4,327	2,180	2,148	3,435	1,969	1,466	79.4	90.3	68.3
35-39	4,808	2,419	2,389	3,885	2,253	1,632	80.8	93.1	68.3
40-44	4,947	2,481	2,466	3,935	2,301	1,634	79.6	92.7	66.3
45-49	4,496	2,233	2,263	3,504	2,076	1,428	77.9	93.0	63.1
50-54	3,959	1,948	2,011	2,886	1,739	1,147	72.9	89.3	57.1
55-59	3,689	1,801	1,888	1,938	1,190	748	52.5	66.1	39.6
60-64	3,561	1,724	1,837	744	521	223	20.9	30.2	12.2
65-69	3,213	1,518	1,695	233	175	58	7.3	11.5	3.4
70-74	2,945	1,340	1,605	97	77	19	3.3	5.8	1.2
75~	5,751	2,182	3,569	49	40	10	0.9	1.8	0.3
15-64	39,406	19,670	19,736	24,591	14,498	10,093	62.4	73.7	51.1
65~	11,909	5,040	6,868	379	292	87	3.2	5.8	1.3
計/Total (15~)	51,315	24,710	26,604	24,970	14,790	10,180	48.7	59.9	38.3
計/Total (0~)	59,752	29,047	30,705	—	—	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾ /SWE									
15-19	640	329	311	200	92	108	31.3	28.1	34.7
20-24	592	302	289	424	227	197	71.6	75.0	68.1
25-29	566	290	276	483	259	224	85.4	89.5	81.1
30-34	581	297	285	529	281	248	91.0	94.8	87.1
35-39	630	320	310	577	302	276	91.7	94.4	88.9
40-44	669	341	328	618	323	295	92.3	94.6	89.9
45-49	611	311	300	554	289	265	90.7	93.0	88.3
50-54	584	295	289	516	266	250	88.4	90.1	86.6
55-59	580	291	289	491	255	236	84.6	87.6	81.6
60-64	629	314	315	403	217	187	64.1	68.9	59.4
65-69	500	248	252	88	55	33	17.6	22.0	13.3
70-74	373	178	196	23	16	8	6.2	8.7	3.9
15-64	6,082	3,090	2,991	4,796	2,511	2,285	78.9	81.3	76.4
65-74	873	426	447	111	70	41	12.7	16.4	9.2
計/Total (15-74)	6,955	3,516	3,439	4,907	2,581	2,326	70.6	73.4	67.6
計/Total (0~)	9,299	4,626	4,672	—	—	—	—	—	—

7) イタリア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。対象は市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人で、軍人、徴兵も含む。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
EU-15									
15-19	20,967	10,732	10,235	5,975	3,284	2,690	28.5	30.6	26.3
20-24	23,554	11,926	11,628	15,669	8,425	7,244	66.5	70.6	62.3
25-29	25,349	12,795	12,554	21,132	11,341	9,790	83.4	88.6	78.0
30-34	26,220	13,204	13,016	22,586	12,404	10,182	86.1	93.9	78.2
35-39	28,657	14,392	14,265	24,857	13,609	11,249	86.7	94.6	78.9
40-44	30,931	15,556	15,375	26,902	14,638	12,264	87.0	94.1	79.8
45-49	29,307	14,584	14,723	25,156	13,559	11,597	85.8	93.0	78.8
50-54	26,400	13,043	13,357	21,432	11,671	9,761	81.2	89.5	73.1
55-59	24,480	12,020	12,459	16,379	9,115	7,264	66.9	75.8	58.3
60-64	22,564	10,988	11,576	7,657	4,681	2,975	33.9	42.6	25.7
65-69	19,555	9,288	10,266	1,902	1,187	714	9.7	12.8	7.0
70-74	16,429	7,542	8,887	588	396	192	3.6	5.3	2.2
75~	28,793	11,212	17,582	270	189	81	0.9	1.7	0.5
15-64	258,429	129,241	129,188	187,744	102,728	85,017	72.6	79.5	65.8
65~	67,756	29,275	38,481	2,997	1,914	1,083	4.4	6.5	2.8
計(15~)	326,185	158,516	167,670	190,741	104,642	86,100	58.5	66.0	51.4
ロシア ⁹⁾ /RUS									
15-19	9,734	4,967	4,767	1,689	1,002	686	17.4	20.2	14.4
20-24	12,668	6,410	6,258	8,301	4,577	3,724	65.5	71.4	59.5
25-29	11,684	5,857	5,827	9,769	5,251	4,518	83.6	89.7	77.5
30-34	10,586	5,234	5,352	9,319	4,849	4,470	88.0	92.6	83.5
35-39	9,778	4,815	4,963	8,744	4,442	4,302	89.4	92.2	86.7
40-44	9,602	4,630	4,972	9,228	4,490	4,738	96.1	97.0	95.3
45-49	11,819	5,571	6,248	10,839	5,155	5,684	91.7	92.5	91.0
50-54	11,072	5,026	6,046	9,123	4,283	4,840	82.4	85.2	80.1
55-59	9,475	4,126	5,349	5,691	3,039	2,652	60.1	73.7	49.6
60-64	5,336	2,197	3,139	1,529	819	710	28.6	37.3	22.6
65~	19,243	6,109	13,134	1,077	521	556	5.6	8.5	4.2
15-64	101,754	48,833	52,921	74,233	37,907	36,326	73.0	77.6	68.6
計/Total(15~)	120,997	54,942	66,055	75,310	38,428	36,882	62.2	69.9	55.8

9) ロシア統計局 Population Sample Survey of Employment (PSSE) による定住人口。15歳から72歳までの非施設人口を対象。施設人口、6か月以上不在の者は含まない。2008年の数値。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2009年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2009 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
香港 ¹⁰⁾ /HKG									
0-9	502	262	241	—	—	—	—	—	—
10-14	398	204	194	—	—	—	—	—	—
15-19	443	227	215	56	30	27	12.7	13.0	12.4
20-24	458	217	241	310	143	167	67.7	65.8	69.5
25-29	528	229	299	477	216	261	90.3	94.3	87.3
30-34	541	229	312	471	221	250	87.0	96.6	80.0
35-39	574	240	334	478	232	247	83.3	96.5	73.8
40-44	621	276	344	504	265	240	81.3	95.9	69.6
45-49	667	319	347	523	302	222	78.5	94.5	63.8
50-54	585	289	295	421	260	161	72.1	89.8	54.7
55-59	455	228	228	266	174	92	58.5	76.4	40.5
60-64	301	154	147	98	73	25	32.6	47.6	17.1
65-69	222	116	106	27	22	5	12.3	19.1	4.9
70-74	230	112	117	11	9	2	4.7	8.1	1.4
75~	371	160	211	5	4	1	1.3	2.5	0.5
15-64	5,171	2,408	2,763	3,606	1,914	1,692	69.7	79.5	61.2
65~	823	388	435	43	35	8	5.3	9.1	1.8
計/Total (15~)	5,994	2,796	3,198	3,649	1,949	1,700	60.9	69.7	53.2
計/Total (0~)	6,894	3,261	3,633	—	—	—	—	—	—
韓国 ¹¹⁾ /KOR									
15-19	3,284	1,714	1,570	203	85	118	6.2	5.0	7.5
20-24	2,650	1,122	1,528	1,305	495	810	49.2	44.1	53.0
25-29	3,847	1,963	1,884	2,796	1,497	1,299	72.7	76.3	68.9
30-34	3,840	1,969	1,871	2,784	1,813	971	72.5	92.1	51.9
35-39	4,346	2,221	2,125	3,273	2,076	1,197	75.3	93.5	56.3
40-44	4,152	2,109	2,043	3,321	1,985	1,336	80.0	94.1	65.4
45-49	4,251	2,145	2,106	3,366	1,990	1,376	79.2	92.8	65.3
50-54	3,739	1,881	1,858	2,826	1,695	1,131	75.6	90.1	60.9
55-59	2,656	1,320	1,336	1,786	1,092	694	67.2	82.7	51.9
60-64	2,125	1,036	1,089	1,170	713	457	55.1	68.8	42.0
65-69	1,847	837	1,010	780	446	334	42.2	53.3	33.1
70-74	1,541	662	879	513	285	228	33.3	43.1	25.9
75~	1,816	617	1,199	272	147	125	15.0	23.8	10.4
15-64	34,890	17,480	17,410	22,830	13,441	9,389	65.4	76.9	53.9
65~	5,204	2,116	3,088	1,565	878	687	30.1	41.5	22.2
計/Total (15~)	40,094	19,596	20,498	24,395	14,319	10,076	60.8	73.1	49.2
計/Total (0~)	48,747	24,481	24,265	—	—	—	—	—	—

10) 香港センサス・統計局「一般家計調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。海上生活者、軍人、施設収容者は含まない。2008年の数値。

11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の非施設の国内居住者。軍人、施設人口、在留外国人は含まない。2007年の数値。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
シンガポール ¹²⁾ /SGP									
15-19	267	139	128	34	19	15	12.8	13.9	11.6
20-24	221	115	106	147	76	71	66.5	66.1	67.0
25-29	236	113	123	209	105	104	88.7	93.3	84.5
30-34	274	127	148	243	124	119	88.6	98.1	80.5
35-39	308	148	160	264	145	119	85.6	97.7	74.4
40-44	314	153	161	262	149	113	83.4	97.5	69.9
45-49	316	160	156	262	155	107	82.8	96.6	68.7
50-54	290	145	145	225	135	90	77.5	93.0	62.0
55-59	228	115	113	152	98	54	66.6	84.9	48.0
60-64	160	80	81	78	52	27	48.8	64.8	33.0
65~	324	144	180	52	36	16	16.1	25.1	8.9
15-64	2,615	1,294	1,322	1,876	1,057	819	71.8	81.7	62.0
計/Total (15~)	2,939	1,437	1,502	1,928	1,093	835	65.6	76.1	55.6
タイ ¹³⁾ /THA									
0-14	14,274	7,297	6,977	-	-	-	-	-	-
15-19	5,269	2,694	2,576	1,413	916	497	26.8	34.0	19.3
20-24	5,254	2,677	2,576	3,742	2,151	1,591	71.2	80.3	61.8
25-29	5,335	2,698	2,637	4,688	2,537	2,151	87.9	94.0	81.5
30-34	5,422	2,691	2,730	4,909	2,588	2,322	90.5	96.1	85.0
35-39	5,568	2,695	2,872	5,119	2,620	2,500	91.9	97.2	87.0
40-49	10,512	5,080	5,432	9,490	4,915	4,575	90.3	96.8	84.2
50-59	7,462	3,573	3,890	6,173	3,315	2,858	82.7	92.8	73.5
60~	7,417	3,282	4,134	2,811	1,650	1,162	37.9	50.3	28.1
計/Total (15~)	52,238	25,390	26,848	38,345	20,691	17,654	73.4	81.5	65.8
計/Total (0~)	66,512	32,687	33,825	-	-	-	-	-	-
インドネシア ¹⁴⁾ /IDN									
15-19	22,901	11,855	11,047	8,154	4,816	3,338	35.6	40.6	30.2
20-24	19,538	9,657	9,881	13,430	8,104	5,326	68.7	83.9	53.9
25-29	20,619	10,122	10,497	15,372	9,659	5,713	74.6	95.4	54.4
30-34	19,462	9,502	9,960	14,653	9,255	5,398	75.3	97.4	54.2
35-39	17,987	8,838	9,149	14,054	8,667	5,387	78.1	98.1	58.9
40-44	15,686	7,806	7,880	12,513	7,646	4,867	79.8	97.9	61.8
45-49	13,496	6,760	6,736	10,868	6,585	4,283	80.5	97.4	63.6
50-54	11,169	5,782	5,386	8,760	5,498	3,262	78.4	95.1	60.6
55-59	7,872	4,076	3,796	5,713	3,598	2,116	72.6	88.3	55.7
60-64	6,063	2,946	3,117	3,723	2,304	1,418	61.4	78.2	45.5
65-69	4,620	2,239	2,382	2,473	1,549	923	53.5	69.2	38.8
70-74	3,479	1,561	1,918	1,325	834	491	38.1	53.4	25.6
75~	3,748	1,697	2,052	909	629	280	24.3	37.1	13.6
15-64	154,793	77,345	77,448	107,240	66,132	41,108	69.3	85.5	53.1
65~	11,848	5,496	6,352	4,707	3,012	1,694	39.7	54.8	26.7
計/Total (15~)	166,641	82,841	83,800	111,947	69,144	42,803	67.2	83.5	51.1

12) シンガポール労働省「労働力調査」による。15歳以上の国籍保有者・永住権保有者を対象。旅行者や短期滞在者、海外からの通勤者は含まない。2008年の数値。

13) タイ統計局「労働力調査」による。13歳以上の非施設人口を対象。施設人口、軍人は含まない。2008年の数値。

14) インドネシア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。6か月以上不在のものは含まない。2008年の数値。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2009年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2009 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
フィリピン ¹⁵⁾ /PHL									
0-14	30,728	15,700	15,028	—	—	—	—	—	—
15-24	17,699	8,999	8,700	7,953	5,000	2,953	44.9	55.6	33.9
25-34	13,323	6,643	6,680	9,805	6,258	3,547	73.6	94.2	53.1
35-44	10,547	5,300	5,246	8,274	5,088	3,186	78.4	96.0	60.7
45-54	7,894	3,947	3,947	6,262	3,728	2,534	79.3	94.5	64.2
55-64	4,864	2,386	2,479	3,300	1,941	1,359	67.8	81.3	54.8
65~	3,849	1,714	2,136	1,463	857	606	38.0	50.0	28.4
不明/n.a.	4	1	3	1	—	1	25.0	—	33.3
15-64	54,327	27,275	27,052	35,594	22,015	13,579	65.5	80.7	50.2
計/Total (15~)	58,176	28,989	29,188	37,057	22,872	14,185	63.7	78.9	48.6
計/Total (0~)	88,910	44,690	44,220	—	—	—	—	—	—
オーストラリア ¹⁶⁾ /AUS									
15-19	1,479	758	722	843	423	420	57.0	55.9	58.2
20-24	1,534	778	756	1,234	655	579	80.4	84.2	76.6
25-29	1,548	780	768	1,284	707	577	82.9	90.6	75.1
30-34	1,468	733	735	1,198	673	525	81.6	91.8	71.4
35-39	1,595	791	804	1,320	728	591	82.7	92.1	73.5
40-44	1,517	754	763	1,271	681	590	83.8	90.3	77.3
45-49	1,562	774	788	1,331	697	634	85.2	90.0	80.5
50-54	1,435	711	725	1,165	619	546	81.1	87.0	75.4
55-59	1,303	646	657	922	505	416	70.7	78.2	63.3
60-64	1,169	584	585	588	347	241	50.3	59.4	41.1
65-69	869	431	439	209	139	70	24.1	32.4	15.9
70~	2,048	900	1,148	85	61	24	4.1	6.8	2.1
15-64	14,611	7,308	7,303	11,154	6,035	5,119	76.3	82.6	70.1
65~	2,917	1,330	1,587	294	200	94	10.1	15.1	5.9
計/Total (15~)	17,529	8,639	8,890	11,448	6,235	5,213	65.3	72.2	58.6
計/Total (0~)	21,955	10,932	11,023	—	—	—	—	—	—

15) フィリピン統計局「労働力調査」による。施設人口、軍人は含まない。2008年の数値。

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ニュージーランド ¹⁷⁾ /NZL									
15-19	321	164	158	164	84	80	51.0	51.3	50.6
20-24	302	153	149	222	119	103	73.4	78.0	68.7
25-29	279	137	142	226	123	103	80.9	89.7	72.4
30-34	267	128	140	220	118	102	82.2	92.6	72.7
35-39	306	145	161	255	134	121	83.3	92.5	75.0
40-44	311	149	162	266	137	129	85.6	91.8	79.8
45-49	321	155	166	279	142	137	86.9	91.4	82.7
50-54	283	139	145	244	126	118	86.2	91.0	81.7
55-59	246	121	125	199	105	93	80.7	87.0	74.5
60-64	221	108	112	149	84	65	67.5	77.7	57.7
65-69	170	83	87	58	34	24	34.1	41.5	27.1
70-74	129	62	67	19	12	7	14.5	19.2	10.1
75～	223	97	126	7	5	2	3.0	5.0	1.6
15-64	2,857	1,398	1,459	2,222	1,172	1,050	77.8	83.9	71.9
65～	522	241	280	83	51	32	16.0	21.1	11.6
計/Total (15～)	3,379	1,639	1,739	2,306	1,223	1,082	68.2	74.6	62.2
計/Total (0～)	4,316	2,118	2,198	—	—	—	—	—	—
ブラジル ¹⁸⁾ /BRA									
10-14	17,848	9,182	8,667	1,807	1,206	601	10.1	13.1	6.9
15-19	17,226	8,814	8,412	8,611	5,114	3,497	50.0	58.0	41.6
20-24	16,882	8,411	8,471	13,080	7,332	5,747	77.5	87.2	67.8
25-29	16,158	7,846	8,312	13,345	7,313	6,031	82.6	93.2	72.6
30-34	14,646	7,031	7,615	12,299	6,699	5,600	84.0	95.3	73.5
35-39	13,588	6,525	7,063	11,323	6,174	5,149	83.3	94.6	72.9
40-44	13,318	6,415	6,903	11,039	6,034	5,006	82.9	94.1	72.5
45-49	11,612	5,457	6,155	9,155	4,986	4,168	78.8	91.4	67.7
50-54	10,019	4,738	5,281	7,149	4,082	3,067	71.4	86.2	58.1
55-59	8,110	3,795	4,314	4,949	2,928	2,021	61.0	77.2	46.8
60-64	6,164	2,851	3,312	2,939	1,869	1,070	47.7	65.5	32.3
65-69	4,914	2,256	2,657	1,609	1,029	580	32.7	45.6	21.8
70-74	3,612	1,606	2,006	832	538	294	23.0	33.5	14.7
75～	5,265	2,126	3,140	709	450	260	13.5	21.2	8.3
15-64	127,722	61,883	65,839	93,888	52,531	41,357	73.5	84.9	62.8
65～	13,791	5,988	7,803	3,151	2,017	1,134	22.8	33.7	14.5
計/Total (15～)	141,513	67,871	73,642	97,039	54,548	42,491	68.6	80.4	57.7
計/Total (10～)	159,361	77,052	82,309	98,846	55,754	43,091	62.0	72.4	52.4

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口は含まない。

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。10歳以上の非施設人口を対象。施設人口、また、 Rondônia、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。2007年の数値。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15-64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	69.2	68.9	68.4	68.7	69.3	70.0	70.7	70.7	70.0
アメリカ ¹⁾	USA	72.5	74.1	71.2	71.2	71.5	72.0	71.8	70.9	67.6
カナダ	CAN	67.5	70.9	72.2	72.5	72.5	72.9	73.6	73.7	71.5
イギリス ¹⁾	GBR	69.2	72.2	72.6	72.7	72.6	72.5	72.3	72.7	70.6
ドイツ	DEU	64.6	65.6	64.6	65.0	65.5	67.2	69.0	70.2	70.4
フランス	FRA	59.1	61.1	63.3	63.1	63.2	63.3	64.0	64.6	64.1
イタリア	ITA	51.2	53.9	56.2	57.4	57.5	58.4	58.7	58.7	57.5
オランダ	NLD	65.1	72.1	72.6	71.8	71.9	73.2	74.8	76.1	75.8
ベルギー	BEL	56.3	60.9	59.6	60.3	61.1	61.0	62.0	62.4	61.6
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	62.2	62.5	63.6	63.6	64.2	63.4	65.2
デンマーク	DNK	73.9	76.4	75.1	75.7	75.9	77.4	77.1	78.1	75.7
スウェーデン ¹⁾	SWE	72.2	74.2	74.3	73.5	73.9	74.5	75.7	75.7	72.2
フィンランド	FIN	61.9	67.5	67.9	67.8	68.5	69.6	70.5	71.3	68.4
ノルウェー ¹⁾	NOR	73.5	77.9	75.8	75.6	75.2	75.5	76.9	78.1	76.5
EU-15 ²⁾		60.3	63.6	64.5	64.9	65.4	66.2	67.0	67.4	66.0
韓国	KOR	63.5	61.5	63.0	63.6	63.7	63.8	63.9	63.8	62.9
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	70.0	70.3	71.5	72.2	72.8	73.2	72.0
ニュージーランド	NZL	69.7	70.4	72.2	73.2	74.3	74.9	75.2	74.7	72.9

(男性/Male)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	81.9	80.9	79.8	80.0	80.4	81.0	81.7	81.6	80.2
アメリカ ¹⁾	USA	79.5	80.6	76.9	77.2	77.6	78.1	77.8	76.4	72.0
カナダ	CAN	73.4	76.2	76.4	76.7	76.7	76.8	77.2	77.2	74.0
イギリス ¹⁾	GBR	76.1	78.9	78.9	78.9	78.8	78.4	78.4	78.5	75.7
ドイツ	DEU	73.7	72.9	70.4	70.8	71.4	72.8	74.7	75.9	75.5
フランス	FRA	66.7	68.1	69.1	68.7	68.6	68.4	68.6	69.2	68.4
イタリア	ITA	67.0	68.2	69.7	69.7	69.7	70.5	70.7	70.3	68.6
オランダ	NLD	76.0	81.2	80.3	79.3	78.9	79.9	81.0	81.9	80.8
ベルギー	BEL	66.9	69.8	67.3	67.9	68.3	67.9	68.7	68.6	67.2
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	73.3	72.8	73.3	72.6	72.3	71.5	73.2
デンマーク	DNK	80.7	80.7	79.6	79.7	79.8	81.2	81.0	81.9	78.3
スウェーデン ¹⁾	SWE	73.5	76.2	75.7	75.0	75.9	76.8	78.0	78.1	74.1
フィンランド	FIN	64.8	70.5	70.1	70.0	70.5	71.8	72.4	73.4	68.9
ノルウェー ¹⁾	NOR	78.1	81.7	78.7	78.4	78.3	78.6	79.7	80.6	78.4
EU-15 ²⁾		70.8	72.9	72.8	72.8	73.1	73.7	74.4	74.4	72.1
韓国	KOR	76.8	73.1	75.0	75.2	75.0	74.6	74.7	74.4	73.6
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	77.0	77.6	78.5	78.8	79.6	79.6	77.7
ニュージーランド	NZL	78.2	77.9	79.3	80.6	81.3	81.9	81.9	80.9	78.6

(女性/Female)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	56.4	56.7	56.8	57.4	58.1	58.8	59.5	59.7	59.8
アメリカ ¹⁾	USA	65.8	67.8	65.7	65.4	65.6	66.1	65.9	65.5	63.4
カナダ	CAN	61.6	65.6	67.9	68.4	68.3	69.0	70.1	70.1	69.1
イギリス ¹⁾	GBR	62.5	65.6	66.4	66.6	66.7	66.8	66.3	66.9	65.6
ドイツ	DEU	55.3	58.1	58.7	59.2	59.6	61.4	63.2	64.3	65.2
フランス	FRA	51.6	54.3	57.6	57.7	58.0	58.2	59.4	60.1	60.0
イタリア	ITA	35.4	39.6	42.7	45.2	45.3	46.3	46.6	47.2	46.4
オランダ	NLD	53.9	62.7	64.7	64.1	64.8	66.4	68.5	70.2	70.6
ベルギー	BEL	45.4	51.9	51.8	52.6	53.8	54.0	55.3	56.2	56.0
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	50.9	51.9	53.7	54.6	56.1	55.1	57.0
デンマーク	DNK	67.0	72.1	70.5	71.6	71.9	73.4	73.2	74.3	73.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	70.9	72.2	72.8	71.8	71.8	72.1	73.2	73.2	70.2
フィンランド	FIN	59.0	64.5	65.7	65.5	66.5	67.3	68.5	69.0	67.9
ノルウェー ¹⁾	NOR	68.8	74.0	72.7	72.7	72.0	72.3	74.0	75.4	74.4
EU-15 ²⁾		49.9	54.2	56.3	57.0	57.7	58.7	59.6	60.4	59.8
韓国	KOR	50.5	50.0	51.1	52.2	52.5	53.1	53.2	53.2	52.2
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	63.0	63.0	64.6	65.5	66.1	66.7	66.2
ニュージーランド	NZL	61.3	63.2	65.5	66.1	67.6	68.2	68.7	68.7	67.4

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2010年7月現在

(注) 1) 16～64歳の値。

2) EU-15は、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの15

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(2009年)

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2009

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本/JPN	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	6,090	3,120	2,970	850	410	440	14.0	13.1	14.8
20-24	6,970	3,580	3,390	4,360	2,180	2,180	62.6	60.9	64.3
25-29	7,540	3,850	3,690	6,000	3,340	2,660	79.6	86.8	72.1
30-34	8,680	4,410	4,270	6,690	4,000	2,690	77.1	90.7	63.0
35-39	9,680	4,900	4,780	7,490	4,520	2,970	77.4	92.2	62.1
40-44	8,540	4,300	4,240	6,890	4,000	2,890	80.7	93.0	68.2
45-49	7,800	3,920	3,880	6,440	3,640	2,800	82.6	92.9	72.2
50-54	7,760	3,870	3,890	6,280	3,560	2,720	80.9	92.0	69.9
55-59	9,280	4,590	4,690	6,880	4,040	2,840	74.1	88.0	60.6
60-64	9,300	4,550	4,750	5,290	3,250	2,040	56.9	71.4	42.9
65-69	8,310	3,970	4,340	3,000	1,860	1,140	36.1	46.9	26.3
70-74	6,920	3,200	3,720	1,500	940	560	21.7	29.4	15.1
75~	13,630	5,160	8,470	1,140	700	440	8.4	13.6	5.2
15-64	81,640	41,090	40,550	57,170	32,940	24,230	70.0	80.2	59.8
65~	28,860	12,330	16,530	5,640	3,500	2,140	19.5	28.4	12.9
計/Total(15~)	110,500	53,420	57,080	62,810	36,440	26,370	56.8	68.2	46.2
アメリカ/USA									
16-19	17,044	8,643	8,401	4,837	2,328	2,509	28.4	26.9	29.9
20-24	20,524	10,284	10,240	12,764	6,510	6,254	62.2	63.3	61.1
25-29	20,873	10,492	10,381	15,315	8,218	7,097	73.4	78.3	68.4
30-34	19,408	9,675	9,733	14,699	8,005	6,694	75.7	82.7	68.8
35-39	20,173	9,963	10,210	15,486	8,414	7,072	76.8	84.5	69.3
40-44	20,745	10,235	10,510	16,031	8,504	7,527	77.3	83.1	71.6
45-49	22,683	11,136	11,547	17,455	9,071	8,384	77.0	81.5	72.6
50-54	21,683	10,596	11,087	16,157	8,371	7,786	74.5	79.0	70.2
55-59	18,881	9,125	9,756	12,887	6,608	6,279	68.3	72.4	64.4
60-64	15,789	7,572	8,217	8,132	4,283	3,849	51.5	56.6	46.8
65-69	11,657	5,448	6,209	3,381	1,829	1,552	29.0	33.6	25.0
70-74	8,875	4,022	4,853	1,534	849	685	17.3	21.1	14.1
75~	17,466	6,944	10,522	1,199	679	520	6.9	9.8	4.9
16-64	197,803	97,721	100,082	133,763	70,312	63,451	67.6	72.0	63.4
65~	37,998	16,414	21,584	6,114	3,357	2,757	16.1	20.5	12.8
計/Total(16~)	235,801	114,135	121,666	139,877	73,669	66,208	59.3	64.5	54.4
カナダ/CAN									
15-19	2,162	1,107	1,055	912	438	474	42.2	39.6	45.0
20-24	2,233	1,135	1,097	1,518	764	754	68.0	67.3	68.7
25-29	2,298	1,156	1,142	1,810	937	873	78.8	81.1	76.4
30-34	2,247	1,124	1,123	1,803	942	861	80.2	83.8	76.7
35-39	2,243	1,127	1,116	1,818	963	855	81.1	85.5	76.6
40-44	2,479	1,234	1,245	2,024	1,045	979	81.6	84.7	78.6
45-49	2,675	1,322	1,353	2,184	1,110	1,074	81.6	83.9	79.4
50-54	2,576	1,293	1,283	2,022	1,058	963	78.5	81.9	75.1
55-59	2,174	1,069	1,105	1,453	754	699	66.8	70.5	63.3
60-64	1,853	908	945	867	477	389	46.8	52.6	41.2
65-69	1,364	659	705	288	180	108	21.1	27.3	15.3
70-74	1,078	502	577	97	67	30	9.0	13.4	5.2
75~	1,928	811	1,117	55	38	16	2.8	4.7	1.5
15-64	22,938	11,474	11,464	16,409	8,487	7,922	71.5	74.0	69.1
65~	4,371	1,972	2,399	440	286	155	10.1	14.5	6.4
計/Total(15~)	27,309	13,447	13,863	16,849	8,773	8,076	61.7	65.2	58.3

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イギリス/GBR									
16-19	3,156	1,615	1,541	1,186	588	598	37.6	36.4	38.8
20-24	4,199	2,129	2,070	2,645	1,389	1,256	63.0	65.2	60.7
25-29	4,122	2,089	2,033	3,174	1,718	1,456	77.0	82.2	71.6
30-34	3,798	1,897	1,901	2,978	1,642	1,336	78.4	86.6	70.3
35-39	4,316	2,133	2,183	3,467	1,871	1,596	80.3	87.7	73.1
40-44	4,671	2,310	2,361	3,801	1,999	1,802	81.4	86.5	76.3
45-49	4,421	2,171	2,250	3,634	1,874	1,760	82.2	86.3	78.2
50-54	3,850	1,900	1,949	3,046	1,567	1,479	79.1	82.4	75.9
55-59	3,575	1,756	1,819	2,522	1,338	1,184	70.6	76.2	65.1
60-64	3,677	1,793	1,884	1,650	1,007	642	44.9	56.2	34.1
65-69	2,800	1,345	1,455	495	284	211	17.7	21.1	14.5
70-74	2,403	1,128	1,276	163	101	62	6.8	8.9	4.8
75~	4,431	1,809	2,621	72	49	23	1.6	2.7	0.9
16-64	39,784	19,794	19,990	28,103	14,992	13,110	70.6	75.7	65.6
65~	9,634	4,282	5,352	730	435	295	7.6	10.1	5.5
計/Total (16~)	49,418	24,076	25,342	28,832	15,427	13,405	58.3	64.1	52.9
ドイツ/DEU									
15-19	4,454	2,309	2,145	1,250	715	535	28.1	31.0	24.9
20-24	4,886	2,495	2,391	3,098	1,621	1,477	63.4	65.0	61.8
25-29	4,976	2,525	2,451	3,713	1,963	1,750	74.6	77.7	71.4
30-34	4,700	2,363	2,337	3,724	2,036	1,688	79.2	86.2	72.2
35-39	5,401	2,718	2,683	4,428	2,424	2,004	82.0	89.2	74.7
40-44	7,058	3,613	3,445	5,934	3,226	2,708	84.1	89.3	78.6
45-49	6,709	3,378	3,331	5,582	2,968	2,614	83.2	87.9	78.5
50-54	5,927	2,948	2,979	4,713	2,485	2,228	79.5	84.3	74.8
55-59	5,411	2,671	2,740	3,796	2,063	1,733	70.2	77.2	63.2
60-64	4,346	2,141	2,205	1,676	1,005	671	38.6	46.9	30.4
65-69	5,128	2,446	2,682	420	259	161	8.2	10.6	6.0
70-74	4,717	2,190	2,527	166	106	60	3.5	4.8	2.4
75~	6,602	2,529	4,073	79	51	28	1.2	2.0	0.7
15-64	53,868	27,161	26,707	37,914	20,506	17,408	70.4	75.5	65.2
65~	16,447	7,165	9,282	665	416	249	4.0	5.8	2.7
計/Total (15~)	70,315	34,326	35,989	38,579	20,922	17,657	54.9	61.0	49.1
フランス/FRA									
15-19	3,680	1,868	1,812	421	260	161	11.4	13.9	8.9
20-24	3,789	1,880	1,910	1,904	986	917	50.2	52.5	48.0
25-29	3,861	1,900	1,962	2,988	1,566	1,422	77.4	82.4	72.5
30-34	3,773	1,868	1,906	3,063	1,655	1,408	81.2	88.6	73.9
35-39	4,313	2,132	2,181	3,614	1,910	1,704	83.8	89.6	78.1
40-44	4,309	2,122	2,187	3,639	1,905	1,734	84.5	89.8	79.3
45-49	4,288	2,097	2,191	3,610	1,860	1,749	84.2	88.7	79.8
50-54	4,121	1,999	2,122	3,316	1,717	1,599	80.5	85.9	75.4
55-59	4,074	1,972	2,102	2,381	1,211	1,170	58.4	61.4	55.7
60-64	3,631	1,755	1,876	618	334	284	17.0	19.0	15.2
65-69	2,372	1,127	1,245	95	55	40	4.0	4.9	3.2
70-74	2,351	1,053	1,297	29	20	9	1.2	1.9	0.7
75~	5,151	1,968	3,184	14	9	5	0.3	0.5	0.1
15-64	39,840	19,592	20,248	25,554	13,404	12,150	64.1	68.4	60.0
65~	9,874	4,148	5,726	137	84	54	1.4	2.0	0.9
計/Total (15~)	49,714	23,740	25,974	25,691	13,488	12,203	51.7	56.8	47.0

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2009年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2009 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア/ITA	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	2,974	1,528	1,446	165	111	54	5.6	7.2	3.8
20-24	3,107	1,579	1,528	1,153	701	452	37.1	44.4	29.6
25-29	3,538	1,777	1,762	2,166	1,229	937	61.2	69.2	53.2
30-34	4,327	2,180	2,148	3,139	1,829	1,311	72.5	83.9	61.0
35-39	4,808	2,419	2,389	3,625	2,134	1,491	75.4	88.2	62.4
40-44	4,947	2,481	2,466	3,708	2,195	1,512	75.0	88.5	61.3
45-49	4,496	2,233	2,263	3,332	1,981	1,351	74.1	88.7	59.7
50-54	3,959	1,948	2,011	2,769	1,673	1,096	69.9	85.9	54.5
55-59	3,689	1,801	1,888	1,869	1,143	726	50.7	63.5	38.5
60-64	3,561	1,724	1,837	722	504	219	20.3	29.2	11.9
65-69	3,213	1,518	1,695	229	173	56	7.1	11.4	3.3
70-74	2,945	1,340	1,605	96	77	19	3.3	5.7	1.2
75~	5,751	2,182	3,569	49	40	10	0.9	1.8	0.3
15-64	39,406	19,670	19,736	22,650	13,499	9,151	57.5	68.6	46.4
65~	11,909	5,040	6,868	375	290	85	3.1	5.7	1.2
計/Total (15~)	51,315	24,710	26,604	23,025	13,789	9,236	44.9	55.8	34.7
オランダ/NLD									
15-19	1,002	511	491	586	296	290	58.5	57.9	59.1
20-24	986	498	488	762	383	379	77.3	76.9	77.7
25-29	975	487	488	843	436	407	86.5	89.5	83.4
30-34	988	492	496	867	456	411	87.8	92.7	82.9
35-39	1,194	596	598	1,036	553	483	86.8	92.8	80.8
40-44	1,282	646	636	1,104	591	513	86.1	91.5	80.7
45-49	1,266	637	629	1,067	574	493	84.3	90.1	78.4
50-54	1,156	579	577	929	509	420	80.4	87.9	72.8
55-59	1,073	539	534	750	429	321	69.9	79.6	60.1
60-64	1,047	525	522	366	227	139	35.0	43.2	26.6
65-69	754	372	382	82	55	27	10.9	14.8	7.1
70~	1,609	681	928	47	35	12	2.9	5.1	1.3
15-64	10,969	5,510	5,459	8,310	4,454	3,856	75.8	80.8	70.6
65~	2,363	1,053	1,310	129	90	39	5.5	8.5	3.0
計/Total (15~)	13,332	6,563	6,769	8,439	4,544	3,895	63.3	69.2	57.5
スウェーデン/SWE									
16-19	640	329	311	129	57	72	20.1	17.4	23.0
20-24	592	302	289	339	178	161	57.3	58.8	55.7
25-29	566	290	276	437	233	204	77.2	80.3	74.0
30-34	581	297	285	493	262	231	84.8	88.2	81.2
35-39	630	320	310	544	285	259	86.3	89.1	83.5
40-44	669	341	328	587	308	280	87.8	90.1	85.4
45-49	611	311	300	521	271	250	85.3	87.2	83.3
50-54	584	295	289	492	252	240	84.3	85.6	83.1
55-59	580	291	289	466	241	226	80.3	82.5	78.1
60-64	629	314	315	381	204	178	60.6	64.8	56.5
65-69	500	248	252	86	54	33	17.2	21.6	13.0
70-74	373	178	196	23	15	7	6.0	8.6	3.7
75~	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16-64	6,082	3,090	2,991	4,390	2,290	2,100	72.2	74.1	70.2
65~	873	426	447	109	69	40	12.5	16.2	8.9
計/Total (16~)	6,955	3,516	3,439	4,499	2,359	2,140	64.7	67.1	62.2

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国/KOR	(千人/thousands)			(千人/thousands)			計 Total		
15-19	3,284	1,714	1,570	178	72	106	5.4	4.2	6.8
20-24	2,650	1,122	1,528	1,181	438	743	44.6	39.0	48.6
25-29	3,847	1,963	1,884	2,598	1,363	1,235	67.5	69.4	65.6
30-34	3,840	1,969	1,871	2,669	1,731	938	69.5	87.9	50.1
35-39	4,346	2,221	2,125	3,168	2,002	1,166	72.9	90.1	54.9
40-44	4,152	2,109	2,043	3,238	1,931	1,307	78.0	91.6	64.0
45-49	4,251	2,145	2,106	3,286	1,935	1,351	77.3	90.2	64.2
50-54	3,739	1,881	1,858	2,755	1,643	1,112	73.7	87.3	59.8
55-59	2,656	1,320	1,336	1,743	1,061	682	65.6	80.4	51.0
60-64	2,125	1,036	1,089	1,144	694	450	53.8	67.0	41.3
65-69	1,847	837	1,010	769	438	331	41.6	52.3	32.8
70-74	1,541	662	879	509	282	227	33.0	42.6	25.8
75~	1,816	617	1,199	270	145	125	14.9	23.5	10.4
15-64	34,890	17,480	17,410	21,960	12,870	9,090	62.9	73.6	52.2
65~	5,204	2,116	3,088	1,548	865	683	29.7	40.9	22.1
計/Total (15~)	40,094	19,596	20,498	23,508	13,735	9,773	58.6	70.1	47.7
オーストラリア/AUS	(千人/thousands)			(千人/thousands)			計 Total		
15-19	1,479	758	722	704	348	357	47.6	45.9	49.4
20-24	1,534	778	756	1,132	594	538	73.8	76.4	71.2
25-29	1,548	780	768	1,207	664	543	78.0	85.0	70.8
30-34	1,468	733	735	1,139	641	498	77.6	87.4	67.8
35-39	1,595	791	804	1,259	698	561	78.9	88.2	69.8
40-44	1,517	754	763	1,219	654	565	80.3	86.8	74.0
45-49	1,562	774	788	1,276	667	608	81.7	86.3	77.1
50-54	1,435	711	725	1,124	595	529	78.3	83.7	73.0
55-59	1,303	646	657	892	489	403	68.4	75.6	61.3
60-64	1,169	584	585	567	332	235	48.5	56.8	40.1
65-69	869	431	439	206	137	69	23.7	31.8	15.7
70~	2,048	900	1,148	84	60	24	4.1	6.7	2.1
15-64	14,611	7,308	7,303	10,519	5,682	4,838	72.0	77.7	66.2
65~	2,917	1,330	1,587	290	197	93	9.9	14.8	5.8
計/Total (15~)	17,529	8,639	8,890	10,809	5,879	4,930	61.7	68.1	55.5
ニュージーランド/NZL	(千人/thousands)			(千人/thousands)			計 Total		
15-19	321	164	158	125	65	60	39.0	39.8	38.3
20-24	302	153	149	196	106	91	65.0	69.1	60.8
25-29	279	137	142	212	115	97	75.9	83.9	68.1
30-34	267	128	140	208	112	96	78.0	88.0	68.8
35-39	306	145	161	244	128	116	79.8	88.6	71.8
40-44	311	149	162	256	132	123	82.3	88.8	76.3
45-49	321	155	166	269	136	132	83.6	87.6	79.8
50-54	283	139	145	236	122	114	83.3	87.7	79.0
55-59	246	121	125	192	101	91	78.0	83.7	72.5
60-64	221	108	112	145	81	64	65.5	74.8	56.6
65-69	170	83	87	57	34	23	33.6	40.8	26.8
70-74	129	62	67	18	12	7	14.2	18.9	10.0
75~	223	97	126	7	5	2	3.0	4.9	1.5
15-64	2,857	1,398	1,459	2,082	1,098	984	72.9	78.6	67.4
65~	522	241	280	82	50	32	15.7	20.8	11.4
計/Total (15~)	3,379	1,639	1,739	2,164	1,148	1,016	64.1	70.1	58.4

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2010年7月現在

2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

(千人/thousands)

国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(外国人人口/foreign population)											
日本 ¹⁾	JPN	1,686	1,778	1,852	1,915	1,974	2,012	2,085	2,153	2,217	2,186
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	7,319	7,336	7,335	6,717	6,756	6,751	6,745	6,728	6,695
フランス ³⁾	FRA	—	—	—	—	—	3,501	—	—	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	2,587	2,584	2,742	2,857	3,035	3,392	3,824	4,196	—
アメリカ ⁵⁾	USA	29,489	30,658	33,474	34,620	35,635	36,348	37,023	38,961	39,624	—
韓国 ⁶⁾	KOR	210	230	252	438	469	485	631	766	854	871

(%)

国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(外国人人口割合/% of total population)											
日本	JPN	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
ドイツ	DEU	8.9	8.9	8.9	8.9	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
フランス	FRA	—	—	—	—	—	5.6	—	—	—	—
イギリス	GBR	4.0	4.4	4.4	4.6	4.8	5.0	5.6	6.3	6.8	—
アメリカ	USA	10.5	10.8	11.6	11.9	12.2	12.3	12.4	12.9	13.0	—
韓国	KOR	0.5	0.5	0.5	0.9	1.0	1.0	1.3	1.6	1.8	1.8

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 90日以上滞在し、外国人登録をした者の数。

資料出所:法務省入国管理局

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 外国人総数。いわゆる étrangers を指す。これとは別に、immigrés (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあるが、2005年(1月)で4,959千人である。

資料出所:INSEE, *Enquêtes annuelles de recensement 2004 à 2006; Le recensement de 1999*

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Office for National Statistics

5) 外国人人口統計が公表されていないため、参考値として、「外国生まれ人口」(外国生まれで、かつ、出生時に外国籍を保有していた者の人口)を掲載。外国人人口割合の欄には、「外国生まれ人口比率」を掲載。*Current Population Survey*による推計値。

資料出所:U.S. Census Bureau

6) 90日以上韓国に滞在し人口登録された外国人。2003年における大幅な増加は、主に2003年半ばに実施された合法化措置による。

資料出所:韓国法務部, 総人口:UN(2009) *World Population Prospects, The 2008 Revision*

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
 Table 2-15: Inflow of foreign workers

国		(千人/thousands)									
Country	2000年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ²⁾	JPN	129.9	142.0	145.1	155.8	158.9	125.4	81.4	77.9	72.1	57.1
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	—	—	90.2	79.8	—	—	53.1	49.4	—
フランス ⁴⁾	FRA	13.5	18.4	17.3	16.6	16.7	19.0	20.7	26.7	32.6	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	83.6	86.8	90.2	96.0	103.8	118.7	116.1	95.4	—
アメリカ ⁶⁾	USA										
(永住) ^{a)}		106.6	178.7	173.8	81.7	155.3	246.9	159.1	162.2	166.5	144.0
(一時滞在) ^{b)}		186.9	214.2	170.2	160.5	190.7	180.6	192.6	217.4	199.3	166.6

a) Permanent resident status: employment-based; b) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所:法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所:Bundesagentur für Arbeit

4) 新規の労働許可取得者。

資料出所:OFII, ANAEM (2007) *Rapport d'activite annees 2005-2006*, OMI (2005) *Les flux d'entree controles par l'O.M.I. en 2004*, OECD *SOPEMI 2010*

5) 労働許可付与者。2002年以降は、高度人材移民プログラム(HSMP, 2002年1月開始)を含む。

資料出所:Overseas Labour Service *Work Permits*, OECD *SOPEMI*

6) 永住:永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在:一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者:一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。ただし、H2A(農業季節労働)、H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成者への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所:Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), United States Department of State, *2000-2009 Reports of the VISA Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)									
国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)											
日本 ¹⁾	JPN	516	568	614	655	695	723	753	339	486	563
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,616	3,634	3,703	3,701	3,823	3,852	3,874	3,893	—
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,618	1,624	1,527	1,467	1,392	1,407	1,485	1,561	—
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445	1,504	1,773	2,035	2,283	2,293
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	18,994	20,918	21,564	21,985	22,422	23,343	24,778	25,086	—
韓国 ⁶⁾	KOR	97 (286)	74 (330)	73 (363)	251 (389)	232 (422)	165 (346)	238 (425)	—	—	—

		(%)									
国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)											
日本	JPN	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.7	0.9
ドイツ	DEU	8.8	9.1	9.2	9.4	9.1	9.3	9.3	9.4	9.4	—
フランス	FRA	6.0	6.2	6.1	5.7	5.5	5.2	5.2	5.4	5.6	—
イギリス	GBR	3.9	4.3	4.3	4.5	4.9	5.0	5.8	6.6	7.3	7.3
アメリカ	USA	12.9	13.4	14.6	14.8	15.1	15.2	15.6	16.3	16.5	—
韓国	KOR	0.4 (1.3)	0.3 (1.5)	0.3 (1.6)	1.1 (1.7)	1.0 (1.8)	0.7 (1.5)	1.0 (1.8)	—	—	—

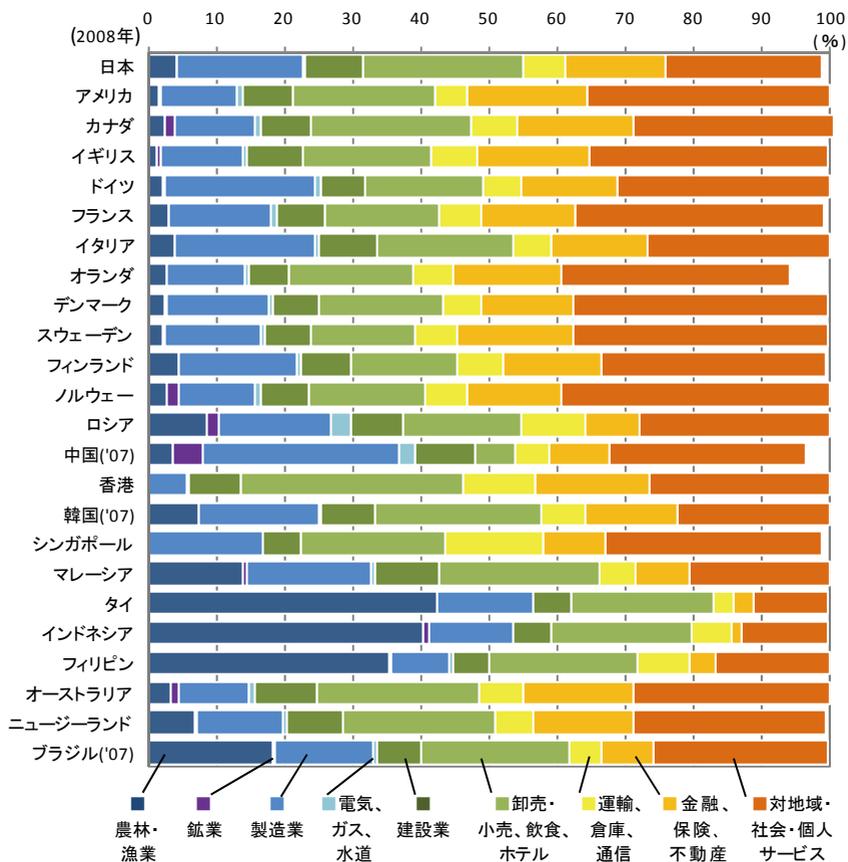
資料出所 各国注を参照。

- (注) 1) 2006年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。2007年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。2010年の外国人労働者数は649,982人、労働力人口に占める割合は1.0%。
- 2) 労働・社会省推計。
- 3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。
- 4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。
- 5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。
- 6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者及び産業研修生の合計)。2003年の大幅な増加は、主に2003年半ばの合法化措置による。()内の数値は、不法残留者を含む。韓国労働部資料。

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比



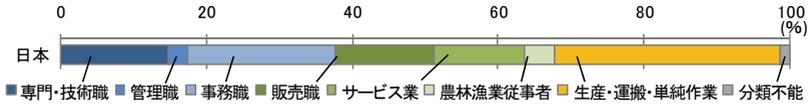
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2008年)」(p.97)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、飲食、ホテル」「金融、保険、不動産」「対地域・社会・個人サービス」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が4割前後となっている。

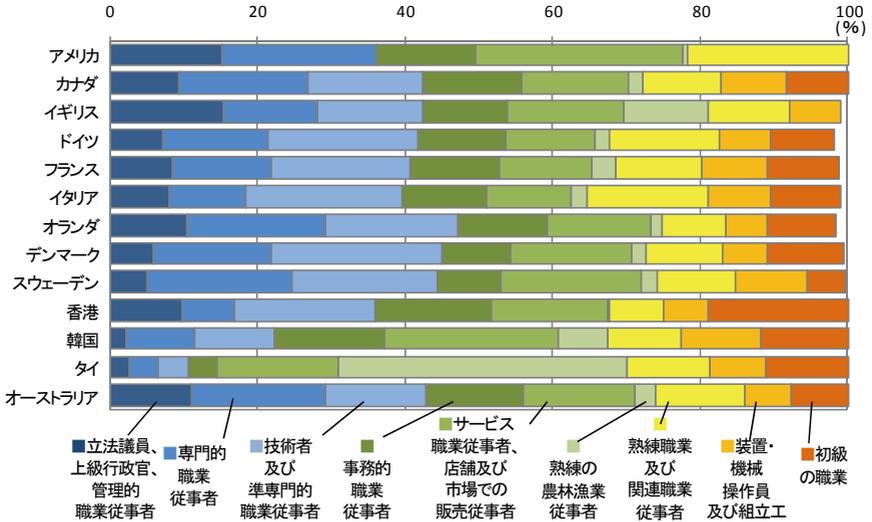
3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2008年）

（ISCO-68基準）



（ISCO-88基準）

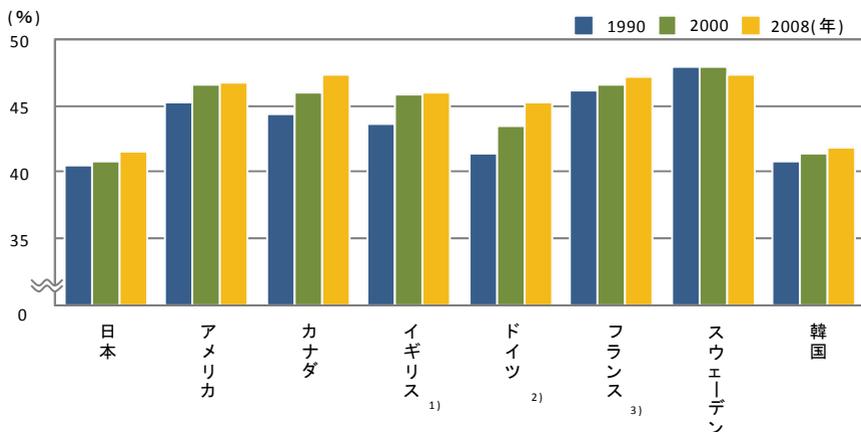


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2008年)」(p.111)を参照。

国際職業分類は1988年に改定となり、ISCO-88が導入されたが、従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので、本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく、単純比較は難しいことに留意が必要である。

ISCO-68に準拠する日本では「生産・運搬・単純作業」や「事務職」の割合が大きく、「農林漁業従事者」の割合が小さいといえる。ISCO-88準拠の国をみると、欧米・オセアニアの先進国では、「立法議員、上級行政官、管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者に占める女性の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.103)を参照。

(注) 1) イギリスの1990年は1991年の値、2000年は2001年の値。

2) ドイツの1990年は1993年の値。

3) フランスの1990年は2003年の値、2000年は2005年の値。

就業者に占める女性の割合は、全体としてみれば1990年から2008年にかけて上昇傾向にある。ただし、スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で、以降横ばいの推移となっており、またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後、ほぼ同水準での推移となっている。

上のグラフをみると、日本は主な先進国のなかで女性の割合が最も低いのがわかる。「2-5 女性年齢階級別労働力率(p.53)」のように、日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが、ひとつの要因として挙げられる。

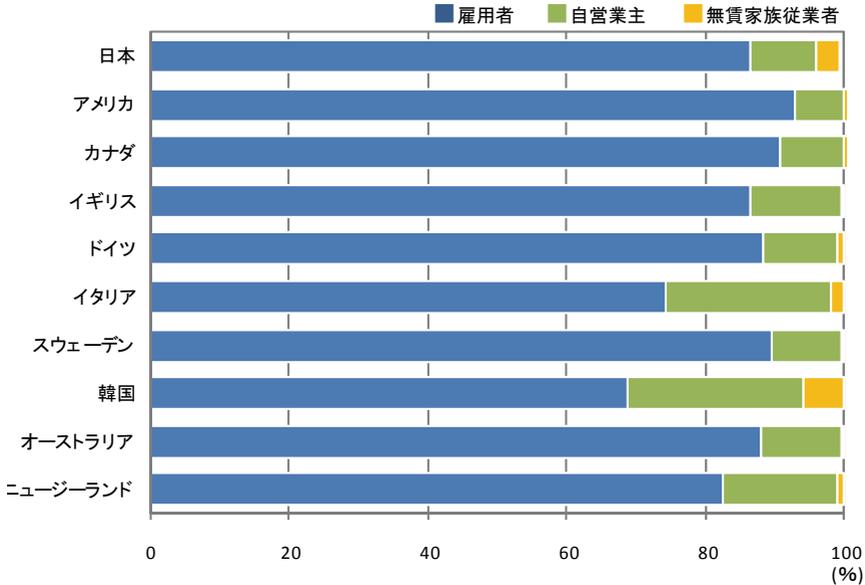
(参考) 就業者に占める女性の割合(%)

	1990	2000	2008 (年)
日本	40.6	40.8	41.6
アメリカ	45.2	46.5	46.7
カナダ	44.4	46.0	47.3
イギリス ¹⁾	43.6	45.9	46.0
ドイツ ²⁾	41.5	43.5	45.3
フランス ³⁾	46.1	46.6	47.2
スウェーデン	48.0	47.9	47.3
韓国	40.8	41.4	41.9

表中の注番号はグラフ(注)に準ずる。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2008年）

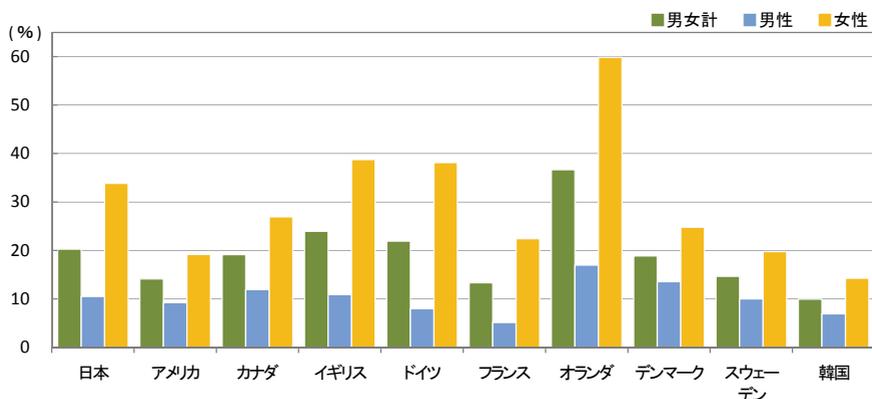


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比」(p.112)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用人」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用人」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用人」は7割前後と他国に比べて低く、「自営業主」が2.5割前後と比較的大きなシェアを占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用人割合が8割を超えていたが、大まかにみれば、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に増加した点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用人割合の大きい製造業へ、さらに雇用人割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2009年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.113)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2009年)を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(36.7%)で、とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にあったが、2003年をピークに横ばいの推移を続け、2007年には若干上昇がみられた。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴って、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2009年における短時間労働者の割合は20.3%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準であるが、性別にみると、女性の割合は3割を超えている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	全産業 ¹⁾ All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
日本 ²⁾	JPN	64,460	63,560	63,850	3,260	2,820	2,680
アメリカ ²⁾³⁾	USA	135,208	141,730	145,362	3,457	2,197	2,168
カナダ ⁴⁾	CAN	14,764	16,170	17,126	487	440	403
イギリス ⁵⁾	GBR	27,399	28,665	29,475	421	386	433
ドイツ ⁶⁾	DEU	36,604	36,566	38,734	988	868	872
フランス ⁷⁾	FRA	24,696	24,978	25,913	1,033	906	789
イタリア	ITA	21,225	22,563	23,405	1,120	947	895
オランダ	NLD	7,798	7,958	8,457	250	273	228
デンマーク ⁸⁾	DNK	2,722	2,733	2,827	90	80	74
スウェーデン ⁹⁾	SWE	4,159	4,263	4,593	98	86	101
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	2,356	2,421	2,553	142	116	115
ノルウェー ¹¹⁾	NOR	2,269	2,289	2,524	93	75	70
ロシア ¹²⁾	RUS	65,070	68,169	70,965	9,431	6,935	6,135
中国 ¹³⁾	CHN	720,850	114,040	120,244	333,550	4,463	4,263
香港 ¹⁴⁾	HKG	3,207	3,337	3,519	9	9	8
韓国 ¹⁵⁾	KOR	21,156	22,856	23,433	2,243	1,815	1,726
シンガポール ¹⁶⁾	SGP	1,583	1,797	1,852	—	—	—
マレーシア ¹⁷⁾	MYS	9,322	10,045	10,660	1,712	1,470	1,488
タイ ¹⁸⁾	THA	33,001	36,302	37,837	16,096	15,449	16,067
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	89,838	93,958	102,553	40,677	41,310	41,331
フィリピン ²⁰⁾	PHL	27,452	32,313	34,089	10,181	11,628	12,030
オーストラリア ²¹⁾	AUS	8,951	9,969	10,740	444	355	355
ニュージーランド ²¹⁾	NZL	1,779	2,085	2,188	154	149	152
ブラジル ²²⁾	BRA	65,630	87,189	90,786	12,119	17,831	16,579

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記が存在しない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2000年のホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

3) 16歳以上を対象。軍人を除く。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

5) 16歳以上を対象。3～5月の調査。

6) 2000年は4月調査、2005年以降は5月調査。

7) 2000年の欄は2003年の値。

8) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

9) 16歳から64歳までを対象。2008年は15歳から74歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

11) 16歳から74歳までを対象。2008年は15歳から74歳までを対象。

12) 15歳から72歳までを対象。

13) 2000年は全て国营産業、軍人・再就職者を除く。2005年以降は、国有経営単位、都市集団経営単位、その他の経営単位を対象。「適切な分類が不可能な経済活動」を内訳に計上していないため、産業計と内訳は一致しない。同年12月調査。2008年の欄は2007年の値。

14) 陸・海軍と施設人口を除く。

15) 軍人を除く。2008年の欄は2007年の値。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
	日本 ²⁾	JPN	50	30	30	13,210	11,690
アメリカ ²⁾³⁾	USA	521	624	819	19,940	16,253	15,904
カナダ ⁴⁾	CAN	160	211	264	2,249	2,207	2,041
イギリス ⁵⁾	GBR	105	106	127	4,619	3,804	3,547
ドイツ ⁶⁾	DEU	152	123	109	8,542	8,032	8,516
フランス ⁷⁾	FRA	35	42	26	4,119	4,015	3,877
イタリア	ITA	64	40	36	4,918	4,825	4,805
オランダ	NLD	12	7	11	1,096	1,033	973
デンマーク ⁸⁾	DNK	3	—	4	510	442	426
スウェーデン ⁹⁾	SWE	9	7	9	757	652	655
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	4	6	5	467	436	438
ノルウェー ¹¹⁾	NOR	33	35	42	290	265	286
ロシア ¹²⁾	RUS	1,294	1,236	1,350	12,178	12,534	11,663
中国 ¹³⁾	CHN	5,970	5,092	5,350	80,430	32,109	34,654
香港 ¹⁴⁾	HKG	—	—	—	334	224	191
韓国 ¹⁵⁾	KOR	17	17	18	4,293	4,234	4,119
シンガポール ¹⁶⁾	SGP	—	—	—	308	302	312
マレーシア ¹⁷⁾	MYS	27	36	55	2,126	1,989	1,945
タイ ¹⁸⁾	THA	39	40	55	4,785	5,350	5,231
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	452	904	1,071	11,642	11,953	12,549
フィリピン ²⁰⁾	PHL	108	123	158	2,745	3,077	2,926
オーストラリア ²¹⁾	AUS	67	106	133	1,125	1,084	1,102
ニュージーランド ²¹⁾	NZL	4	4	4	282	287	278
ブラジル ²²⁾	BRA	235	318	379	8,757	12,336	13,105

16) 2000年の欄は2001年の値、2005年の欄は2006年の値。「電気、ガス、水道業」は、農林漁業・鉱業・その他の産業を含む。2005年以降は国民と永住登録者を対象。

17) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。

18) 2000年は「電気、ガス、水道業」に衛生サービス、「製造業」に修理業、「卸売・小売、飲食、ホテル業」に金融、保険、不動産業を含み、「飲食、ホテル業」は「対地域・社会・個人サービス」に含まれ、13歳以上を対象とする。軍人を除く。第3四半期の調査。

19) 各年8月調査。2005年は11月調査。

20) 駐屯する正規軍人を除く。2000年は10月調査。飲食、ホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

21) 軍人を除く。

22) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマパの農村人口は含まない。2000年の「鉱業」には電気・ガス・水道・下水道サービス業が含まれ、「対地域・社会・個人サービス」にレストラン・ホテル・倉庫業が含まれ、「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動が含まれる。同年9月調査。2000年は8月の国勢調査による。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region	電気, ガス, 水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
	日本 ²⁾	JPN	340	350	320	6,530	5,680
アメリカ ²⁾³⁾	USA	1,447	1,176	1,225	9,433	11,197	10,974
カナダ ⁴⁾	CAN	115	125	152	803	1,012	1,232
イギリス ⁵⁾	GBR	199	175	199	1,952	2,266	2,380
ドイツ ⁶⁾	DEU	290	315	346	3,118	2,400	2,521
フランス ⁷⁾	FRA	229	219	201	1,625	1,640	1,860
イタリア	ITA	167	163	144	1,618	1,913	1,970
オランダ	NLD	35	43	40	472	488	509
デンマーク ⁸⁾	DNK	15	15	18	184	193	193
スウェーデン ⁹⁾	SWE	30	27	24	225	253	306
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	22	19	17	149	158	184
ノルウェー ¹¹⁾	NOR	20	16	18	147	159	183
ロシア ¹²⁾	RUS	1,686	1,959	2,116	3,329	4,575	5,413
中国 ¹³⁾	CHN	2,840	2,999	3,034	35,520	9,266	10,508
香港 ¹⁴⁾	HKG	17	15	14	302	264	269
韓国 ¹⁵⁾	KOR	64	71	86	1,580	1,814	1,850
シンガポール ¹⁶⁾	SGP	14	23	—	100	95	106
マレーシア ¹⁷⁾	MYS	48	57	61	799	904	998
タイ ¹⁸⁾	THA	173	107	103	1,280	1,853	2,012
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	71	195	201	3,497	4,565	5,439
フィリピン ²⁰⁾	PHL	122	117	130	1,479	1,708	1,834
オーストラリア ²¹⁾	AUS	65	82	99	690	855	987
ニュージーランド ²¹⁾	NZL	9	8	12	118	163	179
ブラジル ²²⁾	BRA	329	359	363	4,568	5,642	6,107

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
	日本 ²⁾	JPN	14,740	15,290	15,030	4,140	3,850
アメリカ ²⁾³⁾	USA	27,832	30,710	30,380	8,294	6,184	6,501
カナダ ⁴⁾	CAN	3,487	3,844	4,025	1,123	1,154	1,148
イギリス ⁵⁾	GBR	5,374	5,604	5,599	1,861	1,973	1,963
ドイツ ⁶⁾	DEU	6,409	6,552	6,749	2,008	1,949	2,147
フランス ⁷⁾	FRA	4,096	4,186	4,292	1,567	1,585	1,641
イタリア	ITA	4,191	4,476	4,720	1,190	1,239	1,294
オランダ	NLD	1,526	1,472	1,523	469	489	512
デンマーク ⁸⁾	DNK	443	470	512	176	175	159
スウェーデン ⁹⁾	SWE	636	652	711	279	269	274
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	354	378	403	172	172	174
ノルウェー ¹¹⁾	NOR	419	421	430	168	152	156
ロシア ¹²⁾	RUS	8,811	11,680	12,241	5,484	6,249	6,560
中国 ¹³⁾	CHN	46,860	7,252	6,927	20,290	6,139	6,231
香港 ¹⁴⁾	HKG	982	1,094	1,146	357	357	378
韓国 ¹⁵⁾	KOR	5,752	5,806	5,726	1,260	1,429	1,498
シンガポール ¹⁶⁾	SGP	359	430	390	190	249	269
マレーシア ¹⁷⁾	MYS	1,790	2,292	2,513	423	545	583
タイ ¹⁸⁾	THA	4,802	7,597	7,988	951	1,076	1,091
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	18,489	17,909	21,222	4,554	5,653	6,180
フィリピン ²⁰⁾	PHL	4,484	7,008	7,399	1,986	2,451	2,590
オーストラリア ²¹⁾	AUS	2,214	2,457	2,555	588	634	696
ニュージーランド ²¹⁾	NZL	404	461	488	111	121	123
ブラジル ²²⁾	BRA	13,971	18,690	19,660	3,319	3,967	4,374

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス ¹⁾ Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	6,160	8,860	9,350	15,640	14,230	14,660
アメリカ ²⁾³⁾	USA	16,515	24,496	25,768	47,770	48,891	51,623
カナダ ⁴⁾	CAN	2,339	2,699	2,962	4,000	4,477	4,961
イギリス ⁵⁾	GBR	4,228	4,493	4,881	8,565	9,792	10,245
ドイツ ⁶⁾	DEU	4,256	4,829	5,473	10,841	11,495	12,002
フランス ⁷⁾	FRA	3,193	3,300	3,578	8,462	8,795	9,448
イタリア	ITA	2,140	3,016	3,271	5,818	5,943	6,270
オランダ	NLD	1,211	1,203	1,344	2,366	2,561	2,838
デンマーク ⁸⁾	DNK	335	342	379	960	999	1,053
スウェーデン ⁹⁾	SWE	586	663	791	1,533	1,645	1,716
フィンランド ¹⁰⁾	FIN	287	322	367	751	810	838
ノルウェー ¹¹⁾	NOR	256	282	345	838	883	993
ロシア ¹²⁾	RUS	2,871	5,001	5,764	19,988	17,997	19,722
中国 ¹³⁾	CHN	4,270	9,520	10,468	20,250	33,554	34,799
香港 ¹⁴⁾	HKG	453	503	580	755	870	933
韓国 ¹⁵⁾	KOR	2,113	2,783	3,159	3,833	4,886	5,250
シンガポール ¹⁶⁾	SGP	289	146	167	323	553	586
マレーシア ¹⁷⁾	MYS	462	706	829	1,935	2,045	2,189
タイ ¹⁸⁾	THA	—	991	1,113	4,865	3,791	4,138
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	883	1,142	1,460	9,574	10,266	13,001
フィリピン ²⁰⁾	PHL	711	1,075	1,321	5,630	5,127	5,702
オーストラリア ²¹⁾	AUS	1,395	1,588	1,728	2,364	2,808	3,086
ニュージーランド ²¹⁾	NZL	231	299	322	459	588	618
ブラジル ²²⁾	BRA	4,588	5,944	6,681	16,908	21,902	23,330

第3-2表 就業者の産業別構成比（2008年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2008

		(%)								
国・地域 Country or region	農林、 漁業 Agriculture, fishery	鉱業 Mining	製造業 Manufa- cturing	電気、 ガス、 水道 Electric- ity, gas, water supply	建設業 Con- struction	卸売・小 売、飲食、 ホテル Wholesale and retail trade, hotels and restaurants	運輸、 倉庫、 通信 Transport, storage and communi- cation	金融、 保険、 不動産 Finance, insur- ance, and real estate	対地 域・社 会・個 人サー ビス Other services	
日本	JPN	4.2	0.0	18.4	0.5	8.4	23.5	6.1	14.6	23.0
アメリカ	USA	1.5	0.6	10.9	0.8	7.5	20.9	4.5	17.7	35.5
カナダ	CAN	2.4	1.5	11.9	0.9	7.2	23.5	6.7	17.3	29.0
イギリス	GBR	1.5	0.4	12.0	0.7	8.1	19.0	6.7	16.6	34.8
ドイツ	DEU	2.3	0.3	22.0	0.9	6.5	17.4	5.5	14.1	31.0
フランス	FRA	3.0	0.1	15.0	0.8	7.2	16.6	6.3	13.8	36.5
イタリア	ITA	3.8	0.2	20.5	0.6	8.4	20.2	5.5	14.0	26.8
オランダ	NLD	2.7	0.1	11.5	0.5	6.0	18.0	6.1	15.9	33.6
デンマーク	DNK	2.6	0.1	15.1	0.6	6.8	18.1	5.6	13.4	37.2
スウェーデン	SWE	2.2	0.2	14.3	0.5	6.7	15.5	6.0	17.2	37.4
フィンランド	FIN	4.5	0.2	17.1	0.7	7.2	15.8	6.8	14.4	32.8
ノルウェー	NOR	2.8	1.7	11.3	0.7	7.3	17.0	6.2	13.7	39.3
ロシア	RUS	8.6	1.9	16.4	3.0	7.6	17.2	9.2	8.1	27.8
中国 ¹⁾	CHN	3.5	4.4	28.8	2.5	8.7	5.8	5.2	8.7	28.9
香港	HKG	0.2	—	5.4	0.4	7.6	32.6	10.7	16.5	26.5
韓国 ¹⁾	KOR	7.4	0.1	17.6	0.4	7.9	24.4	6.4	13.5	22.4
シンガポール	SGP	—	—	16.8	—	5.7	21.0	14.5	9.0	31.7
マレーシア	MYS	14.0	0.5	18.2	0.6	9.4	23.6	5.5	7.8	20.5
タイ	THA	42.5	0.1	13.8	0.3	5.3	21.1	2.9	2.9	10.9
インドネシア	IDN	40.3	1.0	12.2	0.2	5.3	20.7	6.0	1.4	12.7
フィリピン	PHL	35.3	0.5	8.6	0.4	5.4	21.7	7.6	3.9	16.7
オーストラリア	AUS	3.3	1.2	10.3	0.9	9.2	23.8	6.5	16.1	28.7
ニュージーランド	NZL	6.9	0.2	12.7	0.5	8.2	22.3	5.6	14.7	28.2
ブラジル ¹⁾	BRA	18.3	0.4	14.4	0.4	6.7	21.7	4.8	7.4	25.7

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) 第3-1表(p.92)に準ずる。

「その他」の産業も含めて全産業を定義しているため、上記の数値を国ごとに合計しても100にはならない。

1) 2007年の数値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Paid employment by economic activity

国・地域 Country or region		全産業 ¹⁾ All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	53,560	53,930	55,240	420	430	540
アメリカ ³⁾	USA	131,706	133,638	137,009	—	—	—
カナダ ⁴⁾	CAN	12,391	13,658	14,496	204	193	172
イギリス ⁵⁾	GBR	27,289	28,568	29,365	402	369	416
ドイツ ⁶⁾	DEU	32,638	32,066	33,486	510	440	443
フランス ⁷⁾	FRA	22,063	22,238	23,188	354	286	292
イタリア ⁸⁾	ITA	15,276	16,534	17,446	451	436	425
オランダ	NLD	6,863	6,868	7,311	120	136	112
デンマーク ⁹⁾	DNK	2,487	2,495	2,582	42	42	39
スウェーデン ¹⁰⁾	SWE	3,731	3,844	4,115	37	37	38
フィンランド ¹¹⁾	FIN	2,016	2,098	2,207	40	36	35
ノルウェー ¹²⁾	NOR	2,099	2,116	2,328	34	30	27
ロシア ¹³⁾	RUS	58,512	62,871	65,774	5,605	4,287	3,905
中国 ¹⁴⁾	CHN	112,590	108,503	115,154	4,940	4,142	3,624
香港 ¹⁵⁾	HKG	2,476	2,504	2,630	—	—	—
韓国 ¹⁶⁾	KOR	13,360	15,185	15,970	178	162	174
シンガポール ¹⁷⁾	SGP	1,339	1,526	1,573	—	—	—
マレーシア ¹⁸⁾	MYS	7,056	7,583	7,951	521	575	574
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	89,838	35,888	39,468	40,677	7,713	8,603
フィリピン ²⁰⁾	PHL	13,925	16,316	17,846	2,482	2,718	3,107
インド ²¹⁾	IND	27,960	26,458	—	1,418	1,479	—
オーストラリア ²²⁾	AUS	7,691	8,678	9,472	203	181	175
ニュージーランド ²³⁾	NZL	1,406	1,702	1,811	64	73	82
ブラジル ²⁴⁾	BRA	26,229	54,709	58,815	1,107	4,913	4,745

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2000年のホテル業は「対地域・社会・個人サービス業」に含まれる。

3) 16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気、ガス、水道業」に含まれる。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

5) 16歳以上を対象。第2四半期の調査。賃金労働者と個人事業主を対象。

6) 2005年より推計方法の変更。2000年は5月、その他は4月調査。

7) 2000年は12月31日。2003年以降労働力調査。

8) 2004年より推計方法の変更。

9) 15歳から66歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象。2006年以前は16歳から74歳までを対象。職業軍人を含み、兵役を除く。2005年より推計方法の変更。

11) 15歳から74歳までを対象。

12) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。

13) 15歳から72歳までを対象。

14) 同年12月調査。国有経営単位、都市集団経営単位、その他の経営単位を対象。一時的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売、飲食、ホテル業」に「ケータリング」を含める。「運輸、倉庫、通信業」には通信を含まず、郵便を含める。「金融、保険、不動産業」には対事業所サービスを含まない。「対地域・社会・個人サービス」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		日本 ²⁾	JPN	50	30	30	12,050
アメリカ ³⁾	USA	520	562	717	18,329	15,150	14,333
カナダ ⁴⁾	CAN	150	190	243	2,163	2,110	1,934
イギリス ⁵⁾	GBR	105	106	127	4,609	3,796	3,540
ドイツ ⁶⁾	DEU	149	119	105	8,141	7,613	8,017
フランス ⁷⁾	FRA	41	41	25	3,900	3,791	3,668
イタリア ⁸⁾	ITA	56	36	32	4,060	4,086	4,078
オランダ	NLD	12	7	11	1,043	968	915
デンマーク ⁹⁾	DNK	3	—	—	488	424	409
スウェーデン ¹⁰⁾	SWE	9	7	9	721	616	616
フィンランド ¹¹⁾	FIN	3	5	4	437	412	412
ノルウェー ¹²⁾	NOR	33	35	41	284	256	277
ロシア ¹³⁾	RUS	1,276	1,233	1,348	11,934	12,277	11,358
中国 ¹⁴⁾	CHN	5,810	4,976	5,256	32,400	30,965	33,293
香港 ¹⁵⁾	HKG	0.15	0.13	0.10	226	167	152
韓国 ¹⁶⁾	KOR	15	16	18	3,564	3,603	3,520
シンガポール ¹⁷⁾	SGP	—	—	—	291	285	293
マレーシア ¹⁸⁾	MYS	26	35	53	2,019	1,819	1,746
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	452	535	656	11,642	8,422	7,708
フィリピン ²⁰⁾	PHL	81	67	98	1,988	2,277	2,169
インド ²¹⁾	IND	1,005	1,093	—	6,615	5,619	—
オーストラリア ²²⁾	AUS	67	104	132	1,039	1,006	1,030
ニュージーランド ²³⁾	NZL	3.4	3.9	3.7	246	254	249
ブラジル ²⁴⁾	BRA	110	245	333	4,821	8,991	9,902

- 15) 「電気、ガス、水道業」は水道業を除く。建設業は肉体労働者のみ。卸売業は行商人・小売商人を除く。運輸業はタクシー・公共バス・トラック・船渡し・艇船・港湾従事者を除く。保険業は事業登録していない自営を除く。2005年以前は12月調査。
- 16) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。2008年の欄は2007年の数値。
- 17) 2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2006年の数値。国民、永住居住者を対象。6月調査。2001年、2006年より推計方法の変更。
- 18) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2000年の欄は2001年の数値。
- 19) 賃金俸給者を対象。8月調査。
- 20) 駐屯する正規軍人を除く。2000年の飲食、ホテル業は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。10月調査。
- 21) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。3月調査。
- 22) 軍人を除く。
- 23) 軍人を除く。2003年より推計方法の変更。
- 24) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマバの農村人口は含まない。9月調査。2008年の欄は2007年の数値。2000年は社会情勢年次報告(RAIS)、12月調査による。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	340	350	320	5,390	4,580	4,370
アメリカ ³⁾	USA	601	554	560	6,787	7,336	7,215
カナダ ⁴⁾	CAN	114	125	152	529	694	860
イギリス ⁵⁾	GBR	199	175	199	1,937	2,253	2,368
ドイツ ⁶⁾	DEU	287	310	339	2,711	1,940	2,032
フランス ⁷⁾	FRA	212	218	201	1,231	1,309	1,512
イタリア ⁸⁾	ITA	159	156	139	984	1,186	1,250
オランダ	NLD	35	41	39	404	384	389
デンマーク ⁹⁾	DNK	15	15	18	157	159	155
スウェーデン ¹⁰⁾	SWE	30	26	24	181	201	247
フィンランド ¹¹⁾	FIN	22	18	17	120	122	142
ノルウェー ¹²⁾	NOR	20	16	18	128	137	155
ロシア ¹³⁾	RUS	1,668	1,954	2,108	3,245	4,373	5,112
中国 ¹⁴⁾	CHN	2,820	2,937	2,968	7,440	8,543	9,712
香港 ¹⁵⁾	HKG	8.2	8.0	7.8	84	54	49
韓国 ¹⁶⁾	KOR	64	70	85	1,228	1,347	1,423
シンガポール ¹⁷⁾	SGP	13	21	22	77	75	83
マレーシア ¹⁸⁾	MYS	57	56	60	665	693	751
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	71	168	165	3,497	3,892	4,546
フィリピン ²⁰⁾	PHL	114	115	125	1,338	1,566	1,711
インド ²¹⁾	IND	987	910	—	1,148	960	—
オーストラリア ²²⁾	AUS	64	80	98	454	580	703
ニュージーランド ²³⁾	NZL	8.3	8.3	11.6	69	106	122
ブラジル ²⁴⁾	BRA	198	358	359	1,095	2,766	3,025

国・地域 Country or region		卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 ²⁾	JPN	11,970	12,840	12,910	3,930	3,650	3,730
アメリカ ³⁾	USA	32,480	33,159	33,994	6,687	6,206	6,274
カナダ ⁴⁾	CAN	2,986	3,339	3,545	963	998	981
イギリス ⁵⁾	GBR	5,342	5,582	5,569	1,853	1,968	1,961
ドイツ ⁶⁾	DEU	5,408	5,506	5,560	1,852	1,794	1,956
フランス ⁷⁾	FRA	3,594	3,489	3,632	1,575	1,519	1,563
イタリア ⁸⁾	ITA	2,052	2,553	2,879	979	1,040	1,084
オランダ	NLD	1,320	1,260	1,328	440	456	473
デンマーク ⁹⁾	DNK	392	422	463	164	164	148
スウェーデン ¹⁰⁾	SWE	531	555	610	254	245	251
フィンランド ¹¹⁾	FIN	298	324	352	148	150	153
ノルウェー ¹²⁾	NOR	395	399	405	156	139	143
ロシア ¹³⁾	RUS	7,195	10,067	10,663	5,270	5,950	6,158
中国 ¹⁴⁾	CHN	9,770	6,748	6,652	6,590	5,792	5,826
香港 ¹⁵⁾	HKG	1,009	1,024	1,063	177	184	195
韓国 ¹⁶⁾	KOR	2,747	3,014	3,101	879	889	901
シンガポール ¹⁷⁾	SGP	271	344	311	148	194	214
マレーシア ¹⁸⁾	MYS	1,249	1,441	1,579	372	435	460
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	18,489	3,854	4,617	4,554	1,878	2,107
フィリピン ²⁰⁾	PHL	1,285	2,506	2,741	1,160	1,369	1,430
インド ²¹⁾	IND	493	559	—	3,146	2,837	—
オーストラリア ²²⁾	AUS	1,957	2,219	2,324	504	548	616
ニュージーランド ²³⁾	NZL	333	394	424	92	105	108
ブラジル ²⁴⁾	BRA	5,045	10,538	11,474	1,391	2,646	2,922

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス ¹⁾ Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
日本 ²⁾	JPN	5,630	7,820	8,360	13,580	12,910	13,480
アメリカ ³⁾	USA	24,514	25,143	25,949	41,898	45,593	48,048
カナダ ⁴⁾	CAN	1,736	2,013	2,221	3,530	3,995	4,433
イギリス ⁵⁾	GBR	4,214	4,481	4,862	8,553	9,773	10,223
ドイツ ⁶⁾	DEU	3,518	3,880	4,363	10,062	10,463	10,666
フランス ⁷⁾	FRA	3,427	2,982	3,204	7,727	8,314	8,901
イタリア ⁸⁾	ITA	1,362	1,860	2,060	5,174	5,181	5,498
オランダ	NLD	1,054	997	1,095	2,180	2,353	2,579
デンマーク ⁹⁾	DNK	294	301	328	927	958	1,011
スウェーデン ¹⁰⁾	SWE	495	567	678	1,469	1,582	1,640
フィンランド ¹¹⁾	FIN	249	284	317	693	742	763
ノルウェー ¹²⁾	NOR	237	256	310	808	845	951
ロシア ¹³⁾	RUS	2,772	4,899	5,612	19,549	17,830	19,508
中国 ¹⁴⁾	CHN	3,870	8,392	9,707	30,670	32,666	34,380
香港 ¹⁵⁾	HKG	434	464	528	355	447	482
韓国 ¹⁶⁾	KOR	1,771	2,361	2,737	2,913	3,724	4,014
シンガポール ¹⁷⁾	SGP	251	121	136	289	487	515
マレーシア ¹⁸⁾	MYS	515	637	733	1,633	1,893	1,995
インドネシア ¹⁹⁾	IDN	883	959	1,160	9,574	8,456	9,872
フィリピン ²⁰⁾	PHL	627	923	1,131	4,846	4,775	5,336
インド ²¹⁾	IND	1,653	1,931	—	11,493	11,072	—
オーストラリア ²²⁾	AUS	1,219	1,364	1,506	2,183	2,596	2,890
ニュージーランド ²³⁾	NZL	166	224	241	418	530	561
ブラジル ²⁴⁾	BRA	3,544	4,628	5,233	8,919	19,605	20,759

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

ISCO-68基準

- 0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
 2. 管理職/Administrative and managerial workers
 3. 事務職/Clerical and related workers
 4. 販売職/Sales workers
 5. サービス業/Service workers
 6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
 7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
 X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
 AF. 軍隊/Members of the armed forces

ISCO-88基準

1. 立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
 2. 専門的職業従事者/Professionals
 3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
 4. 事務的職業従事者/Clerks
 5. サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
 6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
 7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
 8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
 9. 初級の職業/Elementary occupations
 0. 軍隊/Armed forces
 x. その他/Others

日本¹⁾ JPN (千人/thousands)

ISCO 68	1990年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	62,490	37,130	25,360	64,460	38,180	26,300	63,850	37,290	26,560
0/1	6,900	4,010	2,900	8,560	4,750	3,810	9,500	5,070	4,430
2	2,390	2,200	190	2,060	1,860	190	1,720	1,560	160
3	11,570	4,620	6,950	12,850	5,090	7,770	12,920	5,030	7,890
4	9,400	5,790	3,600	9,110	5,700	3,410	8,700	5,420	3,280
5	5,350	2,450	2,900	6,770	2,990	3,790	7,890	3,430	4,450
6	4,480	2,350	2,130	3,210	1,820	1,390	2,640	1,580	1,050
7/8/9	22,120	15,530	6,590	21,520	15,730	5,790	19,790	14,780	5,010
X	300	190	110	370	230	140	690	410	280

アメリカ²⁾ USA (千人/thousands)

ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	118,793	65,104	53,689	135,208	72,293	62,915	計/Total	145,362	77,486	67,876
0/1	19,666	9,702	9,964	25,498	11,846	13,652	1	22,059	12,647	9,412
2	14,802	8,872	5,931	19,774	10,814	8,960	2/3	30,702	13,301	17,401
3	18,762	3,834	14,928	18,717	3,939	14,778	4	19,249	4,845	14,404
4	14,285	7,247	7,038	16,340	8,231	8,110	5	40,746	18,692	22,053
5	16,012	6,470	9,543	18,278	7,245	11,034	6	988	780	208
6	3,450	2,907	544	3,399	2,698	701	7/8	31,619	27,221	4,398
7/8/9	31,816	26,074	5,743	33,201	27,520	5,682				

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ ³⁾ CAN				(千人/thousands)					
ISCO 88	1990年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	13,165	7,320	5,845	14,759	7,970	6,789	17,126	9,021	8,105
1	1,336	887	449	1,440	929	511	1,597	1,022	575
2	1,809	886	923	2,336	1,133	1,203	3,009	1,426	1,582
3	1,562	783	779	2,054	875	1,179	2,653	1,032	1,621
4	2,029	416	1,613	2,036	443	1,593	2,289	542	1,746
5	1,813	637	1,175	2,089	761	1,327	2,482	906	1,577
6	481	369	113	431	330	101	362	279	83
7	1,360	1,260	100	1,519	1,397	122	1,801	1,643	158
8	1,483	1,191	292	1,626	1,285	342	1,530	1,253	277
9	1,289	889	401	1,207	803	404	1,374	898	476
0	3	2	1	5	3	1	2	2	1

イギリス ⁴⁾ GBR				(千人/thousands)					
ISCO 88	1991年/Year			2001			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	26,400	14,887	11,512	27,643	14,961	12,681	29,475	15,904	13,572
1	3,744	2,596	1,148	3,765	2,598	1,167	4,558	2,981	1,577
2	2,470	1,519	951	3,265	1,941	1,324	3,767	2,148	1,619
3	2,327	1,184	1,143	3,673	1,953	1,720	4,212	2,041	2,171
4	4,188	1,056	3,132	3,741	763	2,978	3,329	697	2,632
5	4,374	1,540	2,835	4,171	964	3,207	4,659	1,143	3,516
6,9	2,347	1,134	1,213	3,391	1,811	1,580	3,403	1,907	1,496
7	4,005	3,575	430	3,247	2,968	278	3,208	2,959	249
8	2,650	2,068	582	2,335	1,925	410	2,080	1,827	253
0	97	91	7	—	—	—	167	142	25
x	197	125	72	55	37	18	92	58	34

ドイツ ⁵⁾ DEU				(千人/thousands)					
ISCO 88	1993年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	36,380	21,296	15,084	36,604	20,680	15,924	38,734	21,188	17,546
1	2,190	1,629	561	2,067	1,510	557	2,764	1,719	1,045
2	3,563	2,306	1,257	4,583	2,888	1,695	5,571	3,340	2,231
3	6,771	2,992	3,779	7,433	3,150	4,283	7,900	3,351	4,549
4	4,768	1,567	3,201	4,658	1,505	3,153	4,544	1,484	3,061
5	3,765	991	2,774	4,227	1,105	3,122	4,729	1,214	3,515
6	815	573	242	765	525	240	709	491	218
7	6,897	6,189	708	6,337	5,732	605	5,753	5,201	551
8	2,886	2,434	452	2,705	2,277	428	2,748	2,327	421
9	3,021	1,436	1,585	2,983	1,355	1,628	3,312	1,582	1,731
0	470	470	—	340	334	6	222	211	11
x	1,235	710	525	506	299	207	481	269	212

フランス FRA				(千人/thousands)					
ISCO 88	2003年/Year			2005			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	24,696	13,303	11,393	24,978	13,350	11,628	25,913	13,670	12,243
1	1,951	1,269	682	2,039	1,277	762	2,205	1,356	849
2	3,212	1,808	1,404	3,359	1,876	1,483	3,474	1,885	1,589
3	4,264	2,133	2,131	4,433	2,178	2,255	4,886	2,367	2,519
4	3,241	778	2,463	3,078	745	2,332	3,116	760	2,356
5	3,003	823	2,180	3,133	840	2,293	3,234	869	2,365
6	1,079	779	300	979	721	259	849	630	219
7	2,981	2,729	251	2,961	2,717	245	3,042	2,794	248
8	2,362	1,892	470	2,301	1,826	475	2,280	1,853	427
9	2,268	797	1,471	2,346	857	1,489	2,505	869	1,636
0	285	260	25	324	291	33	296	264	32
x	51	34	16	25	23	2	28	24	4

イタリア ⁶⁾ ITA				(千人/thousands)					
ISCO 88	1993年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	20,705	13,635	7,069	21,225	13,461	7,764	23,405	14,064	9,341
1	565	480	85	691	562	130	1,913	1,277	636
2	1,827	839	989	2,109	976	1,133	2,425	1,323	1,102
3	2,721	1,792	930	3,458	2,164	1,293	4,942	2,572	2,370
4	2,708	1,331	1,377	2,903	1,316	1,587	2,694	1,069	1,625
5	3,199	1,739	1,459	3,348	1,730	1,619	2,660	1,126	1,535
6	953	637	316	687	489	198	509	387	122
7	4,370	3,664	706	3,757	3,179	577	3,836	3,310	525
8	1,880	1,523	358	2,023	1,597	427	1,975	1,613	362
9	2,043	1,209	834	1,847	1,075	772	2,206	1,148	1,058
0	399	399	—	351	351	—	245	239	6
x	38	23	15	51	24	27	—	—	—

オランダ ⁷⁾ NLD				(千人/thousands)						
ISCO 88	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,356	3,951	2,405	計/Total	7,798	4,459	3,339	8,457	4,594	3,863
0/1	1,509	867	642	1	1,017	748	270	888	644	244
2	274	237	37	2	1,313	765	548	1,591	851	740
3	1,122	471	651	3	1,325	653	672	1,513	708	805
4	692	396	296	4	923	297	626	1,027	311	716
5	778	230	548	5	954	292	662	1,191	353	838
6	314	239	75	6	139	98	41	113	82	31
7/8/9	1,535	1,394	141	7	747	708	39	743	709	33
X	45	31	14	8	484	430	55	476	426	50
				9	633	324	309	774	411	363
				0	37	33	3	37	33	4
				x	226	111	115	104	67	37

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ⁸⁾ DNK				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,640	1,419	1,221	計/Total	2,722	1,458	1,264	2,827	1,497	1,330
0/1	633	237	396	1	194	149	45	168	128	40
2	108	93	16	2	379	227	152	454	260	194
3	497	173	324	3	532	234	299	654	270	384
4	203	106	97	4	302	81	220	259	74	185
5	283	78	205	5	412	89	323	467	120	346
6	124	109	15	6	59	50	9	56	47	9
7/8/9	778	615	163	7	312	295	17	291	277	15
X	14	8	6	8	182	136	46	170	136	34
				9	320	171	149	291	170	121
				0	16	15	1	15	14	1
				x	14	11	3	—	—	—

スウェーデン ⁹⁾ SWE				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	4,485	2,333	2,152	計/Total	4,159	2,167	1,992	4,593	2,422	2,171
0/1	1,434	525	909	1	192	135	56	235	160	76
3	732	261	472	2	689	337	351	901	445	455
4	424	217	207	3	844	449	396	906	448	458
5	422	144	278	4	436	123	313	398	124	274
6	154	117	37	5	762	160	601	872	220	651
7/8/9	1,306	1,059	247	6	90	69	21	92	71	21
X	13	10	3	7	452	424	28	491	464	27
				8	462	378	84	450	383	67
				9	211	73	138	233	92	141
				0	11	11	—	9	9	1
				x	9	6	3	7	5	2

フィンランド ¹⁰⁾ FIN				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,525	1,329	1,196	計/Total	2,356	1,248	1,108	2,553	1,337	1,217
0/1	609	235	374	1	193	142	50	253	179	75
2	114	87	27	2	370	188	182	457	226	231
3	358	89	269	3	396	183	212	408	161	247
4	244	107	138	4	193	34	158	168	34	134
5	266	75	191	5	349	75	275	399	79	319
6	226	145	81	6	130	87	43	106	71	35
7/8/9	672	558	114	7	294	268	26	309	287	22
X	4	2	2	8	206	162	44	213	178	35
AF	32	31	1	9	190	75	115	201	87	114
				0	31	31	1	31	30	1
				x	4	3	2	7	4	3

ノルウェー ¹¹⁾ NOR				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,030	1,115	915	計/Total	2,269	1,212	1,057	2,524	1,332	1,192
0/1	478	208	270	1	182	136	46	150	103	47
2	130	97	33	2	238	139	98	300	162	138
3	216	46	170	3	497	235	262	647	298	349
4	218	103	115	4	202	58	144	173	63	110
5	273	69	204	5	477	136	341	602	185	417
6	128	93	35	6	83	61	22	60	48	12
7/8/9	542	458	84	7	255	234	22	277	259	18
X	46	43	3	8	180	150	29	185	155	29
				9	128	37	91	111	42	69
				0	26	24	2	19	18	1

ロシア ¹²⁾ RUS				(千人/thousands)					
ISCO 88	1997年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	60,021	31,554	28,467	65,070	33,574	31,496	70,965	36,139	34,826
1	3,763	2,351	1,411	2,852	1,836	1,016	4,952	3,115	1,836
2	9,456	3,674	5,782	10,129	4,046	6,083	13,124	5,027	8,097
3	8,917	2,572	6,345	9,889	3,044	6,844	10,799	3,530	7,269
4	1,897	191	1,706	2,191	245	1,946	2,082	212	1,869
5	6,438	2,131	4,304	7,710	2,640	5,070	9,814	2,857	6,956
6	1,655	873	782	4,071	1,856	2,215	2,884	1,388	1,497
7	10,067	7,661	2,406	10,635	7,975	2,661	10,505	8,202	2,304
8	8,798	7,703	1,096	8,801	7,652	1,149	8,851	7,798	1,053
9	9,031	4,395	4,635	8,791	4,278	4,513	7,955	4,010	3,946

香港 ¹³⁾ HKG				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,712	1,725	987	計/Total	3,207	1,855	1,353	3,519	1,870	1,649
0/1	220	128	92	1	233	177	57	348	245	103
2	116	97	18	2	183	124	59	250	156	95
3	521	187	333	3	550	331	219	667	369	298
4	343	235	108	4	588	162	426	552	147	405
5	471	276	194	5	462	256	205	558	261	297
6	24	17	7	6	9	6	3	6	4	1
7/8/9	1,017	783	234	7	333	323	10	260	251	9
X	0	0	—	8	263	227	37	216	200	16
				9	587	249	338	661	237	424

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ¹⁴⁾ KOR				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	18,085	10,709	7,376	計/Total	21,156	12,387	8,769	23,577	13,703	9,874
0/1	1,307	752	555	1	465	442	23	542	489	52
2	268	257	11	2	1,403	787	615	2,208	1,208	999
3	2,352	1,413	939	3	2,074	1,487	587	2,540	1,595	945
4	2,627	1,380	1,247	4	2,512	1,227	1,285	3,503	1,736	1,768
5	2,018	788	1,230	5	5,501	2,137	3,364	5,534	2,124	3,411
6	3,216	1,726	1,490	6	2,115	1,131	984	1,575	884	691
7/8/9	6,298	4,394	1,904	7	2,688	2,065	623	2,358	1,998	360
				8	2,292	1,987	305	2,564	2,239	326
				9	2,107	1,124	983	2,754	1,432	1,322

シンガポール ¹⁵⁾ SGP				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2001			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,469	896	574	計/Total	1,583	938	644	1,852	1,054	799
0/1	185	114	70	1	224	168	56	285	195	90
2	113	83	30	2	196	116	80	288	172	116
3	225	66	159	3	281	154	128	372	190	182
4	177	119	58	4	232	51	181	250	58	192
5	195	84	111	5	191	104	87	208	107	101
6	7	6	1	6	2	1	0	1	1	—
7/8/9	503	360	143	7	102	93	8	90	80	10
X	63	62	1	8	177	130	46	156	126	30
				9	116	59	57	140	64	76
				0,x	63	62	1	63	61	1

マレーシア ¹⁶⁾ MYS				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,685	4,311	2,374	9,322	6,086	3,236	計/Total	10,660	6,851	3,809
0/1	520	278	242	985	545	440	1	749	567	181
2	145	127	18	371	296	75	2	614	334	279
3	656	318	338	990	419	572	3	1,496	899	597
4	759	503	256	1,051	655	396	4	1,053	320	733
5	763	431	332	1,150	581	569	5	1,776	1,012	764
6	1,751	1,156	595	1,713	1,263	450	6	1,271	958	313
7/8/9	2,093	1,498	595	3,061	2,327	734	7	1,154	997	157
							8	1,344	985	359
							9	1,202	778	424

ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	30,842	16,456	14,386	33,001	18,165	14,836	計/Total	37,839	20,405	17,432
0/1	1,033	501	531	2,113	941	1,173	1	999	762	237
2	442	358	84	921	677	244	2	1,532	633	899
3	878	420	459	1,146	467	679	3	1,543	733	811
4	2,688	1,064	1,624	4,274	1,764	2,510	4	1,428	490	938
5	1,108	485	623	1,681	814	867	5	6,200	2,437	3,763
6	19,755	10,413	9,342	16,178	9,117	7,061	6	14,866	8,333	6,533
7/8/9	4,909	3,195	1,714	6,681	4,381	2,300	7	4,212	2,929	1,283
X	30	20	10	6	4	2	8	2,875	1,984	890
							9	4,150	2,088	2,063
							x	33	17	17

ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	22,532	14,347	8,185	27,452	17,193	10,259	計/Total	34,089	20,959	13,129
0/1	1,401	516	886	1,664	603	1,062	1	4,327	1,955	2,372
2	264	191	73	613	397	216	2	1,526	479	1,047
3	987	451	537	1,307	547	760	3	876	431	444
4	3,025	1,048	1,977	4,230	1,383	2,848	4	1,715	621	1,095
5	2,084	874	1,209	2,967	1,264	1,704	5	3,394	1,678	1,716
6	10,037	7,504	2,534	10,072	7,651	2,422	6	5,999	5,143	856
7/8/9	4,634	3,708	926	6,560	5,326	1,235	7	2,730	2,133	597
X	99	57	42	38	24	15	8	2,354	2,129	225
							9	11,021	6,262	4,759
							0	147	128	19

ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	7,859	4,600	3,259	計/Total	8,951	5,006	3,945	10,740	5,879	4,861
0/1	866	658	208	1	1,031	692	339	1,189	753	437
2	996	587	409	2	1,566	778	787	1,946	922	1,024
3	460	254	206	3	1,154	471	683	1,469	660	809
4	1,207	1,086	121	4	1,210	375	835	1,420	380	1,040
5	1,345	307	1,038	5	1,228	417	812	1,615	591	1,025
6	1,171	426	745	6	275	207	67	311	242	69
7/8/9	1,792	1,265	527	7	1,119	1,048	71	1,290	1,233	57
				8	731	652	79	679	589	90
				9	627	360	266	821	511	309
				0	12	6	6	—	—	—

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ²⁰⁾ NZL				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,472	831	641	計/Total	1,800	982	818	2,188	1,165	1,023
0/1	268	135	133	1	233	144	89	299	180	120
2	92	69	22	2	233	99	134	368	162	206
3	244	56	188	3	218	107	111	272	123	149
4	178	93	86	4	214	50	164	264	58	206
5	164	57	107	5	278	98	180	325	117	208
6	156	111	45	6	157	109	47	147	103	44
7/8/9	366	308	59	7	172	158	13	204	195	9
X	4	3	1	8	165	132	33	178	149	29
				9	124	80	44	122	74	48
				0	8	4	3	10	6	4

ブラジル ²¹⁾ BRA				(千人/thousands)							
ISCO 68	1992年/Year			ISCO 88	2001			ISCO 88	2007		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	65,395	40,028	25,367	計/Total	75,458	44,748	30,710	計/Total	90,786	52,363	38,423
0/1	4,643	1,674	2,969	1	6,650	2,533	4,117	1	4,482	2,865	1,617
3	8,207	5,031	3,176	2	9,543	5,268	4,275	2	6,061	2,507	3,554
4	7,159	4,269	2,890	3	9,554	5,100	4,454	3	6,987	3,723	3,264
5	6,578	862	5,716	4	8,719	1,169	7,550	4	7,469	3,087	4,381
6	17,673	11,481	6,192	5	14,986	10,079	4,907	5	13,579	5,765	7,815
7/8/9	14,306	11,642	2,664	6	17,181	14,196	2,985	6	16,185	10,890	5,295
X	6,829	5,069	1,760	7	8,825	6,403	2,422	7	10,827	9,488	1,338
				8				8	8,491	6,248	2,243
				9				9	16,073	7,198	8,875
				0				0	596	567	29
				x				x	36	24	12

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

- 1) 分類5は自衛官を含み清掃職を除く。分類7/8/9は清掃職を含む。
- 2) 16歳以上を対象。軍人を除く。1994年に統計手法の変更。1990年は国勢調査に基づく推計。
- 3) フルタイムの軍人、居留地の先住民を除く。1999年に統計手法の変更。
- 4) 16歳以上を対象。第2四半期調査。1998年以前は3～5月調査。
- 5) 2005年に統計手法の変更。1993年は4月、2000年は5月、2004年以降は3月調査。
- 6) 2004年に統計手法の変更。
- 7) 1990年は15歳から64歳までを対象。軍人を含む。1992年に推計方法の変更。
- 8) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。1990年は15歳から74歳までを対象。第2四半期調査。
- 9) 15歳から74歳（2006年以前は16歳から64歳）までを対象。職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。1990年の分類3は管理・経営者を含む。1993年と2005年に統計手法の変更。
- 10) 15歳から74歳までを対象。2000年以降は軍人と徴収兵を含む。
- 11) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。2006年に統計手法の変更。
- 12) 15歳から72歳を対象。
- 13) 2000年、2008年は海上生活者、軍人、施設収容者を除く。
- 14) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。
- 15) 6月調査。2001年以降は国民と永住登録者を対象。
- 16) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。
- 17) 13歳以上を対象。第3四半期調査。
- 18) 駐屯する正規軍人を除く。2000年以前の分類5は一般家庭に居住する軍人を含む。10月調査。
- 19) 軍人を除く。
- 20) 軍人を除く。1997、1999年に統計手法の変更。
- 21) 10歳以上を対象。9月調査。2003年に統計手法の変更。2002年以前は、ロンドンア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマパの農村人口を除く。2002年以前の分類3は事務従事者を含み、郵便配達員、電信・電話交換手は分類7/8/9に含まれる。分類Xは軍人を含む。

第3-5表 就業者の職業別構成比（2008年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2008

		(%)							
ISCO-68基準	0/1 専門・ 技術職	2 管理職	3 事務職	4 販売職	5 サービス 業	6 農林漁業 従事者	7/8/9 生産・運 搬・単純 作業	X 分類不能	
日本	JPN	14.9	2.7	20.2	13.6	12.4	4.1	31.0	1.1

		(%)								
ISCO-88基準		1 立法議 員、上級 行政官、 管理的職 業従事者	2 専門的職 業従事者	3 技術者及 び準専門 的職業従 事者	4 事務的職 業従事者	5 サービス 職業従事 者、店舗 及び市場 での販売 従事者	6 熟練の農 林漁業従 事者	7 熟練職業 及び関連 職業従事 者	8 装置・機 械操作員 及び組立 工	9 初級の職 業
国・地域	Country or region									
アメリカ	USA	15.2	21.1		13.2	28.0	0.7	21.8		—
カナダ	CAN	9.3	17.6	15.5	13.4	14.5	2.1	10.5	8.9	8.0
イギリス	GBR	15.5	12.8	14.3	11.3	15.8	11.5	10.9	7.1	1) ¹⁾
ドイツ	DEU	7.1	14.4	20.4	11.7	12.2	1.8	14.9	7.1	8.6
フランス	FRA	8.5	13.4	18.9	12.0	12.5	3.3	11.7	8.8	9.7
イタリア	ITA	8.2	10.4	21.1	11.5	11.4	2.2	16.4	8.4	9.4
オランダ	NLD	10.5	18.8	17.9	12.1	14.1	1.3	8.8	5.6	9.2
デンマーク	DNK	6.0	16.1	23.1	9.2	16.5	2.0	10.3	6.0	10.3
スウェーデン	SWE	5.1	19.6	19.7	8.7	19.0	2.0	10.7	9.8	5.1
フィンランド	FIN	9.9	17.9	16.0	6.6	15.6	4.1	12.1	8.4	7.9
ノルウェー	NOR	5.9	11.9	25.6	6.9	23.9	2.4	11.0	7.3	4.4
ロシア	RUS	7.0	18.5	15.2	2.9	13.8	4.1	14.8	12.5	11.2
香港	HKG	9.9	7.1	19.0	15.7	15.9	0.2	7.4	6.1	18.8
韓国	KOR	2.3	9.4	10.8	14.9	23.5	6.7	10.0	10.9	11.7
シンガポール	SGP	15.4	15.6	20.1	13.5	11.2	0.1	4.8	8.4	7.6
マレーシア	MYS	7.0	5.8	14.0	9.9	16.7	11.9	10.8	12.6	11.3
タイ	THA	2.6	4.0	4.1	3.8	16.4	39.3	11.1	7.6	11.0
フィリピン	PHL	12.7	4.5	2.6	5.0	10.0	17.6	8.0	6.9	32.3
オーストラリア	AUS	11.1	18.1	13.7	13.2	15.0	2.9	12.0	6.3	7.6
ニュージーランド	NZL	13.7	16.8	12.4	12.1	14.8	6.7	9.3	8.1	5.6
ブラジル ²⁾	BRA	4.9	6.7	7.7	8.2	15.0	17.8	11.9	9.4	17.7

ISCO-68 0/1. Professional, technical and related workers; 2. Administrative and managerial workers; 3. Clerical and related workers; 4. Sales Workers; 5. Service workers; 6. Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters; 7/8/9. Production and related workers, transport equipment operators and labourers. X. Workers not classifiable by occupation.

ISCO-88 1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) 第3-4表 (p.103~110) に準ずる。

1) 分類6に含まれる。

2) 2007年の値。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

国 Country	自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
	1995 年/Year	2000	2008	1995	2000	2008
日本 JPN	7,840	7,310	6,070	3,970	3,400	2,240
アメリカ USA	10,482	10,013	10,080	156	141	122
カナダ CAN	1,349	1,520	1,532	57	42	25
イギリス GBR	3,549	3,218	3,813	423	252	110
ドイツ DEU	3,373	3,650	4,143	458	320	349
フランス ¹⁾ FRA	2,474	2,271	2,340	—	—	—
イタリア ITA	4,935	5,110	5,556	886	838	403
デンマーク DNK	215	210	233	31	25	13
スウェーデン SWE	428	415	466	18	13	12
フィンランド FIN	299	304	311	26	15	13
ノルウェー NOR	172	158	189	19	8	7
韓国 KOR	5,569	5,864	5,970	1,946	1,931	1,401
オーストラリア AUS	1,190	1,189	1,240	77	72	25
ニュージーランド NZL	337	360	354	18	15	21

資料出所 SourceOECD(<http://www.sourceoecd.org>) “Employment and Labour Market Statistics”
2010年6月現在

(注) 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比 (2008年)

Table 3-7: Composition of employment by professional status, 2008

(%)

国 Country	就業者計 ¹⁾ Civil employment, all status	雇用者 Employees	自営業主 Employers and persons working on own account	無賃家族従業者 Unpaid family workers
日本 JPN	100.0	86.5	9.5	3.5
アメリカ USA	100.0	93.0	6.9	0.1
カナダ CAN	100.0	90.9	8.9	0.1
イギリス GBR	100.0	86.6	13.0	0.4
ドイツ DEU	100.0	88.3	10.8	0.9
フランス ²⁾ FRA	100.0	91.0	9.0	—
イタリア ITA	100.0	74.3	24.0	1.7
デンマーク DNK	100.0	91.2	8.3	0.5
スウェーデン SWE	100.0	89.6	10.1	0.3
フィンランド FIN	100.0	87.2	12.3	0.5
ノルウェー NOR	100.0	92.2	7.5	0.3
韓国 KOR	100.0	68.7	25.3	5.9
オーストラリア AUS	100.0	88.1	11.6	0.2
ニュージーランド NZL	100.0	82.6	16.3	1.0

資料出所 SourceOECD(<http://www.sourceoecd.org>) “Employment and Labour Market Statistics”
2010年6月現在

(注) 1) 軍人を除く。

2) 家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	16.3	18.1	18.3	18.0	18.9	19.6	20.3
アメリカ ⁴⁾	USA	14.0	12.6	13.2	12.8	12.6	12.6	12.8	14.1
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.5	18.3	18.1	18.2	18.4	19.1
イギリス ⁵⁾	GBR	22.3	23.0	23.6	23.0	23.2	22.9	23.0	23.9
ドイツ ⁵⁾	DEU	14.2	17.6	20.1	21.5	21.8	22.0	21.8	21.9
フランス ⁵⁾	FRA	14.2	14.2	13.2	13.2	13.2	13.3	12.9	13.3
イタリア ⁵⁾	ITA	10.5	12.2	14.7	14.6	15.0	15.2	15.9	15.8
オランダ ⁵⁾	NLD	29.4	32.1	35.0	35.6	35.4	35.9	36.1	36.7
デンマーク ⁵⁾	DNK	16.9	16.1	17.0	17.3	17.9	17.3	17.7	18.9
スウェーデン ⁵⁾	SWE	15.1	14.0	14.4	13.5	13.4	14.4	14.4	14.6
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	12.2
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	21.1	20.8	21.1	20.4	20.3	20.4
ロシア	RUS	3.2	42.9	3.4	3.5	3.2	3.1	3.2	—
韓国 ³⁾	KOR	4.3	7.0	8.4	9.0	8.8	8.9	9.3	9.9
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	23.8	24.0	23.9	23.7	23.8	24.7
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	21.9	21.6	21.2	22.0	22.2	22.5

(男性/Male)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	7.4	8.8	8.8	8.5	9.2	9.9	10.5
アメリカ ⁴⁾	USA	8.3	7.7	8.1	7.8	7.8	7.6	8.0	9.2
カナダ	CAN	10.8	10.3	10.9	10.8	10.9	11.0	11.3	11.9
イギリス ⁵⁾	GBR	7.4	8.6	9.5	9.6	9.8	9.8	10.3	10.9
ドイツ ⁵⁾	DEU	3.4	4.8	6.3	7.3	7.6	7.8	7.9	8.0
フランス ⁵⁾	FRA	5.6	5.5	4.8	5.0	5.0	4.9	5.0	5.1
イタリア ⁵⁾	ITA	4.8	5.7	5.5	5.3	5.5	5.5	6.1	5.9
オランダ ⁵⁾	NLD	11.8	13.4	15.0	15.3	15.5	16.1	16.2	17.0
デンマーク ⁵⁾	DNK	9.7	9.3	11.1	11.7	12.0	12.0	12.9	13.6
スウェーデン ⁵⁾	SWE	6.8	7.3	8.5	8.5	8.4	9.5	9.6	10.0
フィンランド	FIN	5.9	7.1	8.0	7.9	8.1	8.2	8.2	8.7
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	10.3	10.0	10.6	10.5	10.9	11.3
ロシア	RUS	2.0	41.3	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4	—
韓国 ³⁾	KOR	2.8	5.1	5.9	6.5	6.3	6.3	6.5	6.9
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	12.0	12.0	12.2	12.3	12.3	13.2
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.6	10.0	10.0	11.1	11.3	11.9

3 就業構造

第3-8表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合(続き)

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	29.1	31.3	31.7	31.3	32.6	33.2	33.8
アメリカ ⁴⁾	USA	20.2	18.0	18.8	18.3	17.8	17.9	17.8	19.2
カナダ	CAN	28.5	27.2	27.2	26.9	26.2	26.1	26.4	27.0
イギリス ⁵⁾	GBR	40.8	40.8	39.8	38.5	38.6	38.3	37.8	38.8
ドイツ ⁵⁾	DEU	29.1	33.9	37.0	38.8	38.8	38.9	38.3	38.1
フランス ⁵⁾	FRA	24.8	24.9	23.1	22.6	22.6	22.7	21.9	22.4
イタリア ⁵⁾	ITA	21.1	23.4	28.7	28.8	29.3	29.8	30.6	30.5
オランダ ⁵⁾	NLD	55.1	57.2	60.2	60.7	59.8	59.9	59.8	59.9
デンマーク ⁵⁾	DNK	25.8	24.0	23.8	23.9	24.6	23.4	23.1	24.8
スウェーデン ⁵⁾	SWE	24.1	21.4	20.8	19.0	19.0	19.7	19.6	19.8
フィンランド ⁵⁾	FIN	11.7	13.9	14.9	14.8	14.9	15.5	15.1	15.9
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	33.2	32.9	32.9	31.6	30.8	30.4
ロシア	RUS	4.7	44.6	4.4	4.4	4.0	3.9	4.0	—
韓国 ³⁾	KOR	6.6	9.8	11.9	12.5	12.3	12.5	13.2	14.2
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	38.4	38.7	38.2	37.7	37.7	38.3
ニュージーランド ⁵⁾	NZL	35.4	35.7	35.2	35.1	34.3	34.6	34.6	34.5

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2010年7月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾

Table 3-9: Women's share in part-time employment

		(%)							
国	Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	73.1	71.4	71.8	72.4	71.5	70.4	69.9
アメリカ ⁴⁾	USA	68.7	68.1	68.3	68.4	67.8	68.4	67.5	66.5
カナダ	CAN	68.8	69.2	68.8	68.6	68.1	68.0	67.8	67.5
イギリス ⁵⁾	GBR	81.7	79.4	78.6	77.6	77.4	77.0	76.1	75.8
ドイツ ⁵⁾	DEU	86.3	84.5	82.8	81.4	81.0	80.8	80.4	80.4
フランス ⁵⁾	FRA	77.9	78.8	80.3	79.5	79.8	80.4	79.7	79.8
イタリア ⁵⁾	ITA	70.8	70.5	77.6	78.2	77.7	78.1	77.0	77.6
オランダ ⁵⁾	NLD	76.2	76.2	76.1	76.3	75.9	75.5	75.6	75.0
デンマーク ⁵⁾	DNK	68.1	69.4	65.0	64.0	64.3	63.1	61.2	62.3
スウェーデン ⁵⁾	SWE	76.8	72.9	69.5	67.1	67.3	65.0	64.6	64.2
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.3	63.6	62.9	63.7	63.0	63.6
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	74.1	74.6	73.5	72.9	71.7	70.8
ロシア	RUS	67.6	50.3	63.4	62.7	62.0	61.6	61.9	—
韓国 ³⁾	KOR	61.6	57.7	59.0	57.9	58.5	58.9	59.0	59.3
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	71.9	72.3	72.0	71.5	71.7	70.9
ニュージーランド	NZL	74.7	73.2	73.8	75.2	74.8	73.0	72.8	71.9

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2010年7月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

3 就業構造

第3-10表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment

国・地域 Country or region		(%)								
		1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ¹⁾	JPN	10.5	12.5	13.9	14.0	14.0	13.9	13.6	13.7	
アメリカ ²⁾	USA	5.1	—	—	4.2	—	—	—	—	
カナダ ³⁾	CAN	—	12.5	12.8	13.2	13.0	12.9	12.3	12.5	
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	6.7	5.5	5.8	5.8	5.9	5.4	5.7	
ドイツ ⁴⁾	DEU	10.4	12.7	12.4	14.1	14.5	14.6	14.7	14.5	
フランス ⁴⁾	FRA	12.3	15.5	13.5	14.1	14.1	14.4	14.2	13.5	
イタリア ⁴⁾	ITA	7.2	10.1	11.8	12.3	13.1	13.2	13.3	12.5	
オランダ ⁴⁾	NLD	10.9	14.0	14.8	15.5	16.6	18.1	18.2	18.2	
ベルギー ⁴⁾	BEL	5.3	9.0	8.7	8.9	8.7	8.6	8.3	8.2	
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	—	3.4	4.8	5.3	6.1	6.8	6.2	7.2	
デンマーク ⁴⁾	DNK	12.1	10.2	9.5	9.8	8.9	8.7	8.4	8.9	
スウェーデン ⁴⁾	SWE	—	15.2	15.1	15.8	16.8	17.5	16.1	15.3	
フィンランド ⁵⁾	FIN	—	16.5	16.2	16.6	16.4	16.0	15.1	14.6	
ノルウェー ⁶⁾	NOR	—	9.3	9.9	9.5	10.1	9.5	9.0	9.2	
韓国 ⁷⁾	KOR	—	—	24.7	24.1	23.6	22.3	20.4	21.3	
オーストラリア ⁸⁾	AUS	—	—	4.3	—	5.2	—	—	—	
EU-15		11.6	13.5	14.7	14.3	14.7	14.8	14.4	13.7	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”2011年2月現在

(注) Temporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

- 1) 労働力調査。非農林業雇用者。臨時・季節・日雇を含む。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。
- 7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の労働者を対象。
- 8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。

第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2009年)

Table 3-11: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2009

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group			
				15~24	25~54	55~64	65~
日本	JPN	8.1	21.3	25.5	10.8	14.8	25.9
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	12.1	12.9	27.8	9.2	9.5	21.2
イギリス	GBR	5.3	6.1	11.9	4.3	4.8	14.8
ドイツ	DEU	14.4	14.6	57.2	9.3	4.5	8.0
フランス	FRA	12.1	14.9	51.2	9.7	6.6	17.7
イタリア	ITA	10.8	14.6	44.4	10.7	5.5	13.3
オランダ	NLD	16.4	20.3	46.5	13.0	6.9	46.3
ベルギー	BEL	6.5	10.2	33.2	6.2	3.9	17.0
ルクセンブルク	LUX	6.3	8.4	39.4	4.9	2.7	12.7
デンマーク	DNK	8.3	9.6	23.6	6.5	3.5	9.5
スウェーデン	SWE	12.9	17.6	53.4	11.0	5.7	38.1
フィンランド	FIN	10.6	18.4	39.0	12.4	7.2	25.4
ノルウェー	NOR	6.5	13.1	32.4	6.8	2.4	9.5
韓国	KOR	17.7	26.2	29.4	17.3	34.2	54.1
オーストラリア ²⁾	AUS	4.4	5.9	4.5	5.4	4.6	7.2
EU-15		12.7	14.7	41.5	10.8	5.8	15.7

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”2011年2月現在

(注) 各区分のTemporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

1) 2005年値。

2) 2006年値。

3) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」(p.116)を参照。

3 就業構造

第3-12表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)									
国	Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.2	1.7
アメリカ	USA	1.8	1.5	1.4	1.6	1.7	1.9	1.9	2.0	1.7	1.3
イギリス	GBR	3.8	3.8	3.8	4.0	4.2	4.3	4.5	4.8	4.1	3.6
ドイツ	DEU	0.8	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.3	1.6	2.0	1.6
フランス	FRA	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.3	1.7
イタリア	ITA	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	0.9	0.7
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.1	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9	2.5
ベルギー	BEL	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1	1.7
ルクセンブルク	LUX	1.9	2.0	2.2	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.0	—
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6
スウェーデン	SWE	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.3	1.0
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.3	0.8
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	1.0	1.0	1.0	0.8
オーストリア	AUT	0.8	0.9	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.7	2.0	1.4
韓国	KOR	—	—	—	—	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	—

資料出所 CIETT (2011.1) *Economic Report 2011 — The agency work industry around the world*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本の労働者派遣事業所の派遣社員数割合について総務省統計局(2010.2)「平成21年労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり。

役員を除く雇用者に占める割合: 2.6% (2007), 2.7% (2008), 2.1% (2009)

就業者に占める割合: 2.1% (2007), 2.2% (2008), 1.7% (2009)

第3-13表 従業員の勤続年数（2009年）

Table 3-13: Length of service of employees by sex and age group, 2009

勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service		(%)						
国/Country	1年未満 < 1	1年以上 3年未満 1 to < 3	3年以上 5年未満 3 to < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 15年未満 10 to < 15	15年以上 20年未満 15 to < 20	20年以上 20+ (years)	
日本 ¹⁾	JPN	8.4	17.3	12.6	18.6	12.1	20.2	
アメリカ ²⁾	USA	19.0	12.8	18.9	20.5	12.2	10.5	
		< 1	1 ~ < 6	6 ~ < 12 (月/months)	1 ~ < 3	3 ~ < 5	5 ~ < 10	10 ~ (年/years)
カナダ	CAN	0.0	10.8	9.1	22.6	12.5	27.5	
イギリス	GBR	2.0	4.4	8.8	16.9	15.7	29.0	
ドイツ	DEU	2.5	4.6	7.6	13.7	11.3	41.4	
フランス	FRA	4.1	4.9	5.2	10.6	12.0	42.6	
イタリア	ITA	2.3	3.8	4.6	12.6	11.7	43.3	
オランダ	NLD	1.3	2.7	5.6	15.3	13.4	39.0	
ベルギー	BEL	2.5	4.0	6.0	14.3	11.7	42.4	
デンマーク	DNK	4.3	7.7	9.9	23.0	14.3	25.4	
スウェーデン	SWE	5.0	4.8	3.3	20.6	10.8	40.6	
フィンランド	FIN	6.8	5.5	7.8	14.5	11.2	37.3	
ノルウェー	NOR	2.8	5.2	9.3	18.8	13.2	33.3	
オーストリア	AUT	2.5	6.2	7.0	11.8	13.7	38.5	
韓国	KOR	7.7	18.4	11.1	21.5	10.9	16.5	
オーストラリア	AUS	4.1	7.6	9.0	25.4	15.6	20.7	

性別・年齢階級別平均勤続年数/Average length of service by sex and age group (年/Years)

国/Country	男女計 Total	男性 Male	女性 Female	年齢階級別/By age group (歳/years old)				
				15~24	25~54	55~64	65~69	
日本 ¹⁾	JPN	11.4	12.8	8.6	2.0	11.0	18.7	14.1
アメリカ ²⁾	USA	4.4	4.6	4.2	1.3	5.4	10.0	9.9
イギリス	GBR	8.5	9.0	8.1	2.2	8.5	14.3	13.7
ドイツ	DEU	11.1	11.8	10.4	2.3	10.8	20.6	13.9
フランス	FRA	11.6	11.7	11.6	1.7	11.4	22.4	15.7
イタリア	ITA	11.7	12.1	11.2	2.3	11.1	22.9	20.6
オランダ	NLD	10.9	11.9	9.6	2.5	10.2	20.8	10.7
ベルギー	BEL	11.6	11.9	11.3	1.7	11.2	24.3	27.2
デンマーク	DNK	7.6	8.0	7.3	1.6	7.1	16.2	18.7
スウェーデン	SWE	10.4	10.2	10.6	1.4	9.2	20.7	17.1
フィンランド	FIN	10.3	10.4	10.2	1.2	9.5	20.6	16.6
ノルウェー	NOR	9.4	9.6	9.3	1.8	8.4	19.5	20.6
オーストリア	AUT	10.4	11.5	9.3	2.6	10.8	20.5	17.4

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2010.9) *Employee Tenure in 2010*その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals"
2010年10月現在

- (注) 1) 2009年6月末現在。1年以上2年未満の欄は1年以上3年未満の数値, 2年以上5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。
2) 2010年1月現在。平均勤続年数は中位数。男性は16~64歳, 女性は16~59歳が対象。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳, 65~69歳の欄は65歳以上が対象。

3 就業構造

第3-14表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes, 18-24 years old

(%)

国 Country	調査年 Year	計 Total	一生一つの 職場で働き 続けるべき One workplace for one life	転職すること もやむをえな い Job change is unavoidable	不満があれ ば転職する 方がよい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転 職する方が よい Better to change jobs positively	わからない ・無回答 No idea / No answer	
日本	JPN	2008	100.0	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1
		2003	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6
		1998	100.0	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA	2008	100.0	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2
		2003	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4
		1998	100.0	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	GBR	2008	100.0	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7
		1998	100.0	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU	2003	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1
		1998	100.0	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA	2008	100.0	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5
		1998	100.0	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE	2003	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5
		1998	100.0	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS	1998	100.0	3.9	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR	2008	100.0	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8
		2003	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9
		1998	100.0	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA	1998	100.0	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL	1998	100.0	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA	1998	100.0	14.0	50.1	10.2	24.5	1.2

資料出所 内閣府(2009.3)「第8回世界青年意識調査(平成20年)」

(注) 2003年は第7回調査, 1998年は第6回調査の結果。

第3-15表 職業生活から引退すべき年齢

Table 3-15: The age one ought to retire from work

(%)

国 Country		日本 JPN	アメリカ USA	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	韓国 KOR
年/Year		2005	2005	2005	2005	2000	2005
性, 年齢階級 sex, age group							
男性 Male							
40歳代ないし それ以前 ~about 40 (years old)		0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
50歳ぐらい about 50		0.0	2.6	0.2	0.9	0.4	0.3
55歳ぐらい about 55		0.2	4.1	2.4	13.3	2.3	0.9
60歳ぐらい about 60		11.0	15.7	34.4	59.4	45.8	9.1
65歳ぐらい about 65		38.5	47.9	53.5	23.2	42.3	18.7
70歳ぐらい about 70		32.7	14.4	4.6	2.4	3.4	38.3
75歳ぐらい about 75		7.8	3.4	0.4	0.1	0.4	13.9
80歳ぐらい about 80		3.6	0.8	0.0	0.0	0.0	10.2
その他 others		5.3	10.5	2.9	0.3	5.5	8.4
女性 Female							
40歳代ないし それ以前 ~about 40 (years old)		0.2	1.3	0.1	0.4	0.2	1.4
50歳ぐらい about 50		2.6	4.0	2.2	8.5	1.1	3.4
55歳ぐらい about 55		4.8	6.7	14.3	31.4	5.0	4.3
60歳ぐらい about 60		28.3	19.5	62.4	48.0	52.6	20.7
65歳ぐらい about 65		34.9	43.4	16.7	10.0	33.2	22.8
70歳ぐらい about 70		17.6	11.6	1.1	1.1	2.4	25.7
75歳ぐらい about 75		3.6	2.3	0.0	0.0	0.1	8.5
80歳ぐらい about 80		1.5	0.7	0.0	0.0	0.0	6.1
その他 others		5.0	10.3	2.7	0.3	5.4	6.9

資料出所 内閣府(2007.3)「第6回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(スウェーデンは第5回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

3 就業構造

第3-16表 雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率

Table 3-16: Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates

				(%)							
国 Country	産業 Industry	調査期間 (年) Reference period (year)	変動 単位 Estab- lishment size	雇用創出率 (JCR)		雇用消失率 (JDR)		雇用再分配率 (JRR)		雇用純増減率 (NET)	
				事業 拡張 Business expansion	事業 新設 Newly established business	事業 縮小 Business contraction	事業 廃止 Business closure	拡張 ・ 縮小 Expansion or contraction	新設 ・ 廃止 New establishment or closure	拡張 ・ 縮小 Expansion or contraction	新設 ・ 廃止 New establishment or closure
日本	全産業	1989-94	事業所	4.5	—	3.8	—	8.3	—	0.7	—
		1995-00		3.7	—	4.5	—	8.2	—	-0.8	—
	製造業	1989-00	事業所	4.0	—	4.2	—	8.2	—	-0.2	—
		1989-94		3.4	—	3.8	—	7.2	—	-0.4	—
		1995-00		2.8	—	4.7	—	7.5	—	-1.9	—
JPN	1989-00		3.0	—	4.4	—	7.4	—	-1.4	—	
アメリカ ¹⁾	製造業	1985-88	事業所	6.7	1.6	7.6	2.7	14.3	4.3	-0.9	-1.1
USA		1973-88		9.1	—	10.3	—	19.4	—	—	-1.2
カナダ ¹⁾	全産業	1983-91	企業	11.2	3.2	8.8	3.1	20.0	6.3	2.4	0.1
CAN		1973-86		10.6	—	10.0	—	20.6	—	0.6	—
イギリス ¹⁾	全産業	1980,84,90	事業所	4.2	—	5.2	—	9.5	—	-1.0	—
GBR		1980,84,90		3.8	—	6.9	—	10.7	—	-3.1	—
ドイツ	全産業	1983-90	事業所	6.5	2.5	5.6	1.9	12.1	4.4	0.9	0.6
DEU		1977-89		6.2	2.3	5.8	1.7	12.0	4.0	0.4	0.6
フランス	全産業	1984-92	事業所	6.7	7.2	6.3	7.0	13.0	14.2	0.4	0.2
FRA											
イタリア	全産業	1984-93	企業	8.1	3.8	7.4	3.7	15.5	7.5	0.7	0.1
ITA		1984-93		6.8	3.3	6.9	3.6	13.7	6.9	-0.1	-0.3
ベルギー	製造業	1980-83	企業	3.0	—	3.5	—	6.5	—	-0.5	—
BEL											
デンマーク	全産業	1983-89	事業所	9.9	6.1	8.8	5.0	18.7	11.1	1.1	1.1
DNK											
フィンランド	全産業	1986-91	事業所	6.5	3.9	8.7	3.4	15.2	7.3	-2.2	0.5
FIN											

資料出所 玄田有史(2004)「ジョブ・クリエイション」

(注) 「雇用創出率(JCR)」とは、1年間に雇用量が増加した事業所についての雇用増加総数の全雇用者数に対する割合をいい、「雇用消失率(JDR)」とは、1年間に雇用者数が減少した事業所における減少した雇用者総数の全事業所の雇用者総数に対する割合をいう。

「雇用再分配率(JRR)」「雇用純増率(NET)」は、

雇用再分配率(JRR) = 雇用創出率(JCR) + 雇用消失率(JDR)

雇用純増率(NET) = 雇用創出率(JCR) - 雇用消失率(JDR)

により定義される。

- 1) アメリカ(1973-88年)、イギリス、カナダ(製造業)については、雇用創出(消失)率は前年末と今年末の平均雇用者総数に対する割合。

第3-17表 公共職業安定業務

Table 3-17: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) 民間委託(職業訓練: 離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウイスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者向け支援プログラム: エンプロイメントゾーン 失業率が特に高い地域において, 公共職業安定機関が選択した(1)就職意欲の喚起, (2)カウンセリング, (3)職業紹介, (4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。なお, 2009年10月より導入された「フレキシブル・ニューディール」(若年・成人長期失業者向けプログラム)に移行中。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン 失業後4か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。(同制度を2011年12月末まで延長)
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査などを), 民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

資料出所 内閣府官民競争入札等監理委員会第6回公共サービス改革小委員会(2007年4月12日)資料, フランス雇用局(Pôle emploi)ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

3 就業構造

第3-18表 有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> 許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている(有効期間は新規3年, 更新5年)。 港湾運送業務の職業 建設業務の職業 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年度の新規求職申込み件数は約422万件, 常用求人数は約222万人。 有料職業紹介事業所数は2009年度, 17,823事業所あり, 約39万人が就職。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 日本の職業安定法に該当するような, 有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが, 各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。 各州の規制の概要(全50州) <ol style="list-style-type: none"> 許可制をとっている州 43州 料金規制 35州 一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。(マサチューセッツ州, バージニア州, メリーランド州) 	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業については, 許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが, 1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら, 新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は, 一部職種を除き禁止され, 記録の作成, 保存等の義務も課されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者は専門・技術職, 管理職中心。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 2002年に職業紹介業にかかる許可制を廃止し, 職業紹介クーポン制を導入。 職業紹介クーポン制度では, 一定の前提条件を満たす求職者に官がクーポンを渡し, 民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間の職業紹介機関に支払う。就業機会法(2010年10月24日)により, クーボンの運用期間が, 2011年12月31日までさらに1年延期された。 	<ul style="list-style-type: none"> クーポン額面の支払いは, 2分割で行われ, 就職して6週間後に1,000ユーロ, 6か月後に再び1,000ユーロ(特別斡旋の難しいケースは1,500)が支払われる。クーポンがなくとも個人で斡旋を依頼することも可能だが, 通常の報酬はクーポンと同様の2,000ユーロまでに制限されている。支払い対象となる就職は, 週労働時間が15時間以上で, 社会保険加入義務が発生しなければならない。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2005年1月施行の社会統合法により, 国の機関(ANPE)による職業紹介の独占は廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上や新聞などに, 多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら, 紹介所の実態(紹介所の数や職業紹介数)は不明。ただ, 職業紹介に関する雇用局(Pôle emploi:旧ANPE)の役割は, 現在でも大きいと言われている。

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)
 イギリス:Department of Trade and Industry (<http://www.dti.gov.uk/>)
 ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ(<http://www.arbeitsagentur.net/>) SGB III
 フランス:雇用局(Pôle emploi)及び民間職業紹介所等ホームページ
 その他:労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」等により労働政策研究・研修機構作成

第3-19表 労働者派遣事業

Table 3-19: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法:労働者派遣法(1985年) ・ 特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制,一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 ・ 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)¹⁾は禁止。 ・ 派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 ・ 派遣先には,派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが,連帯責任はない。 ・ 使用者団体は,日本人材派遣協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:108万人(雇用者全体に占める割合は2.2%) (2009年,労働力調査,総務省) ・ 主な業種:金融・保険,情報通信,電気・ガス・熱供給・水道,製造(2008年派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・ 主な業務:事務用機器操作46.6%,ソフトウェア開発10.6%,財務処理7.4%,テレマーケティング7.3%,機械設計6.4%(2009年,派遣労働者実態調査,厚生労働省) ・ 若年層(34歳以下)の割合:45.3%(2009年,労働力調査,総務省) ・ 男女比:男性33.4%,女性66.0%(2009年,労働力調査,総務省) ・ 派遣期間:1か月未満51.2%,1か月以上3か月未満31.5%,3か月以上6か月未満11.5%,6か月以上1年未満4.7%,1年以上3年未満1.5%,その他0.2%(2009年度労働者派遣事業報告,厚生労働省)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦法レベルでは,人材派遣業に関する規制は存在しないが,州レベルでは,届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。 ・ 人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 ・ 派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局) ・ 主な業種:サービス業,製造業,卸小売業 ・ 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1%(2005年,労働統計局) ・ 若年層(34歳以下)の割合:49.1%(2005年,労働統計局) ・ 男女比:男性47.2%,女性52.8%(2005年,労働統計局)

3 就業構造

第3-19表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-19: Temporary employment agency services (cont.)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食料品加工など一部の業種への派遣について許可制となった。2003年法で派遣規制をさらに緩和し、手続きの簡素化を実施するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣先企業における労働安全衛生に対する派遣会社の責任明示、派遣会社に対する労働者への労働条件の周知義務等)。 ・取扱職種、派遣期間、事由の制限、均等待遇原則(同一労働同一賃金)は設けられていない。ただし、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 ・業界団体のREC(派遣事業者8000社が加盟)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数: 152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)(派遣事業者調査, 2007年)²⁾ ・主な業種: 農林水産・エネルギー・建設業5%, 製造業20%, 流通・宿泊・飲食店7%, 運輸・通信11%, 銀行・金融・保険27%, 公務29%(労働力調査, 2007年) ・主な職種: 秘書・事務26%, 基礎的(非熟練)25%, 加工・工場労働・機械操作15%, 専門職9%, 準専門職・技術職7%, 対人サービス7%, 熟練工4%, 販売・顧客サービス4%, 管理職・上級職2%(労働力調査, 2007年) ・若年層(34歳以下)の割合: 61%(労働力調査, 2007年) ・男女比: 女性44%(労働力調査, 2007年) ・派遣期間: 3か月未満29%, 6か月未満52%, 12か月未満71%(労働力調査, 2007年)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法: 1972年労働者派遣法(AUG)(2002年大幅改正) ・労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 ・派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合は、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(実施は2004年より。但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 ・2002年に制定されたハルツ法により、職業安定所所管の人材サービスエージェンシー(PSA)が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・派遣業界団体BZAは、行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には、IGZ, AMPがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数: 約67万4千人(雇用者全体に占める割合は2.4%)(2010年5月, 連邦雇用エージェンシー(BA)統計) ・主な業務: 非熟練, 金属・機械, 事務, サービス, 技術(2009年, BZA) ・若年層(34歳以下)の割合: 62.3%(2003年) ・男女比: 男性69%, 女性31%(2009年, BA統計) ・派遣期間: 1週間未満11%, 1週間以上3か月未満50%, 3か月以上39%(2009年)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状(2009年)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。 産業医としての派遣労働は禁止されている。 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかでなければならない。 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数:約44.7万人(雇用者全体に占める割合は2.5%) 主な業種:製造39.0%、サービス37.2%、建設23.3%、農林水産0.5% 主な業務:非熟練生産労働者36.2%、熟練生産労働者39.5%、事務系労働者14.4%、幹部職・職長・技術者8.0%、上級幹部職1.8% 若年層(34歳以下)の割合:62% 男女比:男性71%、女性29% 平均派遣期間:1.7週

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)及びDer Bundesverband Zeitarbeit(BZA)ホームページ
 フランス:DARES(2009) *Premières Informations et Premières Synthèses 2009—N°27.4, Juin 2009*, DARES(2010) *Analyses, Juin 2010—N°034*, 労働・雇用・厚生省ホームページ
 その他:European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*, (社)日本人材派遣協会ホームページ, 国際労働財団・雇用能力開発機構(2007)「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査」等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員、医師についてはへき地に限り派遣が認められている。
 2) イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度(2007年時点)であるが、自己申告に基づくデータであるため、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本		[高齢者雇用確保措置の実施義務化] ・2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの定年引上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2010年4月1日から2013年3月31日までの義務対象年齢は64歳)。
	〔中高年齢者の再就職の援助・促進〕	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢者に対する再就職の促進 (1) 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介 (2) 中高年齢者トライアル雇用事業の推進 (3) 特定求職者雇用開発助成金の活用 (4) 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発 ・離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助——ジョブカード様式を活用した求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導
	<p>[高齢者の多様な就業・社会参加の促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の推進 「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援 ・シニア就業支援プログラム事業の実施 地域の多種・多様な関係機関で構成するネットワークと連携・協力したワークショップの実施、高齢者の就業ニーズと企業等の人材ニーズとのマッチングによる雇用就業を含めた社会参加を支援 ・45歳以上の高齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高齢者等共同就業機会創出助成金) 	<p>[高齢者の安定雇用の確保対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進 (1) 高齢者雇用確保措置に係る周知・啓発、助言及び勧告 (2) 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告 (3) 高齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等 ・希望者全員65歳まで働ける企業及び企業の実状に応じて何らかの仕組みで「70歳まで働ける企業」の普及・促進——(1)先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、事業主団体等による70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組等の支援(「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト) (2) 中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用モデル企業助成金、高齢者雇用確保充実奨励金の活用

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1965年 高齢アメリカ人法(the Older American Act) 適用範囲 失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下の者 具体的内容 全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねた就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 利用実績等 登録参加者8万9,300人(2008年度) 	なし
イギリス	<p>ニューディール50プラス(New Deal 50+)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2000年4月 適用範囲 50歳以上で、本人又は配偶者が求職者給付(抛出し及び所得調査制)、就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお、プログラムへの参加は任意。 具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で、プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し、就職促進のため、職業相談に応じ、履歴書の書き方の指導、訓練機会の提供、ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。 実績 就職者 約19万8千人(2000年4月から2009年11月末まで) 	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1999年12月 具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり、ウェブサイトで政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>中高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 417条, "Initiative 50 Plus" 適用範囲 従業員250人未満の企業の満45歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 具体的内容 訓練期間中の訓練受講料、交通費、子の養育費、泊り込みの場合の宿泊・食事費用を支給。 <p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 421条, 2003年1月開始 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者。 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 2011年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2012年12月31日に終了する。 	<p>中高年者・統合助成金(EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 421f条 具体的内容 50歳以上で採用前に6か月以上失業していた者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の30～50%を支給。支給期間は12～36か月。ただし、1年ごとに助成は最低10%減額(2010年12月末日までに届け出られたものについて有効)。 <p>中高齢者統合バウチャー(EGG)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 223条('08.5.1～'10.12.31) 適用範囲 50歳以上で12か月以上失業しており、受給残日数が120日以上ある者。 具体的内容 対象者を、社会保険加入義務のある、週最低15時間以上の労働に1年以上雇い入れる事業主に対して、統合助成金を支払う約束手形。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年5月 ・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年12月 ・具体的内容 雇用局 (Pôle emploi) とCIU協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金 (SMIC) の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 <p>求職者を採用する使用者に対する通減支援 (ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2006年1月 (2009年1月1日廃止)

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページ等
 ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ
 フランス:労働省及び公共職業安定所(Pôle emploi)、パリ商工会議所等ホームページ

第3-21表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-21: Age-based legal mechanisms including statutory retirement age

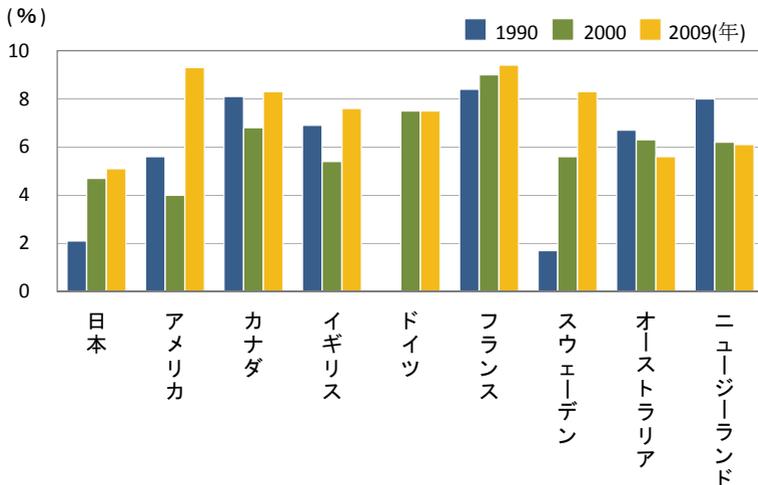
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称、反差別法))など	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2006年10月	2006年8月	(2010年1月に改正)
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)(段階的引上げ: 2010年4月1日～2013年3月31日までの間の義務対象年齢は64歳)	原則不可 例外として、(1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、(2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定要件下では可。なお、2011年中には廃止を予定(職種の特性など、正当な理由がある場合を除く)。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定要件下では可。	可(原則として、70歳以上) 但し、一定の条件下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)
高齢者の解雇に対する特別な保護等		雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止) 65歳以上の者にも(1)不公正に解雇されない権利及び(2)余剰人員整理解雇手当の請求権を付与した。 65歳以上の者の就労請求権 労働者は、65歳を超えて就労を請求する権利を有しており、使用者はそれを考慮する義務がある。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドララント抛大金)の廃止 50歳以上の労働者が解雇する場合、企業が失業保険の抛大金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため、)2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所 厚生労働省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、厚生労働省、アメリカ連邦労働省、フランス首相府及び労働・雇用・厚生省等各ホームページにより労働政策研究・研修機構作成

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 ILO定義失業率



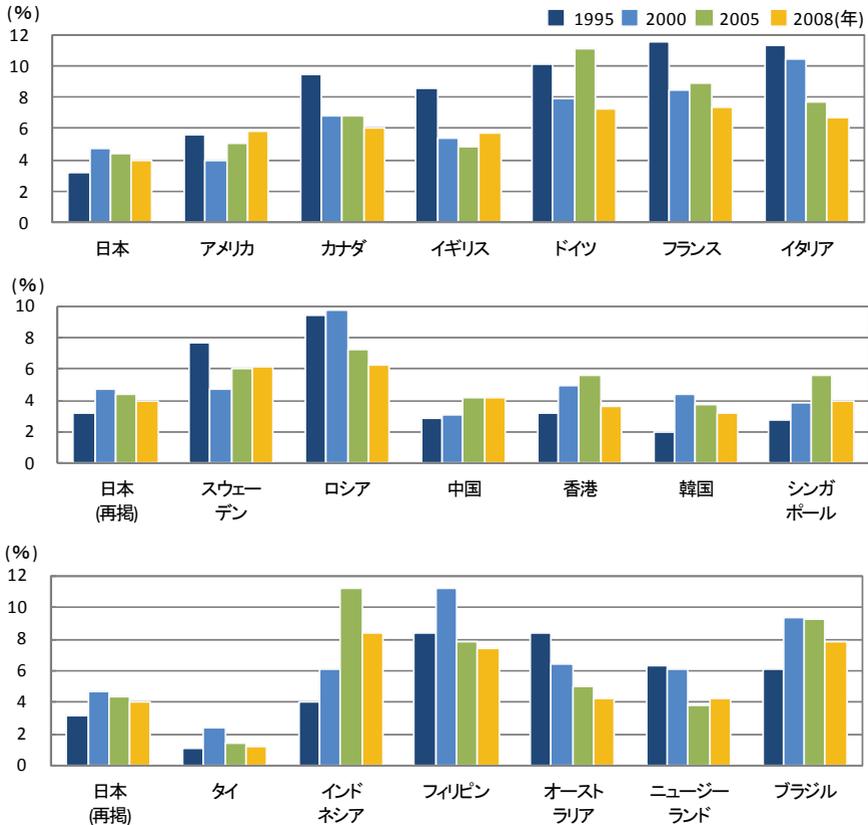
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.138)を参照。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。なお、調整失業率 (Harmonised unemployment rates) とは、2009年1月以降、これまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが、2004年から2008年にかけて徐々に低下していた。しかし、2009年にはリーマンショックの影響で再び5.1%へと上昇した。上のグラフに挙げた国をみると、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスで1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年に失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらく低下していた。だが、いずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機によって、失業率は上昇している。

4 失業・失業保険・雇用調整

4-2 失業率（各国公表値）

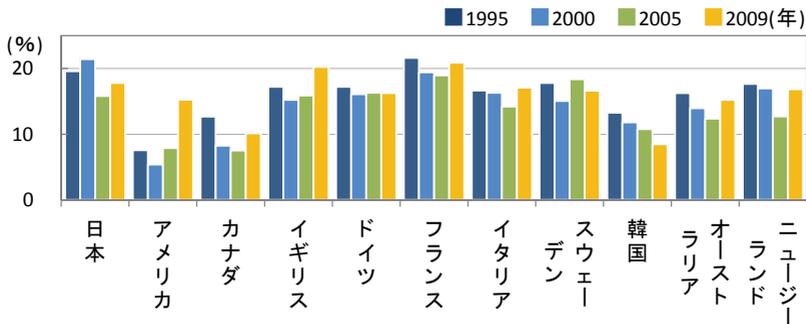


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.139)を参照。
 (注) シンガポールの2000年は2001年の数値。インドネシアの1995年は1996年の数値。ブラジルの2000年は2001年の数値。

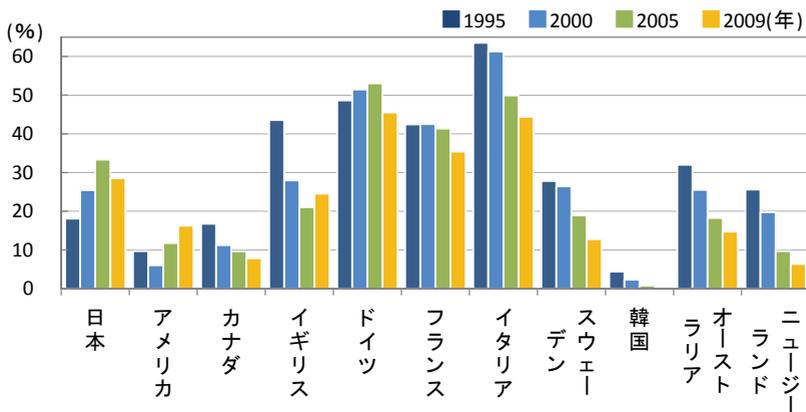
各国公表値による失業率の動きをみると、2005～2008年にかけては、上のグラフに挙げたうち、アメリカ、イギリス、スウェーデン、中国、ニュージーランドを除く各国で失業率が低下している。1995年以降の推移をみると、失業率が上昇傾向にあったアジア諸国及びブラジルの失業率は、ここ数年総じて低下傾向にあることがわかる。また、1995年時点では高水準であったものの2008年までに顕著な低下を示したのはオセアニア地域やカナダ、イギリス、フランス、イタリア、ロシアである。こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢等の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお、失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合

6か月以上1年未満



1年以上



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合」(p.144)を参照。
(注)スウェーデンの2005年は2004年値。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、ドイツ、イタリアなど欧州大陸主要国で高く、2009年の1年以上の長期失業者の割合が4割以上となっている。他方、北米諸国では1年以上の長期失業者の割合は10%前後、韓国では1%未満とかなり低い。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		(%)							
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	6.8	6.3	6.0	6.1	8.3
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.4	4.8	5.4	5.3	5.6	7.6
ドイツ	DEU	—	8.0	7.5	10.6	9.8	8.4	7.3	7.5
フランス	FRA	8.4	11.0	9.0	9.3	9.3	8.4	7.8	9.4
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	7.7	6.8	6.1	6.8	7.8
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.9	4.7	3.9	3.2	2.8	3.4
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	8.5	8.3	7.5	7.0	7.9
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.2	4.6	4.6	4.2	4.9	5.3
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.3	4.8	3.9	3.8	3.3	6.0
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	7.7	7.1	6.1	6.2	8.3
フィンランド	FIN	3.2	15.1	9.6	8.3	7.7	6.9	6.4	8.2
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.2	4.5	3.4	2.5	2.5	3.2
オーストリア	AUT	—	3.9	3.6	5.2	4.7	4.4	3.8	4.8
スイス	CHE	—	3.5	2.6	4.4	4.0	3.6	3.5	4.4
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.2	4.4	4.5	4.6	6.3	11.9
スペイン	ESP	13.0	18.4	11.1	9.2	8.5	8.3	11.4	18.0
ポルトガル	PRT	4.7	7.2	4.0	7.7	7.8	8.1	7.7	9.6
韓国	KOR	2.4	2.1	4.4	3.7	3.5	3.2	3.2	3.6
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	5.0	4.8	4.4	4.2	5.6
ニュージーランド	NZL	8.0	6.5	6.2	3.8	3.9	3.7	4.2	6.1

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics (MEI)”2010年7月現在

(注) 1) ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能の状態、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EU統計局の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

なお調整失業率(Harmonised unemployment rates)とは、Eurostatで使われている用語にあわせて、2009年1月以降、OECDにおいてこれまでの標準化失業率(Standardised unemployment rates)から名称が変更されたものである。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	JPN	3.2	4.7	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1
アメリカ ¹⁾	USA	5.6	4.0	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8	*9.3
カナダ ²⁾	CAN	9.5	6.8	7.6	7.2	6.8	6.3	6.0	6.1	*8.3
イギリス ¹⁾	GBR	8.6	5.4	5.0	4.8	4.8	5.4	5.3	5.7	7.7
ドイツ ³⁾	DEU	10.1	7.9	10.0	11.0	11.1	10.3	8.4	7.3	*7.7
フランス ⁴⁾	FRA	11.6	8.5	8.5	8.9	8.9	8.8	8.0	7.4	*9.1
イタリア ⁵⁾	ITA	11.3	10.5	8.7	8.0	7.7	6.8	6.1	6.7	*7.8
スウェーデン ⁶⁾	SWE	7.7	4.7	4.9	5.5	6.0	5.4	6.1	6.2	*8.3
ロシア ⁷⁾	RUS	9.5	9.8	8.0	7.8	7.2	7.2	6.1	6.3	*8.5
中国 ⁸⁾	CHN	2.9	3.1	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	4.2	—
香港	HKG	3.2	4.9	7.9	6.8	5.6	4.8	4.0	3.6	*5.2
台湾	TWN	1.8	3.0	5.0	4.4	4.1	3.9	3.9	4.1	*5.8
韓国	KOR	2.0	4.4	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2	3.2	*3.6
シンガポール ⁹⁾	SGP	2.7	3.8	5.9	5.8	5.6	4.5	4.0	4.0	—
マレーシア ¹⁰⁾	MYS	3.1	3.0	3.6	3.5	3.5	3.3	3.2	3.3	*3.6
タイ ¹¹⁾	THA	1.1	2.4	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	*1.5
インドネシア ¹²⁾	IDN	4.0	6.1	9.7	9.9	11.2	10.3	9.1	8.4	*8.0
フィリピン ¹³⁾	PHL	8.4	11.2	11.4	11.8	7.8	8.0	7.3	7.4	*7.5
オーストラリア ¹⁴⁾	AUS	8.4	6.4	5.9	5.5	5.0	4.8	4.4	4.2	*5.6
ニュージーランド ¹⁵⁾	NZL	6.3	6.1	4.8	4.0	3.8	3.8	3.7	4.2	*6.1
ブラジル ¹⁶⁾	BRA	6.1	9.4	9.7	8.9	9.3	8.4	8.2	*7.9	*8.1

資料出所 日本：総務省統計局(2010.6)「平成21年労働力調査年報」

イギリス：National Statistics (<http://www.statistics.gov.uk/>) “Labour Market Trends”2010年12月現在

その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>)2011年2月現在

(注) **・暫定値。月次又は四半期データを当該年毎に平均したもの。

失業者の定義については第4-7表(p.146)を参照。対象年齢は原則、15歳以上。

- 1) 16歳以上。
- 2) 1995年と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 3) 1995、2002年は4月、2000、2003年は5月、2004年は3月。2005年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 4) 2002年以前は各年3月。
- 5) 2004年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 6) 15～74歳。2006年以前は16～64歳。2005年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 7) 15～72歳。
- 8) 各年12月。都市部の数値。
- 9) 15歳以上の国籍保有者・永住権保有者(1995年は15歳以上人口)。各年6月。2000年欄は2001年の数値。
- 10) 15～64歳。
- 11) 各年第3四半期。2001年迄は13歳以上。
- 12) 各年8月(2005年は11月)。1995年欄は1996年の数値。
- 13) 2005年より前と以降の値は定義が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 14) 軍人を除く。
- 15) 1999年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 16) 10歳以上。各年9月。2002年以前は、6地方都市(ロンドン、アクレ、アマゾン、ロライマ、パラ及びアマバ)を除く。2000年欄は2001年の数値。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2009年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2009

		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15～19 歳/age group	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	90 (2.7)	430 (12.8)	460 (13.7)	410 (12.2)
アメリカ ¹⁾	USA	1,552 (10.9)	2,207 (15.5)	1,823 (12.8)	1,461 (10.2)
カナダ	CAN	228 (15.1)	209 (13.8)	164 (10.8)	147 (9.7)
イギリス ¹⁾	GBR	413 (17.2)	477 (19.8)	313 (13.0)	223 (9.3)
ドイツ	DEU	158 (4.9)	379 (11.7)	383 (11.9)	330 (10.2)
フランス	FRA	179 (6.9)	507 (19.7)	395 (15.3)	287 (11.1)
イタリア	ITA	110 (5.7)	340 (17.5)	329 (16.9)	296 (15.2)
スウェーデン	SWE	72 (17.5)	85 (20.7)	46 (11.3)	36 (8.9)
香港 ²⁾	HKG	9.2 (7.1)	22 (17.0)	14 (11.1)	11 (8.7)
韓国	KOR	25 (2.8)	123 (13.8)	199 (22.4)	115 (12.9)
シンガポール ²⁾	SGP	2.7 (3.5)	14 (18.2)	11 (14.8)	7.6 (10.0)
フィリピン ²⁾	PHL	1,389 (51.1)		788 (29.0)	
オーストラリア	AUS	139 (21.7)	102 (15.9)	77 (12.0)	59 (9.2)
ニュージーランド	NZL	38 (27.1)	26 (18.0)	14 (9.9)	11 (8.0)
国・地域 Country or region		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	380 (11.3)	310 (9.2)	270 (8.0)	250 (7.4)
アメリカ ¹⁾	USA	1,383 (9.7)	1,340 (9.4)	1,347 (9.4)	1,245 (8.7)
カナダ	CAN	137 (9.1)	150 (9.9)	151 (10.0)	139 (9.2)
イギリス ¹⁾	GBR	202 (8.4)	217 (9.0)	193 (8.0)	147 (6.1)
ドイツ	DEU	325 (10.1)	410 (12.7)	402 (12.4)	361 (11.2)
フランス	FRA	285 (11.1)	271 (10.5)	237 (9.2)	209 (8.1)
イタリア	ITA	259 (13.3)	228 (11.7)	171 (8.8)	117 (6.0)
スウェーデン	SWE	34 (8.2)	30 (7.4)	33 (8.1)	23 (5.7)
香港 ²⁾	HKG	12 (9.3)	15 (11.4)	18 (13.5)	16 (12.2)
韓国	KOR	106 (11.9)	83 (9.3)	81 (9.1)	71 (8.0)
シンガポール ²⁾	SGP	7.0 (9.2)	8.5 (11.2)	8.3 (10.9)	7.2 (9.4)
フィリピン ²⁾	PHL	264 (9.7)		172 (6.3)	
オーストラリア	AUS	61 (9.5)	52 (8.1)	55 (8.7)	40 (6.3)
ニュージーランド	NZL	11 (7.6)	10 (7.2)	11 (7.6)	8.3 (5.9)
国・地域 Country or region		55～59	60～64	65～	計 Total
日本	JPN	300 (8.9)	300 (8.9)	150 (4.5)	3,360 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	913 (6.4)	575 (4.0)	421 (3.0)	14,267 (100)
カナダ	CAN	105 (6.9)	68 (4.5)	18 (1.2)	1,517 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	131 (5.5)	71 (2.9)	20 (0.8)	2,408 (100)
ドイツ	DEU	339 (10.5)	136 (4.2)	7.0 (0.2)	3,230 (100)
フランス	FRA	162 (6.3)	37 (1.4)	8.4 (0.3)	2,577 (100)
イタリア	ITA	69 (3.5)	22 (1.1)	4.0 (0.2)	1,945 (100)
スウェーデン	SWE	25 (6.1)	22 (5.4)	2.5 (0.6)	408 (100)
香港 ²⁾	HKG	10 (7.7)	2.4 (1.8)	—	130 (100)
韓国	KOR	43 (4.8)	26 (2.9)	18 (2.0)	890 (100)
シンガポール ²⁾	SGP	5.5 (7.2)	2.6 (3.4)	1.7 (2.2)	76 (100)
フィリピン ²⁾	PHL	85 (3.1)		19 (0.7)	2,716 (100)
オーストラリア	AUS	30 (4.7)	21 (3.3)	4.0 (0.6)	638 (100)
ニュージーランド	NZL	6.7 (4.7)	4.4 (3.1)	1.1 (0.8)	141 (100)

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region	15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34	
日本	JPN	50 (2.5)	240 (11.8)	280 (13.8)	240 (11.8)
アメリカ ¹⁾	USA	898 (10.6)	1,329 (15.7)	1,110 (13.1)	878 (10.4)
カナダ	CAN	131 (14.4)	134 (14.7)	101 (11.1)	88 (9.6)
イギリス ¹⁾	GBR	246 (16.6)	301 (20.3)	201 (13.5)	128 (8.6)
ドイツ	DEU	86 (4.7)	232 (12.6)	235 (12.8)	196 (10.7)
フランス	FRA	96 (7.3)	288 (21.9)	203 (15.4)	143 (10.8)
イタリア	ITA	65 (6.5)	181 (18.1)	163 (16.3)	140 (14.0)
スウェーデン	SWE	35 (15.7)	49 (22.0)	27 (11.9)	20 (8.8)
香港 ²⁾	HKG	5.4 (6.8)	13 (15.7)	8.3 (10.5)	6.4 (8.1)
韓国	KOR	13 (2.2)	56 (9.6)	135 (23.0)	82 (14.0)
シンガポール ²⁾	SGP	0.5 (1.3)	5.6 (14.1)	7.1 (17.9)	3.0 (7.6)
フィリピン ²⁾	PHL	809 (47.2)		509 (29.7)	
オーストラリア	AUS	76 (21.3)	61 (17.0)	43 (12.2)	32 (9.0)
ニュージーランド	NZL	19 (25.2)	14 (18.1)	7.9 (10.5)	5.9 (7.9)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	220 (10.8)	170 (8.4)	140 (6.9)	150 (7.4)
アメリカ ¹⁾	USA	802 (9.5)	799 (9.5)	808 (9.6)	750 (8.9)
カナダ	CAN	79 (8.6)	87 (9.6)	89 (9.7)	83 (9.1)
イギリス ¹⁾	GBR	112 (7.5)	128 (8.6)	104 (7.0)	102 (6.8)
ドイツ	DEU	180 (9.8)	224 (12.2)	215 (11.7)	200 (10.9)
フランス	FRA	136 (10.3)	131 (9.9)	109 (8.3)	100 (7.6)
イタリア	ITA	119 (11.9)	106 (10.5)	95 (9.5)	66 (6.6)
スウェーデン	SWE	17 (7.6)	15 (6.9)	18 (8.1)	13.4 (6.0)
香港 ²⁾	HKG	6.3 (7.9)	8.8 (11.1)	10 (12.8)	11 (14.1)
韓国	KOR	75 (12.8)	54 (9.2)	55 (9.4)	52 (8.9)
シンガポール ²⁾	SGP	3.1 (7.8)	4.0 (10.1)	4.7 (11.9)	4.5 (11.4)
フィリピン ²⁾	PHL	188 (11.0)		132 (7.7)	
オーストラリア	AUS	30 (8.5)	27 (7.5)	29 (8.2)	23 (6.6)
ニュージーランド	NZL	5.7 (7.6)	4.5 (6.0)	6.0 (8.0)	4.5 (6.0)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	200 (9.9)	220 (10.8)	120 (5.9)	2,030 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	514 (6.1)	326 (3.9)	241 (2.9)	8,455 (100)
カナダ	CAN	64 (7.0)	44 (4.8)	13 (1.4)	911 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	92 (6.2)	56 (3.8)	15 (1.0)	1,485 (100)
ドイツ	DEU	183 (10.0)	82 (4.5)	5.0 (0.3)	1,838 (100)
フランス	FRA	83 (6.3)	23 (1.8)	5.4 (0.4)	1,318 (100)
イタリア	ITA	47 (4.7)	17 (1.7)	2.0 (0.2)	1,000 (100)
スウェーデン	SWE	15 (6.6)	13 (5.8)	1.1 (0.5)	222 (100)
香港 ²⁾	HKG	7.7 (9.7)	2.1 (2.6)	—	79 (100)
韓国	KOR	31 (5.3)	19 (3.2)	14 (2.4)	586 (100)
シンガポール ²⁾	SGP	3.9 (9.8)	1.7 (4.3)	1.4 (3.5)	40 (100)
フィリピン ²⁾	PHL	65 (3.8)		13 (0.8)	1,714 (100)
オーストラリア	AUS	17 (4.7)	15 (4.2)	3.0 (0.8)	356 (100)
ニュージーランド	NZL	4.0 (5.3)	3.2 (4.3)	0.8 (1.1)	75 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2009年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2009 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	40 (3.0)	190 (14.3)	180 (13.5)	170 (12.8)
アメリカ ¹⁾	USA	654 (11.3)	878 (15.1)	713 (12.3)	583 (10.0)
カナダ	CAN	97 (16.1)	76 (12.5)	62 (10.2)	60 (9.8)
イギリス ¹⁾	GBR	167 (18.1)	176 (19.1)	113 (12.2)	95 (10.3)
ドイツ	DEU	72 (5.2)	147 (10.6)	148 (10.6)	134 (9.6)
フランス	FRA	83 (6.6)	219 (17.4)	192 (15.2)	144 (11.4)
イタリア	ITA	45 (4.8)	159 (16.8)	166 (17.6)	155 (16.5)
スウェーデン	SWE	37 (19.7)	36 (19.3)	20 (10.6)	17 (9.0)
香港 ²⁾	HKG	3.7 (7.3)	9.6 (18.9)	6.1 (12.0)	4.9 (9.7)
韓国	KOR	12 (3.9)	67 (22.0)	64 (21.1)	33 (10.9)
シンガポール ²⁾	SGP	2.2 (6.0)	8.3 (22.7)	4.2 (11.5)	4.5 (12.3)
フィリピン ²⁾	PHL	580 (57.9)		279 (27.8)	
オーストラリア	AUS	63 (22.3)	41 (14.5)	33 (11.8)	27 (9.5)
ニュージーランド	NZL	19 (29.2)	12 (17.9)	6.1 (9.2)	5.4 (8.1)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	160 (12.0)	140 (10.5)	120 (9.0)	100 (7.5)
アメリカ ¹⁾	USA	581 (10.0)	541 (9.3)	539 (9.3)	495 (8.5)
カナダ	CAN	59 (9.7)	63 (10.4)	63 (10.3)	57 (9.3)
イギリス ¹⁾	GBR	90 (9.8)	89 (9.7)	89 (9.6)	46 (5.0)
ドイツ	DEU	145 (10.4)	186 (13.4)	187 (13.4)	161 (11.6)
フランス	FRA	149 (11.8)	140 (11.1)	127 (10.1)	109 (8.7)
イタリア	ITA	141 (14.9)	122 (12.9)	76 (8.1)	51 (5.4)
スウェーデン	SWE	17 (8.9)	15 (8.0)	15 (8.0)	10.0 (5.4)
香港 ²⁾	HKG	5.8 (11.4)	6.0 (11.8)	7.4 (14.6)	4.6 (9.1)
韓国	KOR	31 (10.2)	29 (9.5)	26 (8.6)	19 (6.3)
シンガポール ²⁾	SGP	3.9 (10.7)	4.4 (12.0)	3.6 (9.8)	2.6 (7.1)
フィリピン ²⁾	PHL	76 (7.6)		40 (4.0)	
オーストラリア	AUS	30 (10.7)	25 (8.9)	26 (9.3)	17 (6.0)
ニュージーランド	NZL	5.1 (7.7)	5.7 (8.6)	4.8 (7.2)	3.8 (5.7)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	90 (6.8)	80 (6.0)	30 (2.3)	1,330 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	399 (6.9)	249 (4.3)	180 (3.1)	5,812 (100)
カナダ	CAN	42 (6.9)	24 (4.0)	4.8 (0.8)	606 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	39 (4.2)	14.1 (1.5)	5.0 (0.5)	923 (100)
ドイツ	DEU	156 (11.2)	54 (3.9)	2.0 (0.1)	1,392 (100)
フランス	FRA	79 (6.3)	14 (1.1)	3.0 (0.2)	1,259 (100)
イタリア	ITA	22 (2.3)	4.8 (0.5)	2.0 (0.2)	945 (100)
スウェーデン	SWE	10 (5.5)	9.2 (4.9)	1.3 (0.7)	186 (100)
香港 ²⁾	HKG	2.3 (4.5)	—	—	51 (100)
韓国	KOR	12 (3.9)	7.0 (2.3)	4.0 (1.3)	304 (100)
シンガポール ²⁾	SGP	1.6 (4.4)	0.9 (2.5)	0.4 (1.1)	37 (100)
フィリピン ²⁾	PHL	21 (2.1)		6.0 (0.6)	1,002 (100)
オーストラリア	AUS	13 (4.6)	5.8 (2.1)	1.0 (0.3)	282 (100)
ニュージーランド	NZL	2.7 (4.1)	1.2 (1.8)	0.3 (0.5)	66 (100)

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2011年2月現在, ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在, 日本: 総務省統計局(2011.1)「労働力調査年報」

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。各国の注は第4-2表(p.139)に準ずる。

1) アメリカ, イギリスの15~19歳欄は16~19歳の数値。

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

国・地域 Country or region		2000年/Year			2005			2009		
		15~24 年齢階級 /age group	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64
日本	JPN	9.2	4.1	5.6	8.6	4.2	4.1	9.1	4.9	4.6
アメリカ ¹⁾	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	17.6	8.3	6.6
カナダ	CAN	12.7	5.8	5.5	12.4	5.8	5.4	15.3	7.1	7.0
イギリス ¹⁾	GBR	11.7	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	18.9	6.1	4.6
ドイツ	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	11.0	7.3	8.0
フランス	FRA	20.7	9.2	7.9	20.2	7.8	5.2	22.8	7.7	6.2
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	25.4	7.0	3.4
オランダ	NLD	6.1	2.5	2.1	8.8	4.4	4.7	7.3	3.1	3.8
ベルギー ²⁾	BEL	15.2	5.8	3.2	21.5	7.4	4.4	21.9	6.8	5.1
ルクセンブルク ²⁾	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	17.2	4.2	3.0
デンマーク ²⁾	DNK	6.7	4.1	4.0	8.6	4.1	5.2	11.2	5.2	4.7
スウェーデン ¹⁾	SWE	11.9	4.9	6.1	22.3	6.2	4.5	25.0	6.2	5.2
フィンランド	FIN	20.3	8.0	9.4	18.9	6.9	6.9	21.6	6.6	6.3
ノルウェー ¹⁾	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	9.2	2.5	1.1
オーストリア	AUT	5.1	3.1	5.2	10.3	4.4	3.6	10.0	4.2	2.4
スイス	CHE	4.9	2.3	2.8	8.8	3.8	3.7	8.2	3.7	2.8
アイルランド	IRL	7.6	4.0	2.7	9.7	3.9	3.0	25.9	10.8	6.0
スペイン ¹⁾	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	37.9	16.5	12.1
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.2	16.1	7.3	6.2	20.0	9.3	7.7
チェコ	CZE	17.0	7.7	5.2	19.3	7.1	5.2	16.6	5.9	5.7
ポーランド	POL	35.2	13.9	9.4	37.8	16.0	11.2	20.7	6.9	6.3
EU-15		15.7	7.2	7.5	16.4	7.2	6.3	19.4	8.1	6.4
EU-19		17.7	7.9	7.5	18.3	8.0	6.6	19.6	8.0	6.4
韓国	KOR	10.8	4.0	2.9	10.2	3.4	2.5	9.8	3.6	2.3
オーストラリア	AUS	12.1	5.1	4.3	10.7	3.9	3.4	11.6	4.5	3.4
ニュージーランド	NZL	13.6	4.7	4.7	9.7	2.8	1.9	16.6	4.4	3.2
メキシコ	MEX	5.1	1.8	1.4	6.6	2.8	2.1	10.0	4.2	3.1

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age” 2010年7月現在

(注) 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値(ノルウェーは2005年迄)。

2) EU労働力調査による。

4 失業・失業
保険・雇用調整

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

国 Country or region		6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over				
		1995 年	2000	2005	2008	2009	1995	2000	2005	2008	2009
日本	JPN	19.6	21.4	15.8	13.6	17.8	18.1	25.5	33.3	33.3	28.5
アメリカ	USA	7.6	5.4	7.9	9.1	15.3	9.7	6.0	11.8	10.6	16.3
カナダ	CAN	12.7	8.2	7.5	7.5	10.1	16.8	11.2	9.6	7.1	7.8
イギリス	GBR	17.2	15.2	15.9	16.1	20.2	43.6	28.0	21.1	24.1	24.6
ドイツ	DEU	17.2	16.1	16.3	14.0	16.3	48.7	51.5	53.0	52.6	45.5
フランス	FRA	21.6	19.4	19.0	17.7	20.9	42.5	42.6	41.4	37.9	35.4
イタリア	ITA	16.7	16.3	14.2	14.1	17.1	63.6	61.3	49.9	45.7	44.4
オランダ	NLD	33.6	—	19.6	15.2	18.6	46.8	—	40.2	34.8	24.8
ベルギー	BEL	15.3	15.4	15.1	13.8	16.0	62.4	56.3	51.7	47.6	44.2
デンマーク	DNK	18.7	18.1	16.6	8.8	16.3	27.9	20.0	23.4	13.6	9.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	17.8	15.1	18.4	13.5	16.6	27.8	26.4	18.9	12.4	12.8
フィンランド	FIN	19.1	17.4	16.9	13.3	15.0	37.6	29.0	24.9	18.2	16.6
ノルウェー	NOR	15.1	11.2	15.8	12.4	17.4	24.2	5.3	9.5	6.0	7.7
ロシア	RUS	—	19.0	19.4	17.4	—	—	46.2	38.5	35.2	—
オーストリア	AUT	14.6	13.8	18.0	18.1	17.3	29.1	25.8	25.3	24.2	20.3
スイス	CHE	17.2	16.8	20.1	15.1	17.9	33.6	29.0	39.0	34.3	30.0
アイルランド	IRL	16.6	—	16.9	18.5	23.9	61.6	—	33.4	27.1	29.0
ギリシャ	GRC	21.2	17.1	17.8	15.8	18.0	51.4	56.4	52.2	47.5	40.8
スペイン	ESP	15.8	17.3	15.1	16.5	23.0	57.1	47.6	32.6	23.8	30.2
チェコ	OZE	21.7	21.1	19.1	19.2	23.8	31.2	48.8	53.6	50.2	31.2
ポーランド	POL	23.0	25.2	19.5	17.6	19.5	40.0	37.9	52.2	29.0	25.2
EU-15		18.0	16.8	16.5	15.5	19.5	50.3	46.9	43.2	37.5	34.7
EU-19		18.6	18.4	17.1	15.8	19.6	49.1	45.8	45.5	37.7	34.4
韓国	KOR	13.3	11.8	10.8	7.0	8.5	4.4	2.3	0.8	2.7	0.5
オーストラリア	AUS	16.3	14.0	12.4	11.8	15.2	32.0	25.5	18.3	14.9	14.7
ニュージーランド	NZL	17.7	17.0	12.7	10.4	16.8	25.6	19.8	9.7	4.4	6.3
メキシコ	MEX	6.6	4.0	4.4	2.6	4.6	1.5	1.2	2.3	1.7	1.9

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2010年7月現在

(注) 1) スウェーデンの2005年の欄は、2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比（2009年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2009

(%)

国・地域 Country or region	合計 Total	1か月未満 Less than 1 month	1か月以上 3か月未満 1 to 3 months	3か月以上 6か月未満 3 to 6 months	6か月以上 1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	100.0	13.5	22.4	17.8	28.5
アメリカ	USA	100.0	22.2	26.8	19.5	16.3
カナダ	CAN	100.0	24.4	39.2	18.4	7.8
イギリス	GBR	100.0	12.3	22.5	20.3	24.6
ドイツ	DEU	100.0	7.7	15.5	14.9	16.3
フランス	FRA	100.0	4.7	19.7	19.2	20.9
イタリア	ITA	100.0	7.4	14.6	16.4	17.1
オランダ	NLD	100.0	7.5	27.1	22.0	18.6
ベルギー	BEL	100.0	7.2	16.8	15.8	16.0
デンマーク	DNK	100.0	22.7	28.1	23.8	16.3
スウェーデン	SWE	100.0	25.6	25.3	19.7	16.6
フィンランド	FIN	100.0	12.7	33.1	22.6	15.0
ノルウェー	NOR	100.0	29.0	28.1	17.8	17.4
ロシア ¹⁾	RUS	100.0	13.0	19.4	15.0	17.4
オーストリア	AUT	100.0	15.6	24.7	22.2	17.3
スイス	CHE	100.0	10.4	19.6	22.1	17.9
アイルランド	IRL	100.0	16.7	10.7	19.6	23.9
ギリシャ	GRC	100.0	7.1	17.6	16.5	18.0
スペイン	ESP	100.0	7.2	19.2	20.4	23.0
ポルトガル	PRT	100.0	6.4	14.8	15.0	19.5
チェコ	CZE	100.0	8.1	16.5	20.4	23.8
ポーランド	POL	100.0	14.1	20.6	20.6	19.5
EU-15		100.0	8.6	18.8	18.4	19.5
EU-19		100.0	8.9	18.6	18.5	19.6
韓国 ²⁾	KOR	100.0	—	63.9	27.2	8.5
オーストラリア	AUS	100.0	25.1	26.8	18.2	15.2
ニュージーランド	NZL	100.0	29.1	29.8	17.9	16.8
メキシコ	MEX	100.0	33.6	39.7	20.2	4.6

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2010年7月現在

(注) 1) 2008年値。

2) 1か月以上3か月未満の欄は、1か月未満の失業者を含む。

4 失業・失業
保険・雇用調整

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ ¹⁾	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100 登録失業者数/労働力人口×100
フランス	雇用統計(Enquête emploi)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部労働力標本調査。16歳以上の都市部に在住者であって、調査週において収入を伴う就業をせず(調査週の次週から就業予定の者を除く)、調査週以前の3か月間に求職活動を行った者で、今後の2週間以内に就業が可能なる者。(自営開始の準備中の者、過去に求職活動を行ったが引退し、年金を受給している者を含む。)	失業者数/労働力人口(軍人を除く、都市部のみ)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

国・地域	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があっても職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU ²⁾	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等

Eurostat(2004) *The European Union Labour Force Survey: Methods and Definitions*

アメリカ:労働統計局(<http://www.bls.gov/>)

フランス:国立統計経済研究所(<http://www.insee.fr/>)

(注) 1) 各国の失業者及び失業率の定義はILO基準に準じているが、ドイツは、それとは別に登録失業者及び登録失業率を公表している。

2) EUは、欧州統計局による定義。

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ¹⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週51.85ポンド 25歳以上:週65.45ポンド (2010年12月現在)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.542-1条及び2009年2月19日の労使協定
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること (3)離職前2年間に於いて通算6か月以上保険料を納付していること(2012年8月1日までの有期特別短期要件) (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職した者ではないこと) (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1077ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1077～1179ユーロ未満: 支給額(日額)は、26.93ユーロの定額(月額換算では、807.90ユーロ) ・ 1179～1948ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.04ユーロ ・ 1948～11436ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57.4% (2010年1月現在)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差などを考慮し、特に再就職が困難な場合については給付日数を延長（2009年3月より3年間の暫定措置）。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.5（2010年4月現在）。 被用者負担分：1000分の6 事業主負担分：1000分の9.5 （このうち、失業給付分は1000分の6、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税の税率は年間支払賃金額の6.2%。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.8%となる。	<保険料(2009年)> 賃金の23.8% 被用者：11.0% 事業主：12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ²⁾ 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。

	ドイツ	フランス
給付期間	特別短期給付/失業前2年間に、被保険期間が 6か月:給付3か月, 8か月:給付4か月, 10か月:5か月 失業前5年間に、被保険期間が 12か月:給付6か月, 16か月:給付8か月, 20か月:給付10か月, 24か月:給付12か月 (被保険期間が) 30か月で50歳以上:給付15か月, 36か月で55歳以上:給付18か月, 48か月で58歳以上:24か月	50歳未満: 4か月(122日)~24か月(730日) 50歳以上: 4か月(122日)~36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳まで受給可能。
財源	<保険料(2011年)> 賃金の3.0%(労使折半) ただし、2009年1月から2010年6月までの18か 月間は時限措置として2.8%に引下げ、さらに 2010年12月まで延長。2011年1月より3%。 <国庫負担> 一定額(※)を連邦政府が負担。(社会法典第3編 第363条第1項) ※2007年分: 64.68億ユーロ、2008年分: 75.83億ユーロ、2009年分: 77.77億ユーロ。 2010年以降、連邦負担は税率の変動に沿っ て変わる。	<保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇雇主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エージェ ンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失 業給付II制度がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯失業手当制度 がある(参考表参照)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢報告」

日本:厚生労働省及びハローワークホームページ
アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)
ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ
フランス:雇用局(Pôle emploi)ホームページ(<http://www.pole-emploi.fr/>)等により労働政
策研究・研修機構作成

- (注) 1) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの
職員(個別相談員)。
2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不
能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付 (Income-based JSA)	失業給付II (Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法 (Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編 (SGB II)「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für arbeitsuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢 (男性65歳、女性60歳) 未満の失業者であるイギリス居住者 (ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに來所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。 また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者: 18～24歳 51.85ポンド/週 25歳以上 65.45ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 102.75ポンド/週 一人親: 18歳未満 51.85ポンド/週 18歳以上 65.45ポンド/週 (2010年12月現在)	給付基準月額 ・ 単身者: 月額364ユーロ (2011年1月1日～) ※さらに2012年1月1日から月額3ユーロの引上げ (別途、賃金・物価変動に基づく調整あり) ・ 成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき328ユーロ (基準月額の90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者: 291ユーロ (基準月額の80%) ※受給権を有する子どもには別途新しい給付が設けられた。
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢 (男性65歳、女性60歳) まで無制限	上限無し (65歳まで受給可能)
給付実績等	約110万人 (グレートブリテン、2010年5月) (拠出制求職者給付の併給者2万2600人を含む)	受給者 477万人 (2008年12月) 支給総額 424億ユーロ (2008年)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。

フランス	
制度名	連帯失業手当 (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法令	労働法典第L5423条など
管理運営主体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局 (Pôle emploi)
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)
受給対象者	原則失業給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと (ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること (ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額 (2010年12月31日現在、単身者1,059.80ユーロ、夫婦1,665.40ユーロ) に満たないこと
給付水準	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月収605.60ユーロ未満: 454.20ユーロ (月額) 月収605.60～1,059.80ユーロ未満: 1,059.80ユーロと収入の差額 (月額) 月収1,059.80ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月収1,211.20未満: 454.20ユーロ (1人当たり) 月収1,211.20～1,665.40未満: 1,665.40ユーロと収入の差額 月収1,665.40ユーロ以上: 給付ゼロ (2010年12月31日現在)
給付期間	原則6か月 (更新可能)
給付実績等	受給者 30万7千人 (2009年6月) 支給総額 (2007年実績) 19億ユーロ (約2500億円)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳まで受給可能。 月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに、4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。

資料出所 厚生労働省 (2008.12) 「2007～2008年海外情勢報告」、同 (2007.3) 「2005～2006年海外情勢報告」等
 イギリス: Department for Work and Pensions Tabulation Tool, Directgovホームページ
 フランス: 政府公共サービス (Service-Public) ホームページ (<http://vosdroits.service-public.fr/>) 等により労働政策研究・研修機構作成

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 ¹⁾	JPN	824	1,003	839	682	628	583	567	607	855
アメリカ ²⁾	USA	2,648	2,143	4,400	3,103	2,709	2,521	2,612	3,898	8,943
UI (州)		2,572	2,110	3,531	2,950	2,661	2,476	2,572	3,306	5,724
初回申請者数 (州)		357	301	404	345	328	313	324	424	565
イギリス ³⁾	GBR	—	966	798	700	728	812	731	718	1,316
抛出制JSA受給者 (a)		—	147	160	131	140	135	114	128	342
所得調査制JSA受給者 (b)		—	800	619	555	575	665	605	577	940
(a) & (b)		—	19	18	14	14	13	12	13	35
不支給		—	94	88	78	72	84	76	70	127
ドイツ ⁴⁾	DEU	2,762	3,152	3,919	4,047	6,710	6,837	6,357	5,927	6,049
失業給付I		1,780	1,695	1,914	1,845	1,728	1,445	1,080	917	1,141
失業扶助/失業給付II		982	1,457	2,005	2,202	4,982	5,392	5,277	5,010	4,908
フランス ⁵⁾	FRA	2,247	2,144	2,589	2,661	2,574	2,351	2,163	2,088	2,418
各種失業給付受給者		1,756	1,667	2,170	2,232	2,130	1,891	1,728	1,688	2,014
ASS及びAI 受給者		491	477	419	429	444	460	435	400	405

資料出所 日本: 厚生労働省 (2010.7) 「平成21年度雇用保険事業年報」

アメリカ: G.P.O. (2010.2) *Economic Report of the President 2010*イギリス: 国家統計局 (2010.7) *Annual Abstract of Statistics 2010*ドイツ: 連邦労働社会省 (2010.6) *Statistisches Taschenbuch 2010*

フランス: UNEDIC (全国商工業雇用協会連合) ウェブサイト

(http://info.assedic.fr/unistatis/) “Bénéficiaires en fin de mois” 2010年7月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。

2) 各週受給者数の年平均。2009年は暫定値。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償、短期延長失業補償(TEUC)は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。

3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため、2000年以降は連続しない。JSAには、抛出制JSAと所得調査制JSAとがある。

4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(ただし、2005年数値は推計値)。

5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

国/Country		1980-1994年平均 annual average	1995-2007年平均 annual average
日本	JPN	0.08	0.35
アメリカ	USA	0.56	0.73
カナダ	CAN	0.26	0.79
イギリス	GBR	0.48	0.24
ドイツ	DEU	0.17	0.72
フランス	FRA	0.53	0.42
イタリア	ITA	—	0.41
ベルギー	BEL	0.50	0.76
フィンランド	FIN	0.10	0.30
ノルウェー	NOR	0.26	0.12
スペイン	ESP	0.31	0.47
韓国	KOR	—	0.06
オーストラリア	AUS	0.70	0.72

資料出所 内閣府(2009.7)「平成21年版経済財政白書」

(注) 1) OECD.Stat databaseをもとに内閣府が作成。

2) 推計式は以下のとおり。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, C:定数項, Y:実質GDP, W/P:実質賃金, T:タイムトレンド

3) 雇用調整速度とは, 1から前期雇用者数の計数(γ)を引いた値。

4) 非正規比率は各国共通の定義のパート労働者とした。

5) 計算の結果, 雇用調整速度が1以上, 0以下となったものは省略した。

第4-11表 解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	<p>民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。労働基準法により、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。 ・ 業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、ならびに女性が産前産後において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。 ・ 国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。 ・ 労働契約法(2008年3月施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする。」と定めている(労働基準法から移行)。 <p>合理的理由に基づく解雇としては、(1)労務提供不可能、能力・適格性の欠如、(2)義務違反・規律違反(懲戒解雇)、(3)やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、(4)ユニオン・シヨップ協定に基づくものなどが挙げられる。</p>	<p>整理解雇について、判例法上、次の基準を判断材料に、「解雇権の濫用」として違法・無効とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員削減の必要性 ・ 整理解雇を選択することの必要性(解雇回避努力義務)を尽くしたこと ・ 被解雇者選定の妥当性 ・ 手続きの妥当性(労働者又は労働組合との十分な協議)
アメリカ	<p>連邦法が規制している解雇は以下の5つ。</p> <p>(1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。</p> <p>州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例</p> <p>(1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。</p> <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</p> <p>(1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。</p> <p>労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。</p>	<p>労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合かそれがない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。ただし、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 ・ 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示(勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合) <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。</p> <p>(1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関すること(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。</p> <p>不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。 ・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	<p>民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は、民法典622条に規定されている。</p> <p>1969年に制定された解雇保護法(2003年改正)は、次の解雇は、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用したその労働者の解雇(職場保護法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり、制限されている。</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>

第4-11表 解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

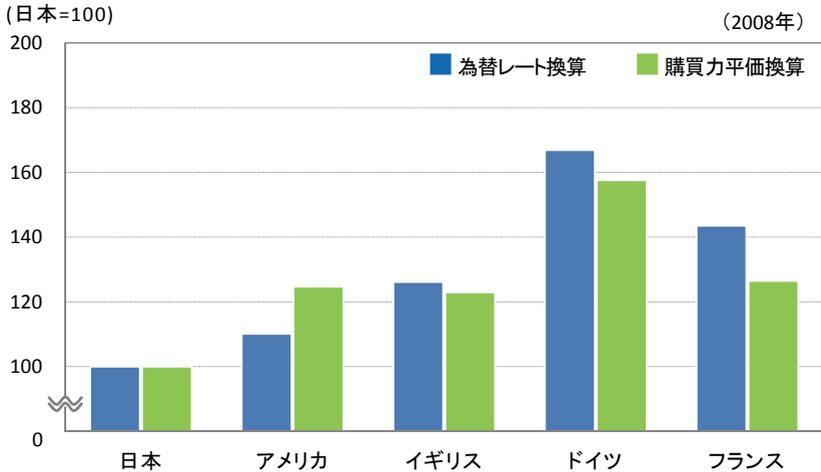
	個別的解雇	集団的解雇
フランス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中と産前産後休業中の解雇 ・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇 ・出身・性・家族状況 ・民族・人種・政治的意見 ・労働組合権の通常行使 ・宗教的信条 <p>また、解雇には真実かつ重大な理由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な理由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p><個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <p><2人以上10人未満の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <p><10人以上の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」、フランス：Mémor Social 2008、ドイツ：連邦労働社会省 (<http://www.bmas.de/>) 等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.165)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないという問題がある。

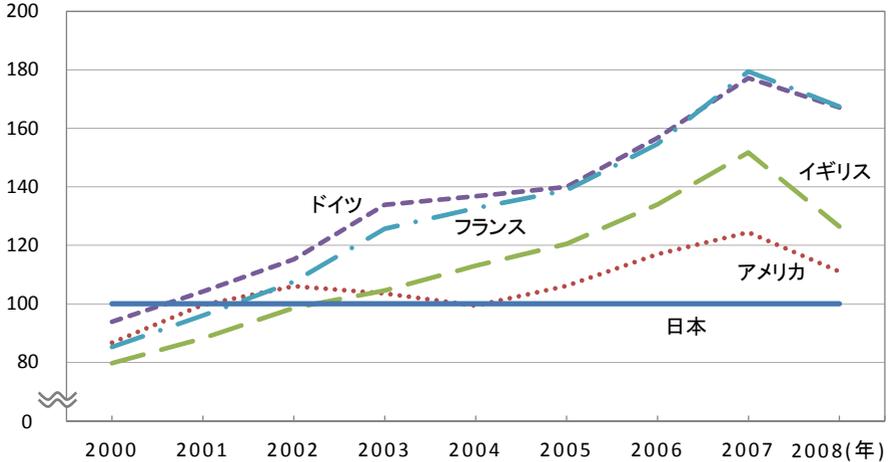
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した(資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については日本は5人以上、アメリカは全規模、欧州については10人以上という違いがある。

2008年について為替レート換算でみると、日本を100にすると、アメリカが110、イギリスが126、ドイツが167、フランスが144となっており、購買力平価による比較では、日本を100にすると、アメリカが125、イギリスが123、ドイツが158、フランスが127、となっており、いずれの場合でも日本が各国を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

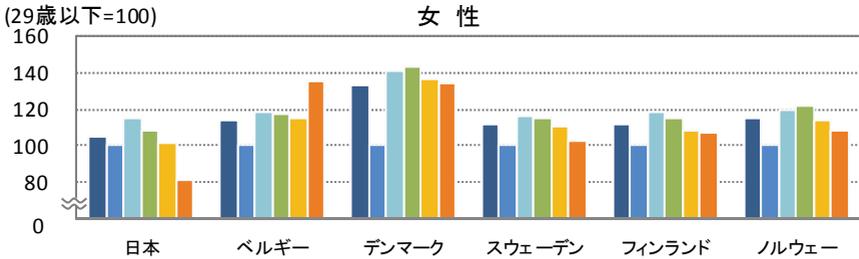
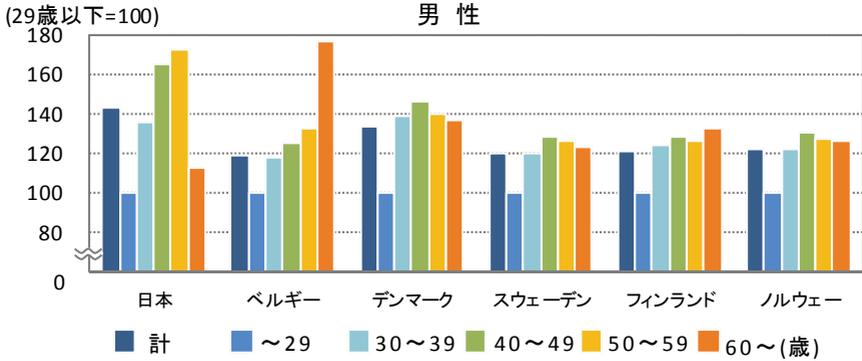
(日本=100)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.170)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降傾向的に高まり、2000年には5か国中最も高かったが、2008年をみると為替レート他の影響もあり、5か国中で最も低い水準となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差(製造業、2006年) (p.174)を参照。

上のグラフは日本、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーについて、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

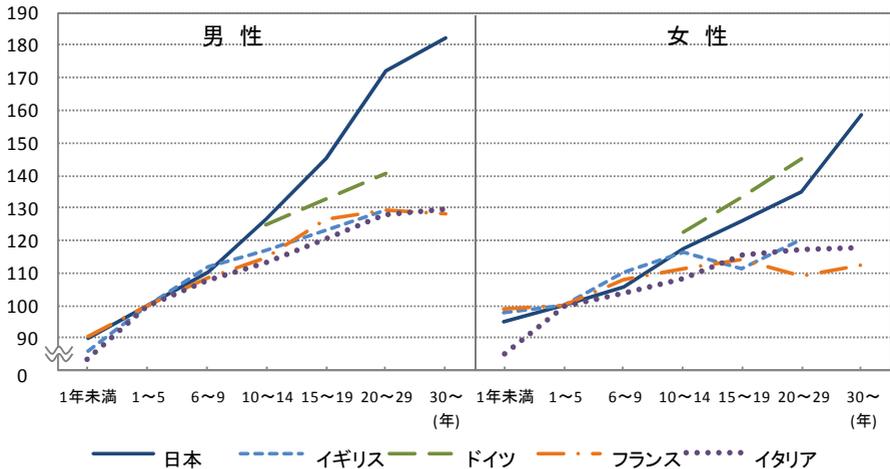
男性についてみると、日本では、年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50~59歳で最大約1.7倍となるが、60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では、29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は、ベルギーでは60歳以上層(1.8倍)、デンマークでは40~49歳層(1.5倍)、スウェーデンでは40~49歳層(1.3倍)、フィンランドでは60歳以上層(1.3倍)、ノルウェーでは40~49歳層(1.3倍)となっている。他方、女性の場合は、男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さいが、デンマークでは29歳以下の賃金との格差が、30~39歳層、40~49歳層及び50~59歳層で1.4倍などとなっている。

これらの数値を理解するためには、年齢階層別の労働力率もあわせてみる必要がある。とりわけ、EU諸国において高齢者の労働力率が低いことに注意すべきである。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

（勤続年数1～5年=100）



▶ グラフの具体的数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差(製造業、2006年)」(p.175)を参照。
 (注) 日本の勤続年数は、1～5年が1～4年、6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアについて、勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると、日本については勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については、ドイツでは勤続20～29年で約1.4倍、イギリス、フランスでは勤続年数20～29年で約1.3倍、イタリアでは勤続年数20年以上で約1.3倍となる。一方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている（ドイツは女性の方が男性より大きくなっている）。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2001	2,276	19.60	12.05	21.75	17.57
2002	2,238	20.23	12.56	22.20	18.24
2003	2,248	20.63	12.73	22.74	18.72
2004	2,289	20.75	13.21	22.84	19.35
2005	2,303	21.58	13.82	23.31	19.95
2006	2,314	22.59	14.31	24.02	20.65
2007	2,253	23.60	14.47	24.68	21.35
2008	2,288	24.39	15.19	25.23	21.69
2009	2,269	24.85	—	25.71	—
為替レート換算/Exchange rate conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	89	83	92	73
2001	100	105	93	104	84
2002	100	113	105	117	96
2003	100	106	107	132	109
2004	100	98	114	134	114
2005	100	103	120	139	119
2006	100	114	132	151	130
2007	100	123	151	177	153
2008	100	110	126	167	144
2009	100	102	—	147	—
購買力平価換算/PPP Conversion	(日本/JPN=100)				
2000	100	128	123	149	121
2001	100	129	126	150	126
2002	100	130	129	151	129
2003	100	128	123	154	124
2004	100	122	123	150	121
2005	100	121	122	151	122
2006	100	122	123	154	123
2007	100	126	121	159	128
2008	100	125	123	158	127
2009	100	126	—	161	—
換算用為替レート/Exchange rates for conversion	(各国通貨/円)(National currency per Yen)				
2008		103.36	190.01	151.40	151.40
2009		93.57	145.77	129.99	129.99
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2008		117.03	185.15	142.99	133.45
2009		114.58	185.24	141.94	130.49

資料出所 厚生労働省(2010.2)「平成21年毎月勤労統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2010.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour costs annual data” 2010年12月現在

OECD (2007) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2005 Benchmark Year*, OECD

Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2010年12月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州: 製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の労働費用比率から算出。イギリスの2008年は産業分類の変更により2007年以前と接続しない。ドイツは新分類で適及改訂されている。フランスは旧分類による。

※経年の為替レートは「第1-14表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	390,600	406,707	419,768	419,656	425,059	411,375	411,529	378,257	E e
(円/日) Yen/day	19,727	20,645	21,200	21,411	21,577	20,989	21,104	20,014	
(円/時間) Yen/hour	2,383	2,469	2,503	2,516	2,532	2,455	2,485	2,426	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	12.34	14.32	16.14	16.56	16.81	17.26	17.75	18.23	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	16.62	18.26	19.99	20.53	20.50	21.58	21.95	*22.63	E w
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.03	8.90	10.49	11.16	11.37	11.74	12.32	—	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	25.48	27.78	15.40	15.60	15.74	19.09	19.51	*19.82	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	52.78	10.20	12.30	12.56	12.90	13.30	—	—	E w
イタリア ⁸⁾ Index ITA	128.7	113.1	96.7	99.4	102.7	105.6	109.1	—	R e
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	107.0	111.3	126.1	129.9	133.8	139.5	*142.8	*145.5	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	464,792	1,056	—	8,421	10,199	12,879	16,050	—	E e
中国 ¹¹⁾ Yuan/m CHN	431	729	1,169	1,313	1,497	1,740	2,016	—	E e
香港 HK\$/d HKG	278.0	335.4	324.3	279.0	321.7	342.8	341.2	—	R w
韓国 ¹²⁾ 1,000 Won/m KOR	1,124	1,602	2,280	2,458	2,595	2,772	2,758	—	E e
シンガポール ¹³⁾ SG\$/m SGP	2,157	3,036	3,350	3,495	3,618	3,764	3,955	*3,966	E e
タイ ¹⁴⁾ Baht/m THA	4,994	6,065	6,129	6,407	6,942	6,999	7,865	—	R e
フィリピン ¹⁵⁾ Peso/d PHL	6,654	226.2	239.4	246.6	265.0	277.2	289.6	—	R e
インド ¹⁶⁾ Rupee/m IND	1,211	1,281	1,732	1,234	3,526	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾ AU\$/h AUS	15.59	18.16	22.77	—	25.36	—	—	—	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾ NZ\$/h NZL	14.56	16.97	19.29	19.58	20.51	21.45	22.40	*22.68	E e
ブラジル ¹⁹⁾ Real/m BRA	631	763	—	—	—	—	—	—	E e

(男性/Male)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	475,620	491,697	490,121	488,997	493,438	484,455	481,716	438,846	E e
(円/日) Yen/day	23,901	24,708	24,629	24,697	24,921	24,467	24,577	23,097	
(円/時間) Yen/hour	2,796	2,870	2,827	2,835	2,842	2,779	2,804	2,731	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—	—	*24.11	E w
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.71	9.55	10.95	11.57	11.80	12.33	12.89	—	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	26.77	29.10	16.04	16.24	16.37	20.01	20.46	*20.78	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	55.79	10.60	12.80	13.01	13.40	13.80	—	—	E w
イタリア ⁸⁾ Index ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R e
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	109.1	113.3	128.4	132.2	136.1	142.1	—	—	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹¹⁾ Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 HK\$/d HKG	357.7	428.8	380.4	282.4	420.8	436.4	430.3	—	R w
韓国 ¹²⁾ 1,000 Won/m KOR	1,315	1,826	2,600	2,799	2,932	3,124	—	—	E e
シンガポール ¹³⁾ SG\$/m SGP	2,644	3,653	3,969	4,111	4,218	4,359	4,559	—	E e
タイ ¹⁴⁾ Baht/m THA	6,234	7,113	—	—	7,973	—	8,608	—	R e
フィリピン ¹⁵⁾ Peso/d PHL	7,529	237.2	247.7	254.0	270.5	290.9	299.1	—	R e
インド ¹⁶⁾ Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾ AU\$/h AUS	16.07	19.13	23.40	—	26.11	—	—	—	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾ NZ\$/h NZL	15.52	17.87	20.24	20.54	21.52	22.54	23.54	—	E e
ブラジル ¹⁹⁾ Real/m BRA	712	854	—	—	—	—	—	—	E e

(女性/Female)

国・地域 Country or region			1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	注 ¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month	JPN	205,726	212,515	225,593	224,533	229,071	217,796	220,701	214,997	E e
	(円/日) Yen/day		10,496	10,954	11,629	11,694	11,869	11,344	11,555	11,497	
	(円/時間) Yen/hour		1,367	1,421	1,484	1,489	1,507	1,452	1,483	1,503	
アメリカ ³⁾	US\$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾	CA\$/h	CAN	—	—	—	—	—	—	—	*18.98	E w
イギリス ⁵⁾	Pound/h	GBR	5.33	7.09	9.17	9.96	10.05	10.05	10.73	—	E e
ドイツ ⁶⁾	Euro/h	DEU	19.73	21.39	11.89	12.02	12.10	15.27	15.61	*15.75	E e
フランス ⁷⁾	Euro/h	FRA	44.31	8.70	10.70	10.99	11.30	11.70	—	—	E w
イタリア ⁸⁾	Index	ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R e
スウェーデン ⁹⁾	Krona/h	SWE	98.2	103.4	116.8	119.9	124.1	128.6	—	—	E w
ロシア ¹⁰⁾	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹¹⁾	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港	HK\$/d	HKG	233.5	278.1	280.0	273.8	256.9	259.6	259.9	—	R w
韓国 ¹²⁾	1,000 Won/m	KOR	711	1,056	1,420	1,556	1,676	1,785	—	—	E e
シンガポール ¹³⁾	SG\$/m	SGP	1,541	2,181	2,442	2,563	2,682	2,815	2,974	—	E e
タイ ¹⁴⁾	Baht/m	THA	4,250	5,122	—	—	5,997	—	6,848	—	R e
フィリピン ¹⁵⁾	Peso/d	PHL	5,592	210.6	227.4	236.5	257.4	257.9	275.8	—	R e
インド ¹⁶⁾	Rupee/m	IND	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AU\$/h	AUS	13.67	16.80	19.94	—	23.45	—	—	—	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZ\$/h	NZL	11.98	14.44	16.55	16.84	17.62	18.47	19.16	—	E e
ブラジル ¹⁹⁾	Real/m	BRA	405	524	—	—	—	—	—	—	E e

*...暫定値/Provisional value

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年毎月勤労統計調査」

アメリカ:U.S. Bureau of Labor Statistics(2010.10) *Current Employment Statistics*

その他:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2011年1月現在

- (注) 1) E=実収賃金, R=賃金率, e=雇用者(賃金労働者及び係給雇用者), w=賃金労働者(現場または生産労働者)。俸給雇用とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
 2) 毎月勤労統計調査の30人以上雇用事業所の常用労働者。賞与等の特別に支払われた賃金を含む、労働時間は総実労働時間。
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
 4) 時間給の雇用者。残業を含む。
 5) 毎年4月の数値。北アイルランドを除く。成人フルタイム労働者の賃金率。残業手当を含む。
 6) 2006年以前は賃金労働者。1995年は旧西ドイツ地域、使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク。
 7) 1995年は10月の数値、1996年以後調査対象変更。1995年の単位はフラン/時間。1ユーロ=6.55957フラン。
 8) 1995年値は1990年=100、2000年以降は2005年12月=100とした時間当たり賃金率の指数。
 9) 毎年9月の民間部門の数値。休暇手当、疾病休暇中の手当、残業手当を除く。ただし1995年は、休暇手当、疾病休暇中の手当及び現物給与の評価額を含む第2四半期成人の数値。2000年は9~10月の数値。
 10) 1997年以降新ルーブル。1新ルーブル=1,000旧ルーブル。2000年の欄は1998年の数値。
 11) 国有経営単位、都市集合経営単位、その他の経営単位を対象。
 12) 単位1,000ウォン。正規従業員10人以上の事業所。
 13) 1998年に統計手法の変更。2006年に産業分類変更。
 14) 1995年は毎年3月の数値。国営企業を除く所定労働時間に対する賃金率。2000年の欄は2001年の数値。
 15) 1995年は1か月当たり賃金、20人以上規模企業、年間給与に基づき算出。2000年の欄は2001年の数値。2000年以降は一日当たりの賃金。
 16) 対象労働者の範囲の変更により変動がある。
 17) フルタイム非管理職。毎年5月の数値、1996年以降産業分類変更。
 18) フルタイム従業員0.5人(相当)以上規模企業。毎年2月の数値。
 19) 毎年12月の数値。2003年の欄は2002年の数値。

5 賃金・労働費用

第5-3表 産業別賃金（2008年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2008

国・地域 Country or region	非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	運輸、倉庫、 通信業 Transport, storage and communication	注 ¹⁾	
日本 ²⁾	JPN	379,497	411,529	518,077	437,424	343,987	E e
アメリカ ³⁾	USA	18.08	17.74	22.50	21.87	16.16	E e
カナダ ⁴⁾	CAN	20.15	21.95	31.52	26.49	22.46	E w
イギリス ⁵⁾	GBR	13.99	13.20	17.20	13.20	13.00	E e
ドイツ ⁶⁾	DEU	—	19.51	18.72	15.49	15.73	E e
フランス ⁷⁾	FRA	12.60	13.30	13.40	13.00	12.60	E w
スウェーデン ⁸⁾	SWE	133.8	139.5	169.1	147.3	131.9	E w
ロシア ⁹⁾	RUS	33,204	16,050	33,206	18,574	20,761	E e
中国 ¹⁰⁾	CHN	2,436	2,016	2,867	1,794	2,733	E e
香港 ¹¹⁾	HKG	453.3	341.2	—	649.0	522.4	R w
韓国 ¹²⁾	KOR	2,891	2,758	2,724	3,141	2,639	E e
シンガポール ¹³⁾	SGP	3,977	3,955	—	2,861	—	E e
タイ ¹⁴⁾	THA	7,357	6,999	9,325	5,478	11,746	R e
フィリピン ¹⁵⁾	PHL	305.67	289.56	242.29	267.83	357.10	R e
インド ¹⁶⁾	IND	—	3,525.9	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	25.65	25.36	34.98	24.33	26.80	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	23.69	22.40	30.67	21.87	23.19	E e
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所 日本：厚生労働省(2009)「平成20年毎月勤労統計調査」

アメリカ：U.S. Bureau of Labor Statistics(2009.10) *Current Employment Statistics*その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

単位は第5-2表(p.166)同様、現地通貨。

- (注) 1) E=実収賃金, R=賃金率, e=雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w=賃金労働者(現場又は生産労働者)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 事業所規模30人以上の常用労働者。民間部門。現金給与総額の平均月額。運輸、倉庫、通信業の欄は運輸業の数値。情報通信業は515,763円。
- 3) 時間当たり賃金。
- 4) 時間給の労働者。時間当たり賃金。時間外手当を含む。
- 5) 2007年4月の数値。成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。
- 6) 時間当たり賃金。
- 7) 2007年値。非農林漁業部門は公共・教育・地域社会事業を除く。
- 8) 2007年9月の数値。時間当たり賃金。休暇手当、疾病休業手当及びその他手当を含まない。非農林漁業部門は全産業計の数値。
- 9) 月当たり賃金。
- 10) 月当たり賃金。国有事業所、都市部の集団事業所、その他の事業所。非農林漁業部門は全産業計の数値。鉱業及び採石業は公営部門の鉱業のみを対象。
- 11) 1日当たりの賃金率。非農林漁業部門は鉱業及び採石業、建設業、卸売・小売・飲食・宿泊業を除いた数値。運輸、倉庫、通信業は倉庫、通信業を除いた数値。建設業は国の事業の労働者。
- 12) 単位1,000ウォン。月額賃金。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
- 14) 2007年値。月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
- 15) 1日当たりの賃金。
- 16) 2006年値。月当たり実収賃金。
- 17) 2006年3月の数値。時間当たり賃金。フルタイム非管理職。
- 18) 2008年2月の数値。時間当たり賃金。フルタイム常用雇用者。非農林漁業部門の集計は自営及び在外企業の値を含まない。また、公的企業及び教育部門を完全には含まない。
- 19) 2002年12月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

国・地域		(%)									
Country or region		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 ¹⁾	JPN	3.3	2.0	0.0	-1.2	2.4	1.8	0.8	1.3	-0.4	0.1
アメリカ	USA	2.6	3.4	3.1	3.6	2.9	2.6	2.6	1.5	2.7	2.8
カナダ	CAN	1.4	2.6	0.5	1.3	4.2	3.2	2.7	-0.3	5.4	1.7
イギリス	GBR	4.4	4.6	4.3	3.5	3.6	3.6	3.7	5.1	3.5	3.0
ドイツ	DEU	3.7	2.7	1.5	1.7	2.4	2.0	1.1	0.8	—	—
フランス	FRA	2.5	4.9	4.4	3.3	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	3.1
イタリア	ITA	3.1	2.1	1.5	2.7	2.6	2.9	2.7	3.4	2.8	3.4
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	2.9	3.4	2.9	2.7	3.0	3.0	3.7	3.9
香港 ²⁾	HKG	8.3	0.1	2.2	-1.5	-3.7	-0.1	1.1	3.0	-0.8	0.0
台湾 ³⁾	TWN	5.7	3.1	-1.3	0.1	2.9	2.8	3.0	1.3	1.8	-0.1
韓国 ³⁾	KOR	9.9	8.6	6.4	12.0	8.7	10.0	7.8	5.6	6.9	-3.5
シンガポール ³⁾	SGP	8.1	4.8	-0.1	2.3	1.1	1.7	2.4	0.2	5.1	8.1
オーストラリア	AUS	6.3	1.7	2.2	9.1	7.7	4.1	2.8	4.2	2.8	5.4
ニュージーランド	NZL	2.6	2.9	3.1	3.6	2.9	2.7	3.4	4.5	4.1	4.4

資料出所 日本:厚生労働省(2009.10)「毎月勤労統計調査(長期時系列表)」

香港,シンガポール:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2011年1月現在

台湾:台湾行政経済建設委員会(2009.7) *Taiwan Statistical Data Book 2009*

その他:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)“Hourly Earnings”2009年10月現在

(注) 1) 月当たり現金給与総額,事業所規模30人以上。

2) 俸給雇用者の月当たり平均賃金額。

3) 平均賃金月額。

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

国	Country	%	(年/Year)
日本	JPN	56.1	(2009)
アメリカ	USA	30.6	(2009)
イギリス	GBR	71.3	(2009)
ドイツ	DEU	82.1	(2006)
フランス	FRA	88.2	(2006)
オランダ	NLD	85.3	(2006)
スウェーデン	SWE	83.4	(2006)

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:BLS(2010.1) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*

イギリス:Office for National Statistics(2009.11) *2009 Annual Survey of Hours and Earnings*

その他:Eurostat Database “Structure of earnings survey 2006” 2010年11月現在

(注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金(所定内給与)に対する割合。

5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs					
	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,910	23.41	14.22	27.50	24.98
2001	2,964	24.30	14.94	28.40	26.17
2002	2,982	25.20	15.64	29.10	27.17
2003	2,913	26.02	16.09	29.80	27.98
2004	2,938	26.97	16.76	29.90	29.01
2005	2,959	28.48	17.79	30.20	29.96
2006	2,923	29.40	18.30	31.40	30.98
2007	2,874	30.37	18.51	31.60	32.00
2008	2,926	31.42	19.47	32.30	32.36
為替レート換算/Exchange rate conversion (日本/JPN=100)					
2000	100	87	80	94	85
2001	100	100	88	104	96
2002	100	106	99	115	108
2003	100	104	105	134	126
2004	100	99	113	137	133
2005	100	106	121	140	139
2006	100	117	134	157	155
2007	100	124	152	177	179
2008	100	111	126	167	167
購買力平価換算/PPP Conversion (日本/JPN=100)					
2000	100	124	119	151	141
2001	100	123	120	150	144
2002	100	122	120	149	145
2003	100	125	120	156	143
2004	100	123	121	153	141
2005	100	125	122	153	142
2006	100	125	124	160	146
2007	100	127	121	159	150
2008	100	126	123	158	148

資料出所 厚生労働省(2010.2)「平成21年毎月勤労統計調査」、内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2010.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour costs annual data” 2010年12月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2010年12月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模、EU諸国は10人以上規模、日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 就労条件総合調査の製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州: 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年は産業分類の変更により2007年以前と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。フランスは旧分類による。

※ 換算用為替レート、購買力平価については第5-1表(p.165)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力（製造業）

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs, manufacturing

(2005年=100) (base Year 2005=100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
日本 ¹⁾	JPN	151.3	143.2	111.7	100.0	88.6	79.1	84.8	91.3	86.3
アメリカ	USA	118.5	135.0	105.3	100.0	96.8	88.6	85.0	89.9	84.7
カナダ	CAN	69.0	65.7	92.1	100.0	109.4	117.9	115.5	109.5	115.7
イギリス	GBR	68.9	98.6	101.2	100.0	102.4	105.7	91.6	87.4	93.0
ドイツ	DEU	114.6	99.3	104.8	100.0	96.0	95.2	97.3	100.3	97.0
フランス	FRA	112.7	95.0	101.2	100.0	101.2	103.4	104.1	106.7	101.4
イタリア	ITA	69.6	79.1	98.6	100.0	101.0	103.9	107.8	109.9	106.1
オランダ	NLD	97.6	87.9	103.4	100.0	98.1	97.7	100.0	98.5	94.2
デンマーク	DNK	83.9	83.6	98.7	100.0	100.7	104.4	105.9	108.1	104.2
スウェーデン	SWE	129.3	118.1	106.3	100.0	95.2	99.1	97.2	94.1	96.4
韓国	KOR	117.9	85.0	87.5	100.0	103.9	101.3	76.8	62.9	65.1
オーストラリア	AUS	71.3	73.2	92.1	100.0	100.3	109.4	106.6	105.6	116.6

資料出所 OECD (2010.11) *Economic Outlook No.88, Preliminary version*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

(%)

国 Country (年/Year)	日本 JPN (2005)	アメリカ USA (2010)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2004)	オランダ NLD (2008)	スウェー デン SWE (2008)
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.8	77.0	82.7	77.0	63.4	75.7	65.1
現金給与以外 ^{c)}	20.2	23.0	17.4	23.0	36.6	24.3	34.9
法定福利費 ^{d)}	(10.3)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.1)	(9.3)	(21.2)
法定外福利費 ^{e) 1)}	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.6)	(12.1)	(8.9)
現物給付 ^{f)}	(0.2)	—	(1.4)	(0.8)	(0.2)	(1.0)	(1.1)
退職金等の費用 ^{g)}	(6.8)	(4.3)	(0.7)	(0.3)	(3.1)	—	(0.0)
教育訓練費 ^{h)}	(0.3)	—	(0.5)	(0.5)	(1.7)	(0.8)	(0.8)
その他 ^{i) 2)}	(0.3)	—	—	(0.2)	(1.9)	(1.1)	(2.9)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所 日本:厚生労働省(2007.2)「平成18年版就労条件総合調査」

アメリカ: Bureau of Labor Statistics (2010.12) *Employer Costs for Employee Compensation—September 2010*

欧州: Eurostat (2011.2) *Labour Costs Survey 2008—Rev.2* (フランスはLCS 2004—Rev.1)

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

- 1) アメリカの法定外福利費は各種(生命, 健康, 短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習いの福利費を含む。
- 2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費, 転勤に要する費用, 社内報, 作業服等。欧州は募集費用, 税, 補助金等。

5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾ (製造業)

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

(アメリカ/USA=100)

国・地域 Country or region		1996 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	108	103	81	84	88	86	81	76	86
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	86	76	68	76	83	90	97	102	101
イギリス	GBR	76	83	84	94	106	107	110	118	111
ドイツ	DEU	—	103	103	121	131	128	132	139	149
フランス	FRA	126	87	84	99	108	109	112	120	130
イタリア	ITA	94	67	68	83	93	93	96	102	111
オランダ	NLD	—	85	90	107	118	117	120	126	137
ベルギー	BEL	135	97	96	113	124	124	127	135	146
デンマーク	DNK	—	98	101	121	130	131	137	150	159
スウェーデン	SWE	121	91	89	108	119	115	119	128	134
フィンランド	FIN	112	81	84	100	112	113	118	125	138
ノルウェー	NOR	—	102	114	128	138	141	149	165	177
オーストリア	AUT	142	100	97	114	123	124	127	137	148
スイス	CHE	149	100	104	116	123	121	121	122	134
アイルランド	IRL	89	74	81	98	110	111	115	126	139
スペイン	ESP	69	50	51	62	69	69	72	78	86
台湾	TWN	31	30	25	25	25	27	27	26	27
韓国	KOR	44	40	38	41	44	51	59	62	50
シンガポール	SGP	54	47	45	45	46	45	46	50	58
フィリピン	PHL	5	4	3	3	3	4	4	5	5
オーストラリア	AUS	88	68	65	81	94	97	99	108	114
ニュージーランド	NZL	56	38	37	46	52	56	54	61	60
ブラジル	BRA	32	17	11	11	13	17	20	23	26
メキシコ	MEX	9	12	13	12	12	12	12	12	13

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2010.8) *International Comparisons of Hourly Compensation Costs in Manufacturing, 2008*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2009年）
Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2009

国 Country	賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure			格差 Gap (男/male=100)
		男 Male (年/Year)	女 Female (年/Year)	格差 Gap	
日本 JPN	69.8	12.8	8.6	67.2	
アメリカ USA	80.2	4.6	4.2	91.3	
イギリス GBR	80.2	9.0	8.1	90.5	
ドイツ DEU	82.2	11.8	10.4	88.2	
フランス FRA	82.5	11.7	11.6	99.6	
スウェーデン SWE	73.2	10.2	10.6	103.8	
韓国 KOR	67.7	7.1	4.4	62.0	

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2010) *The Current Population Survey Jan 2010*, 同
 (2010.9) *Emoloyee Tennure in 2010*
 ドイツ:連邦統計局(2010.9) *Statistisches Jahrbuch 2010*
 スウェーデン:統計局(<http://www.scb.se/>)2010年11月現在
 韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2010年11月現在
 欧州(勤続年数):OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2010年10月現在
 イギリス, フランス(賃金):ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2010年10月現在
 (注) 1) 原則, 全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1
 か月当たり所定内給与額。イギリスは2008年値, フランスは2007年値の時間当たり賃金。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差
Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	(%)
										日本 JPN
アメリカ USA	28.5	24.6	24.5	24.1	22.4	21.6	20.4	19.8	19.2	
カナダ ¹⁾ CAN	—	25.4	24.0	24.4	24.0	22.5	22.6	21.8	21.0	
イギリス GBR	31.2	26.6	24.0	23.1	22.1	20.0	20.3	20.4	20.6	
ドイツ DEU	27.2	23.5	23.0	25.1	24.1	24.5	24.6	24.8	23.0	
フランス FRA	15.3	10.3	10.8	11.8	11.7	—	—	—	12.0	
イタリア ¹⁾ ITA	19.5	17.1	16.7	—	—	—	—	—	—	
オランダ ¹⁾ NLD	25.0	23.1	21.7	—	—	—	—	—	17.0	
ベルギー BEL	—	—	8.8	7.7	6.8	9.3	—	—	—	
デンマーク ¹⁾ DNK	—	14.1	14.7	14.5	13.7	12.3	12.3	12.0	11.0	
スウェーデン SWE	19.6	19.0	15.5	16.6	15.9	14.9	14.8	14.9	15.0	
フィンランド FIN	22.9	22.4	20.4	21.2	20.4	20.1	20.0	19.5	19.0	
韓国 ¹⁾ KOR	45.9	43.1	40.7	40.2	39.8	—	—	—	38.5	
オーストラリア AUS	18.2	14.5	17.2	14.3	15.0	13.0	14.4	15.8	17.0	

資料出所 OECD(2009.6) *Family database*
 (注) 男女の平均賃金の差を男性平均賃金で除した数値(平均は中位数)。
 1) カナダの1995年は1997年値, イタリアの2000年は1996年値, オランダの2000年は1999年値,
 デンマークの1995年は1996年値, 韓国の1990年は1992年値。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2006

労働者計/Total of employees		(～29歳/years old=100)						
国 Country (年/Year)	性別 Sex	年齢計 age total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～	
日本(2006) JPN	計 Total	137.4	100.0	134.8	157.4	157.2	105.5	
	男性 Male	143.6	100.0	135.4	165.3	172.3	112.2	
	女性 Female	104.8	100.0	115.4	107.9	101.7	81.4	
イギリス GBR	計 Total	—	—	—	—	—	—	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	111.7	100.0	131.5	115.0	97.6	—	
ドイツ DEU	計 Total	151.6	100.0	158.8	165.1	171.1	171.1	
	男性 Male	157.2	100.0	—	—	180.9	184.9	
	女性 Female	131.2	100.0	—	—	139.0	123.2	
フランス FRA	計 Total	133.6	100.0	129.5	139.9	151.4	339.7	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	—	—	—	—	—	—	
イタリア ITA	計 Total	127.2	100.0	123.5	135.2	151.0	163.4	
	男性 Male	—	—	—	—	—	—	
	女性 Female	—	—	—	—	—	—	
ベルギー BEL	計 Total	118.4	100.0	117.4	123.8	130.6	174.4	
	男性 Male	119.3	100.0	117.5	124.9	132.2	176.5	
	女性 Female	113.6	100.0	118.0	117.0	115.5	135.6	
デンマーク DNK	計 Total	133.1	100.0	138.6	144.7	139.2	138.7	
	男性 Male	133.5	100.0	138.5	146.4	140.0	136.9	
	女性 Female	133.0	100.0	141.2	143.0	136.0	133.9	
スウェーデン SWE	計 Total	118.0	100.0	118.5	125.0	122.1	118.5	
	男性 Male	120.4	100.0	119.6	128.7	126.3	123.6	
	女性 Female	111.2	100.0	115.6	114.8	110.4	102.7	
フィンランド FIN	計 Total	117.8	100.0	122.5	123.4	119.9	124.9	
	男性 Male	121.0	100.0	124.4	127.9	126.5	133.0	
	女性 Female	111.3	100.0	118.6	115.0	107.8	107.3	
ノルウェー NOR	計 Total	120.1	100.0	121.1	128.4	124.9	122.5	
	男性 Male	121.7	100.0	121.8	130.8	127.9	126.4	
	女性 Female	115.1	100.0	120.1	122.0	113.9	108.5	

参考: 日本(2009年)/Japan, 2009

(～29歳/years old=100)

	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
労働者計/Total of employees							
	計 Total	135.9	100.0	144.9	156.7	160.0	107.4
	男性 Male	143.2	100.0	134.8	166.2	175.9	115.9
	女性 Female	104.4	100.0	111.3	111.1	101.1	85.2
生産労働者/Production workers							
	計 Total	122.2	100.0	133.0	136.2	136.4	96.7
	男性 Male	129.1	100.0	128.3	146.9	154.9	105.5
	女性 Female	98.8	100.0	104.5	101.1	97.3	86.2
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers							
	計 Total	150.6	100.0	152.8	171.0	188.3	129.1
	男性 Male	155.6	100.0	138.4	174.6	191.2	129.8
	女性 Female	113.3	100.0	113.9	123.3	122.7	100.3

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2009.7) *Structure of Earnings Survey 2006*

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2006

（勤続年数1～5年(日本は1～4年)の賃金=100)

(Wages for 1-5 (JPN: 1-4) years of service = 100)

労働者計/Total of employees

国 Country (年/Year)	性別 Sex	勤続年数(年/Years)							
		計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本(2006) JPN	計 Total	134.3	90.7	100.0	108.6	125.9	144.5	173.4	193.0
	男性 Male	135.8	90.0	100.0	110.1	126.4	144.8	172.2	182.4
	女性 Female	114.0	94.7	100.0	105.4	117.3	126.2	135.2	158.5
イギリス GBR	計 Total	109.7	88.4	100.0	111.8	118.5	122.7	132.5	—
	男性 Male	109.3	85.9	100.0	111.7	116.7	123.2	129.4	—
	女性 Female	105.7	97.9	100.0	110.1	116.2	111.5	120.2	—
ドイツ DEU	計 Total	118.5	77.7	100.0	119.3	125.5	135.3	146.0	153.8
	男性 Male	118.1	—	100.0	—	124.8	132.7	140.8	—
	女性 Female	113.8	—	100.0	—	122.7	133.2	145.2	—
フランス FRA	計 Total	112.3	92.6	100.0	108.9	114.2	124.5	124.8	124.5
	男性 Male	113.9	90.4	100.0	108.5	114.6	126.7	129.2	128.1
	女性 Female	106.8	98.8	100.0	108.1	111.3	114.2	108.9	112.6
イタリア ITA	計 Total	108.3	82.8	100.0	106.3	112.1	119.5	125.7	124.6
	男性 Male	109.6	83.2	100.0	107.6	113.4	120.5	127.9	129.6
	女性 Female	105.3	85.1	100.0	103.9	108.0	115.4	117.3	117.9
デンマーク DNK	計 Total	99.0	85.6	100.0	107.1	107.6	111.6	112.7	113.7
	男性 Male	99.2	85.4	100.0	108.1	107.7	112.7	112.8	113.8
	女性 Female	98.5	86.1	100.0	105.7	107.5	108.7	110.4	109.7
スウェーデン SWE	計 Total	101.7	92.4	100.0	103.9	105.1	104.7	104.5	—
	男性 Male	101.7	91.7	100.0	103.0	104.8	105.4	105.1	—
	女性 Female	100.9	94.5	100.0	106.1	103.4	100.0	98.2	—

参考: 日本(2009年)/Japan, 2009

性別 Sex	勤続年数(年/Years)								
	計/Total	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～	
労働者計/Total of employees	計 Total	131.5	91.3	100.0	112.2	124.0	145.1	171.9	184.1
	男性 Male	134.7	91.4	100.0	115.3	128.2	147.1	173.5	178.2
	女性 Female	110.8	94.8	100.0	102.7	107.0	123.3	133.1	154.0
生産労働者/Production workers	計 Total	121.9	91.8	100.0	108.5	119.8	135.7	150.9	173.0
	男性 Male	124.6	91.7	100.0	111.7	124.6	138.8	154.2	167.8
	女性 Female	108.5	98.5	100.0	102.4	105.6	118.2	125.3	149.2
管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers	計 Total	137.8	93.4	100.0	114.4	126.2	146.4	176.0	184.0
	男性 Male	138.5	92.8	100.0	115.3	126.8	143.9	171.0	174.3
	女性 Female	114.1	95.6	100.0	105.0	111.1	127.5	140.5	154.8

資料出所 日本: 厚生労働省(2010.2)「平成21年賃金構造基本統計調査」

その他: EU(2009.7) *Structure of Earnings Survey 2006*

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

5 賃金・労働費用

第5-14表 規模間賃金格差（産業計）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

国/Country		(1,000人以上=100)(1,000 empl. or more=100)					
		企業規模(人)/establishment size (employees)					
		計(5~)	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000~
日本	JPN	65.5	53.2	63.6	76.9	87.2	100.0
(製造業/manufacturing)		(69.9)	(51.2)	(58.2)	(75.3)	(88.1)	(100.0)
		1~9	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000~
アメリカ	USA	56.6	70.4	76.2	80.0	84.7	100.0
(製造業/manufacturing)		(55.3)	(64.5)	(69.7)	(74.7)	(80.2)	(100.0)
イギリス	GBR	84.3	93.0	102.0	104.8	109.0	100.0
ドイツ	DEU	64.2	68.8	75.9	82.8	91.1	100.0
フランス	FRA	—	85.2	89.4	96.8	98.4	100.0
イタリア	ITA	—	72.5	83.3	89.5	96.7	100.0
スウェーデン	SWE	—	100.6	102.8	106.7	104.7	100.0

資料出所 日本:厚生労働省(2010.2)「平成21年12月毎月勤労統計調査月報」

アメリカ:U.S. Census Bureau(2010) *2007 Economic Census*その他:EU(2009.7) *Structure of Earnings Statistics 2006*

- (注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で, EUは企業規模。
 2) 日本は常用労働者の現金給与総額(total cash earnings), EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings), アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用者数で除したのからそれぞれ指数を作成。
 3) 日本の産業計は, 調査産業計(非農林漁業)。アメリカの産業計の値は, 入手可能な産業(鉱業, 原油・ガス・天然資源, 建設業, 製造業)の数値を集計して作成。
 4) 日本は2009年, アメリカは2007年, その他は2006年の数値。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

国		1990年代半ば	2000年	2000年代半ば
Country		Mid-1990s	2000	Mid-2000s
日本	JPN	0.3235	0.3367	0.3205
アメリカ	USA	0.3614	0.3567	0.3814
イギリス	GBR	0.3540	0.3700	0.3350
ドイツ	DEU	0.2722	0.2698	0.2981
フランス	FRA	0.2700	0.2700	0.2700
イタリア	ITA	0.3479	0.3432	0.3519
スウェーデン	SWE	0.2113	0.2426	0.2341
オーストラリア	AUS	0.3091	0.3172	0.3011

資料出所 OECD(2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

(参考)

		2000	2004	2005	2006	2007	2008年/Year
日本	JPN	0.3997	0.3999	0.3948	0.3981	0.3949	0.4041

資料出所 厚生労働省(2010.5)「平成21年国民生活基礎調査」

- (注) ジニ係数は, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき, 1に近づけば不平等の度合が増す。

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

国 Country	(年) (Year)	第1十分位 Lowest 10%	第5百分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ 係数 Gini index
日本	JPN (2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
	(2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア ²⁾	RUS (2007)	2.2	5.6	9.6	13.9	20.7	50.2	34.3	0.437
中国	CHN (2005)	2.4	5.7	9.8	14.7	22.0	47.8	31.4	0.415
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本:厚生労働省(2010.9)「平成20年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国: World Bank (2010.4) *World Development Indicators 2010*

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。

2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	スウェーデン SWE	オーストラリア AUS
1990年代半ば/mid-90s	13.7	16.7	9.5	10.9	8.5	7.5	14.2	3.7	11.4
2000年頃/around 2000	15.3	17.1	10.3	10.2	9.2	7.2	11.8	5.3	12.2
2000年代半ば/mid-2000s	14.9	17.1	12.0	8.3	11.0	7.1	11.4	5.3	12.4

資料出所 OECD(2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

(注) 1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の一定割合(本表では50%)に満たない人々の割合である。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

	1997年/Year	2000	2003	2006
相対的貧困率 Total	14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの相対的貧困率 Children	13.4	14.5	13.7	14.2

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2009.10)「相対的貧困率」

(注) OECDと同様の計算方法で, 「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式 <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 地域別最低賃金と特定最低賃金があり、このうち特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で250件設定(平成23年2月1日現在))。 	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> 地域別(都道府県別) 特定最低賃金(全国又は都道府県別かつ産業別) 	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 730円/時間(加重平均, 2010年10月～)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	2.00ドル/時間 (オクラホマ州) ～8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年9月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働者送出国法(2009)	最低労働条件法(2009改正)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	協約当事者の一般拘束宣言申請を受け、労使代表で構成する委員会の勧告を踏まえて労社省が法規命令で定める。	公労使代表で構成する中央委員会です特定の業種に対する導入是非を検討後、専門委員会の検討を経て、労社省が法規命令で定める。	(定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(21歳以上)] 5.93ポンド／時間 (2010年10月～)	各労働協約による	労社省の法規命令による	—	9ユーロ／時間 (2011年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	一業種内(地域別の違いがあり得る)		フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能 力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓 練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始 めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最 初の90日間は4.25ドル(時 間)。チップ収入のある者につ いては、使用者が支払うべき 最低賃金は2.13ドル(但しチッ プと合わせた収入が連邦最低 賃金額に満たない場合にはそ の差額を保障しなければならない)	州により異な る。
影響率等	2.7%(2009年)	時間給で就業する被用者の 3.0%(2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る 賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当 たり10,000ドル以下の罰金。 違反が繰り返される場合、従 業員1人当たり1,100ドル以下 の行政上の制裁金	州により異な る。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16～20歳 18～20歳までは時給4.92 ポンド、 16歳及び17歳は時給3.64 ポンド、 アプレンティスシップ(養成 訓練)参加者で、19歳未 満、または19歳以上で参 加から1年未満の者は2.50 ポンド(2010年10月1日～)	[適用除外] 自営業者	[適用除外] 労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部) [減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生、研修 生等 17歳10%減、 17歳未満20%減、 (ただし、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を 受けている者22～75%減	—
影響率等	全被用者の3.8%(96万 7000人)(2010年)	—	200万人強 (2009年10 月現在)	—
罰則等	未払い分の賃金の50% (100～5,000ポンド)の罰 金	労働協約法は罰金あり (7条)。労働者送り 出し法と最低労働条 件法は50万ユーロ以 下の罰金(前者は23 条、後者は18条)	労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下)	労働者一人につ き罰金750ユーロ以 下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批 准) 第131号条約は批准 せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ
 アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ホームページ
 イギリス:低賃金委員会ホームページ
 ドイツ:連邦労働社会省ホームページ
 フランス:労働・雇用・厚生省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。
 この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との
 整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引上げ等が改め
 られた。

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,424.40 ユーロ/月 (2011年1月1日～)	1,415.24 ユーロ/月 (2011年1月～)	1,757.56 ユーロ/月 (2011年1月～)	641.50 ユーロ/月 (2011年1月～)	525.00 ユーロ/月 (2010年1月～)	862.82 ユーロ/月 (2009年7月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。
影響率等	全被用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)	全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30～85%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減, 19歳:12%減, 18歳:18%減, 17歳:24%減, 16歳以下: 30%減。	15～17歳は20～25%減、障害者も減額可。	養成訓練生は10～30%減。	障害者最大50%減、養成訓練生20%減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,160元/月 (北京市・2011年)	4,320 ウォン/時間 (2011年1月～)	215バーツ/日 (バンコク及びサ ムットプラカーン・ 2011年1月～)	129万ルピア/月 (ジャカルタ特別 州・2011年1月 ～)	非農業: 404ペソ/日、 農業: 367ペソ/日 (マニラ首都圏・ 2010年7月～)
改定	全国統一のもの はなく具体的基 準は省・自治区・ 直轄市の人民政 府が規定。政府 労働・社会保障 部が定める「最低 賃金規定」により、 各地は2年に1回 は最低賃金を改 定する必要がある。	毎年政労使から なる最低賃金委 員会の審議・議 決を経て労働部 長官が決定(毎 年8月5日までに 労働部長官が審 議会の答申を受 けて決定)。適用 時期は毎年1月1 日。	ほぼ毎年、政労 使からなる全国 賃金委員会(委 員長:労働次官) が28の地域ご との日額最低賃 金を審議して政府 に改定額を答申、 閣議の承認を経 て決定。	原則として毎年1 月1日に改定。決 定権限は州知 事。州ごとに設置 された政労使三 者構成の賃金委 で審議、結果を 州知事に勧告し、 州知事令で決 定。必要に応じ 県、市単位の最 賃額を決めるこ ともできる。この 場合も決定権限は 州知事。各地域 ごとに業種別最 賃も併用。	各地域ごとに設置 された17の政労使 からなる地域三者 賃金生産性委員 会がそれぞれ当 該地域の最賃を 改定。不服のある 関係団体は、政労 使からなる国家賃 金生産性委員会 に不服申立が可能。
影響率等		全体の13.1% (209万人) (2008年)			
適用除外・減額 措置		労働部長官の認 可を受けた者 (1)精神又は身体 の障害により労働 能力が著しく 低い者 (2)その他最低賃 金を適用するこ とが適当でない と認められる者	中央・地方の行 政機関、農業、国 営企業等は適用 除外。	企業規模10人未 満、土地と建物を 除外した純資産 額2億ルピア未 満等の企業につ いては、25%を 限度とする減額 措置。経営不振 で最賃支給が不 可能な企業は、 最賃が発効する 10日前までに 当該地域の労働 移住局を通じて 知事に免除を申 請することが可 能。	農地の小作人、 メイド・個人用 運転手等の家庭 内使用者、内職 者等は適用除外。 ベッド数100以 下の民間病院、 従業員15人 以下の小売・ サービス業の事 業所、正社員10 人未満の製造業 事業所は、345 ペソ/日。最低賃 金労働者の所得 税は免除。(2008 年共和国法9504 号)
労働協約 拡張適用 制度	—	—	—	—	—

資料出所

厚生労働省ホームページ
オランダ:社会問題雇用省ホームページ
中国:労働社会保障部発表資料
韓国:韓国労働部ホームページ
タイ:労働省資料
インドネシア:労働移住省資料
フィリピン:労働雇用省資料等により労働政策研究・研修機構作成

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本 ¹⁾ JPN							(円/時間)(Yen/hour)	
	611	659	668	673	687	703	713	730
							(円/日)(Yen/day)	
	4,866	5,256	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA							(ドル/時間)(US\$/hour)	
	4.25	5.15	5.15	5.15	5.85	6.55	7.25	7.25 ²⁾
カナダ ³⁾ CAN							(カナダドル/時間)(C\$/hour)	
	4.75～	5.00～	5.90～	6.50～	6.70～	7.25～	7.75～	8.25～
	6.85	7.20	8.50	8.50	8.50	8.50	10.00	10.00
イギリス GBR							(ポンド/時間)(£/hour)	
一般(22歳/years old～)		3.70	5.05	5.35	5.52	5.73	5.80	5.93 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.45	4.60	4.77	4.83	4.92 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.30	3.40	3.53	3.57	3.64 ⁴⁾
フランス ⁵⁾ FRA							(フラン/時間)(Franc/hour)	(ユーロ/時間)(Euro/hour)
	36.98	42.02	8.03	8.27	8.44	8.71	8.82	8.86
中国 CHN							(元/月)(Yuan/month)	
深圳市/Shenzhen	380	547	690	810	850	1,000	1,000	1,100
天津市/Tianjin	210	—	590	670	740	820	820	920
上海市/Shanghai	270	—	690	750	840	960	960	1,100
北京市/Peking	240	—	580	640	730	800	800	960
韓国 ⁶⁾ KOR							(ウォン/時間)(Won/hour)	
	1,275	1,865	3,100	3,100	3,480	3,770	4,000	4,110
							(ウォン/日)(Won/day)	
	10,200	14,920	24,800	24,800	27,840	30,160	32,000	32,880
タイ THA							(バーツ/日)(Baht/day)	
	145	162	181					
				184	191	203	203	206 ⁷⁾
							(バンコク及びサムットプラカーン/Bangkok and Samutprakarn)	
	—	—	—					
フィリピン ⁸⁾ PHL							(ペソ/日)(Pesos/day)	
非農業/Non-agriculture	145	250	325	350	362	382	382	404
農業/Agriculture	135	213	288	313	325	345	345	367
インドネシア ⁹⁾ IDN							(ルピア/月)(Rupiah/month)	
	4,600	286,000	711,843	819,100	900,560	972,605	1,069,865	1,118,900

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値、2002年度以降より時間額表示。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年1月1日現在の州別最低賃金。

4) 2010年10月から。なお同月より、一般向け額の対象年齢を21歳からに変更(直近下位は18～20歳)。

5) 2010年より毎年1月1日に改定。2011年1月1日より、9ユーロ/時間に引上げ。

6) 毎年1月1日に改定。2011年1月1日より4,320ウォン/時間に引上げ。

7) 2011年1月より215バーツ/日に引上げ。

8) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。

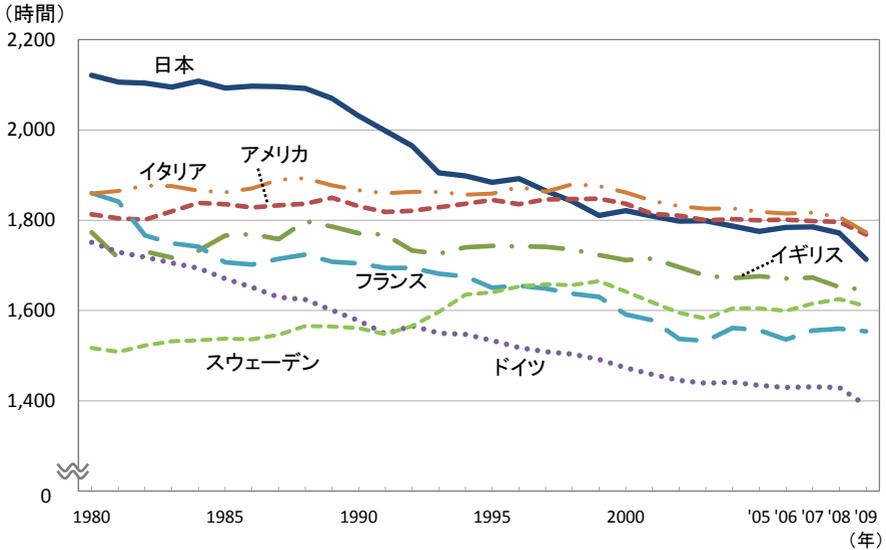
9) 1995年のみ日額表示。なお、2011年1月より1,290,000ルピア/月に引上げ。

※各国通貨の円換算額については、「第1-14表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



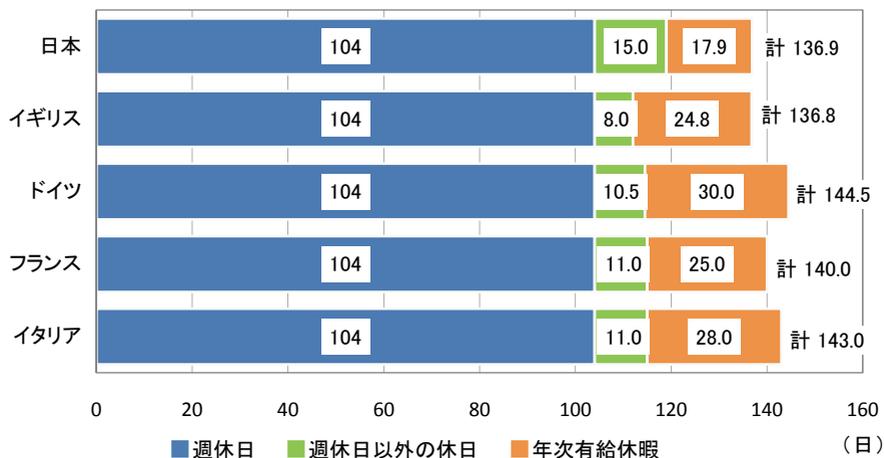
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」（p.189）を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続けており、2009年には1,714時間となった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向となっており、2009年にはイタリアで1,773時間、アメリカで1,768時間、イギリスで1,646時間、フランスで1,554時間、ドイツで1,390時間などとなっており、スウェーデンでは直近では増加傾向にあって1,610時間となっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2009年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.193)を参照。

2009年の日本の年間休日数は136.9日で、イギリス（136.8日）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツ（144.5日）で、イタリア（143.0日）、フランス（140.0日）がこれに続いている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30.0日、イタリアが28.0日などとなっており、日本は平均付与日数でみて17.9日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>									(時間/Hours)
年/Year	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ ¹⁾ DEU	フランス ²⁾ FRA	イタリア ITA	オランダ NLD	
1990	2,031	1,831	1,776	1,771	1,578	1,705	1,867	1,352	
1995	1,884	1,845	1,761	1,743	1,534	1,651	1,859	1,394	
2000	1,821	1,836	1,768	1,712	1,473	1,591	1,861	1,374	
2001	1,809	1,814	1,762	1,715	1,458	1,579	1,843	1,373	
2002	1,798	1,810	1,744	1,696	1,445	1,537	1,831	1,348	
2003	1,799	1,800	1,734	1,677	1,439	1,533	1,826	1,363	
2004	1,787	1,802	1,752	1,672	1,442	1,561	1,826	1,362	
2005	1,775	1,800	1,738	1,676	1,434	1,557	1,819	1,375	
2006	1,784	1,801	1,738	1,671	1,430	1,536	1,815	1,389	
2007	1,785	1,798	1,736	1,673	1,431	1,556	1,816	1,390	
2008	1,772	1,796	1,727	1,652	1,430	1,560	1,807	1,389	
2009	1,714	1,768	1,699	1,646	1,390	1,554	1,773	1,378	
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク ²⁾ DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージ ーランド NZL	
1990	1,658	1,539	1,561	1,769	1,503	2,688	1,777	1,813	
1995	1,580	1,541	1,640	1,776	1,488	2,658	1,794	1,843	
2000	1,545	1,581	1,642	1,751	1,455	2,520	1,772	1,830	
2001	1,577	1,587	1,618	1,733	1,429	2,506	1,738	1,818	
2002	1,580	1,579	1,595	1,726	1,414	2,465	1,733	1,817	
2003	1,575	1,577	1,582	1,719	1,399	2,434	1,738	1,813	
2004	1,549	1,579	1,605	1,723	1,417	2,404	1,732	1,827	
2005	1,565	1,579	1,605	1,716	1,420	2,364	1,726	1,810	
2006	1,566	1,586	1,599	1,709	1,414	2,357	1,719	1,787	
2007	1,560	1,571	1,615	1,706	1,419	2,316	1,713	1,763	
2008	1,568	1,570	1,625	1,704	1,423	2,256	1,718	1,746	
2009	1,550	1,563	1,610	1,652	1,407	—	1,690	1,729	

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Average annual hours actually worked per worker”
2010年7月現在, OECD (2010.7) *Employment Outlook 2010*

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており, データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者, パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

- 1) 1990年は旧西ドイツ地域。
- 2) 2008, 2009年の数値は推計値。

6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間(続き)

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

<雇⽤者 ³⁾ /Dependent employment>		(時間/Hours)					
年/Year	日本 ⁴⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ ¹⁾ DEU	フランス ²⁾ FRA	オランダ ²⁾ NLD
1990	2,064	1,833	1,756	1,711	1,490	1,581	1,433
1995	1,910	1,849	1,748	1,705	1,457	1,542	1,359
2000	1,853	1,835	1,756	1,690	1,387	1,491	1,331
2001	1,836	1,814	1,751	1,693	1,375	1,481	1,330
2002	1,825	1,810	1,738	1,678	1,365	1,445	1,317
2003	1,828	1,800	1,727	1,658	1,360	1,441	1,309
2004	1,816	1,803	1,744	1,652	1,364	1,469	1,309
2005	1,802	1,801	1,735	1,658	1,354	1,466	1,301
2006	1,811	1,802	1,734	1,652	1,352	1,447	1,300
2007	1,808	1,799	1,731	1,660	1,354	1,468	1,297
2008	1,792	1,797	1,725	1,638	1,353	1,475	1,301
2009	1,733	1,776	1,699	—	1,309	1,469	1,288
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク ²⁾ DNK	フィンラ ンド ⁵⁾ FIN	韓国 ⁴⁾ KOR	ニュージ ーランド NZL		
1990	1,573	1,515	1,666	—	1,776		
1995	1,472	1,514	1,672	—	1,768		
2000	1,422	1,549	1,638	—	1,769		
2001	1,457	1,554	1,616	—	1,761		
2002	1,452	1,542	1,609	—	1,758		
2003	1,449	1,540	1,596	—	1,758		
2004	1,441	1,544	1,622	—	1,787		
2005	1,450	1,548	1,605	—	1,775		
2006	1,454	1,556	1,600	—	1,760		
2007	1,454	1,547	1,594	2,090	1,744		
2008	1,469	1,549	1,610	2,057	1,724		
2009	1,453	1,547	1,555	2,074	1,709		

3) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。

4) 常⽤労働者5人以上の事業所。

5) 労働力調査に基づく推計値。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

国・地域 Country or region		(週当たり時間) (Hours per week)										備考 ¹⁾
		1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本(労働) (毎勤, ILO)	JPN	45.7	43.5	43.7	43.1	43.5	43.5	43.5	42.9	42.4	40.9	a / t
アメリカ ²⁾	USA	40.8	37.8	38.0	38.2	38.7	38.5	38.7	38.7	38.2	36.0	a / e
カナダ ³⁾	CAN	40.8	41.3	41.3	40.4	40.8	40.7	41.1	41.2	40.8	*39.8	a / e
イギリス ⁴⁾	GBR	38.2	38.7	38.8	38.1	37.9	37.9	37.9	38.0	37.2	*39.0	b / w
ドイツ ⁵⁾	DEU	42.4	42.2	41.3	40.9	41.0	40.6	40.7	40.9	*35.1	*35.5	b / e
フランス ⁶⁾	FRA	39.5	38.3	37.9	37.7	37.6	37.6	37.9	38.4	38.4	*36.7	b / e
スウェーデン ⁷⁾	SWE	40.1	40.2	38.6	36.2	36.8	37.1	37.1	37.2	37.4	*35.3	a / e
香港	HKG	38.5	37.8	—	37.5	37.5	37.9	37.7	37.6	37.5	*39.4	a / t
韓国 ⁸⁾	KOR	44.2	43.7	45.3	45.4	46.5	46.4	45.5	45.8	44.6	*45.0	a / t
シンガポール ⁹⁾	SGP	49.8	49.2	49.3	47.6	47.4	46.9	46.0	45.5	43.7	*47.7	a / e
タイ ¹⁰⁾	THA	48.5	49.3	50.0	49.2	49.8	50.2	50.5	50.6	50.2	*49.4	b / e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	48.3	49.4	49.6	50.5	—	—	—	—	—	—	a / e
インド ¹²⁾	IND	44.9	44.6	44.9	46.5	46.5	47.5	46.9	46.6	47.4	—	a / t
オーストラリア ¹³⁾	AUS	46.4	46.5	47.2	47.1	47.0	47.2	46.9	—	—	—	a / e
ニュージーランド ¹⁴⁾	NZL	38.1	38.8	38.6	38.2	38.1	38.1	37.9	37.6	37.7	—	a / t
		40.7	41.8	37.0	38.0	38.4	38.0	37.8	37.5	37.3	*38.3	a / t

資料出所 総務省(2010.1)「平成21年労働力調査」、厚生労働省(2010.2)「平成21年毎月勤労統計調査」
ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

(注) *…暫定値。月間又は四半期データを当該年毎に平均したものを。

- 1) a: 実労働時間, b: 支払労働時間 / e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w: 賃金労働者(現場又は生産労働者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1990年は賃金労働者に対する支払労働時間。
- 3) 時間外勤務を含む。1991年に計測手法に変更があるため厳密な比較はできない。
- 4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1990年、1995年は北アイルランドを除く。
- 5) 1990年は旧ドイツ地域。2007年以降の対象は雇用者。
- 6) 1995年以降は、フルタイム労働者を対象とした数値。各年第4四半期。2002年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。
- 7) 2005年に統計手法に変更があるため厳密な比較はできない。1995年の欄は1994年値。
- 8) 正規従業員10人以上の事業所対象。
- 9) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年、1995年は各年9月の数値。
- 10) 1995年以前: 毎年3月の数値, 時間外勤務は含まない, 支払労働時間を対象。
- 11) 各年10月。
- 12) 各年12月の数値。暫定値。
- 13) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。2000年の欄は1998年値。
- 14) 2000年以降: 重人を除く15歳以上の就業者を対象。2003年に産業分類に変更があるため厳密な比較はできない。1990~1995年: フルタイム労働者2名(相当)以上の事業所で、雇用者の支払労働時間を対象。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

(%)

国 Country	時間 区分 Hour cutoff	対象 年齢 Age	性別 Gender	全労働者 Total Employment			雇業者 Employees			
				1995 年/Year	2000	2004 ~2005	1995	2000	2004 ~2005	
				日本	JPN	49+	15+	計 Both	34.3	28.9
				男性 Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
				女性 Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ	USA	49+	16+	計 Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
				男性 Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
				女性 Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ	CAN	49+	25+	計 Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
				男性 Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
				女性 Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス	GBR	49+	25+	計 Both	—	25.9	25.7 ¹⁾	—	25.0	24.9 ¹⁾
				男性 Male	—	35.4	34.5 ¹⁾	—	34.3	33.5 ¹⁾
				女性 Female	—	12.4	13.5 ¹⁾	—	12.1	13.1 ¹⁾
フランス	FRA	49+	25+	計 Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
				男性 Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
				女性 Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ	NLD	49+	15+	計 Both	8.5 ²⁾	8.1	7.0	1.9 ²⁾	2.0	1.4
				男性 Male	12.5 ²⁾	12.3	11.0	2.8 ²⁾	3.1	2.2
				女性 Female	2.5 ²⁾	2.3	1.7	0.5 ²⁾	0.5	0.3
フィンランド	FIN	49+	25+	計 Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
				男性 Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
				女性 Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー	NOR	49+	16+	計 Both	7.2 ²⁾	6.0	5.3	4.5 ²⁾	3.6	3.3
				男性 Male	11.5 ²⁾	9.5	8.4	7.4 ²⁾	5.9	5.4
				女性 Female	2.2 ²⁾	1.9	1.8	1.3 ²⁾	1.2	1.2
韓国	KOR	49+	25+	計 Both	—	56.3	49.5	—	54.0	45.7
				男性 Male	—	61.1	54.0	—	60.0	51.6
				女性 Female	—	48.8	42.6	—	43.8	36.4
オーストラリア	AUS	50+	25+	計 Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
				男性 Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
				女性 Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド	NZL	49+	25+	計 Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
				男性 Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
				女性 Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所 ILO (2007.6) *Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

(注) 1) 2003年の数値。

2) 1996年の数値。

第6-4表 年間休日数（2009年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2009

国		(日/Days)			
Country		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Legal holidays	年次有給休暇 ²⁾ Paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15.0	17.9	136.9
イギリス	GBR	104	8.0	24.8	136.8
ドイツ	DEU	104	10.5	30.0	144.5
フランス	FRA	104	11.0	25.0	140.0
イタリア	ITA	104	11.0	28.0	143.0

資料出所 厚生労働省(2010.10)「平成22年就労条件総合調査³⁾」, Eurofound(2010.7) *Working time developments 2009*

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」を指し、ここでは完全週休2日制と仮定した。
- 2) 日本は年次有給休暇の平均付与日数。日本以外の国は、労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。
- 3) 就労条件総合調査は、2007年より調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の民営企業」に拡大している。2007年以前の調査方法によると、2009年の年次有給休暇の付与日数は18.1日。
- ※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2010年における民間部門の平均付与日数は8日間(出所: Bureau of Labor Statistics (2010.7) *National Compensation Survey, March 2010*)。

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本		アメリカ ²⁾		カナダ ³⁾⁴⁾			
1.1	元日	1.1	新年	1.1	新年		
1.10	成人の日(1月第2月曜)	1.17	キング牧師誕生日	4.22	聖金曜日		
2.11	建国記念の日	2.21	大統領記念日	5.23	ビクトリア女王誕生日		
3.21	春分の日	5.30	戦没者追悼日	7.1	建国記念日		
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	9.5	勤労感謝の日		
5.3	憲法記念日	9.5	労働感謝の日	10.10	感謝祭		
5.4	みどりの日	10.10	コロンブス記念日	11.11	戦没者追悼日		
5.5	こどもの日	11.11	退役軍人の日	12.25	クリスマス		
7.18	海の日(7月第3月曜)	11.24	感謝祭	12.26	ボクシングデー		
9.19	敬老の日(9月第3月曜)	12.26	クリスマス				
9.23	秋分の日						
10.10	体育の日(10月第2月曜)						
11.3	文化の日						
11.23	勤労感謝の日						
12.23	天皇誕生日						
イギリス ⁴⁾⁵⁾		ドイツ ⁶⁾		フランス		イタリア ⁷⁾	
1.3	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
4.22	聖金曜日	4.22	聖金曜日	4.25	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	1.6	主顕祭
4.25	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	4.25	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)	5.1	メーデー	4.24	復活祭
4.29	王室結婚式	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.25	復活祭翌日の月曜(イースターマンデー)
5.2	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	6.2	キリスト昇天祭	6.2	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
5.30	スプリング・バンク・ホリデー	6.13	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	6.13	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
8.29	サマー・バンク・ホリデー	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.26	クリスマス	12.25	クリスマス	8.15	聖母昇天祭	6.29	聖ペテロとパウロの日
12.27	ボクシングデー	~26		11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次世界大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				11.11	第一次世界大戦休戦記念日	12.8	聖母受胎祭
				12.25	クリスマス	12.25	クリスマス
				12.25	クリスマス	12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府(2011.2)「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2011.1)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

- (注) 1) 日付は2011年におけるものである。原則、全国一律の祝祭日を記載。
 2) ほかにリンカーン誕生日など、州や地域によって休みとなる日がある。
 3) ほかに家族の日、市民の日など、州や地域によって休みとなる日がある。
 4) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人たちのために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
 5) 1/3は1日の振替、12/26は25日の振替、12/27は26日の振替休日。4/25、8/29はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
 6) ほかに州・地域・事業所によって休みとなる日がある。
 7) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが、国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16)、聖アンブロジーノの日(12/7)など、地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間制度

Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業、水産業 ・ 管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・ 監視又は継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用) ・ 船員 ・ 公務員 	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・ 季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・ 水産業の被用者 ・ 一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・ 小規模地方新聞社の被用者 ・ 小規模な独立公共電話会社の交換手 ・ アメリカ船以外の船員 ・ 臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・ 犯罪捜査官 ・ コンピュータ関連職 	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・ 幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・ 家事使用人 ・ 労働者により署名された書面による個別的オプトアウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

6 労働時間制度

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(2009年1月改正)、 2009年欧州指令93/104/ECに準拠。 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。(バイエルンとヘッセン州公務員は週42時間労働)	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 公務機関の長、その代理人、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 世話をされる者と共同生活をし、教育、看護又は世話をする労働者 聖職者(他の法律の適用) 船員(船員法) 製パン業(製菓業:販売を含む)(パン・ケーキ製造・販売業における労働時間に関する法律) <p>※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者</p>	[法定労働時間の適用除外] <ul style="list-style-type: none"> 国有企業(ガス、電気、国鉄等) 商業代理人(判例、学説) 家事使用人(判例、学説) 住込み不動産管理人 守衛(判例、学説) 取締役 上級幹部職員(幹部職カードル) 家内労働者 	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 <p>[加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 家族労働者 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 <p>[労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の事業場週44時間制 	特定の業種、企業に関して特例あり <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	<p>[1か月単位の変形労働時間]</p> <p>1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。</p> <p>[1年単位の変形労働時間制度]</p> <p>1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。</p> <p>[1週間単位の変形労働時間]</p> <p>1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。</p>	<p>[26週単位の変形制]</p> <p>労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。</p> <p>ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。</p> <p>[52週単位の変形制]</p> <p>労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。</p> <p>1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。</p>	<p>基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。</p> <p>週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。</p>

労働時間制度
6 労働時間

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	<p>・定期的に長時間の手持時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※定期的に長時間の手持時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手持時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>例えば、ホテル・カフェ・レストラン業の法定労働時間は、特例で39時間と見なされていたが、2007年に、その特例が廃止された。また、公立病院に勤務し、変則勤務や夜勤が多い者については、法定労働時間が短く設定されている。</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。</p> <p>「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であることを要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>[上限規制] 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示)</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>[割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働:25%以上</p> <p>(1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。</p> <p>(2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予)</p> <p>(3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)</p> <p>深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上)</p> <p>休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)</p>	<p>[上限規制] 連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 50%</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日又は4週4日以上以上の休日を与えなければならない。</p> <p>[割増賃金率] 35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的・長時間の手持時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p> <p>一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p> <p>[割増賃金率] 25%</p> <p>従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。</p> <p>[割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)</p>	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	4労働週
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労働協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、分割して取得することができる。 年次有給休暇は、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

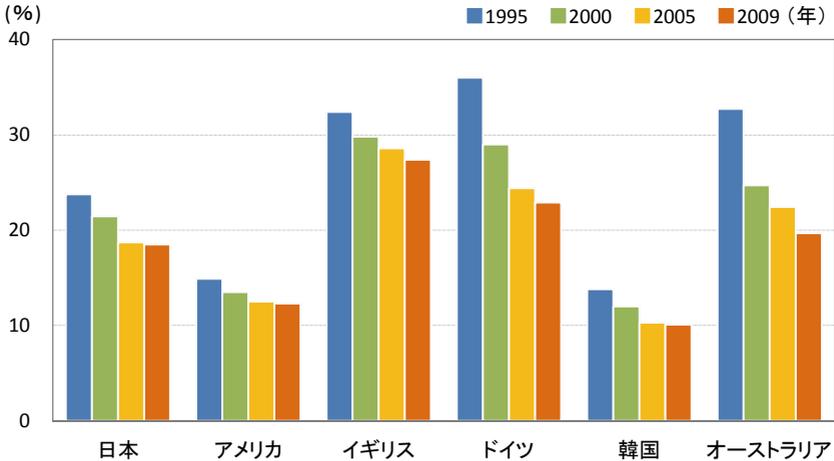
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。ただし、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越は原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2005)「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」,「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」,日本労働協会/日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」,アメリカ:連邦労働省,ドイツ:連邦社会労働省及び法務省,フランス:労働・雇用・厚生省及び政府公共サービスサイト等,各国資料により労働政策研究・研修機構作成

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

7-1 労働組合組織率の推移



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組合員数・組織率(各国公式統計)」(p.207)を参照。

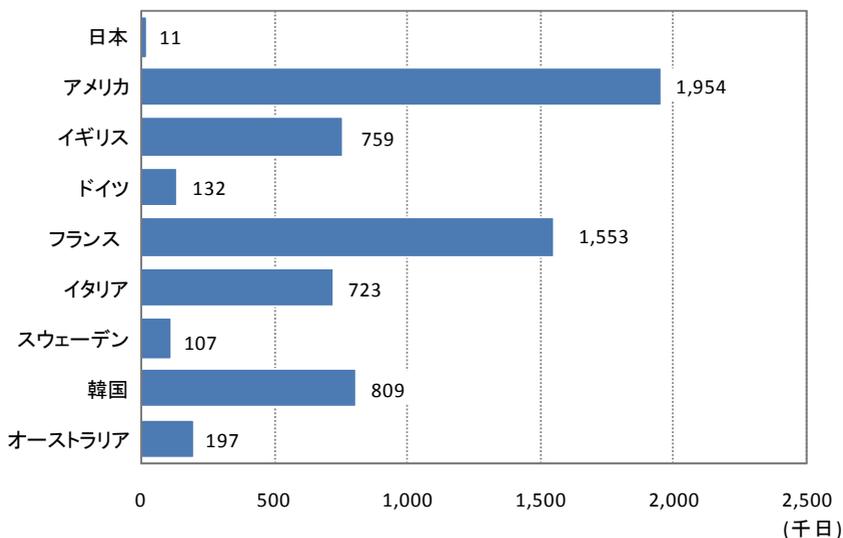
(注) ドイツの2009年は2008年の数値。

主要国の労働組合組織率を最新値と比較すると、イギリス(27.4%, 2009年)が最も高く、ドイツ(22.9%, 2008年)、日本(18.5%, 2009年)、アメリカ(12.3%, 2009年)の順となっている。フランスの労組組織率は7.7%(2008年)といずれの国も下回っている。

また、1995年から2009年までの時系列の変化をみると、いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

7 労働組合・労使関係・労働災害

7-2 労働損失日数（2008年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.209)を参照。

(注) フランスは2007年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが、上のグラフをみると、2008年の労働損失日数はアメリカ(約195万日)が最も多く、フランス(約16万日ー2007年)、韓国(約81万日)がこれに続いている。一方、日本は労働損失日数が極めて少ない。

また、2008年の労働争議件数は、イタリアが621件と最も多く、インド(392件)、カナダ(187件)、オーストラリア(177件)が続く。これに比して、日本(52件)、アメリカ(16件)、スウェーデン(5件)などはいずれも少ない。年ごとに大きな変動があるものの、長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員については、インド、イタリア、イギリスなどが多く、概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 JPN									
組合員数/Membership	12,614	11,539	10,309	10,138	10,041	10,080	10,065	10,078	
組織率/Density rates	23.8	21.5	19.2	18.7	18.2	18.1	18.1	18.5	
アメリカ USA									
組合員数/Membership	16,360	16,258	15,472	15,685	15,359	15,670	16,098	15,327	
組織率/Density rates	14.9	13.5	12.5	12.5	12.0	12.1	12.4	12.3	
イギリス ¹⁾ GBR									
組合員数/Membership	7,125	7,120	7,061	7,056	7,021	7,005	6,878	6,715	
組織率/Density rates	32.4	29.8	28.8	28.6	28.3	28.0	27.4	27.4	
ドイツ ²⁾ DEU									
組合員数/Membership	11,242	9,740	8,580	8,360	8,170	—	8,201	—	
組織率/Density rates	36.0	29.0	24.8	24.4	23.6	—	22.9	—	
フランス DEU									
組合員数/Membership	1,780	1,781	1,783	1,779	1,778	1,795	1,807	—	
組織率/Density rates	8.9	8.1	7.8	7.8	7.7	7.6	7.7	—	
韓国 KOR									
組合員数/Membership	1,615	1,526	1,536	1,506	1,559	1,688	1,666	1,640	
組織率/Density rates	13.8	12.0	10.6	10.3	10.3	10.8	10.5	10.1	
シンガポール SGP									
組合員数/Membership	235	314	444	450	463	495	517	526	
組織率/Density rates	13.8	14.5	20.1	19.4	18.6	18.1	17.5	17.6	
マレーシア MYS									
組合員数/Membership	—	—	—	761	802	803	806	807	
組織率/Density rates	—	—	—	7.4	7.6	7.6	7.8	7.6	
フィリピン PHL									
組合員数/Membership	3,587	3,778	1,572	1,910	1,855	1,918	—	—	
組織率/Density rates	30.2	27.2	—	—	—	—	—	—	
オーストラリア AUS									
組合員数/Membership	2,252	1,902	1,842	1,912	1,786	1,696	1,753	1,835	
組織率/Density rates	32.7	24.7	22.7	22.4	20.3	18.9	18.9	19.7	

資料出所 日本:厚生労働省(2009.12)「平成21年労働組合基礎調査」
 アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2010.1) *Union Members in 2009*
 イギリス:Department for Business(2010.4) *Trade Union Membership 2009*
 フランス:OECD iLibrary (<http://www.oecd-ilibrary.org/>) 2011年1月現在
 韓国:労働部(2011.1) *2010 Employment and Labor Policy in Korea*
 シンガポール:人材開発省(<http://www.mom.gov.sg>) 2010年10月現在
 マレーシア:人的資源省(<http://www.mohr.gov.my>) 2011年2月現在
 オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2010.5) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership, Australia, Aug 2009*
 その他:厚生労働省(2010.3)「2008～2009年海外情勢白書」等

- (注) 1) 第IV四半期。季節調整なし。軍人を除く。
 2) 組合員数はDGB(独労働総同盟)、DBB(独官吏連盟)、CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。2004年以降はCGBの組合員数が、概数で30万人となっているが、正確な数値は不明。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	25.2	23.8	21.5	19.2	18.7	—	** 18.0	
アメリカ	USA	16.1	14.9	13.5	12.5	12.5	12.0	** 11.4	
カナダ ¹⁾	CAN	* 35.7	* 37.7	30.1	31.8	—	—	—	29.4
イギリス ²⁾	GBR	36.2	32.5	29.6	—	—	—	** 28.0	
ドイツ ³⁾	DEU	* 34.8	29.0	* 26.1	—	—	—	** 19.9	
フランス ⁴⁾	FRA	—	* 31.0	—	—	** 7.9	—	—	
オランダ	NLD	27.0	28.0	26.0	—	—	—	** 20.5	
デンマーク ⁵⁾	DNK	* 79.4	* 91.6	* 86.9	—	—	—	—	** 99.2
スウェーデン ⁶⁾⁷⁾	SWE	* 97.6	* 110.2	* 100.8	97.8	95.6	—	** 73.6	
フィンランド ⁷⁾	FIN	* 88.1	* 119.5	* 105.6	—	—	** 68.0	—	
ノルウェー ⁸⁾	NOR	—	* 73.3	* 70.8	71.8	—	** 52.9	—	
スイス	CHE	—	* 28.4	* 22.0	—	—	—	** 23.7	
中国	CHN	* 90.8	* 91.9	* 90.3	—	—	—	—	
香港 ⁹⁾	HKG	18.8	21.1	** 21.5	—	—	—	—	
台湾	TWN	43.3	46.6	38.5	37.7	36.9	** 35.9	—	
韓国	KOR	* 18.4	* 13.8	12.0	10.6	10.3	** 10.0	—	
シンガポール	SGP	* 15.5	* 15.7	* 16.8	—	—	—	** 31.7	
フィリピン	PHL	29.7	30.2	27.4	—	—	—	** 3.2	
インド ¹⁰⁾	IND	* 26.6	23.4	25.6	—	** 2.4	—	—	
オーストラリア ⁸⁾	AUS	40.5	31.1	24.7	23.0	22.4	20.3	—	** 19.1
ニュージーランド ¹¹⁾	NZL	28.8	21.7	17.5	21.1	—	—	—	** 20.8
ブラジル ¹²⁾	BRA	* 27.7	* 44.0	—	—	—	—	** 20.9	

資料出所 ILO (2009) *Trade Union Membership*, ILO (2010) *Social Dialogue Indicators 2008/09*

(注) 国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。無印は各国公式統計による。

* …各国統計に基づきILO統計局が算出。賃金俸給者を対象。

** …各国統計に基づきILO労使関係・雇用関係局が算出。賃金俸給者で、組織化された雇用者の割合。

1) 1995年の欄は1993年値、2000年の欄は1999年予測値。

2) 1990年の欄は1992年値。2007年は国家統計局レポートによる。

3) 1990年の欄は1991年値、2000年の欄は1998年値。

4) 1995年の欄は1994年値。

5) 1990年の欄は1987年値。

6) 1990年の欄は1991年値、1995年の欄は1996年値。

7) スウェーデン、フィンランドの値が一部100%を上回るのは、雇用者数よりも組合員数が多いことによる。

8) 1995年の欄は1996年値。

9) 2000年の欄は1999年値。

10) 2000年の欄は1998年値。全雇用者を対象。

11) 1990年の欄は1992年値。

12) 1990年の欄は1988年値、1995年の欄は1992年値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 ¹⁾	JPN	209	118	74	47	51	50	46	54	52
アメリカ ²⁾	USA	31	39	19	14	17	22	23	23	16
カナダ ³⁾	CAN	328	378	294	266	297	260	151	206	187
イギリス ⁴⁾	GBR	235	226	162	138	135	116	158	152	144
ドイツ ⁵⁾	DEU	361	67	938	—	115	270	545	542	881
フランス ⁶⁾	FRA	1,070	1,427	745	785	699	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	545	966	616	710	745	654	587	667	621
スウェーデン ⁸⁾	SWE	36	2	10	11	9	14	9	14	5
ロシア ⁹⁾	RUS	8,856	817	80	67	5,933	2,575	6	7	4
香港 ¹⁰⁾	HKG	9	5	0	1	2	1	3	3	4
韓国 ¹¹⁾	KOR	88	250	322	320	462	287	138	115	108
マレーシア ¹²⁾	MYS	13	11	4	2	—	—	—	—	—
タイ	THA	39	13	6	5	2	9	2	5	—
インドネシア	IDN	276	273	220	161	—	96	282	150	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	94	60	36	38	25	26	12	6	5
インド ¹⁴⁾	IND	1,066	771	579	552	477	456	430	389	423
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	643	700	767	643	692	472	202	135	177
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	69	21	46	28	34	60	42	31	23
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	1,056	525	298	340	302	299	320	316	411

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 ¹⁾	JPN	38	15	7.0	4.4	7.0	4.1	5.8	21	8.3
アメリカ ²⁾	USA	192	394	46	129	173	100	77	193	83
カナダ ³⁾	CAN	149	143	166	79	259	199	42	66	41
イギリス ⁴⁾	GBR	174	183	943	151	293	93	713	745	511
ドイツ ⁵⁾	DEU	183	7.4	428	40	101	17	169	106	154
フランス ⁶⁾	FRA	108	211	67	63	60	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	445	687	5,442	2,561	709	961	467	906	669
スウェーデン ⁸⁾	SWE	125	0.2	0.7	81	2.4	0.6	1.7	3.6	13
ロシア ⁹⁾	RUS	489	31	3.9	5.7	196	85	0.5	2.9	1.9
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.3	0.4	0.0	0.3	0.1	0.2	0.1	0.8	1.3
韓国 ¹¹⁾	KOR	50	178	94	137	185	118	131	93	114
マレーシア ¹²⁾	MYS	1.7	3.0	0.5	—	—	—	—	—	—
タイ	THA	17	6.0	1.9	3.6	0.2	2.6	0.9	0.6	—
インドネシア	IDN	127	126	97	68	—	56	587	135	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	54	21	18	10	11	8.5	1.4	0.9	1.1
インド ¹⁴⁾	IND	990	1,418	1,079	1,816	2,072	2,914	1,810	725	1,484
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	344	325	160	276	194	241	123	36	173
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	32	2.6	23	5.1	6.1	18	10	4.1	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	3,806	3,834	1,214	1,943	1,291	2,023	1,360	1,438	2,043

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 ¹⁾	JPN	77	35	12	7	10	6	8	33	11
アメリカ ²⁾	USA	5,771	20,419	660	4,077	1,017	1,348	2,688	1,265	1,954
カナダ ³⁾	CAN	1,583	1,644	2,986	1,730	3,185	4,148	7,929	1,771	876
イギリス ⁴⁾	GBR	415	499	1,323	499	905	224	755	1,041	759
ドイツ ⁵⁾	DEU	247	11	310	163	51	19	429	286	132
フランス ⁶⁾	FRA	363	581	248	224	193	1,997	1,421	1,553	—
イタリア ⁷⁾	ITA	909	884	4,861	1,962	699	907	555	930	723
スウェーデン ⁸⁾	SWE	627	0.3	0.8	628	15	0.6	2.0	14	107
ロシア ⁹⁾	RUS	1,367	236	29	29	211	86	1.4	20	29
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.0	0.9	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1	8.0	1.4
韓国 ¹¹⁾	KOR	393	1,894	1,580	1,299	1,199	848	1,201	536	809
マレーシア ¹²⁾	MYS	4.9	6.1	1.6	—	—	—	—	—	—
タイ	THA	220	226	24	24	0.5	46	24	12	—
インドネシア ¹⁸⁾	IDN	1,300	1,281	769	643	—	766	4,666	1,161	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	584	319	358	150	53	123	44	12	39
インド ¹⁴⁾	IND	16,290	28,763	26,586	30,256	23,866	29,665	20,324	27,167	16,684
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	548	469	259	439	380	228	133	50	197
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	53	11	34	19	6.2	30	28	11	—
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	22,160	238,922	116,621	340,955	150,484	230,604	183,776	237,157	143,433

資料出所 日本:厚生労働省(2010.8)「平成21年労働争議統計調査」

インドネシア:労働・移住省ウェブサイト(<http://www.nakertrans.go.id/>)、厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢白書」その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年2月現在

- (注) 1) 件数は半日以上のス及びロックアウト件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2009年は労働争議件数48件、労働争議参加人員3,600人、労働損失日数7,500日。
- 2) 1,000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議、10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。
- 5) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 6) 争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。1995年は1996年の数値。
- 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 1日に満たない争議を除く。
- 10) 1日に満たない争議、10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 件数は政治スト及び同情ストを除き、10人未満の争議を除く。
- 15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。1995年以降は新しい産業分類による数値。参加人員は争議に関係した企業的全雇用者数。
- 16) 件数は、労働損失日数が10日(2000年以降5日)に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数で、1995年は1994年の数値。
- 18) ストライキのみ労働損失日数の単位は1,000時間。

第7-4表 労使紛争処理制度

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms

<紛争処理制度の全体像の概要>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常裁判所 ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常裁判所(連邦及び州) ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用審判所 ・ 通常裁判所 ※契約違反, 不法行為等コモンローに関する労働事件を扱う。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央労働委員会・都道府県労働委員会 ※不当労働行為の審査・救済, 労働争議の調整等を行う(集団的労働争議)。 ※都道府県労働委員会の中には, 個別労働争議のあっせん等を行うものがある。 ・ 都道府県労働局における個別労働紛争解決制度 ※情報の提供, 相談その他の援助, 労働局長による助言・指導, 紛争調整委員会によるあっせんを行う(男女雇用機会均等法の紛争に関して特例あり)。 ・ 都道府県・市町村 ※各地の地方公共団体において, 相談を受付, 情報提供, 助言等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国労働関係局(NLRB) ※不当労働行為事件の審査, 救済等を行う。 ・ 連邦調停あっせん局(FMCS) ※労働争議の調整等を行う。 ・ 雇用機会均等委員会(EEOC) ※雇用差別事件の調整による解決, 訴追等を行う。 ・ その他各州の機関等 ・ 連邦労働省 ※公正労働基準法に基づく監督等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言・あっせん・仲裁局(ACAS) ※労使等に対する助言, 個別紛争及び集団紛争のあっせん, 不正解雇事件の仲裁等を行う。 ※雇用審判所に申し立てられた事件については, まずACASによるあっせんが試みられる。 ・ 中央仲裁委員会(CAC) ※集団紛争の仲裁等を行う。 ・ 平等人権委員会(EHRC) ※性・人種・障害の有無等の差別事件に関する助言・指導, 是正勧告等を行う。
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内における自主的解決の仕組み等 ※上司に対する相談等 ※苦情処理機関, 労使協議, 各種相談窓口等 ※団体交渉, 労働争議等 ・ その他 ※弁護士会, 労使団体, 社会保険労務士会等において労働相談等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁(労働協約, 個別契約) ※基本的には仲裁判断が最終的な判断となり, 司法審査は排除される。 ・ その他(調停, 企業内の苦情処理手続, オンブズパーソン等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内の苦情処理制度(労働協約, 就業規則等) 企業内の苦情処理について, 制定法により次の3段階(標準手続の場合)の手続の導入。 (1)従業員からの書面による苦情の申出 (2)使用者によるミーティングの実施・苦情処理に関する決定の通知 (3)決定に対する従業員からの異議申立 ※従業員は, (1)の手続を経ないと雇用審判所への申立ができない。 ※手続に従っていなかった当事者については, 雇用審判所での補償金の増減という不利益が課せられる。 ・ その他

第7-4表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<紛争処理制度の全体像の概要>

	ドイツ	フランス
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> ・労働裁判所 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働審判所 ・通常裁判所（大審裁判所，小審裁判所） ※集团的労働事件等を扱う。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・営業監督署 ※安全衛生や労働災害の監督を行うが，賃金などの労働条件に関する監督は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国調停委員会，地方調整委員会 ※集团的な労使紛争の調停を行う。 ・労働監督官 ※労働条件の監督を行うが，事実上の紛争調停機能を果たしているとされる。 ・HALDE（高等差別禁止平等対策機関） ※差別事件について，調停のあつせん，和解案の提示，勧告を行う。 ※差別被害者なら誰でもHALDEへの申立ができる。国会議員や欧州議会フランス代表を介した申立も可能。また，設立後5年以上の差別問題に携わる非営利組織も，被害者の合意を得て，被害者と共同で申立をできる。
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> ・調停委員会（企業内で設置。労働協約） ※集团的な労使交渉の調停を行う。 ・仲裁委員会（企業内で設置。経営組織法に基づく） ※企業内の従業員代表組織と使用者の間の集团的な利益紛争を扱う。 ・経営協議会（従業員代表組織）による苦情処理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内の労働者代表制度（従業員代表委員及び組合代表委員） ※個々の労働者の苦情処理を行う。 ・その他

<裁判制度の概要>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
機関名	・ 通常裁判所	・ 通常裁判所(連邦裁判所及び州裁判所)	・ 雇用審判所(ET: Employment Tribunal)
管轄	労働事件を扱う特別な裁判所はない。ただし、労働審判(個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判)を行う手続(労働審判手続)に係る事件(労働審判事件)の管轄は、地方裁判所。	(1) 連邦裁判所 連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛争を扱う。 (2) 州裁判所 各州の労働立法に関する紛争及びコモンローに関する不法行為、契約違反等の紛争を扱う。なお、通常は連邦法についても管轄権を有している。	・ 特定の制定法の下での権利に関する労働関係民事紛争(不公正解雇、賃金関係、差別、剰員整理等)を扱う。 ・ 雇用の終了に関する損害賠償事件についても、訴額2万5千ポンド未満の紛争は雇用審判所にも管轄権がある。 (参考) 通常裁判所が管轄する労働関係事件 ・ 契約違反、不法行為に基づく損害賠償請求等コモンローに関する事件 ※ 県裁判所: 訴額5万ポンド未満 ※ 高等法院: 訴額5万ポンド以上等
審級制度	第一審: 地方裁判所(請求額が140万円以下の場合簡易裁判所で、控訴審等に違いあり) 第二審: 高等裁判所 最終審: 最高裁判所	(1) 連邦裁判所 第一審: 連邦地方裁判所 控訴審: 連邦控訴裁判所 最終審: 連邦控訴裁判所 (2) 州裁判所 ※ 州によって制度は異なるが、一般的には三審制である。	第一審: 雇用審判所 控訴審: 雇用控訴審判所 (EAT: Employment Appeal Tribunal) ※ 原則として法律問題のみを取り扱う。 第三審: 控訴院 ※ 法律問題のみを取り扱う。 最終審: 貴族院 ※ 法律問題のみを取り扱う。 (注意) 控訴院及び貴族院は通常の司法裁判所である。
機関・組織	労働審判手続については次のとおり。 ・ 構成 労働審判官(地裁の裁判官)1名と労働審判員(労働関係に関する専門的な知識経験を有する者)2名で組織する労働審判委員会で労働審判手続が行われる。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【雇用審判所】 ・ 構成 職業裁判官(審判長)1名と非職業審判官(素人審判官: lay member)2名(労使各1名)で構成される。 【雇用控訴審判所】 ・ 構成 職業裁判官(審判長)1名と素人裁判官2名(労使各1名)で構成される。 ※ 特に重要な事件の場合には、素人裁判官4名(労使各2名)となる場合もある。

第7-4表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判制度の概要>		
	ドイツ	フランス
機関名	・労働裁判所 (Arbeitsgericht)	・労働審判所 (Conseil de prud'hommes)
管轄	<p>・個別的及び集团的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。労働裁判所の手続には、判決手続と決定手続があり、それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。</p> <p>(1) 判決手続²⁾</p> <p>a. 雇用関係に関する個別的紛争 ※個別の労働者と使用者の間の雇用関係から発生する紛争(賃金, 年休等) ※雇用関係の存否に関する紛争(解雇等) ※雇用関係に関する不法行為事件等</p> <p>b. 労働協約に関する集团的紛争 ※労働協約から生ずる協約当事者間等での紛争 ※協約当事者間等における不法行為事件(違法争議に伴う損害賠償等)</p> <p>(2) 決定手続</p> <p>a. 経営組織法上の紛争及び企業共同決定に関する紛争 ※経営協議会の共同決定の効力に関する紛争, 監査役会の労働者代表選出に関する紛争等</p> <p>b. 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争</p>	<p>・労働契約に関して発生する個別的な民事紛争(解雇, 契約の存在確認, 賃金・諸手当の支払い請求等)を扱う。</p> <p>・集团的紛争であっても個々の労働者が当事者となるものは, 労働審判所で扱われる。</p> <p>(参考) 労働審判所以外の裁判所が管轄する労働関係事件</p> <p>・行政裁判所: 労働関係の行政処分に対する不服の申立等</p> <p>・通常裁判所: 組合代表委員の任免等に関する訴訟(小審裁判所), 違法争議等による損害賠償請求等の集团的な民事紛争(訴額に応じて大審裁判所又は小審裁判所が管轄する。)等</p>
審級制度	<p>第一審: 労働裁判所 控訴審: 州労働裁判所 ※控訴できるのは, 訴額が600ユーロ以上の事件, 第一審判決が控訴を許容している事件, 解雇事件等に限られる。</p> <p>最終審: 連邦労働裁判所 ※法律問題のみを取り扱う。 ※上告できるのは, 第二審判決が控訴を許容している事件, 第二審判決が連邦労働裁判所の判例と異なる事件等に限られる。 ※第二審判決の行った上告の不許可に対する抗告を連邦労働裁判所が認めた場合にも上告できる。</p>	<p>第一審: 労働審判所 控訴審: 控訴院(社会部) ※訴額が一定額以下の場合, は, 破棄院への上訴のみ可能。 最終審: 破棄院(社会部) ※法律問題のみを取り扱う。 (注意) 控訴院及び破棄院は通常の司法裁判所である。</p> <p>【労働審判所】</p> <p>(1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており, 事件の担当部は, 使用者の属する業種によって決定される。 a. 管理職部, b. 工業部, c. 商業・サービス業部, d. 農業部, e. 雑職業部: a~d以外の業種を担当</p> <p>(2) 調停部・判決部 (1)の各部ごとに, 調停部及び判決部が置かれている。 a. 調停部: 調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b. 判決部: 判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名)</p> <p>(3) 急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名)</p> <p>(注意) 労働審判所には, 職業裁判官はおらず, 労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。</p>
機関・組織	<p>【労働裁判所】</p> <p>(1) 設置: 第一審の裁判所として, 各州において設置される。</p> <p>(2) 構成: 職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【州労働裁判所】</p> <p>(1) 設置 控訴審の裁判所として, 各州において設置される。</p> <p>(2) 構成 職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁判官2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【連邦労働裁判所】</p> <p>(1) 小法廷 10の法廷を置き, 扱う事件の種類を分担している。 ※職業裁判官(裁判長を含む。)3名 ※名誉職裁判官2名(労使各1名)</p> <p>(2) 大法廷 ※職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含む。)6名 ※名誉職裁判官4名(労使各2名)</p>	<p>【労働審判所】</p> <p>(1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており, 事件の担当部は, 使用者の属する業種によって決定される。 a. 管理職部, b. 工業部, c. 商業・サービス業部, d. 農業部, e. 雑職業部: a~d以外の業種を担当</p> <p>(2) 調停部・判決部 (1)の各部ごとに, 調停部及び判決部が置かれている。 a. 調停部: 調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b. 判決部: 判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名)</p> <p>(3) 急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名)</p> <p>(注意) 労働審判所には, 職業裁判官はおらず, 労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。</p>

<裁判官>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
種類・選 任方法	<p>労働審判官及び労働審判員については次のとおり。</p> <p>【労働審判官】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。 <p>【労働審判員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で原則68歳未満の者の中から、最高裁判所が任命する。 	<p>労働事件を扱う特別な裁判所はない。</p>	<p>【職業審判官】</p> <p>(1) ET 7年以上の実務経験を有する法律家(ソリシター又はバリスター)の中から大法官によって任命される。</p> <p>(2) EAT 高等法院及び控訴院の裁判官の中から大法官によって任命される。</p> <p>【素人審判官】</p> <p>(1) ET 労使団体との協議を経た後、国務大臣によって任命される。</p> <p>(2) EAT 労働関係に関する特別な知識経験を有する者で、国務大臣と大法官が共同で推薦した者が女王によって任命される。</p>
任期・身 分等	<p>労働審判員については次のとおり</p> <p>【労働審判員】</p> <p>(1) 任期 2年。再任可。</p> <p>(2) 身分 裁判所の非常勤職員。</p> <p>(3) 報酬 手当、旅費等が支給される。</p> <p>(4) 決議等 労働審判手続は、労働審判官が指揮するが、労働審判委員会の決議は、過半数の意見による(労働審判官と同等の決議権)。</p> <p>(5) 研修 地方裁判所において研修が行われるほか、多くの労働審判員が(社)日本労使関係研究協会の個別労働紛争解決研修を受講。</p>	<p>労働事件を扱う特別な裁判所はない。</p>	<p>【素人審判官】</p> <p>(1) 研修 任命時及び6か月ごとに研修が実施される。</p> <p>(2) 権限 職業裁判官と同一である。</p>

第7-4表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判官>	ドイツ	フランス
種類・選 任方法	<p>【職業裁判官】</p> <p>(1) 第一審 労使団体の代表者、労働裁判所当局が加わる委員会との協議を経た後、州最高官庁（州労働大臣等）の推薦に基づいて任命される。</p> <p>(2) 第二審 労使団体の意見を聴取した上で任命される。</p> <p>(3) 連邦労働裁判所 連邦労働社会省と裁判官選考委員会（州労働大臣全員と連邦議会選出委員で構成）の共同提案に基づき、連邦大統領によって任命される。</p> <p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 第一審及び第二審 管轄区域内の労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも公正に考慮して、州労働大臣が任命する。 ※被選出資格は、労働裁判所の場合は25歳以上の者、州労働裁判所の場合は30歳以上の者である。</p> <p>(2) 連邦労働裁判所 労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも考慮して、連邦労働社会大臣が任命する。 ※被選出資格は、35歳以上の者である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>労働者及び使用者による直接選挙で選出される。</p> <p>(1) 選挙権 一定の職業に従事している等の要件を満たす16歳以上の労働者（失業者を含む）及び使用者（国籍は問われない）</p> <p>(2) 被選挙権 労働審判所の選挙人名簿に登録されている等の要件を満たす21歳以上の者（フランス国籍に限る）</p> <p>(3) 選挙制度 労使団体が作成する部ごとの候補者リストに対する投票による比例代表制 ※使用者は、労働者が投票のために職場を離れることを認めなければならない、その間の賃金を減額してはならない。</p>
任期・身分等	<p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官であって、非常勤である。</p> <p>(3) 報酬 時間手当、旅費、必要経費等が支給される。</p> <p>(4) 身分保障 その活動を妨げられず、また、その活動を理由とした不利益取扱は禁止される。</p> <p>(5) 権限 職業裁判官と同一である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官（国家公務員ではない。）</p> <p>(3) 報酬 無償。旅費の支給あり。</p> <p>(4) 身分保障 使用者は、審判官の職務の遂行に必要な時間を与えなければならない、その間の賃金を減額してはならない。また、労働監督官の許可がなければ解雇されることはない。</p> <p>(5) 研修 国は研修を実施し、審判官には任期中に6週間の研修休暇が与えられる。</p>

<審理>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
手続	<p>一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続については次のとおり。</p> <p>【労働審判手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立 ※趣旨及び理由を記載した書面による。</p> <p>(2) 相手方による答弁書の提出</p> <p>(3) 審理 ※原則3回以内の期日で審理を終結。</p> <p>(4) 調停の試み ※調停の成立による解決の見込みがある場合、審理の終結までに調停を行う。 ※調停が成立すれば、終了。</p> <p>(5) 労働審判 ※審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。 ※主文及び理由の要旨を記載した審判書の作成又はすべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知。 ※受諾：労働審判の確定（裁判上の和解と同一の効力）</p> <p>【労働審判制度の手続上の特徴】</p> <p>(1) 個別労働関係紛争についての手続</p> <p>(2) 裁判所での手続 ※不出頭に対する制裁（過料）あり。 ※審判に法律上の和解と同一の効力。</p> <p>(3) 労働関係の専門的知識経験を有する者（労働審判員）の参加する手続</p> <p>(4) 非訴事件としての手続</p> <p>(5) 迅速・簡易な手続 ※原則3回以内の期日で審理を終結。 ※口頭主義，直接主義。</p> <p>(6) 審判の効力と訴訟移行 ※労働審判に対し適法に異議の申立があったときは，労働審判手続の申立時に訴えの提起があったものとみなす。</p>	<p>一般の民事訴訟の手続による。</p>	<p>【手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立 ※定型の書式あり。手紙の郵送，ファックスによる送付も可。</p> <p>(2) 被申立人による応訴書の提出 ※被申立人は，申立書の写しの受領後一定期間内に応訴書を提出しないと，以後の手続に参加できなくなる。</p> <p>(3) ACASによるあっせんの前置 ※ETから申立書及び応訴書の写しがACASに送付されると，ACASは当事者間のあっせんを行う。 ※あっせん手続の際に出された事項は，相手方の合意がない限り，訴訟において証拠とすることはできない。</p> <p>(4) 審理前の手続 ※審判所は，当事者の申立又は職権により，相手方に対して，事実・主張等を説明した書面の提出，文書の開示，証人の出頭等を命ずることができる（罰金による強制等あり）。</p> <p>(5) 予備審理等 ※指示審理：複雑な事件について，審理の準備に必要な事項を指示し，審理に要する時間等を決定する（審判長単独で行う）。 ※審問前審査：勝訴の合理的な見込みの有無を判断するために行い，見込みがない場合には保証金の支払いを命ずることができる。 ※予備審理：訴訟を行う資格要件や提訴期限（解雇の場合3か月以内）を満たしているか否かを判断する。</p> <p>(6) 審理 ※公開。対審。通常1～2日で終了。 ※両当事者が同意した場合には，素人審判官が1名でも審理を行える。</p> <p>(7) 決定 結審後，口頭で言い渡され，書面は後日出される。</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ACASによるあっせん前置。 ・ ETは，厳格な法律主義よりも，よき労使関係の形成を目的とした常識的な解決を図るため，通常裁判所の訴訟における証拠の厳格なルールには拘束されない。 ・ ETの決定（復職・再雇用，金銭補償等の命令）には強制力はなく，最終的には，金銭の支払いについて県裁判所の執行命令により執行されることとなる。

第7-4表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<審理>

	ドイツ	フランス
手続	<p>【判決手続の主な流れ】</p> <p>(1) 訴えの提起 ※事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。</p> <p>(2) 和解弁論の前置（第一審のみ） ※原則公開。職業裁判官により、原則最初の1期日で実施。 ※不調の場合は、直ちに訴訟弁論に移行するか、又は訴訟弁論の期日を指定する。</p> <p>(3) 訴訟弁論の準備 裁判長は、準備書面の補充、説明等の提出を課すこと、官公庁等に対し情報提供を求めること、当事者本人の出頭を命ずること、証人等を弁論に呼び出すこと等の措置を執ることができる。</p> <p>(4) 訴訟弁論 ※原則公開。可能な限り1回の期日で終了させる。 ※訴訟手続を通じて和解によって終了させる努力義務を負っている。</p> <p>(5) 判決 可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で言い渡し、判決書は言渡し期日から3週間以内に作成・交付する。</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和解弁論前置 ・職権進行主義 ※当事者が主張立証する弁論主義が原則だが、一般の民事裁判より裁判所の職権の強い部分がある。 ・口頭主義（口頭弁論が中心）、直接主義（法廷での弁論が中心） ※一般の民事裁判よりも徹底している。 ・迅速主義 ※迅速な処理を図るため、訴訟弁論が1回の期日で終了するようにするための準備措置、弁論終了後直ちに行う判決言渡し等が定められている。 ・解雇事件等についての特別な手続 ・優先的な処理を図るため、以下のような特則が定められている。 <p>(1) 和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。 (2) 和解弁論が功を奏しない場合には、和解弁論後2週間以上の相当な期間内に答弁書を提出するよう、被告に命ずる。 (3) 答弁書に対して書面で見解を示すために、原告に対して2週間以上の相当な期間を定めることができる。 (4) 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原則として認めない。</p>	<p>【手続の主な流れ】</p> <p>(1) 申立（口頭の申立も可）</p> <p>(2) 調停の前置（調停部） ※非公開。原則として当事者本人に出廷義務。成立の場合は調停調書を作成（執行力あり） ※審判官2名（労使各1名）で行う。</p> <p>(3) 判決部への移送 ※調停不調や被告が不出頭の場合 ※開廷期日までの間に裁判外の和解が成立することも多い。</p> <p>(4) 事件が判決に熟していれば、直ちに判決</p> <p>(5) 審理 ※公開。対審。口頭での主張。 ※審判官4名（労使各2名）で行う。</p> <p>(6) 判決</p> <p>【手続上の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調停前置 ・口頭による申立、主張が可能。 ・調停部による仮の措置 ※使用者が調停に出頭しない場合等において、調停部は、(1) 貸金台帳等の提出命令、(2) 貸金等の仮払い命令（債務の存在に重大な疑義がない場合。額の上限あり。）、(3) 証拠等の保全に必要な処分を、仮の措置として行うことができる。この処分に対する上訴は本案判決に関する上訴と同時にのみ行うことができる。 ・当事者間の手続契約 ※審判所によっては、調停手続段階で、原告の証拠準備期間、被告の反論準備期間を定める手続契約を当事者間で締結させた上で審判手続を行っている審判所がある。（手続契約が守られない場合、審判所は当該事件を抹消できるとされる。） ・報告審判官（1名又は2名） ※事件についての判断に資するため、証拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等の調査を行い、担当部に報告する審判官。当該事件の担当部から任命される。

<審理> (続き)

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
仮処分等 手続	一般の民事訴訟の手続による。	—	—
判決	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、労働審判委員会の決議は労働審判官・労働審判員の多数決による。	—	・ 審判官による多数決 ※素人審判官の評決権は職業審判官と同一である。
訴訟代理	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、本人申立が可能で、代理人については弁護士を原則とするが、裁判所は、弁護士以外の者を代理人とすることを許可できる。	—	・ 本人申立が可能。 ・ 審判の代理人には、弁護士の他、労使団体の役員等がなることができる。
訴訟費用	一般の民事訴訟の訴訟費用による。ただし、労働審判手続の申立手数料は民事調停の申立手数料と同額(民事訴訟の手数料の半額)。	一般の民事訴訟の訴訟費用による。 ※ただし、公民権法に関する訴訟等では弁護士費用の敗訴者負担制度あり。	・ 原則として審判費用の負担なし。 ※濫訴の場合、勝訴の見込みなく手続を継続し敗訴した場合には、費用の支払いを命ぜられる。 扶助の適用はない。 ※ETの審判手続には、法律扶助の適用はない。

第7-4表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-4: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<審理>（続き）

	ドイツ	フランス
仮処分等 手続	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。 ※集団紛争での利用が中心的とされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 急速審理部は、(1) 切迫した損害等の防止のために保全・原状回復措置を命ずること、(2) 債務の存在に重大な疑義がない場合に仮払いを命ずること等の仮処分手続や判決の仮執行手続を行う。 ※仮処分・仮執行の履行は、罰金による間接強制で確保される。
判決	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官による多数決 名誉職裁判官の評決権は職業裁判官と同一である。 	<ul style="list-style-type: none"> 審判官による多数決 ある争点について多数決で可否同数となった場合には、当該争点について、当該労働審判所の所在地を管轄する小審裁判所の職業裁判官が裁判長となって再審理を行った上で、改めて多数決により判決を下す。 ※再審理では、当事者は新証拠・新主張の提出が可能。
訴訟代理	<ul style="list-style-type: none"> 本人訴訟 一審：○ 二審：× 三審：× 弁護士以外の代理 一審：○ 二審：○ 三審：× 弁護士代理 一審：○ 二審：○ 三審：○ <p>※弁護士以外の代理人としては、労使団体の代理人等（労働組合の権利保護書記等）が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用を支弁できず、労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては、相手方が弁護士代理の場合、当該当事者の申立により、裁判長が弁護士を付することを命じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人訴訟が可能。 訴訟の代理人・補佐人には、弁護士の他、当事者と同一の職業に属する労働者又は使用者、当事者が所属する労使団体の代表者等なることができる。
訴訟費用	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用は低廉である。 ※他の訴訟手続よりも低廉。上限は500ユーロ。 ※和解により終了した場合は無料。 弁護士費用は、第一審では原告・被告の各自負担（一般の民事裁判では敗訴者負担）。第二審以上では敗訴者負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟費用は低廉である。 ※負担する費用としては、訴えの登録費、当事者呼出用の郵便費、判決送達費等がある。

資料出所 司法制度改革推進本部労働検討会（第13回、2003年1月10日）資料71、イギリス（私的手続）：「企業内紛争システムの整備支援に関する調査研究－中間報告書－」（労働政策研究・研修機構、2007年）、フランス：高等差別禁止平等対策機関（HALDE）ホームページ、日本：同検討会（第9回、2002年10月25日）資料55、菅野和夫他「労働審判制度－第2版－」（弘文堂、2007年）等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) イングランド及びウェールズにおける制度である。
2) 判決手続において、解雇事件と差別事件については、迅速な処理を目的とする特別な手続がある。

第7-5表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-5: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 JPN	労災死傷者数 ^{a)}	207.6	165.0	134.5	126.1	122.8	120.4	121.4	119.3	
	うち死亡者数 ^{b)}	2.6	2.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.5	1.3	
	労働損失日数 ^{c)}	—	—	—	—	—	—	—	—	
アメリカ ¹⁾ USA	労災死傷者数	3,127	2,774	2,593	1,321	1,265	1,240	1,189	1,165	
	うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.6	5.8	5.7	5.8	5.7	
	労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—	
カナダ ²⁾ CAN	労災死傷者数	594.9	411.2	393.4	349.8	341.4	339.0	330.3	318.6	
	うち死亡者数	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9	1.1	1.0	1.1	
	労働損失日数	18,500	16,585	16,607	—	—	—	—	—	
イギリス ³⁾ GBR	労災死傷者数	184.0	150.3	165.5	164.9	155.2	151.1	146.1	—	
	うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	
	労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
ドイツ ⁴⁾ DEU	労災死傷者数	1,672	1,814	1,514	1,143	1,089	1,030	1,048	1,056	
	うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	
	労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
フランス ⁵⁾ FRA	労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	721.9	692.6	699.7	701.3	720.8	
	うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	
	労働損失日数	26,542	26,021	30,684	36,097	35,097	33,252	34,727	35,871	
イタリア ⁶⁾ ITA	労災死傷者数	923.0	657.4	652.9	589.1	577.9	556.4	544.5	488.6	
	うち死亡者数	1.4	1.1	1.2	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	
	労働損失日数	22,728	13,067	15,595	13,568	13,475	13,109	13,118	11,968	
スウェーデン ⁷⁾ SWE	労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	34.5	32.6	31.7	32.3	29.8	
	うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	労働損失日数	—	874	1,355	1,505	1,211	—	—	—	
ロシア ⁸⁾ RUS	労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	106.7	87.8	77.7	70.7	66.1	
	うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	3.5	3.3	3.1	2.9	3.0	
	労働損失日数	10,154	7,231	4,295	3,259	2,755	2,499	2,324	2,719	
中国 ⁹⁾ CHN	労災死傷者数	—	28.5	15.7	18.7	—	—	—	—	
	うち死亡者数	—	20.0	11.7	14.9	—	—	—	—	
	労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
香港 ¹⁰⁾ HKG	労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	42.0	44.0	44.3	46.9	44.0	
	うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	労働損失日数	754	615	530	412	421	408	425	390	
韓国 ¹¹⁾ KOR	労災死傷者数	30.0	—	—	—	—	—	—	—	
	うち死亡者数	2.2	—	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	
	労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—	
シンガポール ¹²⁾ SGP	労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.2	3.3	3.4	9.3	11.1	
	うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	
	労働損失日数	104	88	49	48	51	51	179	—	
マレーシア ¹³⁾ MYS	労災死傷者数	121.1	105.8	95.0	—	—	—	—	—	
	うち死亡者数	0.4	0.8	1.0	—	—	—	—	—	
	労働損失日数	—	1,316	2,038	—	—	—	—	—	

第7-5表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-5: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
タイ ¹⁴⁾	THA	80.1	216.3	50.7	57.0	57.6	58.5	56.1	54.5	
労災死傷者数		0.6	1.0	0.6	0.8	0.9	1.4	0.8	0.7	
うち死亡者数		—	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数										
インドネシア ¹⁵⁾	IDN	4.6	14.2	—	—	—	—	—	—	
労災死傷者数		1.1	0.9	—	—	—	—	—	—	
うち死亡者数		162	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数										
フィリピン ¹⁶⁾	PHL	40.9	48.7	26.5	23.3	—	—	—	—	
労災死傷者数		0.7	0.3	0.2	0.2	—	—	—	—	
うち死亡者数		381	357	203	156	—	—	—	—	
労働損失日数										
インド ¹⁷⁾	IND	1.6	1.4	1.1	1.0	1.4	1.4	1.2	1.2	
労災死傷者数		0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
うち死亡者数		1,045	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数										
オーストラリア ¹⁸⁾	AUS	166.1	139.1	127.5	107.6	106.5	105.6	95.9	97.6	
労災死傷者数		0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
うち死亡者数		1,687	1,021	4,268	5,257	4,223	—	—	—	
労働損失日数										
ニュージーランド ¹⁹⁾	NZL	49.1	28.1	20.8	25.7	26.3	26.6	26.9	25.9	
労災死傷者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
うち死亡者数		—	2,076	1,381	1,740	1,791	1,919	1,978	1,941	
労働損失日数									1,340	
ブラジル ²⁰⁾	BRA	693.6	422.3	326.1	—	—	—	—	—	
労災死傷者数		5.4	4.0	2.5	—	—	—	—	—	
うち死亡者数		—	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数										

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所 日本(2004年以降):厚生労働省(2009)「平成20年労働災害発生状況」

その他:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年1月現在

- (注) 1) 職業病を含む。通勤災害を除く。1990年は労働者数11人以上の企業。1995年以降の被災者数は死亡者を含まない。
 2) 職業病を含む。
 3) 交通事故、通勤災害、職業病を除く。4月から翌年3月までの数値。
 4) 通勤災害を含む。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。
 5) 通勤災害を除く。
 6) 通勤災害を含む。被災者数は3日以上休業した者の数。1990年の労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償対象となった日数。
 7) 職業病を除く。通勤災害を含む。被災者数は労働時間の損失を伴わない歯の災害を含む。2000年以降は、急性難聴や心理的反応を伴う事例も含む。
 8) 通勤災害を含む。職業病を除く。
 9) 国有企業のみ。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。通勤災害を含む。2003年欄は2002年の数値。
 10) 通勤災害を含む。
 11) 通勤災害、職業病を含む。1990年は被災者数は労働時間の損失を伴わない4日以上医療を受けたものを含む。
 12) 通勤災害、職業病を除く。
 13) 通勤災害、職業病を含む。
 14) 通勤災害、職業病を含む。1990年は労働日の損失のない事例も含む。
 15) 通勤災害を含む。
 16) 職業病、通勤災害を除く。1995年は従業員規模10人以上の事業所を対象。2000年以降は従業員規模20人以上の事業所を対象。
 17) 鉱業のみ対象。
 18) 職業病を含む。通勤災害を除く。当該年に終了する会計年度の数値。1990年欄は1992年の数値。
 19) 通勤災害、職業病を含む。1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。
 20) 通勤災害を含む。職業病を除く。

第7-6表 労働災害の度数率

Table 7-6: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
調査産業計 ²⁾ 事業所規模(常用雇用者数)	Total industries surveyed							
100+	1.88	1.82	1.85	1.95	1.90	1.83	1.75	1.62
30-99	3.94	3.52	3.89	3.34	2.95	3.14	3.07	2.88
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	2.25	1.10	1.77	0.97	1.55	1.95	1.89	1.09

資料出所 厚生労働省(2010.10)「平成21年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
産業計 Total private industries surveyed ³⁾	8.1	6.1	4.8	4.6	4.4	4.2	3.9	3.6

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2010.10) *Workplace Injuries and Illness 2009*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

2) 傷病者数は、休業1日以上(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。

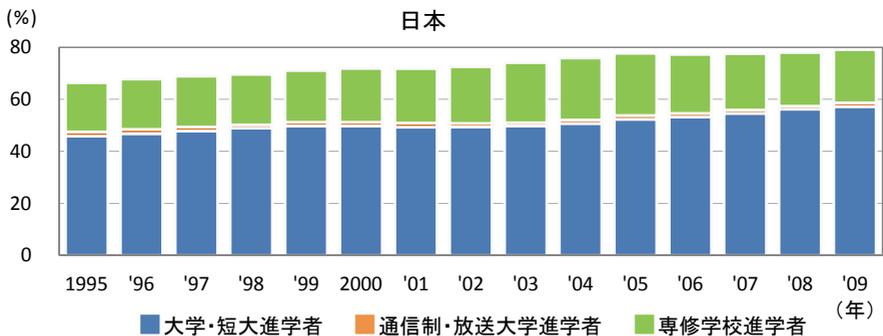
3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

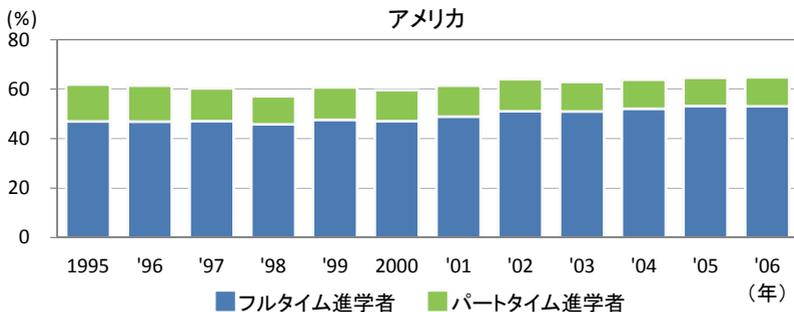
8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

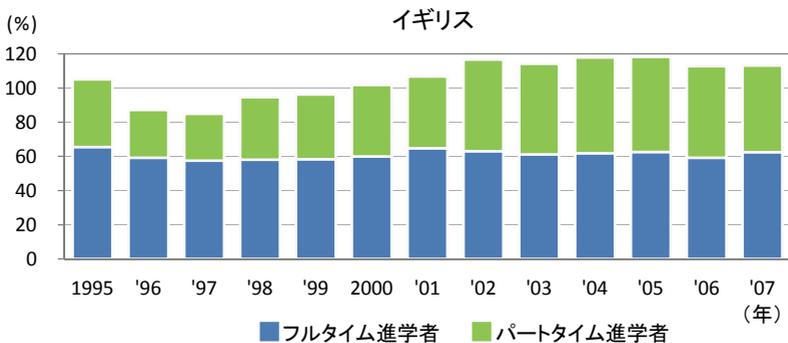
8-1 高等教育機関への進学率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-1表 高等教育機関への進学率:日本」(p.229)参照。

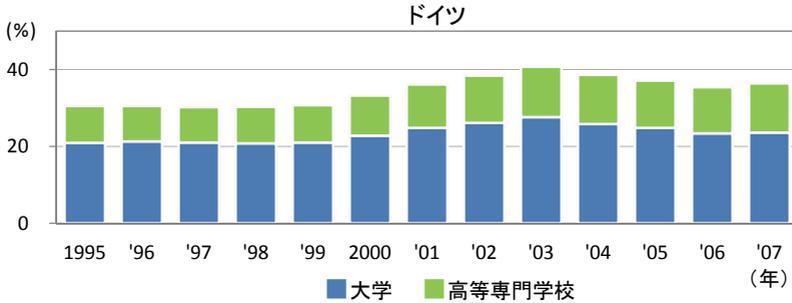


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-2表 高等教育機関への進学率:アメリカ」(p.229)参照。

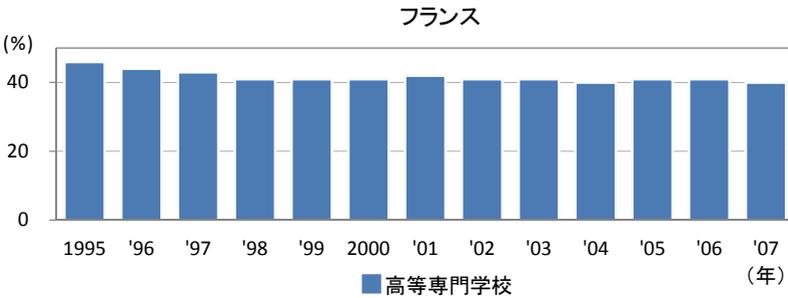


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス」(p.230)参照。

8 教育・職業能力開発



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.231) 参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.231)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない。(第8-2表の各国の学校系統図参照)。ただし、上記のグラフをみると、各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は、1995年から2005年まで緩やかな上昇を続け、2006年になって0.4ポイント低下したが、2007年には再び上昇し、2009年には79.1%に達している。アメリカの進学率は、1998年及び2000年に60%を割り込んだものの、その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが、これは、1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果、大学数が増加し、進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は1990年代に30%前後で横ばいの推移を続けたが、2001年以降やや上昇した後40%弱で推移し、2006年には35.4%に低下している。ドイツの進学率は諸外国に比べて低水準であるが、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また、フランスの進学率の算出基礎となった数値についても、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表 高等教育機関への進学率：日本

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

(%)

年 Year	通信制・放送大学 進学者を含む Including correspondence courses or University of the Air						専修学校(専門課程) 入学者を含む Including special course schools		
	大学・短大等進学者 Universities or junior colleges			男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	男性 Male	女性 Female	計 Total						
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3
2007	56.4	52.8	54.6	57.4	54.4	55.9	76.3	79.0	77.6
2008	58.0	54.4	56.2	58.9	55.9	57.4	76.6	79.5	78.0
2009	58.7	55.6	57.2	59.9	57.4	58.7	77.5	80.8	79.1

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。
 2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。
 3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表 高等教育機関への進学率：アメリカ

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

(%)

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2	61.9
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.5	56.8	51.0	55.5	70.7	62.9
2004	46.4	58.1	52.1	56.2	71.8	63.8
2005	47.2	59.6	53.2	56.9	72.7	64.6
2006	47.4	59.2	53.1	57.4	72.7	64.8

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。
 2) フルタイム進学者とは、通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学者とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学者の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第8-1-3表 高等教育機関への進学率：イギリス

Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students					
	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2
2006	51.8	67.2	59.2	89.5	137.6	112.8
2007	54.8	70.7	62.5	90.7	136.7	113.1

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢(18歳)以外の進学者及び留学生(overseas students)を含む。当該進学年齢層以外の成人学生(21歳以上)の進学者が多い。
- 2) フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで、パートタイムとは1日の一部あるいは週の学習を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる課程である。
- 3) 留学生(overseas students)は、入学前の主な居住地(permanent country of domicile)がイギリス以外の学生を指す。イギリス国籍の有無は問わない。

(参考) (%)

	18歳の高等教育進学率 18 years old	17～20歳の高等教育進学率 / 17-20 years old	
		フルタイム進学者/Full-time	パートタイム進学者/Part-time
2006	25.1	31.1	32.8
2007	25.5	32.5	34.3

第8-1-4表 高等教育機関への進学率：ドイツ

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

(%)

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1
2006	20.9	26.0	23.4	14.1	9.9	12.0	34.9	35.9	35.4
2007	20.9	26.3	23.6	14.7	10.8	12.8	35.6	37.1	36.3

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(19歳)人口×100

(注) 一部の州・地域では、18歳で大学に進学することが可能であるが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中等後教育機関として専門学校、職業アカデミー、看護学校等があるが、本統計には含まれない。

第8-1-5表 高等教育機関への進学率：フランス

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

(%)

年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education
1995	約 46
1996	約 44
1997	約 43
1998	約 41
1999	約 41
2000	約 41
2001	約 42
2002	約 41
2003	約 41
2004	約 40
2005	約 41
2006	約 41
2007	約 40

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 高等教育機関入学者は、大学、技術短期大学部、リセ付設グランゼコール準備級、リセ付設中級技術者養成課程、一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、「複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者が大学入学者の約3割(国民教育省)」という比率に基づき、この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。入学者には職業バカロレアを取得して進学した者を含まない。2006年までは本土のみ、2007年は本土及び海外県の数値。

第8-1-6表 高等教育機関への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 ¹⁾ Enrollment rates in higher education
1970	26.9
1980	27.2
1990	33.2
2000	68.0
2005	82.1
2006	82.1
2007	82.8
2008	83.8
2009	81.9

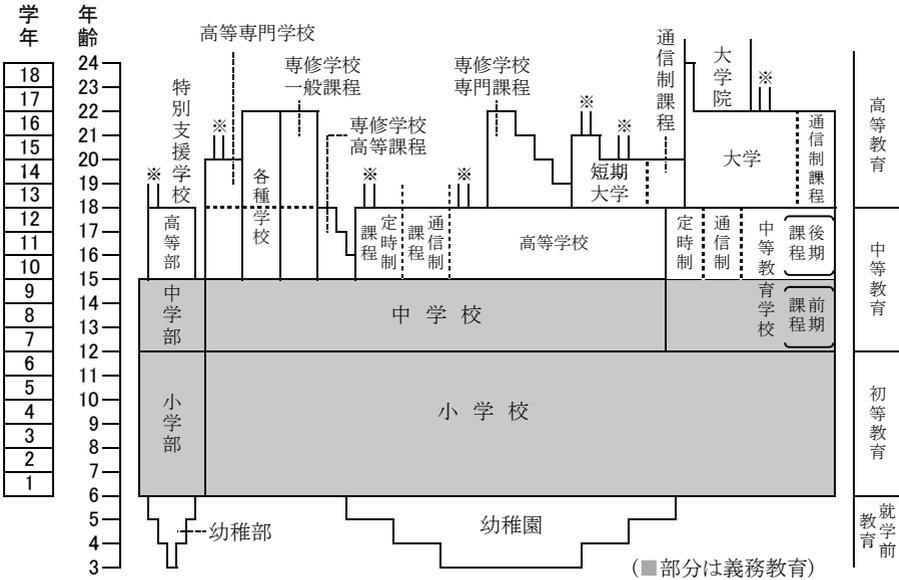
資料出所 韓国教育科学技術部 (<http://www.mest.go.kr/>)

進学率＝高等教育機関進学者数／各年における高校卒業業者数×100

(注) 1) 高等教育機関は、国内外の大学、教育大学、専門大学、産業大学、技術大学、放送・通信大学、各種学校である。進学率は政府の公表数値。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



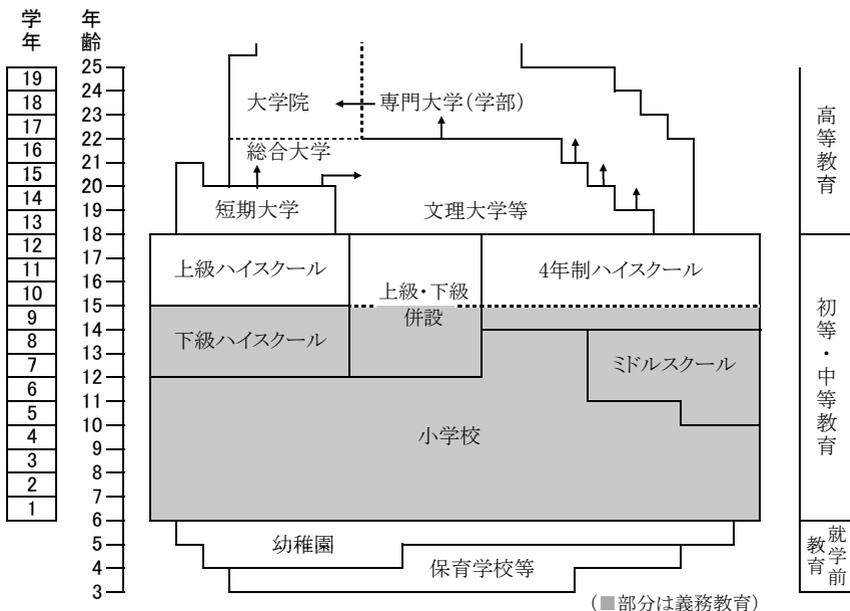
資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

(注) 1) ※印は専攻科を示す。

2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育:州により規定が異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育:合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

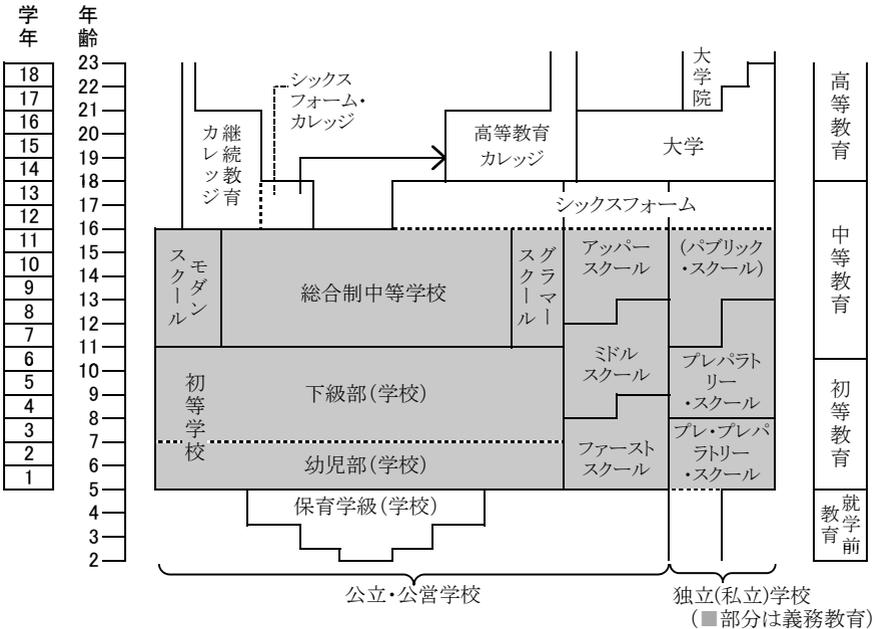
2006年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.7%、5年制小学校32.5%、6年制小学校16.4%、8年制小学校7.9%、ミドルスクール17.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.0%、その他11.5%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)10.6%、上級ハイスクール(3年制)2.4%、4年制ハイスクール48.7%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.1%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.3%、その他6.8%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育:総合大学、文理大学、専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと、総合大学の一学部となっているものがある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常は総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育:保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育:5歳から16歳までの11年間。

初等教育:通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5〜7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7〜11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5〜8歳, 5〜9歳など)及びミドルスクール(8〜12歳, 9〜13歳など)が設けられている。

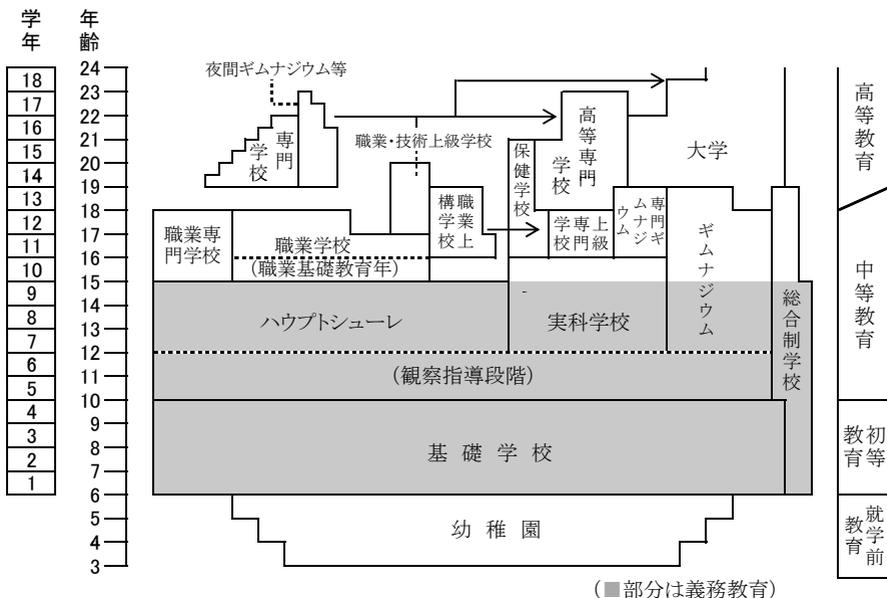
中等教育:通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマール・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11, 13〜18歳)やプレパトリー・スクール(8〜11歳, 13歳)などが含まれる。

高等教育:大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育:義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 9年(一部の州は10年)間である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

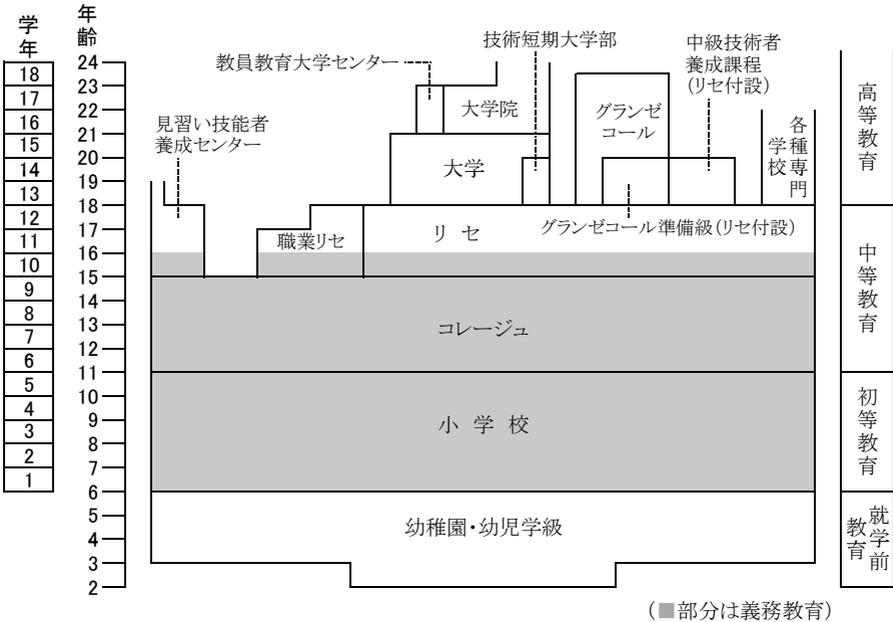
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でハウプトシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、通常は大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされている。また近年、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程(修業年限はそれぞれ3年と2年)も大学や高等専門学校に設置されている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:6歳から16歳までの10年間である。

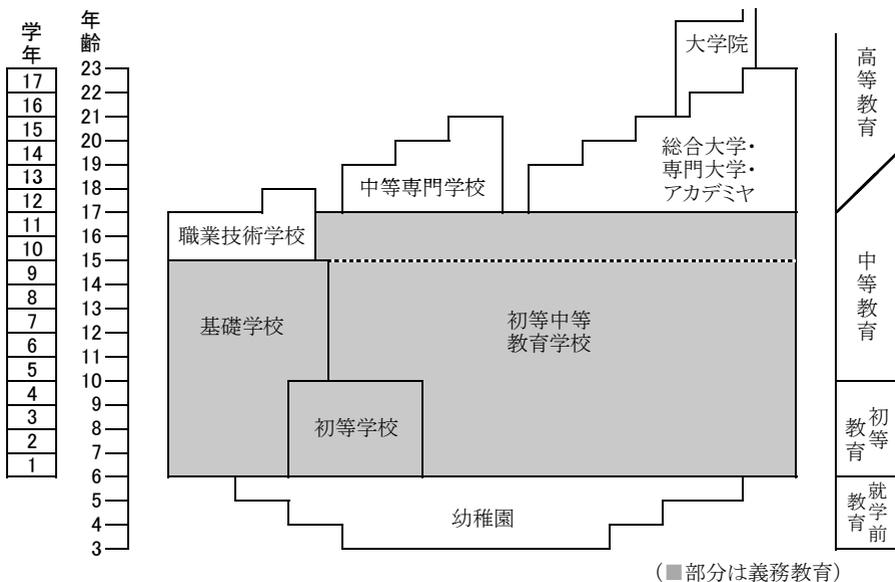
初等教育:初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育:前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育:国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門大学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常はグランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

第8-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation



資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。ただし、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

義務教育: 「ロシア連邦教育法」は、普通教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から17歳までの11年間である。

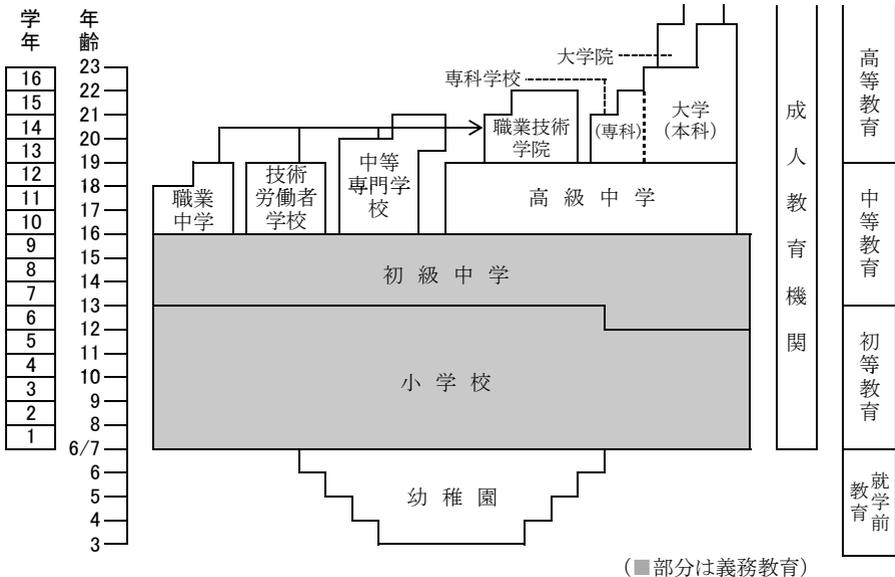
初等・中等教育: いずれの学校に入学しても、第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了のコースは、主として初等中等教育学校第10・11学年と職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には基礎普通教育(第1～9学年)を踏まえた課程と後期中等普通教育(第1～11学年)を踏まえた課程があり、専門分野によって修業年限が異なる。中等専門学校(カレッジ含む)は、初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後に高等教育機関の第2・3学年へ編入できる。

高等教育: 総合大学、専門大学及びアカデミアがあり、修業年限は2～6年である(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)。総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ: 博士候補養成課程=3年制、及びドクトラントゥーラ: 博士号取得課程=アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

8 教育・
職業能力開発

第8-2-7表 中国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, China



資料出所 文部科学省 (2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園 (幼児園) 又は小学校付設の幼児学級で、通常3〜6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2007年までに全国の99%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校 (小学) は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかんがりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

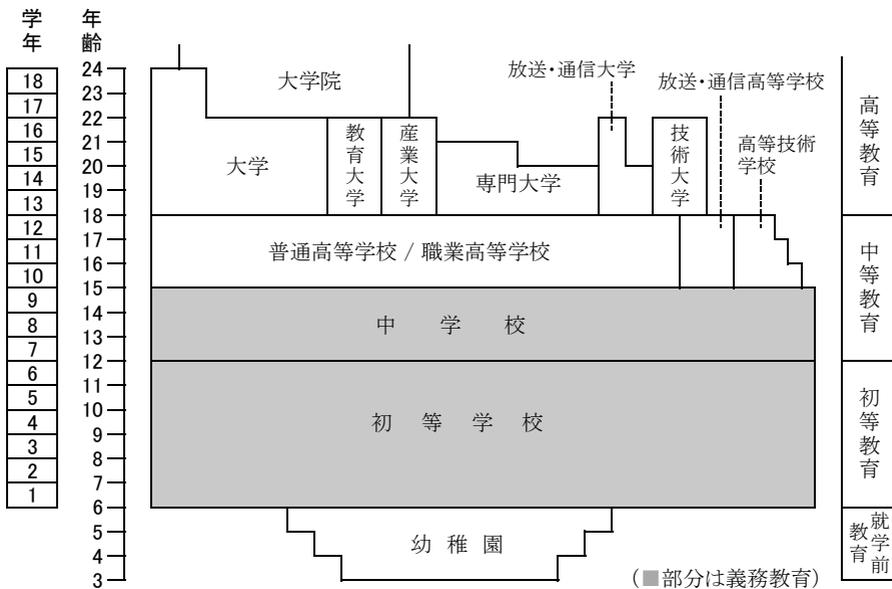
中等教育: 初級中学 (3〜4年) 卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学 (3年) と職業教育を行う中等専門学校 (中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校 (技工学校、一般に3年)、職業中学 (2〜3年) などがある。なお、職業中学は、前期中等段階 (3年) と後期中等段階 (2〜3年) に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育: 大学 (大学・学院) には、学部レベル (4〜5年) の本科と短期 (2〜3年) の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院 (従来の短期職業大学を含む) が設置されるようになった。大学院レベルの学生 (研究生) を養成する課程・機関 (研究生院) が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関 (业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等) が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表 韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2010.3)「平成22年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 3~5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 6~15歳の9年間。

初等教育: 6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に, 2~2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率 (2003年)

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training, 2003

国 Country		計 Total	男性 Male	女性 Female
アメリカ	USA	37.4	37.0	38.6
カナダ	CAN	24.7	24.8	24.6
イギリス	GBR	27.3	28.3	26.4
ドイツ	DEU	11.5	12.4	10.6
フランス	FRA	18.6	19.7	17.5
イタリア	ITA	4.1	4.3	3.9
オランダ	NLD	9.5	9.8	9.1
ベルギー	BEL	16.1	18.0	14.2
ルクセンブルク	LUX	11.6	13.5	9.7
デンマーク	DNK	39.1	39.3	39.1
スウェーデン	SWE	40.4	38.7	42.1
フィンランド	FIN	36.1	33.4	38.9

(参考)

日本 ²⁾	(正社員/regular employees)	JPN	38.5	43.5	29.1
	(非正社員/non-regular)		16.9	19.3	16.5

資料出所 日本:厚生労働省(2010.5)「平成21年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2008) *Education at a Glance 2008*

(注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。

OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。

2) 日本の数値は、2009年のOFF-JT受講率。OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本 ¹⁾	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク ・対象者及び適用要件 学生 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)キャリア探索プログラム: ハローワークが学校, 産業界と連携し, 企業人等を講師として学校に派遣し, 職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ: 中高生を対象とした職業意識形成支援。 (3)大学卒業意識啓発事業: 経済団体等との連携の下, 大学生等のインターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに, 企業・大学などへの情報提供を行う。 (4)キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下, 中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生, 高校生, フリーター等を対象とする職業体験講座, 講習会の実施。
アメリカ	<p>テックプレップ (Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1990年代 ・管理運営主体 テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium) ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し, 14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で, 専門的職業教育科目と, 数学, 自然科学, コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 <p>コオペラティブ教育 (Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 20世紀初頭 ・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生) ・具体的内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした, 有給の職業実習型の教育であり, 学校での職業教育と並行して行われる。コオペラティブ教育の経験が単位となったり, 学位授与の要件となったりする。 <p>※ このほか, 「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。</p>

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イ ギ リ ス	<p>仕事関連学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年 ・管理運営主体 各学校 ・対象者及び適用要件 14～16歳の全ての学生 ・具体的内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育, 勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。
ド イ ツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各学校 ・具体的内容 職業活動体験は、ハプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアルシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン, 郡役所, 旅行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハプトシューレ, レアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間 <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省, 学校 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断, 職業オリエンテーリング, 職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が、職業学校(Berufsschulen):デュアルシステムの学校側における職業コース, 職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS), 専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フ ラ ン ス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件 中・高等教育の学生 ・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1991年 ・管理運営主体 大学 ・対象者及び適用要件 大学生 ・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため、工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免許が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

<p>日本</p>	<p>実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, (独)雇用・能力開発機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携 対象者 概ね35歳未満であり, 就職活動を続けているが安定的な就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者, 無業者, フリーター等) 具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校)活用型がある。 <p>専門学校等における実践的教育の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 経済産業省, 学校, 産業界 対象者 高専, 工業高校等の学生 具体的内容(中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大) <p>実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 厚生労働省, 各企業 対象者 新規学校卒業者等15歳以上35歳未満の者 具体的内容 企業が主体となり, 新規学校卒業者を主たる対象として, 教育訓練機関(公共職業能力開発施設, 認定職業訓練校, 専修学校, 各種学校等)における自社のニーズに即した学習と自らの企業における雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせる。 <p>新規学卒者を対象とした職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 厚生労働省(雇用・能力開発機構含む), 都道府県, 市町村 具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(雇用・職業能力開発機構, 都道府県設置の職業能力開発短期大学校, 職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し, 将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程
<p>アメリカ</p>	<p>登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1937年 管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同, 個々の事業主, 個々の事業主と事業主団体との共同など 対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし, 危険な業務については18歳以上 具体的内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には, 登録養成訓練制度修了者として, 公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け, その他の時間は, 職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
イギリス	<p>養成訓練制度 (Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年から新制度開始 ・管理運営主体 ビジネス・イノベーション・技能省および教育省 ・対象者及び適用要件 16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。 (1)養成訓練(Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 対象者は16～24歳。NVQレベル2(非熟練に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練(Advances Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 対象者は16～24歳。NVQレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)E2E(Entry to Employment) <ul style="list-style-type: none"> 就職等の準備が整っていない16～18歳の若年者を対象。参加者にはNVQレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練(Young Apprenticeship) <ul style="list-style-type: none"> 第10学年(通常は14歳)から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung))=「デュアルシステム」(Deualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 19世紀初頭 ・管理運営主体 企業及び職業学校(Berufsschulen) ・対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 年齢制限はなく、ハウプトシューレを修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくても、門戸は開かれている。 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、高質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。 <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 <ul style="list-style-type: none"> (1)義務給付(事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) <ul style="list-style-type: none"> 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校(聾啞学校など)修了証やハウプトシューレ修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付(雇用庁の裁量により給付が認められるもの) <ul style="list-style-type: none"> 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアルシューレ)修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会のあつせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、雇用庁の裁量により支給。 <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。</p>

養成訓練制度その他の訓練制度

フ ラ ン ス	<p>養成訓練契約 (Contrat d'apprentissage)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開始年月 1986年法律改正・ 契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。・ 対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)・ 具体的内容 CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。 <p>熟練契約 (Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開始年月 2004年10月・ 契約締結可能な雇用主 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。・ 対象者及び適用年齢 16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA (revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者・ 具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。
------------------	---

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援	
日 本 リ	<p>新規学卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室 ・対象者 新規学卒者 ・具体的内容 大学卒業生等の就職を支援するため、職場見学会や就職面接会を開催するとともに、ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室において職業相談等就職支援を実施。 <p>若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各都道府県（内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者 若年者 ・具体的内容 若年者の就職促進と能力向上を図るための雇用関連サービス（カウンセリング、情報提供、適性判断、職業訓練・研修、職場体験、職業紹介、職場定着までのフォローアップ）が「一か所」で受けられる施設。各都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設し、職業紹介事業を実施する。 <p>改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行、周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容 若年の能力・経験の正当な評価による雇用機会の確保等を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」）、労働者の募集採用に係る年齢制限の禁止を義務化。 <p>YES-プログラム（若年者就職基礎能力支援事業）の推進（2009年度をもって事業終了。指定資格試験については2012年9月30日まで有効）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、教育・試験実施機関、中央職業能力開発協会 ・対象者 学生を含む若年者 ・具体的内容 企業が若年者の就職に関して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」といった就職基礎能力の修得を支援する実践的能力評価・公証の仕組み。 <p>ジョブ・カード制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、ハローワーク ・対象者 フリーター、母子家庭の母など職業形成機会に恵まれない者 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。 (2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。 (3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。
ア メ リ カ	<p>O'NET (Occupational Information Network/Online)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1998年10月 ・管理運営主体 国立O'NET協会（O'NET Consortium） ・具体的内容 インターネット上で公表されている（http://online.onetcenter.org）職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 <p>※ この他、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program）」がある。第8-5表（p.248）を参照。</p>

情報提供をはじめとする就職支援

イギリス	<p>コネクションズ・サービス 第8-5表(p.249)を参照。</p> <p>イギリス政府サイト(Directgov)－若年者(Young People)－ 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクするなどにより、情報提供を行っている。</p>
ドイツ	<p>仕事に関する博物館 バーデン＝ヴェルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。 これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>しごと館(Cite des metiers) 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 国、地方公共団体 ・対象者及び適用要件 16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等様々な支援を行う。 <p>※その他、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p> </p>
資料出所	<p>労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態－仏・独・英・米4カ国比較調査－」、厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」、厚生労働省及び各国労働省ホームページ等</p> <p>(注) 1) 日本で、2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」が取りまとめられ(文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府)、以降、官民一体となった総合的な人材(若年人材)対策が強化されている。本表には、各省主導の多岐に及ぶプロジェクトの中から主要なものを掲載している。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若者の自立の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…フリーター, 無業者 ・具体的内容(2009年) <ol style="list-style-type: none"> (1) 「フリーター等正規雇用化プラン」の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター, 30歳代後半の不安定労働者も加え)を重点に置いた就職支援を集中的に実施。 ② 年長フリーター等を対象として, 中小企業の人事担当者が模擬面接等を行うジョブミーティングなどの取組み。 ③ 新たに30歳代後半の不安定就労者もトライアル雇用の対象として積極的支援。 (2) ニート等の自立支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域若者サポートステーションを拡大し地域の連帯協力を強化。 ② 若者の意識改革・働く意識の強化。 (3) 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 中央・地方のジョブカードセンターを開設し, 協力企業を拡大 ② ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備 ③ 職業訓練中の生活保障 協力企業に対する助成制度を充実し(Off-JTを含む訓練期間中の賃金負担を軽減), 訓練受講者に対する貸付制度を充実 <p>新卒未就業者への支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 民間団体等 (1) 新卒者体験雇用事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 学卒未就職を対象とした体験雇用(有期雇用)機会を設け, 求職者と事業主の相互理解を深め, 正規雇用への就職の促進を目的とした事業主への新卒者雇用奨励金の支給。 ② 対象者…卒業後未就職大学生・高校生等(2008年3月卒以降が対象) ③ 体験雇用期間(1か月から3か月), 奨励金を雇用期間中一人につき合計最大16万円まで支給。 (2) 新卒者就職支援プロジェクト <ol style="list-style-type: none"> ① 未就職新卒者が中小企業の現場等で社会人基礎力や各分野の基本的知識, 技能を修得する機会を提供することで, 就職者に中小企業の魅力を発見してもらおうと同時に, 活躍の場を見出す機会を提供する。 ② 対象者…平成19年9月以降に高校・大学等を卒業した未就業者 ③ 実習期間原則6か月, 技能・ノウハウ伝授を目的とした実習プログラムに沿って実施。実習生に対して月額7000円(技能習得助成金), 受入れ企業に対して月額3500円(教育訓練費助成金)を支給。
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的なしつけから, 読み書き, 算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される。 参加期間は, 原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し, 各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される, 14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イ ギ リ ス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年4月に全国導入 ・管理運営主体…ジョブセンタープラス ・対象者及び適用要件 <ul style="list-style-type: none"> 18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者 ・具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月) <ul style="list-style-type: none"> さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。 (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。 <p>※2009年10月より、若者・長期失業者に対する就業支援を民間企業・非営利組織などに委託する「フレキシブル・ニューディール」が導入され、移行が進められている。さらに2011年には、新たに導入される「ワーク・プログラム」により置き換えられる予定。</p> <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2001年4月 ・管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営 ・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。
ド イ ツ	<p>導入訓練(EQ)</p> <p>企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当てに充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</p> <p>特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF)</p> <p>不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。</p> <p>能力エージェンシー</p> <p>連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)が、特に不利な境遇にある若年者の社会的・職業的統合を改善するため導入したプログラム。ケースマネージャーが若年者の個々のニーズに対応、若年者と協議した上でどのような支援が必要かを決定、将来の選択肢に関する個別の長期計画を策定する。14～27歳の若年者の中で、学校から職業または職業訓練への移行に関する既存の制度の恩恵を受けていない、または自発的に支援サービスにアクセスしていない者を主な対象とする。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	<p>労働機会提供(1ユーロジョブ)</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>職業訓練報奨金制度</p> <p>2年以上求職活動が続けても仲介困難な若者に追加的に職業訓練の職場を提供する事業主に支払われる助成金制度。支給額は、4000～6000ユーロで、報奨金の7割が訓練期間の途中で、3割が試用期間終了後に支給される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE)</p> <p>※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 <p>社会生活参入契約(CIVIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。
資料出所	<p>労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」, 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ</p>

第8-5表（参考表） 若年者に対する最低賃金の特例

Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

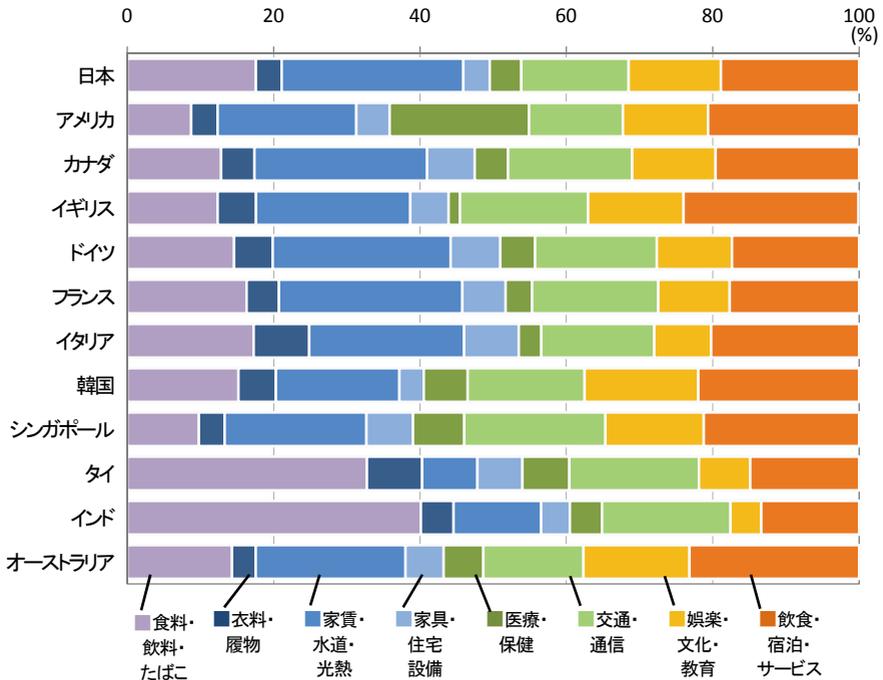
最低賃金, 社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例(連邦レベル) 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル/時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である7.25ドル/時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 21歳以上(通常の労働者):5.93ポンド。 (2) 18～21歳:4.92ポンド (3) 16～17歳:3.64ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 18歳未満の者は最低賃金額(SMIC)を減額可。ただし入職後6か月に達するまでで、17歳の者は10%、17歳未満のものは20%の減額。 (2) 見習契約による見習い訓練 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 (雇用促進を目的とした)特殊雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる場合が多い。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」
アメリカ:公正労働法, 1996年改正(The 1996 Amendments to the FLSA)
フランス:労働・雇用・厚生省ホームページ

9. 勤勞者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成（2008年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比(2008年)」(p.258)を参照。

(注)タイ、インドは2006年、シンガポールは2007年、オーストラリアは2008年度の数値。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合(エンゲル係数)は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本のエンゲル係数は、1970年代では30%ほどだったのが、2008年では17.6%に低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は、10~20%前後と低いが、インド(40.1%)、タイ(32.8%)等の東南アジア諸国は高い。逆に、「家賃・光熱」に関しては先進諸国で高く、東南アジア諸国では低い。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2008年)
Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2008

		(%)							
国 Country	受取側計 Resources side	雇用人 報酬 ^{a)}	営業 余剰 ^{b)}	混合 所得 ^{c)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及び 社会保 障 ^{e)}	その他 の経常 移転 ^{f)}	年金基 金年金 準備金 の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	58.1	10.1	4.7	5.5	16.5	5.5	-0.3
アメリカ	USA	100.0	54.9	5.8	11.6	14.8	12.6	0.2	—
カナダ	CAN	100.0	64.5	4.5	6.9	11.0	12.7	0.4	—
イギリス	GBR	100.0	53.6	5.3	5.8	12.1	17.2	3.9	2.1
ドイツ	DEU	100.0	47.6	4.0	9.4	17.2	17.6	3.1	1.2
フランス	FRA	100.0	51.2	8.7	6.3	9.1	19.1	5.6	—
イタリア	ITA	100.0	40.8	7.2	14.4	15.8	19.2	2.3	0.3
オランダ	NLD	100.0	51.5	11.8	—	11.4	17.0	4.6	3.8
ベルギー	BEL	100.0	52.9	5.2	8.4	11.3	18.3	3.0	0.9
デンマーク	DNK	100.0	57.6	8.0	—	8.0	18.9	2.1	5.4
スウェーデン	SWE	100.0	73.8	4.2	8.7	6.0	—	2.9	4.5
韓国 ¹⁾	KOR	100.0	55.9	16.1	—	10.8	8.6	8.5	0.1
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	58.1	8.0	9.1	9.0	—	15.8	—
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	49.1	7.6	—	22.9	17.6	2.6	0.3

国 Country	支払側計 Uses side	最終消 費支出 ^{h)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及び社会 保障 ^{e)}	所得・富 等に課さ れる経 常税 ⁱ⁾	その他 の経常 移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基 金年金 準備金 の変動 ^{g)}	
日本	JPN	100.0	64.2	3.1	15.4	6.3	4.6	6.4	—
アメリカ	USA	100.0	69.2	7.7	6.8	9.8	1.3	5.3	—
カナダ	CAN	100.0	69.9	1.5	5.6	15.1	1.4	6.6	—
イギリス	GBR	100.0	64.7	4.3	14.7	13.1	2.1	1.2	—
ドイツ	DEU	100.0	54.7	2.6	18.5	9.6	3.2	11.4	—
フランス	FRA	100.0	56.1	2.4	19.9	8.5	3.1	10.0	—
イタリア	ITA	100.0	57.9	1.8	15.4	11.9	2.8	10.3	0.0
オランダ	NLD	100.0	47.7	6.0	25.9	8.6	4.7	7.1	—
ベルギー	BEL	100.0	52.3	2.0	20.0	13.2	2.2	10.4	—
デンマーク	DNK	100.0	50.0	7.2	10.7	26.8	2.2	2.9	—
スウェーデン	SWE	100.0	63.3	4.6	—	19.7	2.0	10.4	—
韓国	KOR	100.0	66.1	5.2	11.9	5.6	5.8	5.4	—
オーストラリア ²⁾	AUS	100.0	66.1	7.8	—	13.4	2.9	9.7	—
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	70.5	4.8	5.7	17.1	2.3	-0.4	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Annual National Accounts vol.2, 1970-2008"

2010年8月現在, 日本:内閣府(2010.6)「平成20年度国民経済計算年報」

(注) 各項目の数値は, 受取計又は支払計に対する割合。

1) 営業余剰は推計値。

2) 2008年度。

3) 2000年度。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2008年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2008

		(実額/at current prices)				
国 Country	家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・ たばこ ^{a)}	衣料・履物 ^{b)}	家賃・水道・ 光熱 ^{c)}		
日本(千円)	JPN	2,231	392	78	554	
アメリカ(ドル)	USA	31,652	2,764	1,141	6,001	
カナダ(カナダドル)	CAN	25,719	3,300	1,170	6,066	
イギリス(ポンド)	GBR	14,337	1,771	753	3,021	
ドイツ(ユーロ)	DEU	16,261	2,372	861	3,955	
フランス(ユーロ)	FRA	17,622	2,872	781	4,414	
イタリア(ユーロ)	ITA	15,736	2,717	1,198	3,329	
オランダ(ユーロ)	NED	16,147	2,309	862	3,652	
ベルギー(ユーロ)	BEL	16,373	2,661	812	3,907	
デンマーク(ユーロ)	DEN	152,440	22,184	7,049	41,773	
スウェーデン(クローナ)	SWE	158,282	25,107	7,848	41,980	
韓国(千ウォン)	KOR	11,146	1,693	572	1,881	
シンガポール ¹⁾ (SGPドル)	SGP	21,225	2,078	744	4,111	
マレーシア ¹⁾ (リンギ)	MYS	12,126	2,822	331	2,105	
タイ ²⁾ (バーツ)	THA	69,817	22,865	5,267	5,278	
フィリピン ²⁾ (ペソ)	PHL	48,521	23,307	1,020	2,387	
インド ²⁾ (ルピー)	IND	20,249	8,124	903	2,426	
オーストラリア ³⁾ (AUDドル)	AUS	32,775	4,695	1,057	6,710	
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	25,803	4,410	1,087	5,293	
メキシコ(ペソ)	MEX	72,648	18,939	1,797	16,630	
国 Country	家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ サービス ^{h)}	
日本(千円)	JPN	80	96	327	281	421
アメリカ(ドル)	USA	1,444	6,026	4,060	3,686	6,530
カナダ(カナダドル)	CAN	1,675	1,170	4,364	2,932	5,041
イギリス(ポンド)	GBR	748	224	2,509	1,872	3,424
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,104	769	2,705	1,669	2,826
フランス(ユーロ)	FRA	1,044	635	3,038	1,722	3,115
イタリア(ユーロ)	ITA	1,175	485	2,428	1,222	3,183
オランダ(ユーロ)	NED	1,025	427	2,643	1,785	3,444
ベルギー(ユーロ)	BEL	928	951	2,381	1,626	3,106
デンマーク(ユーロ)	DEN	8,373	3,989	22,516	17,992	28,564
スウェーデン(クローナ)	SWE	8,352	5,165	25,969	18,457	25,405
韓国(千ウォン)	KOR	369	668	1,782	1,731	2,449
シンガポール ¹⁾ (SGPドル)	SGP	1,353	1,488	4,092	2,855	4,504
マレーシア ¹⁾ (リンギ)	MYS	653	243	2,456	780	2,735
タイ ²⁾ (バーツ)	THA	4,287	4,477	12,361	4,887	10,394
フィリピン ²⁾ (ペソ)	PHL	5,546	—	5,430	—	10,831
インド ²⁾ (ルピー)	IND	792	892	3,553	854	2,705
オーストラリア ³⁾ (AUDドル)	AUS	1,708	1,779	4,484	4,748	7,594
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	2,684	—	3,320	—	4,720
メキシコ(ペソ)	MEX	3,290	3,186	13,906	5,620	9,279

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.258)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2008年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2008

国 Country	家計最終消費支出	(%)								
		食料・飲料・たばこ ^{a)}	衣料・履物 ^{b)}	家賃・水道・光熱 ^{c)}	家具・住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・教育 ^{g)}	飲食・宿泊・サービズ ^{h)}	
日本	JPN	100.0	17.6	3.5	24.8	3.6	4.3	14.7	12.6	18.9
アメリカ	USA	100.0	8.7	3.6	19.0	4.6	19.0	12.8	11.6	20.6
カナダ	CAN	100.0	12.8	4.6	23.6	6.5	4.6	17.0	11.4	19.6
イギリス	GBR	100.0	12.4	5.3	21.1	5.2	1.6	17.5	13.1	23.9
ドイツ	DEU	100.0	14.6	5.3	24.3	6.8	4.7	16.6	10.3	17.4
フランス	FRA	100.0	16.3	4.4	25.0	5.9	3.6	17.2	9.8	17.7
イタリア	ITA	100.0	17.3	7.6	21.2	7.5	3.1	15.4	7.8	20.2
オランダ	NED	100.0	14.3	5.3	22.6	6.3	2.6	16.4	11.1	21.3
ベルギー	BEL	100.0	16.3	5.0	23.9	5.7	5.8	14.5	9.9	19.0
デンマーク	DEN	100.0	14.6	4.6	27.4	5.5	2.6	14.8	11.8	18.7
スウェーデン	SWE	100.0	15.9	5.0	26.5	5.3	3.3	16.4	11.7	16.1
韓国	KOR	100.0	15.2	5.1	16.9	3.3	6.0	16.0	15.5	22.0
シンガポール ¹⁾	SGP	100.0	9.8	3.5	19.4	6.4	7.0	19.3	13.4	21.2
マレーシア ¹⁾	MYS	100.0	23.3	2.7	17.4	5.4	2.0	20.3	6.4	22.6
タイ ²⁾	THA	100.0	32.8	7.5	7.6	6.1	6.4	17.7	7.0	14.9
フィリピン ²⁾	PHL	100.0	48.0	2.1	4.9	11.4	—	11.2	—	22.3
インド ²⁾	IND	100.0	40.1	4.5	12.0	3.9	4.4	17.5	4.2	13.4
オーストラリア ³⁾	AUS	100.0	14.3	3.2	20.5	5.2	5.4	13.7	14.5	23.2
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	17.1	4.2	20.5	10.4	—	12.9	—	18.3
メキシコ	MEX	100.0	26.1	2.5	22.9	4.5	4.4	19.1	7.7	12.8

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, household equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 OECD諸国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics” 2010年8月現在
その他:UN(2008.12) *National Accounts Statistics 2007*

人口(第9-2-1表):IMF *International Financial Statistics Online*

(<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2010年7月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2007年値。

2) 2006年値。

3) 2008年度の値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2009年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2009)

項目 Item	(円/Year)						
	計 Total	～29歳 Years old	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.49	1.52	2.89	3.33	2.80	2.26	1.86
2.有業人員(人)	1.13	1.07	1.29	1.48	1.68	1.07	0.41
3.消費支出	253,720	175,872	249,730	305,973	308,812	246,952	201,504
3a.食料	59,258	39,195	55,940	70,019	67,417	61,472	49,988
3b.住居	18,402	29,503	29,123	20,262	16,218	13,210	14,548
3c.光熱・水道	18,435	8,279	16,022	20,739	21,274	19,334	17,702
3d.家具・家事用品	8,448	4,957	7,605	8,985	9,707	9,248	7,696
3e.被服・履物	10,572	11,300	11,474	13,762	12,723	9,351	7,026
3f.保健医療	10,891	4,477	8,896	10,192	10,839	12,994	12,207
3g.交通・通信	32,910	30,033	40,472	43,912	42,908	28,885	17,170
3h.教育	9,112	1,210	9,338	26,534	16,284	1,092	750
3i.教養娯楽	28,396	21,068	29,779	35,128	30,680	27,848	23,317
3j.その他の消費支出	57,296	25,850	41,081	56,440	80,763	63,519	51,100
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.79	1.52	2.88	3.36	2.87	2.40	1.96
2.有業人員(人)	1.49	1.11	1.30	1.48	1.77	1.67	1.35
4.経常収入	455,461	295,515	417,114	535,635	531,016	364,258	296,084
5a.勤め先収入	436,807	293,312	408,961	526,538	517,746	287,510	171,243
5b.事業・内職収入	1,828	131	947	1,545	3,343	2,592	2,091
5c.他の経常収入	16,818	2,073	7,206	7,549	9,920	74,107	122,751
3.消費支出	283,685	178,468	253,109	313,322	331,046	281,803	239,669
3a.食料	62,868	39,412	56,259	70,489	69,821	66,891	57,590
3b.住居	21,797	29,535	28,955	20,741	15,992	15,075	20,872
3c.光熱・水道	18,124	8,159	15,794	20,546	21,380	19,697	18,036
3d.家具・家事用品	8,732	5,005	7,784	9,024	10,414	10,121	7,601
3e.被服・履物	12,607	11,438	11,460	13,700	13,586	11,497	14,098
3f.保健医療	9,970	4,579	9,054	10,198	11,379	13,196	9,867
3g.交通・通信	42,567	30,982	41,806	46,821	48,052	35,895	22,685
3h.教育	14,351	1,250	9,273	27,163	18,227	1,822	148
3i.教養娯楽	31,288	21,576	30,024	36,420	32,708	29,191	22,992
3j.その他の消費支出	61,382	26,530	42,699	58,219	89,488	78,418	65,780
6.非消費支出	80,690	41,884	66,537	98,038	104,681	61,172	35,234
6a.直接税	36,244	14,899	26,569	43,969	50,445	30,326	19,900
6b.社会保険料	44,328	26,836	39,834	53,961	54,117	30,791	15,046
6c.他の非消費支出	118	149	135	108	120	56	289

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所 総務省(2010.2)「平成21年家計調査年報詳細結果」

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2008年）
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2008)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
								(人/persons)
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.8	3.3	2.7	2.1	1.8	1.5
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.0	1.4	0.6	0.2	0.1	0.0 ¹⁾
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.6	0.2
								(ドル/dollars)
税引き前所得 Income before taxes	63,563	28,127	59,878	77,582	81,844	71,653	45,232	32,886
税引き後所得 Income after taxes	61,774	27,907	58,809	75,677	78,537	69,009	44,402	32,747
消費支出 Average annual expenditures	50,486	29,325	48,159	58,808	61,179	54,783	41,433	31,692
食料 Food	6,443	4,447	6,229	7,849	7,696	6,357	5,338	3,935
アルコール飲料 Alcoholic beverages	444	448	491	462	505	525	343	144
住居 Housing	17,109	9,975	17,318	20,649	19,562	17,611	13,845	12,035
被服 Apparel and services	1,801	1,351	1,965	2,235	2,228	1,622	1,381	755
交通 Transportation	8,604	5,464	8,699	9,797	10,691	9,377	6,740	4,392
保健医療 Healthcare	2,976	682	1,737	2,499	2,930	3,825	4,779	4,413
娯楽 Entertainment	2,835	1,608	2,766	3,603	3,297	3,036	2,418	1,349
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	616	370	547	728	736	630	559	456
読書 Reading	116	48	79	102	124	157	152	132
教育 Education	1,046	1,691	759	953	2,012	867	345	192
煙草 Tobacco products and smoking supplies	317	251	298	354	437	354	227	88
雑費 Miscellaneous	840	280	726	862	957	1,316	659	507
寄付 Cash contributions	1,737	427	1,036	1,550	2,152	2,163	2,033	2,291
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,605	2,283	5,510	7,165	7,853	6,943	2,616	1,003

資料出所 U.S.Department of Labor(2009.10) *Consumer Expenditures in 2008*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 75歳以上の数値は、0.05未満。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世界、2008年）
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2008)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.4	3.0	2.3	1.8	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	713.1	600.0	945.3	771.1	433.8	290.3
賃金・俸給 Wages and salaries	476.4	495.0	738.3	520.5	76.8	10.2
事業所得 Self-employment	66.3	36.0	101.1	78.7	22.6	(6.1)
財産所得 Investments	27.8	1.8	35.9	31.6	28.2	16.0
年金 Annuities and pensions	48.5	0.6	(2.8)	72.5	127.1	92.9
社会保障給付 Social security benefits	88.4	49.8	60.5	64.0	176.6	164.9
その他 Other sources	5.7	16.8	6.6	4.6	2.2	0.3
消費支出 Total expenditure	471.0	441.2	581.9	509.2	353.6	216.8
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	50.7	38.7	57.0	55.5	48.2	34.9
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	10.8	10.5	12.3	12.8	9.3	4.3
被服・履物 Clothing and footwear	21.6	23.2	27.5	23.7	12.7	7.7
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	53.0	76.2	59.5	49.1	42.0	36.1
家財・家事サービス Household goods and services	30.1	23.9	35.6	32.9	26.2	17.6
健康 Health	5.1	2.8	4.2	7.7	4.5	4.9
交通 Transportation	63.4	55.8	77.9	80.3	41.2	16.0
通信 Communication	12.0	13.2	14.1	13.2	8.2	5.9
娯楽・文化 Recreation and culture	60.1	41.4	67.2	70.9	63.7	29.6
教育 Education	6.2	3.0	8.9	8.8	(1.3)	(0.4)
外食・外泊 Restaurants and hotels	37.7	38.2	46.4	44.0	25.1	12.6
雑費 Miscellaneous goods and services	35.6	31.3	45.4	36.6	24.0	20.1
その他 Other expenditure items	84.6	83.0	125.7	73.6	47.2	26.8
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	199.8	183.0	197.2	226.0	200.3	154.2

資料出所 National Statistics of UK (2010.1) *Family Spending, 2009 edition*

(注) 週平均収入及び支出。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2008年)
Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany all households, 2008)

		(ユーロ/Euro)								
項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
総収入 Gross income	3,707	2,020	3,571	4,597	4,522	3,802	2,820	2,707	2,485	
勤め先収入 Wages and salaries	2,056	1,415	2,718	3,249	3,100	2,207	242	51	(22)	
事業所得 Self-employment	239	(23)	186	354	389	324	129	33	(10)	
財産所得 Investments	385	53	162	383	435	482	499	452	391	
公的移転収入 Public transfer income	842	301	337	450	441	635	1,711	1,927	1,855	
その他 Other sources	183	226	166	160	157	153	238	242	206	
消費支出 Total expenditure	2,245	1,378	1,993	2,489	2,490	2,309	2,182	2,119	1,841	
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	321	196	268	366	375	334	299	288	239	
被服・履物 Clothing and footwear	106	77	105	133	125	102	84	78	56	
住居・光熱 Housing, fuel and power	731	449	608	774	781	765	752	753	709	
家庭用品 Interiors, goods and items	113	51	104	130	123	131	107	98	83	
保健 Health	94	31	50	73	82	93	131	154	161	
交通 Transportation	328	214	349	395	401	337	272	226	160	
通信 Communication	65	66	78	75	74	63	52	47	40	
教養・娯楽 Recreation and culture	255	144	205	281	277	258	279	267	189	
教育 Education	20	28	28	33	26	16	6	3	(5)	
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	113	66	107	125	121	114	106	111	91	
その他 Others	99	57	91	106	105	98	96	96	108	

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2010.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2008, Heft 4-5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

国 Country	2003 年/Year	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本 (10億円) JPN (billion yen)	1,461,437	1,492,738	1,586,940	1,616,506	1,560,971	1,474,703	1,505,249
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	35,294	39,228	43,314	48,124	50,687	41,668	42,544
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	2,975	3,183	3,613	3,915	4,075	3,681	4,153
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	3,805	3,974	4,205	4,399	4,560	4,433	4,672
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	2,707	2,924	3,161	3,483	3,745	3,541	3,832

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2011.1)「平成21年度国民経済計算確報」

アメリカ: The Federal Reserve Board(2010.6) *Flow of Funds Accounts of the United States*

イギリス: National Statistics of UK(2010.8) *National Accounts -Blue Book 2010-*

ドイツ: Deutsche Bundesbank(2010.6) *Financial Accounts for Germany 1991 to 2009*

フランス: Banque de France(2010.6) *Annual Financial Accounts*

第9-5表 十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかつた回答者の割合¹⁾

Table 9-5: Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes

国 Country		食料 food	医療 medical and health care	被服 clothes
日本	JPN	4	4	5
アメリカ	USA	15	26	19
カナダ	CAN	10	13	16
イギリス	GBR	11	11	20
ドイツ	DEU	5	8	10
フランス	FRA	8	5	12
イタリア	ITA	11	12	16
ロシア	RUS	50	54	68
中国	CHN	18	45	23
韓国	KOR	18	15	21
インド	IND	44	52	44

資料出所 The Pew Global Attitudes Project(2002.12) *What the World Thinks in 2002*

(注) 1) 過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか、という質問に対して、買えなかったことがあったと回答した人の割合(医療、被服についても同様)。

第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2005年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/¥en	USDル/US\$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	クローナ/ Krona
老齢給付 Old-age	43,367,845 (8.6)	646,343 (5.3)	76,059 (6.1)	251,877 (11.2)	187,373 (10.9)	262,197 (9.6)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	3,526,946 (0.7)	156,779 (1.3)	29,937 (2.4)	42,068 (1.9)	31,794 (1.9)	153,233 (5.6)
遺族 Survivors	6,481,680 (1.3)	92,409 (0.8)	2,497 (0.2)	8,426 (0.4)	30,515 (1.8)	17,084 (0.6)
家族 Family	4,073,502 (0.8)	75,040 (0.6)	40,020 (3.2)	48,625 (2.2)	51,816 (3.0)	87,865 (3.2)
積極的労働市場政策 ALMP**	1,277,545 (0.3)	14,793 (0.1)	6,580 (0.5)	21,716 (1.0)	15,446 (0.9)	35,348 (1.3)
失業 Unemployment	1,685,865 (0.3)	36,562 (0.3)	3,201 (0.3)	37,058 (1.7)	29,402 (1.7)	32,894 (1.2)
保健 Health	31,795,019 (6.3)	848,297 (7.0)	87,566 (7.0)	172,136 (7.7)	134,682 (7.8)	185,201 (6.8)
住宅 Housing	—	—	18,130 (1.4)	13,765 (0.6)	13,952 (0.8)	14,775 (0.5)
生活保護その他の 社会政策分野 Other social policy areas	1,328,511 (0.3)	69,418 (0.6)	2,347 (0.2)	4,697 (0.2)	6,195 (0.4)	16,432 (0.6)
合計 Total	93,536,913 (18.6)	1,939,641 (15.9)	266,335 (21.3)	600,367 (26.7)	501,175 (29.2)	805,028 (29.4)
(社会支出に占める割合)						(%)
老齢現金給付	46.4	33.3	28.6	42.0	37.4	32.6
障害・業務災害・疾病等	3.8	8.1	11.2	7.0	6.3	19.1
遺族	6.9	4.8	0.9	1.4	6.1	2.1
家族	4.4	3.9	15.0	8.1	10.3	10.9
積極的労働市場政策	1.4	0.8	2.5	3.6	3.1	4.4
失業	1.8	1.9	1.2	6.2	5.9	4.1
保健	34.0	43.7	32.9	28.7	26.9	23.0
住宅	—	—	6.8	2.3	2.8	1.8
生活保護その他の 社会政策分野	1.4	3.6	0.9	0.8	1.2	2.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* ()内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, ** Active labour market programmes

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Social Expenditure”2010年7月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

生活保護その他の社会政策分野:

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-7: Social security benefits as a percentage of national income

国 Country	年 ¹⁾ Year	計 Total	年金 Pension	医療 Healthcare	福祉等 Welfare	
日本	JPN	2007	24.4	12.9	7.7	3.8
		2001	22.5	11.8	7.4	3.4
		1996	17.8	9.2	6.6	2.0
アメリカ	USA	2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所 厚生労働省(2010.8)「平成22年版厚生労働白書」, (2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, (2006.5)「社会保障の給付と負担の将来見通し(平成18年5月推計)」

(注) 1) 日本は年度。

第9-8表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-8: Tax and social security burden as a percentage of national income

国 Country	年 Year	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	
日本	JPN	2011	22.0	16.8	38.8
		2008	24.3	16.3	40.6
アメリカ	USA	2008	24.0	8.6	32.5
イギリス	GBR	2008	36.2	10.5	46.8
ドイツ	DEU	2008	30.4	21.7	52.0
フランス	FRA	2008	36.8	24.3	61.1
スウェーデン	SWE	2008	46.9	12.1	59.0

資料出所 財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/>)2011年2月現在

(注) 日本:2008年度は実績, 2011年度は見通し。

その他:2008年実績。

第9-9表 GDPに占める労働市場政策への支出(2008年)

Table 9-9: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2008

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
		公共 職業 サービス ^{a)}	職業 訓練 ^{b)}	雇用イ ンセン ティブ ^{c)}	就業 支援、 訓練 ^{d)}	直接 的雇用 創出 ^{e)}	創業イ ンセン ティブ ^{f)}	失業・ 無業 所得 補助・ 支援 ^{g)}	早期 退職 ^{h)}		
日本 ¹⁾	0.57	0.26	0.14	0.03	0.01	—	0.08	—	0.30	0.30	—
JPN											
アメリカ ¹⁾	0.98	0.17	0.04	0.07	0.01	0.04	0.01	—	0.81	0.81	—
USA											
カナダ ¹⁾	0.96	0.30	0.12	0.08	0.01	0.02	0.02	0.01	0.66	0.66	—
CAN											
イギリス ²⁾	0.49	0.32	0.28	0.02	0.01	0.01	0.01	—	0.16	0.16	—
GBR											
ドイツ	1.91	0.81	0.29	0.29	0.08	0.03	0.06	0.07	1.10	1.04	0.05
DEU											
フランス	1.98	0.81	0.20	0.25	0.10	0.07	0.15	0.03	1.17	1.15	0.02
FRA											
イタリア	1.26	0.45	0.09	0.18	0.15	—	0.01	0.02	0.81	0.72	0.09
ITA											
オランダ	2.31	1.04	0.33	0.10	—	0.47	0.15	—	1.26	1.26	—
NLD											
ベルギー	3.32	1.28	0.20	0.16	0.45	0.12	0.34	—	2.04	1.30	0.74
BEL											
ルクセンブルク	0.95	0.42	0.04	0.04	0.25	0.01	0.09	—	0.53	0.37	0.15
LUX											
デンマーク	2.56	1.35	0.37	0.23	0.14	0.61	—	—	1.22	0.73	0.48
DNK											
スウェーデン	1.45	0.99	0.33	0.07	0.38	0.20	—	0.01	0.46	0.46	—
SWE											
フィンランド	2.18	0.82	0.15	0.36	0.14	0.09	0.07	0.02	1.35	0.96	0.39
FIN											
ノルウェー	—	—	—	0.21	0.02	0.14	0.04	—	0.32	0.32	—
NOR											
韓国	0.49	0.20	0.02	0.06	0.06	0.01	0.05	—	0.29	0.29	—
KOR											
オーストラリア ¹⁾	0.74	0.29	0.16	0.01	0.01	0.06	0.04	0.01	0.45	0.45	—
AUS											
ニュージーランド ¹⁾	—	—	—	0.17	0.01	0.05	—	0.01	0.28	0.28	—
NZL											

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD(2010.7) *Employment Outlook 2010*

(注) 1) 2008-2009年にかけての年度の値。

2) 2007-2008年にかけての年度の値。イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

第9-10表 公的年金等制度
Table 9-10: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て
対象者	全居住者	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(一般被用者)16.058% (2010.9～:労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2010.4～:月当たり15,100円)	被用者4.2% 事業主6.2% 自営業者10.4% (2011年)	賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(基礎年金):従前の60歳から段階的に延長。2007～2009年度は63歳、2013年度から65歳。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年度から段階的に引上げ、男性は2025年度から、女性は2030年度から65歳)。	66歳(2011年) ※2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2018年までに65歳に、また男女とも2020年までに66歳に引上げ予定。以降も引上げが計画されている。
最低加入期間 ¹⁾	25年間	10年間	7.5年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。本人が希望すれば60～64歳受給可能。繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。65～70歳までの間は、賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止(ただし、基礎年金は全額支給)。また、70歳以降についても、60歳台後半と同じ取扱い(但し、保険料負担はなし)。60～65歳までは、賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

第9-10表 公的年金等制度（続き）

Table 9-10: Public pension schemes (cont.)

制度体系	ドイツ 1階建て	フランス 1階建て
対象者	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。（無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる）
保険料率	19.90%（労使折半） （2009～2011年現在）	以下は一般制度の1階部分の保険料率（2011年1月1日より） 被用者は、35,352ユーロ／年までの給与に対して6.65%，全給与に対して0.1%。 使用者は、35,352ユーロ／年までの給与に対して8.3%，全給与に対して1.6%。
支給開始年齢	65歳 （2012年から段階的に引上げ、2029年に67歳へ）	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2018年には62歳へとなることが決定されている（2010年の公的年金制度改革による）。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、60歳時平均余命の伸長を考慮して、段階的に引き上げられる。（現在、1953年及び1954年生まれの者の場合、41年3か月）
最低加入期間 ¹⁾	5年間	3か月
国庫負担	拠出金で不足する費用の全額 （2009年は総給付の約28%）	※財源の66.5%（2009年、以下同様）は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填（財源の1.3%）、不動産収入などに賦課される租税（同10.9%）、老齢連帯基金による拠出（同14.9%）、同基金の財源の大部分は一般福祉税など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ（早期）支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成、長期失業者、高齢パート就労促進制度活用者（60歳から可能。但し、2016年に廃止予定）	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。（長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された）
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	65歳以上の労働者と完全年金（フルペンション）の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる（2009年1月1日から）。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。 同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者（非賃金労働者）として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」、アメリカ：社会保障庁ホームページ、ドイツ：企業年金連合会（2008.12）「企業年金に関する基礎資料」、フランス：CNAV、URSSAF、年金改革に関する政府ウェブサイト

（注）1）必要となる被保険者期間。

第9-11表 企業年金等制度

Table 9-11: Corporate pension schemes

	日本				アメリカ
	厚生年金基金	適格退職年金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立:1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	事業主	年金の規約について, 厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	規約型と基金型がある。労使が合意した年金の規約について, 厚生労働大臣の承認(基金の場合は基金の設立認可)が必要。	企業の任意(エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人, これと生計を一にする親族, 事業主である法人の役員等の加入は不可)	企業型: 実施企業に勤務する従事員(国民年金第2号被保険者) 個人型: 自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金と同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じて60~65歳。	原則として60~65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳(繰上げ, 繰下げ(法定)あり)
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乘せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は, 代行部分の1割を上回る水準(代行部分は, 老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され, 加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び, 掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが, 公的年金とあわせ, 従前賃金の60~70%を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乘せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式=公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう, 公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 適格退職年金は, 平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い, 平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか, 制度を廃止することになった。

第9-11表 企業年金制度（続き）

Table 9-11: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	ホワイトカラーのITP(職員退職年金制度)とブルーカラーのSTP(労働者退職年金制度)の2つ制度がある。 全国的労働協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	(20歳に達してから5年以上の拠出期間)	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上 (1979年以降出生者は確定拠出型となり、25歳以上が加入)
支給年齢開始	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間5,656.32ユーロ(2011年)	最終給与のうち基礎額(45,900クローナ)の ～7.5倍×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 (確定給付型の場合) (30年加入に満たない場合は減額) なお、2007年1月以降、25歳以上の新規加入者から拠出建制度に移行している。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乘せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金に上乘せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。)

資料出所 日本:ライフデザイン研究所(2002)「平成14年版企業年金白書」、厚生労働省ホームページ
 アメリカ・イギリス・ドイツ・スウェーデン:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料
 (平成21年12月)」
 フランス:政府資料、保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*、労働省ホームページ等

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2010年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2010

国		年金		医療	介護	雇用	その他	計
Country		Pension		Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	16.058 ¹⁾		8.15 ²⁾ ～8.26	1.19	1.55 ³⁾	なし	
	労 / employee	労使折半				0.95		4)
	使 / employer					0.60		
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾		2.9 ⁶⁾		2.24 ⁷⁾		
	労 / employee	労使折半						7.65
	使 / employer					2.24 ⁷⁾		9.89
イギリス	GBR	23.8		税負担の		国民保険	なし	
	労 / employee	11.0 ⁸⁾		ため		制度に統		11.0
	使 / employer	12.8		なし		合		12.8
ドイツ	DEU	19.9		14.9 ⁹⁾	1.95	2.8 ¹⁰⁾		
	労 / employee	労使折半		7.9	労使折半			20.325
	使 / employer			7.0				19.425
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険					家族 手当 ¹⁴⁾	住宅支 援基金 への 抛出
		16.65		13.85		6.40		
	労 / employee	6.65 ¹¹⁾	0.1 ¹²⁾	0.75 ¹²⁾		2.40 ¹³⁾		9.90
	使 / employer	8.3 ¹¹⁾	1.6 ¹²⁾	13.1 ¹²⁾		4.00 ¹³⁾	5.4	32.50

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:社会保障家族手当保険料徴収連合(URSSAF)ホームページ(2010年1月現在)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は2009年9月分
 から都道府県ごとに異なる。
 3) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」(p.150)の財源
 の項を参照。
 4) 医療保険料率が8.15の場合は労:13.649, 使:13.299, 8.26の場合は労:13.704, 使:
 13.354となる。
 5) 2011年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) 州別失業保険税を含む平均値(2008年のデータによる)。
 8) 週110～844ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、1.0%の保険
 料がかかる。
 9) 医療保険料率は、2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが、特別措置として、2009
 年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり、労:8.2%、
 使:7.3%の振り分けとなる予定。
 10) 雇用保険料率は、時限措置により2.8%(2009年1月から2010年12月まで)だが、2011年1
 月から3.0%となる予定。
 11) 34,620ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは
 本人負担。
 12) 対全給与。
 13) 138,480ユーロ/年までの給与に対する割合。
 14) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するよ
 うなものまで含んでいるため、その他に計上。

第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	<p>生活保護制度(生活保護法)</p> <p>生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。</p> <p>・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4)</p> <p>・給付の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助</p> <p>必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。</p>	<p>(貧困家庭一時扶助)(TANF)</p> <p>・根拠法令は、社会保障法</p> <p>・管理運営主体は、州</p> <p>・財源は、連邦及び州の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等</p> <p>・給付内容は、州ごとに決定</p> <p>(その他の扶助)</p> <p>(1)補足的保障所得(SSI)</p> <p>高齢者、障害者等が対象</p> <p>(2)メディケイド</p> <p>貧困家庭の児童、妊婦等が対象</p> <p>(3)食料スタンプ</p> <p>所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象</p> <p>(4)一般扶助</p> <p>州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除)</p> <p>・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)</p>	<p>(所得補助)</p> <p>・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法</p> <p>・管理運営主体は、雇用年金省</p> <p>・財源は国の一般財源</p> <p>・制度の対象者は、一人親等</p> <p>・給付内容は家族構成等を勘案(雇用・生活補助手当(所得関連))</p> <p>・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象、健康状態により就労関連活動グループと支援グループに区分</p> <p>(社会基金)</p> <p>・突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金(その他の扶助)</p> <p>(1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給、</p> <p>(2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給、</p> <p>(3)税額控除:就労や子供の有無により税を還付、</p> <p>(4)年金給付:高齢者に対する最低所得保障</p>
被保護世帯数(千世帯)	1,274(2009年度)	<p>貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助</p> <p>4,114(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>8,870(1997年8月)</p>	—
被保護者数(千人)	1,764(2009年度)	<p>補足的所得保障</p> <p>5,954(2006年)</p> <p>メディケイド 33,579(1997年度)</p> <p>貧困家庭一時扶助</p> <p>11,423(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>21,414(1997年8月)</p>	<p>所得補助, 雇用・生活補助手当(所得関連) 2,170</p> <p>住宅給付 4,030</p> <p>地方税給付 5,010</p> <p>年金給付 2,610</p> <p>(グレートブリテン, 2008年度)</p>
基準額(月額)	<p>生活保護基準(2009年度)</p> <p>・1級地-1における標準3人世帯(33歳男, 29歳女, 4歳子)</p> <p>162,170円</p> <p>・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女)</p> <p>80,820円</p>	<p>補足的所得保障(2006年)</p> <p>・1人当たり 504ドル</p> <p>・夫婦当たり 846ドル</p> <p>食料スタンプ(2004年)</p> <p>・単身世帯 141ドル</p> <p>・4人世帯 471ドル</p>	<p>所得補助(2010年)</p> <p>単身者 18~24歳 週51.85ポンド</p> <p>25歳以上 週65.45ポンド</p> <p>18歳以上のカップル 週102.75ポンド</p> <p>雇用・生活補助(2010年)</p> <p>就労関連活動 週91.40ポンド</p> <p>支援 週96.85ポンド</p> <p>※この他、家族構成等で加算</p>
総支給額(国及び地方)	<p>生活保護費:</p> <p>2兆0,969億円(2009年度)</p>	<p>補足的所得保障</p> <p>約347億ドル(2006年)</p> <p>メディケイド</p> <p>約1620億ドル(1996年度)</p> <p>約204億ドル(1996年度)</p> <p>食料スタンプ</p> <p>約246億ドル(2004年度)</p>	<p>所得補助, 雇用・生活補助手当(所得関連) 86.9億ポンド</p> <p>住宅給付 157.7億ポンド</p> <p>地方税給付 39.6億ポンド</p> <p>年金給付 71.8億ポンド</p> <p>(グレートブリテン, 2008年度)</p>

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助(Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減少の場合は特定給付。その他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。 	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令は、社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は、家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県 ・財源は、国の一般財源 ・制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数(千世帯)	—	1,777(2010年4月現在)
被保護者数(千人)	325(2008年末)	7,000(2009年政府予測)
基準額(月額)	<p>通常給付は失業給付Ⅱ基準月額と同額。 他に住居費・暖房費等別途支給。</p>	<p>RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2011年1月1日～12月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者 子どもなし:466.99ユーロ 子ども1人:700.49ユーロ 子ども2人:840.59ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに186.80ユーロが加算 ・カップル・夫婦 子どもなし:700.49ユーロ 子ども1人:840.59ユーロ 子ども2人:980.69ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに186.80ユーロが加算 <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編(2003)「貧困問題とソーシャルワーク」、日本労働研究機構九州事務所(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策:Welfare to Workの観点から」、厚生労働省(2007)「平成18年版厚生労働白書」、同省(2006)「社会福祉行政業務報告」、同省(2003)「海外情勢報告2002～2003年」、同省ホームページ、イギリス:directgovホームページ(<http://www.direct.gov.uk>)、DWP(2010) *Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2008-09* (GBのみ)
フランス:政府公共サービス(<http://vosdroits.service-public.fr/>)、及びRSA(<http://rsa.gouv.fr>)、家族手当公庫CAF(<http://www.caf.fr/>)各ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

第9-14表 育児休業制度

Table 9-14: Childcare leave schemes

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児・介護休業法	家族・医療休暇法(1993年)	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者(日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間雇用者は対象)	男女労働者実親, 養親, 監護者	男女労働者(実親, 養親を問わない)	子を自ら自宅で監護又は養育する労働者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	雇用された期間が1年以上の男女労働者	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤務を証明すること
期間	子が1歳まで。父母が共に取得する場合, 1歳2か月まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合には1歳半まで延長可能。3歳までの子を養育する労働者について, 短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを義務とし, 労働者の請求で所定外労働の免除を制度化。3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して, 育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて, 必要な措置を講じる努力義務あり。	生後, 養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。ただし, 夫婦が同一事業所に雇用されている場合は, 夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割, 時間単位での取得が可能。	子が5歳に達するまで13週間。また子に障害のある場合は, 18歳に達するまで18週間。	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば, 最後の1年分を子が8歳になるまでの期間に繰延べ可能。	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき, その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし, 子が重度の病気・事故・障害を負った場合は, 休業期間を延長できる。休業中, 「乳幼児迎え入れ手当(= Page)」のClca(活動自由選択補完措置)から, 第1子は6か月間, 第2子以降は3歳までの間, 賃金補助(完全休業でPageの基礎手当を受給していない場合, 月額552.11ユーロ(金額は2010年12月31日まで有効))の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に, 休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢(Colca=選択的活動自由選択補完措置)を創設。

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間 の労働時間短縮	1週間を単位 (障害を有する 子の場合は 1日単位も 可)。ただし、 労働協約又は 労働契約で これと別の 定め可。	育児休業の期間中 も、使用者の同意を 得て週15～30時間 の範囲でパート就労 可。	子が3歳になるまで、 (1)1～3年休暇する、 (2)パートタイム労働 (週16～32時間)に 移行する、(3)職業 教育を受ける—のい ずれかの方法又は その組合せ。
請求予告 期間	育児休業開始予定日 の1か月前(1歳～1歳 6か月までの育児休 業の場合は2週間前)	休暇開始日の 30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の 7週間前に文書によ り使用者に要求	産休に連続する場 合、休業開始1か月 前。その他の場合、 休業開始2か月前。
解雇・不 利益取扱	育児休業の申出をし、 又は育児休業をした ことを理由とする解雇 その他不利益な取扱 の禁止	育児休業の権 利行使に対す る干渉、抑圧、 拒否、不利益 取扱の禁止	解雇は不公 正解雇制度 上の救済を 受ける。不利益 取扱の禁止	育児休業請求以降 終了まで解雇禁止。 ただし、特別の場合 には、雇用に関する 管轄最上級官庁等 が例外的に解雇を 許容する宣言を発 することができる。	育児休業を理由に 解雇することはでき ないが、それとは関 係のない場合(例： 経済解雇)はでき る。
復職	事業主に対し休業中 の待遇及び休業後の 賃金、配置、その他 労働条件に関する事 項を予め定め、労働 者に周知させるため の措置を講ずる努力 義務が課せられてい る(指針において、育 児休業後においては、 原職又は原職担 当者に復帰させるこ とが多く行われている ことに配慮すべき旨 規定されている)。	休暇前と同じ 仕事又は同等 の仕事への復 職の権利を有 する。	以前と同じ職 又はそれが 不可能である 場合には、適 切かつ妥当 な他の職に 復帰できる。	以前と同じ又は同等 の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同等 度の職に復帰でき る。
担保方法	苦情・紛争について 援助・調停、公表制 度・過料	使用者による 損害賠償	雇用審判所 への争訴提 起	労働裁判所、使用 者による損害賠償。	罰金。使用者による 損害賠償、解雇手 当金等の支払い。
有給・無 給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

第9-14表 育児休業制度（続き）

Table 9-14: Childcare leave schemes (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。	医療給付は休業中も継続。	休業中の保険料は免除される。ただし、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67%。上限1800ユーロ、下限300ユーロ）。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。最低休業期間はそれぞれ2か月（2009年より）。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	—	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得し、職場に復帰した労働者に対し、最大雇用保険から休業取得前の賃金月額40%が支給される（2007年3月末日以降職場復帰した者から2010年3月末までに育児休業を開始した者には、給付率を50%に暫定措置として引上げ＝当分の間延長）育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行 労働時間の短縮請求には、勤務6か月が必要。 完全休業する場合、事業所は、本人の有給休暇を1年につき、1/12短縮できる。パート就業時は、これが認められない（17条）。	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省(2004)「2003～2004年海外情勢報告」、同(2003)「2002～2003年海外情勢報告」、同(2008)「平成19年度雇用均等基本調査」、内閣府(2007)「平成19年版少子化社会白書」、厚生労働省ホームページ、アメリカ:連邦労働省ホームページ、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ホームページ、フランス:労働・雇用・厚生省ホームページ、各国資料により労働政策研究・研修機構作成

(注) 1) 日本は2009年7月に改正育児休業法が公布。2010年6月30日に施行(100人以下の中小企業は公布日から3年以内の政令で定める日)。

第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本		イギリス	
	子ども手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童手当	児童税額控除
根拠法令	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律		1975年児童手当法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国が負担。(ただし, 国家公務員は国, 都道府県の地方公務員は都道府県, 市町村の地方公務員は市町村がそれぞれ負担する)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者		16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。	収入が年間で16,190ポンドを超える場合等, 減額措置あり。(2010年)
給付(控除)内容	15歳以下の子1人につき, 月額1万3千円		第1子は 20.30ポンド/週, 第2子以降は一人当たり 13.40ポンド/週 (2010年)	家族控除 545ポンド/年, 1歳未満加算 545ポンド/年, 児童加算 2300ポンド/人・年 (2010年)
備考	子ども手当の支給により, 児童手当は廃止。また子ども手当以外に, 片親家庭に対する児童扶養手当, 奨学金制度等がある。			

第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	子ども手当	子ども追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎手当
根拠法令	1996年租税法62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内 に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省 にある。		税務署	家族給付全国金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一 般財源			企業の拠出金(44.2%, 2009年, 以 下同様), 一般福祉税など租税(21.7%), 国及び県の拠出金(20.5%)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者 は無制限, ただし子ども本人の年収が8,004ユーロ(2010 年)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を 2人以上扶養し ている者(所得制 限なし)	2004年1月1日 以降に生まれた 3歳未満の子が いる親(所得や 子の数に応じて 制限がある)
給付(控 除)内容	第1子・第2子は 月184ユーロ, 第 3子は月190ユー ロ, 第4子以降は 1人につき215 ユーロ(2010年)	子1人につき月額140 ユーロ。10学年修了 までの児童生徒に対 し, 新学年の学用品 購入用にさらに年1回 (8月)100ユーロを追 加支払い(2009年8月 より)。	子1人につき年 間7,008ユーロ (基本額4,488 ユーロ, 教育費 用相当額2,520 ユーロ)が所得 から控除される。 (2010年/夫婦合 算課税の場合)	子の年齢や数に 応じて決まる。11 歳未満の子2人 の場合, 月額125.78ユー ロ(2011年12月 31日まで)	月額180.62ユー ロ(2011年12月 31日まで)
	10学年修了までの子供手当での対象となっている学童に 対し, 学用品に対する100ユーロの追加が景気パッケージ IIIに基づき2009年4月に支払われた。				
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほ か, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時 間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可 能。			上記以外に様々な家族給付があ るほか, 税制上又は年金上の優遇 措置がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月), 厚生労働省, ドイツ: 連邦家庭・高
年齢者・女性・青少年省, 及びフランス: 家族手当金庫(CAF)各ホームページ等により労働政策
研究・研修機構作成

第9-16表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村，社会福祉法人，株式会社，NPO，学校法人等(認可方式)	地方自治体，教会，福祉団体等	市町村，民間，非営利団体
財源	国，都道府県，市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は，州が50%，自治体が25%，設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては，家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は，市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢，世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合，1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに，パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合，当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は，2,080,114人，待機児童は26,275人(2010年4月1日現在)。	3歳未満の児童に係る保育所の利用率は，全独で12.1%，旧西独地域で6.8%，旧東独地域で36.7%(2006年3月15日現在)。	設置数は4,350か所，受入人数は13万4千人(2007年)。2007年に政府が実施した調査では，3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち，認可された保育サービスを利用する者の割合	22.6%(2010年4月1日) 0歳児 9.2% 1～2歳児 29.5%	[3歳未満] ・特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり，3歳未満児の保育サービス利用は2割未満 [3歳未満児の保育サービス利用割合] ・旧西ドイツ地域 14.6% ・旧東ドイツ地域 44.9% ・全ドイツ 20.4%(2009年) [3歳～就学前] ・3歳以上6歳未満の幼児すべてに保育サービスを受ける権利を保障。2013年夏以後満1歳にまで保障年齢を拡大の予定。 ・92.5%(2009)が幼稚園に就学 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の31.2%は5時間までの保育で給食なし	[3歳未満] ・集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実，3歳未満児の約半数が利用 ・認定保育ママの利用に対する保育費用補助など，家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 42%(2004年) ・集団託児所(一時保育所含む) 11% ・家庭保育所 3% ・認定保育ママ 29% このほか2歳児の25%が幼稚園に早期入学，半数近くが保育サービスを利用 [3歳～就学前] ・3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 ・ほぼ100%が幼稚園に就学

資料出所 厚生労働省(2009.10)「福祉行政報告例」，同(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」，同(2004.9)「2003～2004年海外情勢報告」，内閣府(2007)重点戦略検討会議・基本戦略分科会資料等

ドイツ：Statistisches Bundesamt(2007) *Pressemitteilung vom 1. März 2007*，同(2007.3) *285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung, SGB VIII s*
フランス：DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*，同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*

- (注) 1) 託児所のほか，複合保育所(Kindertagesstaette)がある。これは，(1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe)，(2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten)，(3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。
2) 2005年1月より，保育整備法が施行され，連邦政府は，州及び市町村(Kommune)に対し，失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から，毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-17表 障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

雇用率制度	
日本	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」 [対象となる障害者] 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。</p> <p>[雇用率] 常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている(国、地方公共団体、特殊法人等2.1%、都道府県等の教育委員会2.0%)。短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。</p> <p>[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の一般民間企業事業主は、1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者301人以上)。※改正障害者雇用促進法が2010年4月に施行され、障害者雇用納付給付金制度の対象事業主が拡大される。常用雇用労働者201人以上の事業主は2010年7月から、101人以上の事業主は2015年4月から対象に。また、2010年7月から短時間労働(週労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率制度の対象となり、常用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を0.5人としてカウントする。</p> <p>[助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人27,000円)が支給される。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額21,000円)が支給される。</p>
ドイツ	<p>「重度障害者法」 [対象となる障害者] ・ 重度障害者(障害の程度50以上の者) ・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) ・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点)</p> <p>[雇用率] 2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき従業員20人以上の事業主を対象に、雇用率を6%から5%に引下げ、2002年10月までに5万人の重度障害者失業者を減らせない時は、2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は、労働環境への統合が特に困難な重度障害者については、雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント、企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし、特別に認められる場合は3人と計算する。</p> <p>[負担金の徴収方法] ・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 ・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。</p> <p>[助成方法] ・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の30%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。 ・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。</p>

雇用率制度

フ ラ ン ス	<p>〔労働法典〕</p> <p>〔対象となる障害者〕 身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実的に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。</p> <p>〔雇用率〕 賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。ただし、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。</p> <p>〔負担金の徴収方法〕 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(最低賃金時給の400～600倍)を障害者職業編入基金(AGEFIPH)に納付する。</p> <p>〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>
------------------	--

雇用差別禁止法制度

ア メ リ カ	<p>障害を持つアメリカ国民法(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。</p> <p>〔対象となる障害者〕 個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)</p> <p>〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。</p> <p>〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。</p>
イ ギ リ ス	<p>「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。</p> <p>〔対象となる障害者〕 通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。</p> <p>〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同様の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。</p> <p>〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。</p>

資料出所 (独)高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2008.4)「諸外国における障害者雇用施策の現状と課題」
フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

第9-18表 一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）

Table 9-18: Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex

(時間・分/Hours and minutes per day)						
国 Country	日本 JPN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	フィンランド ^d FIN
調査年月 Reference period	2006.10	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	1999.3～ 2000.3
(男性/Male)						
個人的ケア ^{a)}	10.32	10.06	10.21	11.21	9.58	10.07
睡眠 ^{b)}	7.44	8.11	7.60	8.24	7.53	8.12
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.48	1.55	2.21	2.58	2.05	1.56
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	7.10	5.33	4.54	5.42	5.09	5.24
学習 ^{e)}	0.13	0.09	0.11	0.02	0.07	0.08
家事と家族のケア ^{f)}	0.51	1.54	1.52	1.53	2.22	1.59
自由時間 ^{g)}	3.41	4.34	5.07	3.49	4.47	4.55
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.06	0.15	0.13	0.11	0.11
他の自由時間 ⁱ⁾	3.37	4.27	4.52	3.36	4.36	4.44
うちテレビ ^{j)}	2.00	2.14	1.45	1.46	1.48	2.03
移動 ^{k)}	1.29	1.36	1.31	1.10	1.32	1.17
うち通勤 ^{l)}	0.50	0.39	0.36	0.37	0.28	0.25
その他 ^{m)}	0.05	0.07	0.04	0.03	0.05	0.10
(女性/Female)						
個人的ケア ^{a)}	10.31	10.32	10.42	11.35	10.27	10.24
睡眠 ^{b)}	7.28	8.25	8.11	8.38	8.05	8.22
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.03	2.07	2.31	2.57	2.23	2.03
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	5.12	3.54	3.33	4.30	3.55	4.07
学習 ^{e)}	0.14	0.12	0.19	0.02	0.10	0.13
家事と家族のケア ^{f)}	3.23	3.28	3.11	3.40	3.32	3.21
自由時間 ^{g)}	3.16	4.13	4.44	3.05	4.22	4.30
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.11	0.12	0.09	0.10	0.11
他の自由時間 ⁱ⁾	3.12	4.02	4.33	2.56	4.13	4.19
うちテレビ ^{j)}	1.52	1.51	1.27	1.23	1.26	1.40
移動 ^{k)}	1.16	1.33	1.27	1.05	1.28	1.16
うち通勤 ^{l)}	0.33	0.27	0.24	0.30	0.23	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.09	0.05	0.04	0.05	0.08

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2007)「平成18年社会生活基本調査」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

第9-19表 生活・社会・文化水準

Table 9-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数 ¹⁾ PC ownership	台	67.4	79.9	94.6	81.2	65.3	65.9	37.0	54.4
インターネット利用者数 Internet users	台	75.4	74.0	75.4	76.2	75.3	68.2	41.9	76.5
自動車保有台数 Vehicles in use	台	595	820	597	527	623	600	677	338
日刊紙発行部数 ²⁾ Daily newspaper circulation	部	551.2	193.2	174.6	289.8	267.5	163.5	137.1	—
テレビ保有世帯率 Percentage of households with a television	%	99.8	94.7	98.8	98.2	94.4	97.0	97.8	118.4
公的財政支出教育費 ³⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	3.3	5.0	4.8	5.2	4.1	5.5	4.6	4.5
研究・開発費 ⁴⁾ (政府 ⁵⁾ の財源割合) Percentage of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2007年) 15.6	(2007) * 27.7	(2008) * 31.3	(2007) 29.3	(2006) 27.8	(2006) 38.4	(2006) 48.3	(2007) 24.8
医師数 ⁶⁾ Physicians	人	2.1	2.3	1.9	2.2	3.4	3.4	3.7	1.6
病床数 ⁶⁾ Hospital beds	台	14.0	3.1	3.4	3.9	8.3	7.3	3.9	8.6
医療費支出(対GDP比率) ⁷⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	8.1	15.3	10.0	8.2	10.6	11.0	9.0	6.4
公的医療費支出の割合 ⁸⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	81.3	45.8	70.4	87.3	76.9	79.7	77.2	55.7
下水処理施設の普及状況 ⁹⁾ Percentage of the population served by public sewage treatment	%	(2005年) 69.3	(1996) 71.4	(1999) * 71.7	(2005) 97.1	(2004) 93.5	(2004) 80.1	(1999) 68.6	(2005) 83.0
道路延長 ¹⁰⁾ Length of the road network	1000 km	(2006年) 1,197	(2005) 6,544	(2007) 1,409	(2007) 420	(2006) 644	(2007) 951	(2005) 488	(2007) 102
エネルギー輸入量 ¹¹⁾ Imports of commercial energy	1000 t	437,804	816,815	74,225	140,934	255,599	174,552	198,832	211,149

資料出所 総務省統計局(2010.4)「世界の統計2010」

* …暫定値又は推計値

- (注) 1) 日本とイタリアは2005年の数値。
 2) 平均発行部数。国内外で直接販売した部数、定期購読販売部数及び無料配布部数。フランスは2005年値。
 3) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。高等教育以外の中等後教育を含む。日本は前年4月から3月の学校年度。カナダは2005年。
 4) 当該国内で実施された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。韓国は社会科学及び人文科学を除く。アメリカは人文科学を除く。
 5) 政府：中央・地方政府。主に政府に管理され、政府の資金によって運営されている非営利団体を含む。
 6) 医師数、病床数：2002～2007年の期間内で得られる最新の数値。
 7) 医療費支出：公的支出＋私的支出。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
 8) 公的医療費支出：政府(中央及び地方)予算及び社会(強制)健康保険基金からの支出等。
 9) (下水処理施設のある)公共下水道が利用可能な人口の割合。イギリスはイングランド及びウェールズのみ。
 10) 原則として、各年末現在における道路延長。道路の分類及び定義は国(地域)により異なる。
 11) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。イタリアはサンマリノを含む。

第9-20-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-20-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons) <出勤日/Working day>		335	138	329	264	355	305	309	190
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
入社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 ^{p)}	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 ^{q)}	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる 時間 ^{s)}	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	75.1	96.3	18.0	31.5
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 ^{p)}	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 ^{q)}	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる 時間 ^{s)}	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	213.5	238.1	58.6	66.9

a) Ringing up time; b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-20-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

		(平均値/Average)							
	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の) 食事時間 ^{k)} (分/minutes)		52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の) 休憩・休息時間 ^{m)} (分)		30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の) 残業時間 ⁿ⁾ (分)		48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	77.5	116.0	23.7	25.7
時間 ^{s)}									
<休日/Day off>									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{p)}	(分)	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	225.0	239.0	61.7	55.2
時間 ^{s)}									

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-20-3: Workday/Holiday time use (employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
入社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{k)}	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)}	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>									
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-21表 女性の社会参加に関する指標（GEM値）¹⁾

Table 9-21: Gender Empowerment Measure

国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007-08	2009	
日本	JPN	0.490	0.515	0.531	0.534	0.557	0.557	0.567
アメリカ	USA	0.707	0.760	0.769	0.793	0.808	0.762	0.767
カナダ	CAN	0.739	0.771	0.787	0.807	0.810	0.820	0.830
イギリス	GBR	0.656	0.675	0.698	0.716	0.755	0.783	0.790
ドイツ	DEU	0.756	0.776	0.804	0.813	0.816	0.831	0.852
イタリア	ITA	0.524	0.561	0.583	0.589	0.653	0.693	0.741
オランダ	NLD	0.739	0.794	0.817	0.814	0.844	0.859	0.882
ベルギー	BEL	0.725	0.695	0.808	0.828	0.855	0.850	0.874
デンマーク	DNK	0.791	0.825	0.847	0.860	0.861	0.875	0.896
スウェーデン	SWE	0.794	0.831	0.854	0.852	0.883	0.906	0.909
フィンランド	FIN	0.757	0.801	0.820	0.833	0.853	0.887	0.902
ノルウェー	NOR	0.825	0.837	0.908	0.928	0.932	0.910	0.906
ロシア	RUS	0.426	0.440	0.467	0.477	0.482	0.489	0.556
韓国	KOR	0.323	0.363	0.377	0.479	0.502	0.510	0.554
シンガポール	SGP	0.505	0.594	0.648	0.654	0.707	0.761	0.786
マレーシア	MYS	0.468	0.503	0.519	0.502	0.500	0.504	0.542
タイ	THA	—	0.457	0.461	0.452	0.486	0.472	0.514
フィリピン	PHL	0.479	0.539	0.542	0.526	0.533	0.590	0.560
オーストラリア	AUS	0.715	0.754	0.806	0.826	0.833	0.847	0.870
ニュージーランド	NZL	0.731	0.750	0.772	0.769	0.797	0.811	0.841
ブラジル	BRA	—	—	—	—	0.486	0.490	0.504
メキシコ	MEX	0.514	0.516	0.563	0.583	0.597	0.589	0.629

資料出所 United Nations Development Programme(2009.10) *Human Development Reports 2009*

(注) 1) GEM値とは、ジェンダー・エンパワーメント指数(Gender Empowerment Measure)を指し、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出している。

参 考

労働統計のホームページアドレス

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ホームページ (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/link.htm>) を参照されたい。

----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

----- 各国・地域の統計機関 -----

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

国家統計局 —Office for National Statistics

<http://www.statistics.gov.uk/default.asp>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国家統計局 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク 国家統計局 —The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)
<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク 統計局 —Statistics Denmark
<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン 統計局 —Statistics Sweden (SCB)
<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド 統計局 —Statistics Iceland
<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド 中央統計局 —Central Statistics Office Ireland
<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス 連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office
<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute
<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service
<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China
<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港政府統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国労働部 —Ministry of Employment and Labor (MOEL)

<http://www.moel.go.kr/>

韓国国家統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

韓国労働研究院 —Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://web.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計局 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://www.census.gov.ph/>

労働雇用省統計部 —Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)

<http://www.bles.dole.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計局 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

データブック 国際労働比較 (2011年版)

2011年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2011 JILPT

ISBN978-4-538-49038-0